

会 議 録 目 次

平成29年第4回曾於市議会定例会

会期日程	1
○12月1日（金）	
議事日程第1号	3
開 会	5
開 議	5
仮議席の指定	5
議長の選挙	6
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
副議長の選挙	9
常任委員の選任	11
議会運営委員の選任	12
大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙	13
曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙	14
曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	15
曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙	16
議会広報等調査特別委員会の設置について	17
同意案第24号	18
散 会	20
○12月4日（月）	
議事日程第2号	21
開 議	23
議長諸般の報告	23
市長の一般行政報告	23
承認案第5号～承認案第7号	23
同意案第23号	36
議案第71号	45
議案第64号～議案第70号、議案第72号～議案第77号	46
散 会	51
○12月11日（月）	

議事日程第 3 号	53
開 議	55
議案第64号～議案第66号	55
議案第67号	61
議案第68号～議案第69号	62
議案第71号	65
議案第70号、議案第72号	74
議案第73号	88
議案第74号～議案第76号	101
散 会	102

○12月15日（金）

議事日程第 4 号	103
開 議	105
一般質問	
上村 龍生 議員	105
徳峰 一成 議員	118
渡辺 利治 議員	142
迫 杉雄 議員	157
散 会	176

○12月18日（月）

議事日程第 5 号	177
開 議	179
一般質問	
松ノ下いずみ 議員	179
宮迫 勝 議員	186
岩水 豊 議員	202
散 会	221

○12月22日（金）

議事日程第 6 号	223
開 議	226
議案第64号～議案第66号	226
議案第67号	230
議案第68号、議案第69号	231
議案第70号	233

議案第71号	235
議案第72号	238
議案第73号	246
議案第74号～議案第76号	254
議案第77号	257
同意案第25号	258
同意案第26号	260
同意案第27号、同意案第28号	263
議案第78号、議案第79号	268
議案第80号	278
議案第81号～議案第87号	281
発議第4号	287
閉会中の継続調査申出について	289
議員派遣の件について	289
閉　　会	290

平成29年第4回曾於市議會定例会

会 期 日 程

平成29年第4回曾於市議會定例会会期日程

会期22日間

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	1	金	本 会 議	○開会 ○仮議席の指定 ○議長の選挙 ○議席の指定 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○副議長の選挙 ○常任委員の選任 ○議会運営委員の選任 ○一部事務組合議会議員の選挙 ○議会広報等調査特別委員会の設置 ○監査委員の選任
	2	土	休 日	
	3	日	休 日	
	4	月	本 会 議	○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
	5	火	休 会	
	6	水	休 会	
	7	木	休 会	
	8	金	休 会	
	9	土	休 日	
	1 0	日	休 日	
	1 1	月	本 会 議	○議案等の質疑・委員会付託

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	1 2	火	休 会	委員会
	1 3	水	休 会	委員会
	1 4	木	休 会	委員会
	1 5	金	本 会 議	○一般質問
	1 6	土	休 日	
	1 7	日	休 日	
	1 8	月	本 会 議	○一般質問
	1 9	火	休 会	
	2 0	水	休 会	
	2 1	木	休 会	
	2 2	金	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

平成29年第 4 回曾於市議會定例会

平成29年12月 1 日

(第 1 日目)

平成29年第4回曾於市議会定例会会議録（第1号）

平成29年12月1日（金曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 仮議席の指定

第2 議長選挙

追加

（第1号の2）

第3 議席の指定

第4 会議録署名議員の指名

第5 会期の決定

第6 副議長選挙

第7 常任委員の選任

第8 議会運営委員の選任

第9 大隅曾於地区消防組合議会議員選挙

第10 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員選挙

第11 曾於地区介護保険組合議会議員選挙

第12 曾於北部衛生処理組合議会議員選挙

第13 議会広報等調査特別委員会の設置について

追加

（第1号の3）

第14 同意案第24号 監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1 番	重 久 昌 樹	2 番	松ノ下 いずみ	3 番	鈴 木 栄 一
4 番	岩 水 豊	5 番	渕 合 昌 昭	6 番	上 村 龍 生
7 番	宮 迫 勝	8 番	今 鶴 治 信	9 番	九 日 克 典
10 番	伊地知 厚 仁	11 番	土 屋 健 一	12 番	山 田 義 盛
13 番	大川内 富 男	14 番	渡 辺 利 治	15 番	海 野 隆 平
16 番	久 長 登良男	17 番	谷 口 義 則	18 番	迫 杉 雄
19 番	徳 峰 一 成	20 番	原 田 賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 継 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 吉 田 宏 明
専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (25名)

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	外 山 直 英
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	東 山 登	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	吉 野 実	商 工 観 光 課 長	荒 武 圭 一
企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	桂 原 光 一	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	持 留 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農業委員会事務局長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一		

○議会事務局長（浜田政継）

本日は、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席の議員の中で大川内富男議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

それでは、大川内富男議員、議長席にお着きください。

（大川内富男議員議長席に着く）

○臨時議長（大川内富男）

ただいま御紹介いただきました大川内でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行いますので、何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

開会 午前10時00分

_____・_____・_____

○臨時議長（大川内富男）

ただいまから平成29年第4回曾於市議会定例会を開会いたします。

○臨時議長（大川内富男）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

_____・_____・_____

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（大川内富男）

日程第1、仮議席の指定を行います。

議事の進行上、仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

ここで定例会の開会に当たり、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

おはようございます。今回の市議会議員選挙で当選をされました各議員の皆さん、御当選おめでとうございます。市民の要望も多岐にわたっております。皆様には地域の市民の代表として曾於市発展のため、今後ますます活躍されることを心から御期待申し上げ、市長としての御挨拶といたします。

○臨時議長（大川内富男）

ここで暫時休憩いたします。

_____・_____・_____

休憩 午前10時03分

再開 午前10時11分

○臨時議長（大川内富男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（大川内富男）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○臨時議長（大川内富男）

ただいまの出席議員数は20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、重久昌樹議員及び松ノ下いずみ議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（大川内富男）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大川内富男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（大川内富男）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

それでは、仮議席順に申し上げます。なお、臨時議長は最後に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、

13番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、14番。

(投票)

○臨時議長（大川内富男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（大川内富男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。重久議員及び松ノ下議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（大川内富男）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票20票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、原田賢一郎議員11票、久長登良男議員9票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、原田賢一郎議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○臨時議長（大川内富男）

ただいま議長に当選されました原田賢一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました新議長、原田議員の御挨拶をお願いいたします。

○仮議席12番（原田賢一郎議員）

ただいま再度当選の告知を受けました原田賢一郎でございます。ただいま当選の再度の告知を受けまして、さらに事の重大さ、そしてまた、責任の重さを痛感いたしますとともに、今身の引き締まる思いでございます。

顧みますと、曲がりにも、2年間の議長を務めることができましたのも、ひとえに、議員各位の皆様の深い御理解と御協力のたまものと深く感謝を申し上げております。

この上は、曾於市民の社会福祉向上のために、開かれた議会、そして、活発な議論の展開のもとに、市民のための議会、そしてまた、市民の負託に応えるために一生懸命取り組んでまいりますので、皆様方の御指導、御協力のほどをよろしくお願いを申し上げまして、挨拶といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○臨時議長（大川内富男）

これで臨時議長の職務は終了いたしました。皆様の御協力に感謝いたします。ありがとうございました。

それでは、原田議長、議長席にお着き願います。

(臨時議長退席 議長着席)

○議長（原田賢一郎）

ここで、議事日程調整のため暫時休憩いたします。休憩中に議席の移動を行いますので、御協力をお願いいたします。

—————・—————
休憩 午前10時25分

再開 午前10時29分
—————・—————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付の追加議事日程（第1号の2）を本日の日程に追加し、議事を進めていきたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、これらの日程は、本日の日程に追加することに決しました。

—————・—————
日程第3 議席の指定

○議長（原田賢一郎）

それでは、日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長においてお手元に配付いたしました議席表のとおり、それぞれを指定いたします。

—————・—————
日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、鈴木栄一議員及び岩水豊議員を指名いたします。

—————・—————
日程第5 会期の決定

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第５、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。議員控室のほうにお集まりください。

休憩 午前１０時３０分

再開 午前１０時３７分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第６ 副議長の選挙

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第６、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に湊合昌昭議員及び上村龍生議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会議務局長（浜田政継）

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番、20 番。

（投票）

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。渕合議員及び上村議員の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数20票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票20票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、山田義盛議員11票、大川内富男議員9票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、山田義盛議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

ただいま副議長に当選されました山田義盛議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました新副議長山田議員の御挨拶をお願いいたします。

○12番（山田義盛議員）

それでは、お礼の御挨拶をさせていただきます。

先ほどの場で私の決意で述べさせていただきましたけど、私、この4年間、大変なこともいろいろ聞いております。自分でも体験しておりますので、そういう二元代表制に基づいて議長のサポート役として懸命に働きますので、どうかよろしくお

願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（原田賢一郎）

以上で副議長の選挙を終わります。

ここで暫時休憩いたします。議員控室のほうにお集まりください。

休憩 午前 10 時 48 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 常任委員の選任

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第 7、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、総務常任委員に宮迫勝議員、今鶴治信議員、伊地知厚仁議員、土屋健一議員、渡辺利治議員、海野隆平議員、久長登良男議員、以上 7 人、文教厚生常任委員に松ノ下いずみ議員、鈴木栄一議員、上村龍生議員、原田賢一郎議員、大川内富男議員、谷口義則議員、徳峰一成議員、以上 7 人、建設経済常任委員に重久昌樹議員、岩水豊議員、刈合昌昭議員、九日克典議員、山田義盛議員、迫杉雄議員、以上 6 人をそれぞれ指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よつて、ただいま指名しました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第 9 条第 2 項及び同条例第 10 条第 1 項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間にそれぞれの常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

総務常任委員会は第 3 委員会室、文教厚生常任委員会は第 2 委員会室、建設経済常任委員会は第 1 委員会室で開催願ひます。

各常任委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 34 分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました各常任委員会から正副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、報告します。

総務常任委員長に宮迫勝議員、同副委員長に伊地知厚仁議員、文教厚生常任委員長に徳峰一成議員、同副委員長に鈴木栄一議員、建設経済常任委員長に迫杉雄議員、同副委員長に重久昌樹議員、以上のとおりであります。

ここで暫時休憩します。議員控室のほうに集まりください。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8 議会運営委員の選任

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第 8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、重久昌樹議員、岩水豊議員、宮迫勝議員、今鶴治信議員、伊地知厚仁議員、渡辺利治議員、久長登良男議員、以上 7 人を議会運営委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員を議会運営委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第 9 条第 2 項及び同条例第 10 条第 1 項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間に議会運営委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。議会運営委員の方々は第 3 委員会室にお集まりください。

議会運営委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時 0 2 分

再開 午後 1 時 1 4 分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました議会運営委員会から正副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、報告します。

委員長に久長登良男議員、副委員長に岩水豊議員、以上のとおりであります。

ただいま選任されましたそれぞれの委員会の委員長及び副委員長の方は演壇の前にお並びください。

（各常任委員会正副委員長整列）

○議長（原田賢一郎）

ここで正副委員長を代表いたしまして、総務常任委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

それでは、一言御挨拶申し上げます。

先ほど議員諸氏の御信任をいただき、各常任委員会の委員長、副委員長を選任していただきました。議会の活性化、そして、市民生活の向上に向けて、さらなる邁進していく所存でございますので、議員の皆さんの御指導をよろしくお願いいたします。

○議長（原田賢一郎）

ここで暫時休憩します。議員控室のほうにお集まりください。

休憩 午後 1 時 1 6 分

再開 午後 1 時 2 4 分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第 9、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を議題といたします。

大隅曾於地区消防組合議会の議員は、組合規約により第5条第1項の議員2人、第5条第2項の議員1人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大隅曾於地区消防組合議会の第5条第1項の議員に原田賢一郎議員及び宮迫勝を、第5条第2項の議員に久長登良男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました3人の議員の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました原田賢一郎議員、宮迫勝議員、久長登良男議員が、大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました原田議員、宮迫議員、久長議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

————— ・ ——— ・ —————

日程第10 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第10、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙を議題といたします。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員は、組合規約により2人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に、迫杉雄議員、重久昌樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人の議員の方を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました迫杉雄議員、重久昌樹議員が、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました迫杉雄議員、重久昌樹議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

—————・—————

日程第11 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第11、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を議題といたします。

曾於地区介護保険組合議会議員は、組合同約により2人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於地区介護保険組合議会議員に、徳峰一成議員、鈴木栄一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人の議員の方を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました徳峰一成議員、鈴木栄一議員が、曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました徳峰一成議員、鈴木栄一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第12 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第12、曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙を議題といたします。

曾於北部衛生処理組合議会の議員は、組合規約により3人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於北部衛生処理組合議会議員に、宮迫勝議員、伊地知厚仁議員、山田義盛議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました3人の議員の方を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました宮迫勝議員、伊地知厚仁

議員、山田義盛議員が、曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました宮迫勝議員、伊地知厚仁議員、山田義盛議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第13 議会広報等調査特別委員会の設置について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第13、議会広報等調査特別委員会の設置について議題といたします。

本件については、議会活動にかかわる情報を市民に提供することにより、市民の行政への関心、意識の高まりに応え、引いては、議会の幅広い活動を理解してもらい、積極的な住民参加が図られることが期待されます。そこで、6人の委員をもって構成する議会広報等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中も継続して調査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、本件については、6人の委員をもって構成する議会広報等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで、閉会中も継続して調査することに決しました。

ただいま設置されました議会広報等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、重久昌樹議員、松ノ下いずみ議員、鈴木栄一議員、岩水豊議員、今鶴治信議員、伊地知厚仁議員、以上6人を議会広報等調査特別委員会の委員に指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員を、議会広報等調査特別委員会の委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第9条第2項及び同条第10条第1項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間に議会広報等調査特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。議会広報等調査特別委員会の方々は第3委員会室に集まりください。

議会広報等調査特別委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時41分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました議会広報等調査特別委員会から正副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、報告します。

委員長に岩水豊議員、副委員長に松ノ下いずみ議員、以上のとおりであります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時46分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま市長から同意案第24号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第14として議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、同意案第24号を日程に追加し、追加日程第14として議題とすることと決定いたしました。

追加日程第14 同意案第24号 監査委員の選任について

○議長（原田賢一郎）

追加日程第14、同意案第24号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、土屋健一議員の退席を求めます。

（土屋健一議員 退場）

○議長（原田賢一郎）

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

追加日程第14、同意案第24号、監査委員の選任について説明をいたします。

議会選出の曾於市監査委員として土屋健一氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議

くださるようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第24号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、同意案第24号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これから同意案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。同意案第24号、監査委員の選任については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。同意案第24号、監査委員の選任については、同意することに決しました。

土屋議員の入場を許可します。

（土屋健一議員 入場）

○議長（原田賢一郎）

土屋議員にお知らせいたします。

同意案第24号は同意されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、月曜日4日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

_____ . _____ . _____

散会 午後 1 時 4 9 分

平成29年第 4 回曾於市議會定例会

平成29年12月 4 日

(第 2 日目)

平成29年第4回曾於市議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月4日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 議長諸般の報告

第2 市長の一般行政報告

（以下3件一括議題）

第3 承認案第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度曾於市一般会計補正予算（第4号））

第4 承認案第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度曾於市一般会計補正予算（第5号））

第5 承認案第7号 専決処分の承認を求めることについて（御平田地区道路災害復旧工事（広域農道）請負変更契約の締結）

第6 同意案第23号 農業委員会委員の任命について

第7 議案第71号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）

（以下13件一括提案）

第8 議案第64号 曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

第9 議案第65号 曾於市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

第10 議案第66号 曾於市農村地域工業等導入促進条例の廃止について

第11 議案第67号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

第12 議案第68号 市の境界変更について

第13 議案第69号 字の区域変更について

第14 議案第70号 指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）

第15 議案第72号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

第16 議案第73号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について

第17 議案第74号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

第18 議案第75号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

- 第19 議案第76号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 第20 議案第77号 平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1 番	重 久 昌 樹	2 番	松ノ下 いずみ	3 番	鈴 木 栄 一
4 番	岩 水 豊	5 番	湊 合 昌 昭	6 番	上 村 龍 生
7 番	宮 迫 勝	8 番	今 鶴 治 信	9 番	九 日 克 典
10 番	伊地知 厚 仁	11 番	土 屋 健 一	12 番	山 田 義 盛
13 番	大川内 富 男	14 番	渡 辺 利 治	15 番	海 野 隆 平
16 番	久 長 登良男	17 番	谷 口 義 則	18 番	迫 杉 雄
19 番	徳 峰 一 成	20 番	原 田 賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 継 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 吉 田 宏 明
 専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	外 山 直 英
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	東 山 登	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	吉 野 実	商 工 観 光 課 長	荒 武 圭 一
企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	桂 原 光 一	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	持 留 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農業委員会事務局長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一		

開議 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議長諸般の報告

○議長（原田賢一郎）

日程第1、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第2 市長の一般行政報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第2、市長の一般行政報告であります。

報告については、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第3 承認案第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度曾於市一般会計補正予算（第4号））

日程第4 承認案第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度曾於市一般会計補正予算（第5号））

日程第5 承認案第7号 専決処分の承認を求めることについて（御平田地区道路災害復旧工事（広域農道）請負変更契約の締結）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第3、承認案第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度曾於市一般会計補正予算（第4号））から、日程第5、承認案第7号、専決処分の承認を求めることについて（御平田地区道路災害復旧工事（広域農道）請負変更契約の締結）までの3件を一括議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第3、承認案第5号から日程第5、承認案第7号まで、一括して説明をいたします。

まず、日程第3、承認案第5号、専決処分の承認を求めることについて、説明をいたします。

本案は、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第

1 項の規定により平成29年10月 2 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。一般会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に2,404万4,000円を追加し、総額を232億3,394万9,000円とするものです。

次に、予算の概要を説明しますので、一般会計補正予算に関する説明書の 3 ページをお開きください。

今回の補正予算は、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を行うために行ったものであり、歳入については、県支出金の衆議院議員選挙委託金を2,393万8,000円、最高裁判所裁判官国民審査委託金を10万6,000円追加しております。

歳出については、総務費の衆議院議員選挙費を2,393万8,000円、最高裁判所裁判官国民審査費10万6,000円を追加しております。

次に、日程第 4、承認案第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。

本案は、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第 5 号）を地方自治法第179条第 1 項の規定により平成29年11月 2 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

一般会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に6,000万円を追加し、総額を233億3,394万9,000円とするものです。

第 2 条は地方債の補正であり、4 ページの第 2 表のとおり、現年発生農業用施設災害復旧費の限度額を4,050万円に変更しております。

予算の概要を説明しますので、一般会計補正予算に関する説明書の 3 ページをお開きください。

今回の補正予算は、大雨により被害を受けた農業用施設の復旧を迅速に行うために行ったものであり、歳入については、県支出金の現年発生農業用施設災害復旧費補助金を3,900万円、繰越金を210万円、市債の現年発生農業用施設災害復旧費を1,890万円追加しております。

歳出については、災害復旧費の現年発生農地・農業用施設災害復旧費を6,000万円追加しています。

次に、日程第 5、承認案第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。

平成28年に発生した広域農道の災害現場において、平成29年 9 月22日の局地的豪

雨により新たな災害が発生しました。広域農道は、曾於地域の産業発展及び住民生活に欠かせない重要な基幹路線であり、一刻も早い復旧が望まれるため、11月1日に九州農政局及び九州財務局と協議し、12月4日に実施される国の災害査定前に着工できる応急本工事の了解が得られたところであります。これにより、工事請負変更契約の必要が生じ、変更後の請負契約額が1億5,000万円を超え、議会の議決に付さなければならない契約となりましたが、特に緊急を要するため、今回、一般会計補正予算（第5号）とあわせて、工事請負変更契約の締結を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上で、日程第3、承認案第5号から、日程第5、承認案第7号まで一括して説明いたしました。よろしく御承認くださるようお願いいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

まず承認案の第5号について、1点質問をいたします。

今回のこの専決処分は、さきの衆議院選挙に関する専決処分でございます。この衆議院選挙だけでなく、例えば、さきの市長選挙、あるいは、今回の市議選挙を含めて、曾於市においては、流れとして投票率がずっと下がってきております。

今回、提案されている予算等の内容は、もちろん衆議院選挙から直接的な運営関係でございますが、例えば、投票率を検討した上で、どうしても控える方向での改善点は当然あります。それについては、基本的には市の単独予算となりますが、これらを含めて、今後やはり長期的な立場で、なぜ、曾於市の場合、このように投票率が毎回下がってきているのかを、十分検討して、分析した上で、曾於市としてやらなければならない、あるいは、できる点は今後予算措置を含めてやはり対応すべきだと思います。

これらについての議論が当然されていると思いますので、その1点だけの質問でございます。

次に、承認案第6号についてでございますが、1点だけ、確認方々の質問でございます。

12月の最終段階になつての専決処分の提案であります。基本的には全て予算化されたものについては、本年度29年度末までに事業が終了する見込みと確認してよろしいのかの質問でございます。

次に、承認案の第7号、これは最も大きな内容でございますが、さきの全員協議会でも当局から説明がありました。1点だけ質問でございます。これについて、私

はいろんな教訓点が、今後、反省すべき点も含めてあろうかと思っております。

今回の提案を行うに当たって、これまでの流れ、経過を含めて、総括的な現段階での議論がされているし、またされなければならない。それを踏まえた今回の提案でなければならないと思っております。

今後に生かすべき教訓点、反省点、続いて、現時点での当局の総括についてお聞かせください。

以上、3点です。

○市長（五位塚剛）

まず承認案第5号の選挙に関する問題であります。

投票率が前回からまた3つ選挙がありましたけれども、少しずつ落ちております。いろいろな原因が考えられますが、今回の選挙を通じて、一応、選管のほうになぜ投票率が落ちているのか、そのあたりの分析をなさいという指示をいたしております。

この間、投票率を上げるためのいろいろな手立てをしておりますけれども、それでも一定落ちております。そういう意味では、原因があると思っております。

また、高校生以上の人たちが投票できるようになっておりますけれども、実際にはなかなか投票に若い人たちが行っていない実情もあります。

また、この投票のやり方が、やはり期日前投票が相当ふえてきておりますので、その部分は理解ができるのですけれども、当日投票がかなり30%から35%の人たちが投票に行かないという大きな要因がありますので、このことについても引き続き調査をして、投票率を上げるための独自の対策を進めていきたいと思っております。

次に、承認案第6号の事業については、基本的には、来年、年を越して、3月末までには基本的には事業が終了すると思っております。

第7号についてですけれども、総括的に学ぶべきものがあるのかという御質問であります。今回の広域農道についての災害については、いろんな要因がありました。私たちもその災害の要因についてかなり議論をいたしまして、その対策も今後検討しなければならないと認識しております。

今回は、そういう災害復旧の中で再度災害が起きました。このことについても現場にも出向き、また工事関係者の方々を含めて、かなり議論をいたしました。今後、このような災害が二度と起きない形での取り組みは当然必要だと思っております。

耕地課だけでなく、建設課、またはほかの関係のいろんな公共事業に対しての事業のあり方を含めて、再度、反省等を含めて、引き続き努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず承認案の第5号について、選管に指示しているということでございますが、これはやはり当局だけではなく、私、議会にとっても非常に今後重要な問題として位置づけて、お互いに考えていかなければならない問題だと思っております。

やはり検討するのは当局でありますので、私は、市当局としての今後の投票率引き上げについて十分協議された上での一つの方針、計画といいますか、それを文書でやはりまとめて、議会を含めて、あるいは、場合によっては、市民にも提示すべきだと思うんです。そうした組織的な対応が今後また計画的な対応が大事ではないかと思っております。その点での考え方と、もし出すとしたらいつをめどに出すべきか。これは、ぜひ出していただきたいと思っております。答えていただきたいと思っております。

それから、承認案7号についても、やはり議会に対しては、それなりの文書でもって、この間の教訓、今後に生かすべき点等についても、そう分量は必要ではないので、やはり考え方を示すべきだと思うんです。これを踏まえて、今後、議会を含めて考えて、生かしていったらいいのではないかと思っております。

この2点についての答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

選挙の投票率の問題であります。投票に行かない方々が、先ほども言いましたように、3割から場合によっては4割行かないという状況が出ております。

今、この方々にアンケートができるのかということでも指示をいたしましたけれども、残念ながら本人のプライバシーの関係があるから、なかなかそれは難しいものがあるということでありました。しかし、なぜ行かないのかについては、やはり市民の中で選挙に関する認識の低下、要するに、選挙に行っても変わらないのではないかということがあるのかと考えております。

同時に、長期入院の方々、また、施設に入っている方々が投票の仕方がどのような形でできるかという、啓発というのが、やはり我々行政からも各施設に入っている方々に、このような形で投票はできますという一定の努力が必要だと思っております。

そのことを含めて、今、検討をしておりますので、一定のめどができましたら、また文書にまとめて報告はしたいと思っております。

あと災害の問題であります。基本的には、今回の広域農道も含めて、いろんな災害が起きております。職員の体制の問題を含めて、非常に今回も去年から苦勞しております。また、業者の問題も含めて、非常に大変苦慮しておりました。そういう意味で、今後このような災害が起きた場合の体制づくりを、やはり一定の文書化

することは非常に大事だと思っております。時期が来たら、これも含めて報告したいと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

承認案第5号について一言加えておきますと、特に高校生の場合は、市長選挙のデータでありますけれども、投票に行った生徒が4割台であります。市長、しかし、19歳から22歳、23歳までは、選挙に行った人が、わずか3人に1人なのです。3割台なのです。4割に行っていないのです。やっと24歳になると4割になっている。特に若者が非常に投票離れをしているのです。ですから、これは全国的な傾向かもしれないかもしれませんけれども、わずかな人口の曾於市でもそんな状況でありますので、これを、できる点と厳しい点が恐らくあろうかと思しますので、それを含めて、やはり計画的に対応すべきではないかと思っております。一気には行かないでしょうけれども、それにしても、余りにもずっと過去10年間のデータを見ますと、このままでは歯どめがきかない状況でありますので、そうしたまとまった文章で示して、お互いに、議会も含めて対応をしていくべき問題ではないかと思っています。答弁はよろしいです。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（迫 杉雄議員）

承認案第7号について、今、徳峰議員のほうがるる質問をして答弁をいただきました。再度、確認がてらですが、2回目の工事延長について、3月20日が区切られています。先ほどの市長の答弁の中で、いろいろと職員やら市側の対応も一生懸命だったということは伝わるわけですが、自然というのは想定外以上のものがあって、今回のこの災害工事の中の、災害というのは考えられなかったと思います。そこらあたりを加味して、3月20日というのが、今後、また自然的なものが来れば、工期延長になるとなると3月年度を超えてしますということもありますが、3月20日にされた根拠的なものをおおまかでも答弁を求めたいと思います。

あわせて、やはり企業側、事業主側は一生懸命やっているということで、いろんな思惑があるかと思えます。これに対する先ほどの市長の答弁につきましては、やはり市の体制等も出る出ましたが、そこらあたりをもう1回確認の答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

まず工期の問題であります。通常の昨年の台風16号の災害については、随時やってきておりましたので、もう完成しているところも既にあります。

今回のところも、早く完成する予定でありましたが、今回、このような災害になりました。

工期については、やはり基本的には30年度の繰り越しというのは、あり得ませんので、これも業者のほうともよく詰めました。ただ、2月、3月となると意外と雨が多い時期でありますので、このことも協議をいたしました。問題は排水の工事を先行させる、二度と大雨が降った場合にこのようなことが起きないためのことを再度確認いたしました。県やら国とも十分打ち合わせをいたしまして、工期の設定をいたしましたけど、一日も早い全面開通を市民が望んでおりますので、安全第一にしながら、早期の完成を目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかにありませんか。

○17番（谷口義則議員）

ただいまの承認案第7号についての関連なのですが、今回、繰越明許費を議決しなかった、あるいは3月30日までに必ず施工するという根拠、いわゆる繰越明許ができない根拠があったのか。

例えば、繰越明許費を議決すれば、専決はせんでもよかったわけよな。そうでしょう。12月定例会で繰越明許費を議決すれば、もし何かあった場合に、3月31日まで終わらなくてもいいですよという保証なんですよ。ところが、それは、絶対、繰越明許はできなかったのか。できなければ、専決処分しなければしょうがなかったと思うんです。だから、専決処分をするかしないかは議会にとっては大事なことで、繰越明許費を、12月定例会が今開かれているわけですから、これが3月31日まで到底済まないだろうという想定ができれば、繰越明許をするべきなんです。そうすれば、専決する必要がなかったと私は判断する。

耕地課長。そこら辺を詳しく教えてください。

○耕地課長（小松勇二）

お答えいたします。まず私どもが一番に考えたのは、一刻も早く復旧をしたいということでございます。ということで、専決をさせていただいたところでございます。

といいますのは、この専決処分をしないと国の災害査定が12月、今週なんです、災害査定がございます。その中で、査定で審査を受けまして、決定が出てからの着手ということになります。そうしますと、2カ月ぐらいおくらせてしまうわけでございます。なので、専決処分をさせていただきまして、国のほうの応急本工事、いわゆる事前着手なのですが、その承認をいただきましたので、11月初めにはもう着手

をいたしております。

ということで、今回のようなことになったわけでございます。

それと、国との協議の中で、自己繰り越しは全体に避けてくれということでございましたので、繰り越しのことは考えずに3月まで、当然業者ともよく詰めましたが、3月末には完了するということでお願いしているところでございます。

○17番（谷口義則議員）

よくわかるのですが、今までも災害は明繰でずっと対応してきている現実があるわけですね。今回は急がなければならないというのはよくわかるのです。しかし、議会サイドから言うと、余りにも繰越明許費を、できるものをしないで、査定の関係でと言われますけれども、では、もう工事に移っているとすれば、議決前着工ではないですか。今、工事にすぐ移ったと言われたでしょう。

これは議決前着工ではないですか。きょうの議決がない前に着工されたのですか。

もう既に着工していると言われました。しかし、きょうの議決がないと、たとえ専決処分であっても、専決処分は否決されても有効なんだけど、議会サイドから言うと議決前着工に見えてしょうがない。そういったことには気をいけなきゃいけないと思うんですよ。

わかりましたか。

それならいいです。

○議長（原田賢一郎）

ほかにありませんか。

○6番（上村龍生議員）

承認案第7号の広域農道の災害の件。再度ですけれども、この広域農道の災害は、それ以外の台風災害は結構ありました。去年ですね。とはかなり性格が違って、私は6月議会のときにも、この広域農道は、災害が起きて、これは二次災害だと思うのです。再度災害が起きる可能性があるのです、そこはしっかりと対応をしていただきたいという申し入れというか、6月議会の時点でちゃんと確認をしております。

経緯は、これこれという流れは報告はなかったのですが、流れ的に中身を見れば、これは想定内の話だと思っているのです。想定をして、災害が起きる可能性が高いと、だから、起きないようにちゃんと手を打たないといけないということで、手立てをせらうと。

内容的にはどうなのですか。物すごく自然災害の災害だけではなくて、人的要素も加味された災害になったのではないかと。二次災害だと私は思っています。

ですから、その辺のところをしっかりと検証をしていただいて、最初に言った、通常の台風16号関連の災害がたくさんありました。これは想定外の不可抗力の部分が

あったと思うんですが、この広域農道の分については、かなり内容的には違うのではないかという認識を私は持っております。ですから、そのところの報告はしっかりと議会サイドにも示していただきたいという意見です。

○市長（五位塚剛）

今回の広域農道の災害については、本当に市民の皆さんたち、また、あの道路を利用される方に大変御迷惑をかけておるところでございます。

昨年の台風16号に対して、あのときの集中豪雨的な、あの雨量が私たちにも想定できなかった部分があります。

また、隣の伊万里木材さんからも排水が、この広域農道に流れておりましたので、そのことも伊万里さんについても、あの土場についての雨量計算をしていただきました、また、対策もしていただきまして、曾於市のこの広域農道の排水に一定量以上排水ができないようにその手だてもいたしました。また、国道からの排水についても、今の状況ではいけないということで、これについてもいろいろと検討はしております。

そういう中で今回起きた災害でありまして、やはり私たちもこのようなことが起きないように想定はしておりましたけれども、結果的に二次災害が起きまして、そのことの事実を県・国にも伝えまして、災害復旧中の災害ということで承認をいただきましたので、このような手だてをしていただきました。引き続き、この問題については、大きな教訓となるべきものがたくさんありますので、今後、我々行政としても反省をしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかにありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

同じく承認案第7号についてであります。参考資料でいただいている資料の中に、変更の工程表が入っております。

その工程表を見ますと、今回の災害については、「平成29年災」と記載されております。ということであれば、平成29年災であれば、翌年度に繰り越しができるのではないかというのが1点。

それと、今の市長の説明の中でありましたが、国道からの水、伊万里木材からの水による災害で、当初、今回も同じ状況ということであれば、それについての検証を踏まえて、例えば国道については国交省の管轄である、伊万里木材については、例えば、造成の段階での流域面積の変更があった可能性もある。そういうところの検証というのは、当然された上で今度の査定を受ける段階の工事内容になっている

のかどうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

今回、この災害が起きたときに、昨年から伊万里さんについては、排水のあり方について会社とも何回も協議をいたしまして、当時の状況と、伊万里さんがアスファルトの関係で、今、全部済みましたので、実際、一時的に雨量が降った場合に、あの面積でどのように流れてくるかをいろいろと検証いたしました。最終的には貯水だめを設けておりますけれども、ここにやはりかさ上げをする必要があるだろうということで、その手だてをしていただきました。

同時に、一気に流れないように、また、別なところにも排水がありますので、分散するようにお願いをいたしました。

また、国道からの排水についても、集中的に来たときに、広域農道のほうに集中しないような手だてということも、今、検討しておりますけれども、まだ具体的に国交省がどうなるかはまだ決めておりませんが、今回の災害で考えた排水路も分けて流す方向で今努力をして設計を見直したところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○耕地課長（小松勇二）

お答えします。今回の広域農道の災害につきましては、復旧途中の工事の部分が被災したものでございまして、内訳としましては、出来高部分、それから手戻り部分、それからうち未成といって、まだ施工していなかった部分、それと新たな被災部分ということになります。

出来高部分については、28災の対応になります。

29災の対応が、手戻り部分、それから、まだ未着手な部分、それと新たな被災部分となりますけれども、暫定法という国の法律の中の解説の中で、この場合につきましては、28災分、29災分を合わせて一つの災害復旧の工事となるということでございますので、29災部分についても、先ほど岩水議員が言われたような形の繰り越しということではなくて、一体的に見まして、繰り越しではないということになると思います。

○4番（岩水 豊議員）

担当課長のほうに先ほどの1回目の質疑で言いましたが、今回被災した分の復旧工事の工法について、国道から水が来ると市長が説明していただいたんです。それについてのことが完備された内容になっているのですかということが漏れていると思います。

もう一つは、全国的に震災による被害、九州北部の豪雨の復旧等について、熊本の震災についてもですが、発生年度と翌年度の2年で進むような改修というのはどこもないわけです。ですから、そういうのは、何らかの特例法なり、市町村の要望なり、地方自治体の要望等があつて、国もそういう対応をしているのではないかと思います。ですから、我が市でも昨年度の災害において、この現場を含めて、発生年度の次の次年度までで完成ということではなく、施工者側の問題、この検証はまだまだこれからもこの現場にしていかなければならないとは思いますが、事前に、早目にそういう要望を。

ただ、国の縛りでは、次年度までになっています。それは当然でしょう。しかし熊本震災についても九州北部についても、それではなく対応していますね、国は。

我が曾於市としては、昨年度の災害は特別な災害だと思います。ですから、それについての要望とかということは、執行部としては何ら検討されなかったのか。検討して、それをしたのかどうか。その辺をあわせてお伺いします。

○市長（五位塚剛）

基本的には先ほども答弁いたしました、1年以上、通行どめになっておりましたので、やはり市民、またはここを利用される方々のことを考えて、一日も早い全面開通をしたいというのが我々当局の基本的な考えでありました。それを目指しておりまして、今回のような災害になりましたけれども、どうしても片側通行だけしたいということで、安全面を十分考慮した上で今しております。

業者とも、この間詰めながら提案をいたしましたけど、同時並行でしながら、工期的には3月までに十分完了はできるという約束をいただきましたので、30年の繰り越しということは考えておりませんでした。また、国からも基本的には年度内で完成してほしいということが指導されておりましたので、そのような対応をしたところでございます。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

流域につきましては、国道10号線からの流量を十分計算しまして、今回の設計をいたしているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

私はこの現場だけということではなく、市内全域にわたる災害についての見解を市長にお伺いしたかったのです。それと今回の担当課長には今回の二次災害における復旧工法と、当初計画をしていた工法と若干勾配の兼ね合いで問題が発生すると思うんですけど、特に今回被災の原因になった分についての改善策とかというのは考えてあるのか。そこをお伺いしたい。

もう一つは、先ほど上村議員のほうからも言われましたが、私も以前これについて一般質問をしたことがあります。市民からの苦情も来ていないという答弁を以前市長がされたことが記憶にあるかとは思いますが、「苦情が来ていない」とか。

私としては、観光面、いろいろな流通面等について影響があるという質問をしたところでありましたが、「ない」という答弁をいただいていたのです。それを踏まえれば、この段階になって「重要な道路である」とかという答弁に変わる。

だから、それについてのちゃんとした説明責任、また、今回の災害復旧に関して新たな費用がかかるわけです。市債を発行したりして、市の持ち出しというものも相当な額になってくるわけです。ですから、執行責任者としては、やはり。

私は二次災害が起きなければいいというのが基本にあります。要は、起きてしまったから仕方がない、金がかかりますから予算を計上しますと。日程的にそこから専決しますということだけではなく、いかなる理由があろうと、こういうことが発生したということは、やはり執行責任者として、もうちょっと説明、対応というか、議会が市民に対する新たな税金の投入ということについての見解を再度説明をかねてしていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この広域農道を含めて、全体的な災害を含めて、市民からの苦情が来ていないということは言ったということはありません。

特にこの広域農道についても、市民から、またいろんなところからいつまでに完成するのか、いつ、片側交通ができるのかという声もたくさん聴きました。また、財部の地域住民からも自治会を通じて説明会をしてほしいという要請もありましたので、説明会もいたしました。

やはり我々執行部としてはこのような災害が起きない、災害に強いまちづくり、災害に強い市道のつくり方を担当課を含めてかなり指導をしてきております。災害が起きる場所は大体同じところで起きております。だから、その部分の雨量の排水の流れがどうなっているのかということで、かさ上げをなさいと市単独事業でも相当やってきております。そういう努力をしております。

また、今回、起きたことについて、また、市の持ち出しが一定分ありますけれども、最終的には災害の国の予算で市の持ち出しもかなり少なくなるようでございます。それでも、市民の税金がこのような形で使われることは私たち行政としても引き続き反省をしながら、また市民の暮らしを守るために今後努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○耕地課長（小松勇二）

お答えします。御質問は２点だったと思いますが、まず工法でございます。

工法につきましては、県・国とも十分協議をしまして、従来の工法で問題はないという結論になりましたので、同じ工法でございます。

それから、もう一点につきましては、改善策ということでございますが、これは２工区の立杭部分、原形復旧ということで水路用トラフになっておりましたが、そこを管の水路に変更して改善をしているところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案３件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、承認案３件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決に入ります。

採決は１件ずつ行います。

まず承認案第５号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度曾於市一般会計補正予算（第４号））の討論を行います。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第５号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、承認案第5号は承認することに決しました。

次に、承認案第6号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度曾於市一般会計補正予算（第5号））の討論を行います。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第6号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、承認案第6号は承認することに決しました。

次に、承認案第7号、専決処分の承認を求めることについて（御平田地区道路災害復旧工事（広域農道）請負変更契約の締結）の討論を行います。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第7号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、承認案第7号は承認することに決しました。

_____・_____・_____

日程第6 同意案第23号 農業委員会委員の任命について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第6、同意案第23号、農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、同意案第23号、農業委員会委員の任命について説明いたします。

河野由紀子氏の辞任に伴い、農業委員会委員に欠員が生じたため、その後任として曾於市末吉町二之方の岡元康子氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

なお、同法第10条第1項の規定に基づき、任期は前任者の残任期間とし、平成32年7月19日までが任期となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ質問いたします。この農業委員会については、新しい制度のもとでこの7月から発足したばかりであります。「河野由紀子氏の辞任に伴い」ということで、まだ数カ月もたっていないのですが、最初に河野由紀子氏の選任を当局でした段階で、そのあたり、農業委員の任期は何年ですと、これまで健康問題等を含めて大丈夫ですかということで、しっかり確認はされなかったのかどうかということを含めて、答弁をしていただきたいと思います。個人的な問題がもしあるとしたら、それは、その範囲内でもよろしいのですので、一応、お答えください。

○市長（五位塚剛）

農業委員会の任命につきましては、基本的には、公職、公選から、今までの議会からの推薦も含めて、制度が変わりました。

当然ながら農業委員会ともよく相談しながら、選考委員会がありまして、その中で商工会から推薦があって、提案をされたものでございます。

当然ながら、そのときに農業委員としての仕事の役割、任期、また、どういう仕事をするのかをお伝えして、同意をもらったと聞いております。ただ、実際にやってみて、自分の考え方とはやはり違っていたものがあつたということで、ちょっとどうしてもこのまま継続することができないという本人の申し出がありまして、それを受けて辞任をされましたので、引き続き同じような形で商工会からまた再度提案があつて認定をしたという経過でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの市長答弁でははっきり言って不十分だと思います。

基本的には提案者の責任事項でありますので、再度、伺います。

一般の農家の方々が自主的な判断で立候補されて、選挙あるなしにかかわらず選任されたらこういったことにならなかったと思うのです。健康問題とかそういった特別な事情を除いて。農業をされていない方について、つまり、商工会からの選任

ということも含めて、やはり今回新たな岡元康子さんが提案されておりますけど、そのあたりの深い教訓というか、反省としなければいけないと思うんです。もちろん、それを踏まえての今回の提案でなければなりません。

そのあたりを含めて、もうちょっとしっかりと答弁をしていただきたいと思います。今回の提案者については、その点は大丈夫かを含めて、農家の方ではございませんので、一応、あわせて説明をしてください。

○市長（五位塚剛）

今回、提案をいたします岡元康子さんは、実際に農業をされている人ではありません。今回の農業委員の選定については、農業をされている方々、また、そうでない方々も農業委員として活動してもらう制度の改正になりました。一般的なサラリーマンを含めた方々、また、女性の方々、消費者の立場という形での提案でありましたが、今回の提案について、十分、農業委員会のほうとも議論をして、本人とも問題ないかということで、仕事の内容も十分お話をしたら、農業委員として活動をさせていただきたいと思いますということが確認をされましたので、今回、提案をしたところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

農業委員会の局長、課長が来ていますか。やはり、もう二度とあってはならないと思うのです。言葉は悪いですが、お粗末な提案でありますので。

ですから、議会としては、この間、条例改正を含めて、昨年からことしにかけて新しい農業委員会改正のもとで、かなりしっかりとした農業委員会を確立していこうということで、当局と一体となるといいますか、議論をしてきて今日に至っておりますので、もう二度とあってはならないと思うのです。

その点で、やはり今後の反省材料等も率直言ってすべきだと思うんです。今回の提案について、ただいま市長から答弁がありましたけれども、しっかりと確認をされていますね。そういうことを含めて答弁してください。

○農業委員会事務局長（吉元 剛）

今、議員がおっしゃったとおり、こういうことがもうないように、農業委員会といたしましても、今後、また個人の方に、それから全体的にも研修会、各種研修会の出席、農業委員会主催の研修会等、積み重ねていって、今後、任期途中でということのないよう農業委員会としても務めていきたいと考えております。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

内容的には重複すると思います。1点だけ、最後の確認を。

異例中の異例のことになりますので、しっかりと検証してほしいのですけれども、議論の中で出たことで報告をしていただきたいと思います。何を反省すべきことがあったのか。以後、どういうことを注意してこの任命に当たっていくのか、その2点だけでいいのですが、最後のところ、2点だけ確認をさせてください。

○市長（五位塚剛）

農業委員会の任命について、この間の流れと、我々当局の役目を含めて副市長から答弁をさせたいと思います。

○副市長（大休寺拓夫）

今回、反省すべき点ということでございますが、今回、初めて利害関係のないものを必ず入れなさいと明記されたものですから、ここが一番論点になったところでございます。

要は、今までの農業委員の皆様方はそれぞれ地域割りでそれぞれ地域をもっていらっしゃいまして、すごく農家との接点も多くて情報も多いという中でやってきたところが、利害関係のないものを1人入れなさいという話になりましたので、そこを地域割りを持っていきながら、また、そういう活動をしかないといけない。

別な例なのではございますが、民生委員さんの場合には、主任児童委員という制度がございます。それぞれ民生委員さんは民生委員と児童委員を兼ねておりまして、それとはまた別に児童主任委員というものがいらっしゃいます。これは、市全体を3人で見るという形ですので、そういう形が一番望ましいのではないかと。自然体で公平な目を見ていくという、地域割りは持っていないわけではございますけれども、そういうのも意見等も出されたところであります。

今回、団体からの推薦でございましたので、そこを商工会ということになりましたけれども、お願いが上がってきたところでしたので、要は、健康もちゃんとお聴きをして大丈夫だということで、検討委員会になったところです。

検討委員会に、曾於市の農業委員会の選考委員会があるのですが、私も一委員でございますので、ちょっとコメントはできないのですけれども、コメントは農林振興課で事務局をしておりますので、そちらで経過なり、そういうものは話をさせていただきたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。農林振興課がこの選考委員会を担っておりますので、選考委員会の中で議論をされたことについて御報告させていただきます。

選考委員会といたしましても、10月17日第4回目を開催させていただいたところですが、委員の方から、やはりこういったケースが二度とあってはならないということを委員の方々も強く言われました。したがって、選考委員としてもしっか

りと吟味して、推薦した方がこういったことになることは非常に残念な方だということでありまして、今回の岡元さんの推薦に関しましては、非常に慎重に議論をしていただきました。また、推薦者であります商工会のほうの事務局長にも来ていただきまして、意見聴取をされたところでもあります。

また、この岡元さんについては、十分にその意思があるということでございましたけれども、この経歴の中で南日本開発株式会社ということの、今、取締役になっていらっしゃる。旦那さんの会社の取締役ということですが、以前は不動産の取り扱いをされていたこともありまして、一応、不動産の取り扱いをしていただいていたということは困るということも委員から出されまして、一応、確約を取りなさいということでもございましたので、本人さんからも「農業委員会在任中はこういった不動産関係の業務には携わらない」という確約もいただきました。

そういった形で、こういった議論を重ねながら、選任に至ったということでございます。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

農業委員のこの変更は、めったにないことでありますけれども、対策等も伺いましたが、副市長から答えが出たわけであります。

○議長（原田賢一郎）

渡辺議員、マイクを近づけてください。

○14番（渡辺利治議員）

これは、商工会からの要請が本当にあったのか、結局、商工会がなってくださいと推薦した、その方が辞められた。では、再度、商工会からどうしても出してほしいという形での要望があったのか。実際、商工会でなくても、これは、規定はないわけですから、商工会から1名、何か1名とは来ていないですね。ですから、そこが本当に商工会のほうからあえての要望だったのか。

それと、市長が答弁された、農業をしていない、もちろん非農家で、認定農家でもないということが書いてありますけれども、その理由の中で、今、申したように、農業者ではない、認定農家でもない、消費者の立場であるのと答弁いたしておりますが、この答えを教えてください。

「消費者である立場からという観点」の意味です。

○市長（五位塚剛）

今回の提案者は、商工会からの推薦であります。農業をされている中心の方々、特に、認定農業者が今回の農業委員の基本的な流れになっているようでございます。また、それを補佐する意味での農業委員の支援をする人たちも今回お願いをされて

おります。今回の場合は、特に全く農業とは関係のない、一般的な消費者的な立場で意見を言えるという方々をひとつ選びなさいというような内容のことでありました。

詳しいことは、農林振興課長に答弁をさせます。

○14番（渡辺利治議員）

農林振興課のほうはもうよろしいです。ただ、今、また言われましたように、「消費者の立場から」と言われるけど、皆さん、消費者なのです。この辞められた方も。だから、「消費者の立場」という文言というのは、いかがなのでしょうか。これは、理由にはならないんですよ。「消費者の立場」というのは。皆さんが消費者なのでしょう。ですから、その立場からではなく、それを省いた中での農業をしていない一般の方からの商工会推薦の岡元さんであれば、納得なのです。

ただ、「消費者の立場」と言ったから、私はちょっと疑問視しただけであります。もし、それを市長がそのまま認めるのだったら、再度、質問をします。

○市長（五位塚剛）

基本的な提案の仕方については、農林振興課長に再度答弁させます。

（何ごとか言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

市長、今の質問は、「消費者の立場」という文言が入っているけれども、それはどうなのかということです。

どうぞ。

○市長（五位塚剛）

農業をされていない方々、消費者の一つの代表としても、これはそういう意味でありまして、それがだめだと言うなら、訂正をいたしますけど、私は何も問題ないというふうに思っております。

○14番（渡辺利治議員）

何ら問題がないと言っているんですけど、実際に皆さんが消費者なんです。だから、それだけ強調するのではなく、この方には農業をしていない、一般の方々の商工会から押された方の人ですよということであれば、納得ですよ。ただ、「消費者」という言葉を使うから、消費者は皆さんだから、「消費者」という文言がいけないのですよ。議事録にちゃんと載っていくんですよ、今のが全部。だから、それさえ削除したらいいのではないですか。

私も3回目ですから。

（何ごとか言う者あり）

○14番（渡辺利治議員）

削除だけで終わるんですよ。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（五位塚剛）

先ほどの質問に対してお答えしたいと思います。

農業委員の今回の提案ですが、中立委員の任命ということで、利害関係を有しないものが含まれるようにしなければならないということで、ここで言う農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しないものは特定の資格等が求められるものではなく、弁護士、司法書士、行政書士のほか、例えば会社員、商工業者、消費者団体関係者、教育関係など、農業に従事していない広範な者が該当しますということで、私は農業に従事しない一般消費者ということで説明したところであります。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

農業委員の任命で新しくということですが、それとはちょっと違って、農業委員が19名に以前より減ったところがございますけれども、事務局長でよろしいのですが、現地調査等が少ない人数等で、以前よりは早い回で回ってくると思うのですが、特にこうやって新しく初めて農業委員になられた場合、今、何人で調査をされているのか、やはりそこら辺の研修とか農地法の3条から5条までありますけれども、現地調査等で初めての人で報告等が難しいと思うんですけど、現状、この何カ月間、どういう取り組みをなされているかを伺います。

○農業委員会事務局長（吉元 剛）

お答え申し上げます。今、議員がおっしゃったように、7月から新体制になりまして、農業委員19名で活動しているところでございます。

今、おっしゃったように、農業委員の重要な業務であります現地調査については、

人数が少なくなった分、回数的には多く回ってきております。そこについては、また、今後検討しながら、どういう順番で回っていくのかということについては、今後、さらに詰めていきたいと思っています。

今のところは何とか、人数が少なく、回数が多いながらも、順調に今現地調査等については進んでいる状況でございます。

もう一点、いわゆる資質の向上、これについては、事務局といたしましても、就任後、2回ほど大きな農地利用最適化推進委員と合同の研修、それから、県の農業会議からきていただいて、実際の実務等について研修を2回ほど行っているところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

スムーズにある程度は行っているということで安心したところでございますが、もう一点、この件とは関係ないところでございますけれども、やはり旧町ごとに分けて、行っていращやるのかをもう一点だけお伺いします。

○農業委員会事務局長（吉元 剛）

今度の制度によりまして、農業委員の地区割りというのが、原則、ないということで、今の状況につきましては、地区割りを外しまして、例えば、財部の農業委員さんについても大隅のほうの地区を回るというふうにローテーションを組みながら、現地調査を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案23号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、同意案第23号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第23号を採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、宮迫勝議員及び今鶴治信議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

それでは議席順に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、
13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番。

(投票)

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

宮迫議員及び今鶴治信議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符号
いたしております。

そのうち賛成18票、反対1票。賛成が多数であります。よって、同意案23号は、
同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

日程第7 議案第71号 指定管理者の指定について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第7、議案第71号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁セン
ター）を議題といたします。

ここで、議長席を副議長と交代します。

(議長交代)

○副議長（山田義盛）

それでは、地方自治法第117条の規定により、原田賢一郎議員及び渡辺利治議員
の退席を求めます。

(原田賢一郎議員、渡辺利治議員 退場)

○副議長（山田義盛）

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第7、議案第71号、指定管理者の指定について、説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市ゆず搾汁センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により曾於市ゆず搾汁センターの管理を平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して行わせるため、本案を提案するものです。

指定の相手方は、曾於市末吉町二之方371番地3、株式会社メセナ食彩センターであります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○副議長（山田義盛）

原田議員及び渡辺議員の入場を許可します。

（原田賢一郎議員、渡辺利治議員 入場）

○副議長（山田義盛）

ここで議長席を議長と交代します。

（議長交代）

○議長（原田賢一郎）

次に日程第8、議案第64号、曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてから……。

（何ごとか言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

付託ではないそうです。

（何ごとか言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

提案だけです。

（何ごとか言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

きょうは提案だけです。

日程第8 議案第64号 曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第65号 曾於市地力活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第66号 曾於市農村地域工業等導入促進条例の廃止について

日程第11 議案第67号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

日程第12 議案第68号 市の境界変更について

日程第13 議案第69号 字の区域変更について

- 日程第14 議案第70号 指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）
- 日程第15 議案第72号 指定管理者の指定について（清流の森大河原峡）
- 日程第16 議案第73号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第17 議案第74号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第75号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第76号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第77号 平成29年度曾於市笠木簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第8、議案第64号、曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてから、日程第20、議案第77号、平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計予算の補正（第2号）についてまでの以上13件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（五位塚剛）

日程第8、議案第64号から日程第20、議案第77号まで13件を一括して説明をいたします。

まず日程第8、議案第64号、曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、説明いたします。

曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき制定しており、今回、「地域経済牽引事業の促進等による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」と名称が変更され、あわせて、対象業種の指定がなくなったため、関連する規定を改正するとともに、附則において曾於市工業開発促進条例について、第5条第1項中の「企業立地」を「地域経済牽引事業」に改めるため、本案を提案するものであります。

次に、日程第9、議案第65号、曾於市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、説明いたします。

地域再生法の改正により、改正前の第5条第6項の規定が廃止され、条文が繰り上がったため、本条例の第2条第3号に定めている法「第5条16項」を法「第5条第15項」に変更するとともに、附則において曾於市工業開発促進条例第5条第1項

に「又は曾於市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例」を加えるため、本案を提案するものであります。

次に、日程第10、議案第66号、曾於市農村地域工業等導入促進条例の廃止について、説明いたします。

曾於市農村地域工業等導入促進条例の目的は、本市の工業等の開発を促進するため、工場等の新設、または増設に係る固定資産税を課税免除することであり、その免除分に対しては、農村地域工業等導入促進法により地方交付税措置がされることとなっていました。

今回、この農村地域工業等導入促進法が一部改正され、工場等の新設、または増設に係る固定資産税の課税免除に対しての地方交付税措置が廃止されたことから、本条例を廃止するとともに、附則において、曾於市工業開発促進条例第5条第1項中に記載してある曾於市農村地域工業等導入促進条例を削除するため、本案を提案するものです。

次に、日程第11、議案第67号、曾於市教職員住宅条例の一部改正について、説明いたします。

教職員住宅の老朽化により、昭和45年建設の中園教職員住宅1戸を用途廃止し、新たに西中園教職員住宅を用途追加するため、本案を提案するものです。

次に、日程第12、議案第68号、市の境界変更について説明いたします。

基盤整備促進事業立馬地区の事業実施に伴い、従来の区画に沿った境界を新区画に基づいて変更し、あわせて、境界変更にける面積上の清算を行うため、地方自治法第7条第1項の規定により鹿児島県知事に申請するため、同条第6項の規定に基づき提案するものであります。

事業内容につきましては、事業面積が11.5ha、事業費は2億3,430万円となり、受益戸数は34戸で、負担率は、国の負担が55%、県の負担が15%、地元の負担が30%であります。

次に、日程第13、議案第69号、字の区域変更について、説明いたします。

県営農村振興総合整備事業末吉地区八反換地区の完了に伴い、新たに字界を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、本案を提案するものです。

事業内容は、区画整理面積2.46haで事業費は5,938万円となり、受益戸数は20戸で、負担率は国の負担が50%、県の負担が29%、地元の負担が21%であります。

次に、日程第14、議案第70号、指定管理者の指定について、説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市財部温泉健康センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、財部温泉健康センターの管理運営を平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して行わせる

ため、本案を提案するものです。

指定の相手方は、曾於市末吉町深川11051番地の1、株式会社メセナ末吉であります。

次に、日程第15、議案第72号、指定管理者の指定について、説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、清流の森大川原峡の管理運営を平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間、指定管理者を指定して行わせるため、本案を提案するものです。

指定の相手方は、曾於市財部町下財部6650番地、財部北地区公民館であります。

次に、日程第16、議案第73号、平成29年度曾於市一般会計補正予算第6号について、説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2億716万円を追加し、総額を235億4,110万9,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費の補正であり、現年発生農地・農業用施設災害復旧費について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を4ページの第2表のとおり定めております。

第3条は、債務負担行為の補正であり、5ページの第3表のとおり、広報紙「市報そお」印刷製本費ほか2件について、期間及び限度額を定め、曾於市おおすみ弥五郎伝説の里指定管理料の限度額を変更し、清流の森大川原峡指定管理料の期間を変更しております。

第4条は、地方債の補正であり、6ページの第4表のとおり、現年発生農業用施設災害復旧費の限度額を6,120万円に変更しております。

それでは、予算の概要を、配付いたしました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明をいたしますと、国庫支出金は過年度民生費負担金の過年度障害者医療費国庫負担金を468万2,000円、県支出金は、農業費補助金の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金を601万2,000円、農林水産業施設災害復旧事業費補助金の現年発生農業用施設災害復旧費補助金を3,922万5,000円それぞれ追加するものが主なものであります。

寄附金は、指定寄附金の図書購入基金寄附金を15万円、繰入金は、財政調整基金繰入金を8,587万1,000円、繰越金は、3,756万1,000円追加しております。

諸収入は、農林水産業費雑入の畜産課分を207万7,000円追加するものが主なものです。

市債は、農林水産業施設災害復旧事業債の現年発生農業用施設災害復旧費を2,070万円追加しております。

歳出については、国庫及び県支出金還付金により社会福祉事務費を2,151万円、児童福祉事務費を4,422万3,000円、生活保護総務費を2,448万8,000円、介護給付費等の追加により介護保険特別会計繰出金を560万円、茶摘採機能付除灰機の購入により活動火山周辺地域防災営農対策事業を601万2,000円、教職員住宅の改修により教職員住宅管理費を486万円、災害復旧に伴う農地・農業用施設災害復旧工事等の追加により現年発生農地・農業用施設災害復旧費を6,794万円それぞれ追加するものが主なものであります。

次に、日程第17、議案第74号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

まず、特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に67万3,000円を追加し、総額を69億3,965万6,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、5ページをお開きください。

今回の補正は、保険税過年度還付金等及び職員手当等の追加によるもので、歳入については、繰入金を15万9,000円、繰越金を51万4,000円追加しております。歳出については、総務費の国民健康保険総務職員給を15万9,000円、保健事業費の疾病予防費を1万4千円、諸支出金の一般被保険者保険税還付金を50万円追加しております。

次に、日程第18、議案第75号、平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

特別会計補正予算書の5ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に91万円を追加し、総額を5億7,361万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、6ページをお開きください。

今回の補正は、保険料還付金及び職員手当等の追加によるもので、歳入については、繰入金を8万円、諸収入を83万円追加し、歳出については、保険料還付金を75万円追加するものが主なものです。

次に、日程第19、議案第76号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4,748万8,000円を追加し、総額を56億1,733万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、7ページをお開きください。

今回の補正は、介護給付費等の追加によるもので、歳入については、国庫支出金を1,614万5,000円、支払基金交付金を1,381万3,000円、県支出金を560万円それぞれ追加するものが主なものであります。

歳出については、介護給付費等の追加により居宅介護サービス給付費を3,300万円、地域密着型介護サービス給付費を3,961万6,000円、介護予防サービス給付費を2,640万円追加するものが主なものであります。

次に、日程第20、議案第77号、平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に8万3,000円を追加し、総額を1,638万6,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、9ページをお開きください。

今回の補正は、職員手当等の追加によるもので、歳入については、繰越金を8万3,000円追加し、歳出については、簡易水道職員給を8万3,000円追加しております。

以上で、日程第8、議案第64号から日程第20、議案第77号まで一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月11日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時47分

平成29年第4回曾於市議會定例会

平成29年12月11日

(第3日目)

平成29年第4回曾於市議会定例会会議録（第3号）

平成29年12月11日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

（以下3件一括議題）

- 第1 議案第64号 曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 第2 議案第65号 曾於市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第66号 曾於市農村地域工業等導入促進条例の廃止について
- 第4 議案第67号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

（以下2件一括議題）

- 第5 議案第68号 市の境界変更について
- 第6 議案第69号 字の区域の変更について
- 第7 議案第71号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）

（以下2件一括議題）

- 第8 議案第70号 指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）
- 第9 議案第72号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

- 第10 議案第73号 平成29年度曾於市一般会計予算（第6号）について

（以下3件一括提案）

- 第11 議案第74号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計予算（第2号）について
- 第12 議案第75号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算（第2号）について
- 第13 議案第76号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

- | | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 重 久 昌 樹 | 2 番 | 松ノ下 いずみ | 3 番 | 鈴 木 栄 一 |
| 4 番 | 岩 水 豊 | 5 番 | 渕 合 昌 昭 | 6 番 | 上 村 龍 生 |
| 7 番 | 宮 迫 勝 | 8 番 | 今 鶴 治 信 | 9 番 | 九 日 克 典 |

10番	伊地知 厚 仁	11番	土 屋 健 一	12番	山 田 義 盛
13番	大川内 富 男	14番	渡 辺 利 治	15番	海 野 隆 平
16番	久 長 登良男	17番	谷 口 義 則	18番	迫 杉 雄
19番	徳 峰 一 成	20番	原 田 賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 継 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 吉 田 宏 明
専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	外 山 直 英
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	東 山 登	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	吉 野 実	商 工 観 光 課 長	荒 武 圭 一
企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	桂 原 光 一	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	持 留 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農業委員会事務局長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一		
大隅支所産業振興課長	富 吉 浩 幸		

開議 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第64号 曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別処置に関する条例の一部改正について

日程第2 議案第65号 曾於市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第66号 曾於市農村地域工業等導入促進条例の廃止について

○議長（原田賢一郎）

日程第1、議案第64号、曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別処置に関する条例の一部改正についてから、日程第3、議案第66号、曾於市農村地域工業等導入促進条例の廃止についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の第64、65、66号についてまとめて質問をいたします。

前もって担当課長から、この内容についてはお聞きいたしており、また帰ってから関連する条例等も、目を通しましたけども、どうしてもわかりづらい内容が何項目かありますので、それに沿ってまとめて質問をいたします。

まず、議案の64号についてでございます。議案64号を含めて、これら関連する3つの議案は、基本的には曾於市内に誘致あるいは立地される法人あるいは企業等に対して、向う3年間、固定資産税を全額あるいは一部免除するに関連した条例改正案でございます。あるいは廃止案でございます。

まず、議案の第64号でございます。提案理由の中に、質問の第1点であります、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律とあります。質問であります、この法律の概要について、こういった趣旨内容の法律であるのか、一応説明してください。これが質問の第1点であります。

質問の第2点目であります。一口に言いまして、今回のこの条例改正の内容は、これまで現行の条例が企業立地とあったのが、言葉を変えまして、地域経済牽引、牽引というめずらしい言葉であります、牽引事業の促進等ということで、内容が変わっております。この意味内容を含めて、なぜ企業立地ではいけなくて経済の牽

引と聞きなれない言葉に変えたのか。その点についての質問でございます。

それから、質問の第3点であります。現在この64号の条例に基づいて、一応固定資産の減免等行われている対象となる企業が、29年度段階で何社に上るのが質問でございます。

次に、65号でございます。65号も提案理由の冒頭の中で、地域再生法ってあります、地域再生法の改正に伴い。質問であります、この地域再生法というのは、一口に言ってどのような法律であるのか説明してください。

それから、質問の第2点目であります。これも固定資産税の減免であります、これは見ますと、全額減免ではございません。ですから、内容のとおり、条例も固定資産税の不均一課税とあります。一般に税金は言うまでもなく、固定資産含めて公平でなければなりません。日本の法律の、これは大原則でございます。これに、いわば例外的な規定を設けたのがこの法律であると理解しており、それを踏まえた条例がこの条例じゃないかと思っております。ですから、名前のとおりに固定資産税の不均一課税とあります、の一部条例改正でございます。

質問の第2点目であります、この固定資産税の不均一課税について、概要を簡単に説明してください。冒頭の最初の64号は、固定資産税の向こう3年間の該当する対象となる建物あるいは家屋、土地等に対しての全額減免でございましたが、これは一部減免と理解いたしております。間違いであったら訂正してください、答弁の中で。基本的な不均一課税とはどういった内容であるのか説明してください。

質問の第3点、同じくこの65号の条例に基づく、現在、一部減免となっている対象企業、法人等が幾つあるかお答え願いたいと考えております。

質問の4点目でございます。質問の4点目は、この改正案の中の附則の中の施行期日の2項目、第2項に、曾於市工業開発促進条例の一部を次のように改正するということで書いてあります。質問であります、また疑問でありますけども、この曾於市工業開発促進条例とは、また別に曾於市の条例があります、しっかりした一本立ての。条例の一部を改正するのであったら、なぜ現行の曾於市の工業開発条例を1つの項目として議会に対する提案の項目として提案されなかったのか、これは疑問なんです。別個な条例の中の、わざわざ附則の施行記述に入れて改正するという、これは条例等の改正の基本原則を私は逸脱しているんじゃないか、いわば変則的な改正じゃない、これは違法じゃないかもしれません。しかし、現行のしっかりした条例が一本あるわけでありますから、それを提案される。その中で、一部改正を行ったらよかつたんじゃないかと思いますが、なぜこうした変則的な措置をとったのか、これはあくまでもオーソドックスなやり方では、どう見てもありません。その理由をお聞かせ願いたいと考えております。

以上、この項目は4点でございます。

次に、66号、農村地域工業等導入促進条例の廃止ですね、質問の第1点、これは提案の理由の冒頭にある、農村地域工業等導入促進法の基本的な内容について説明をしてください。

それから、質問の2点目、これ廃止するということは理解できます。しかしこれも先ほどの議案65号と同じく、この改正廃止の附則の施行期日の中の2番目に、曾於市工業開発促進条例の一部を次のように改正するとあります。これも、先ほど同じ繰り返しの質問、疑問になりますけども、改正するんだったら、なぜ工業促進条例というのはあるわけでございますから、だから、これを最初から条例改正として提案されなかったのか。変則的なこのような措置をなぜとったのかという疑問からの質問でございます。

以上についての質問でありますので、お答えください。

○企画課長（橋口真人）

それではお答えいたします。

まず、議案第64号の件でございます。まず法律の目的でございますが、今までは企業立地の促進法でございましたが、時代の流れの中で、地域で生まれつつある新たな経済成長の動きというのが、国のほうから示されておりまして、観光・航空機部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取り組みが登場しつつあり、地域経済における稼ぐ力が好循環の実現に期待するため、今回法律が改正されたところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

はい、わかりました。従来の企業立地型と地域経済牽引事業型の違いという形で御説明させていただきたいと思います。

まず、従来の企業立地型でございますが、製造業者等の事業者が、その事業の用に供する工場等の新增設を行うことを指しておりますが、地域経済牽引事業、これにつきましては、地域の特性を生かして、その地域における産業の集積や観光資源、特産品、技術、人材など地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域内の取引きの拡大、受注の機会の増大、その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことを地域における経済活動を牽引する事業と指しております。

今回の国の法律改正でございますが、従来の企業立地型の製造業などの新規立地の低迷等で、地域経済の好循環が実感されにくいことから、従来の企業立地型の施策から、地域経済牽引事業の促進へと政策を転換し、地域の成長、発展の基盤強化を図るために改正されております。

この法律の改正により、私どもの条例が対処すべき事項として、固定資産税の減免措置がありましたので、今回条例を改正することとなりましたが、それじゃ具体的に企業立地と地域経済牽引事業につきまして説明いたします。

まず、法改正前でございますが、企業立地等として製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット付随サービス業、研究開発施設、流通業施設と定めておりました。今回、改正によりまして、地域経済牽引事業の具体的な事業として、これにつきましては、法で鹿児島県が都道府県が基本計画を定めることとなっておりますが、鹿児島県におきましては、基本計画におきまして、電子関連事業、自動車関連事業、食品関連事業、環境エネルギー産業、健康医療関連産業、航空機関連産業、観光関連産業の分野として計画に盛り込んでいるところでございます。

それから、この従来の条例による固定資産税の減免でございますが、現時点ではゼロ社でございます。

それから、議案第65号でございます。まず、地域再生法の目的でございます。これにつきましても、近年における少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う、自主的かつ自律的な取り組みに対する地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他、地域の活力の再生を効率的に推進するために制定されているものでございます。

まず、固定資産、それから2番目の固定資産税の不均一課税について説明いたします。この改正前の曾於市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例でございますが、これにつきましては、例えば3年間でございますが、初年度が100分の0.14、税にしまして90%の減税、それから2年度が100分の0.35、税にしまして75%の減税、3年目が100分の0.7、税にしまして50%の減税と、それぞれの年度ごとに不均一に課税されるものでございますが、現時点で、この条例による企業はないところでございます。

それから、附則で、曾於市の工業開発促進条例の改正があるということでございますが、これにつきましては、地方再生法の改正による工業開発促進条例の言葉の改正ということで、一緒に提案しているところでございます。

それから、66号でございます。まず、農工法の今回条例の廃止の件でございますが、まず国の農工法の農村地域工業等導入促進法の改正でございます。改正の概要でございますが、まず対象業種でございます。従来は、工業等5原則に限定しておりましたが、今回法律上の限定を廃止しているところでございます。

それから、本市の農工法の条例でございますが、これにつきましては、国の法律に基づき、市内に工場等を新設、または増設した者に対して、地方税である固定資産税の課税免除を行うことを目的にしており、その課税免除された税額の75%が、

地方交付税で措置されておりました。

今回、この国の法律の改正により、地方税の課税免除に伴う地方交付税の措置が廃止となったため、条例廃止することになったとでございます。

今回の国の改正法のポイントでございますが、農村地域の農村関連産業の導入を図るため、農村関連産業への農地転用の配慮、あるいは農村漁村振興交付金の優先的取り扱い、あるいは個人が産業導入地区へ農用地を譲渡した場合の所得税の軽減、それから日本政策金融公庫の低融資等の施策等は残しているところでございますが、農用地の無秩序な開発を防ぐため、農用地以外での開発の優先、それから農業の効率的な利用に支障が生じないこと、それから、農地中間管理機構関連事業を実施した地域を含めないこと、また農用地域区域からの除外のルールの厳格化を求められております。それとともに、固定資産税との減免に伴う交付税の優遇措置は廃止されておりますが、これにつきましては、議案64号で改正をお願いしております、固定資産税の減免措置の保護の交付税措置で賄えると考えているところでございます。

それから同じく、これも附則で工業開発促進条例の改正ができるのかということでございますが、できます。

(何ごとか言う者あり)

○企画課長（橋口真人）

それでは条例ですので、総務課長のほうにお願いしたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

それでは、附則で条例を改正することにつきまして、現在、本市で行っている条例の改正案、議案の提案方法について、少し説明をさせていただきたいと思います。

通常、法律が改正されますと、例えば曾於市のA条例、B条例2つの条例が改正となる場合には、A条例及びB条例の改正についてということで、本題に議案名が出てくるところでございますが、今回の場合のように、法律が改正されまして、A条例を改正しなければならない。このA条例の改正するその中の文言によって、B条例を改正しなきゃならない場合には、直接法律はB条例は関係ない場合には、附則でその改正をするということにいたしております。

例えば、本市でいいますと、法律改正ではなくても、例えば〇〇審議会の条例を設置すると、設置する場合は〇〇審議会条例の制定についてという議案が出てまいります。それに伴いまして、今度は非常勤職員の条例、1日当たり6,000円とかそういう金額を定める条例も改正しなければなりません。そういうときには、附則において、今までその条例の改正についてということで改正をしてきたところでございます。

そのようなところで、今回そのようにさせていただきましたが、前々から、やはり

これはわかりづらいんじゃないかという話も聞いております。今回は、平成29年の第4回の定例会でございましたので、来年、第1回から少し見直しといいますか、基準等を考えて提案をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの総務課長の説明で、一応理由等はわかりました。納得するというわけではございませんけど、再検討されるということですね。なぜかといいますと、もう私以上に担当課長等は御存じのように、曾於市工業開発促進条例というのは、これに類似する、この条例の中でも1つの以前からある立派な一本立ちの条例なんですよ。いわば付随的な条例じゃないんです、工業促進開発条例というのは。ですから、言葉は悪いですけど、ままごと扱いた的な対応は、やはり便宜的な対応であって、あるいは変則的なやり方であって、やはり手法、やり方自体は正しくないんじゃないかと疑問があったための質問であります。答弁はよろしいです。

2回目の質問でございますけれども、いずれにいたしましても、曾於市の条例も、これは国の法律が、ただいま課長からる説明がありましたように、地方自治体が法人等を立地等する場合においては、固定資産税の全額あるいは一部減免の法律が何本かあるために、やむなくというか、いたし方なく曾於市の場合も幾つかの関連する、ダブる形での条例が、ただいま審議しただけでも3本あります、これ以外にもあります。

質問でありますけれども、まとめて質問いたします。今回の条例改正あるいは廃止によって、これまでの曾於市のあるいは今後における曾於市の法人等の立地に対して、固定資産の減免等については、全く支障、影響はないということで、一応理解していいのかどうか、非常に大事な問題であります。これはもう昔からある地方自治体にとっては、条例であるからでございます。その点での確認をさせてください。これが1点。支障は全く、今後も影響はないのかどうか。

それから第2点目ですね、むしろ、この対象となる法人等が64号にありますように、広がったということでございましょうけれども、質問の第2点目、課長答弁にありますように、基本的には企業が曾於市に入って来て、そして新設、増設等する場合においては、向こう3年間、固定資産税の全額免除がありまして、それに対して向こう3年間交付税措置が75%交付されます。これは今後とも変わらないと思います。

質問の2点目で、これも確認してください。あわせて関連して2点目でございますけれども、この65号については、課長説明にもありましたように、これは3カ年間均一でないということで、年度ごとに減免が変わりますけれども、これについても、

交付税措置は変わらないのか、実際これは何％分交付税措置があるのかの質問と確認でございます。これが質問の第2点目でございます。

質問の第3点目でございますが、これまで旧町時代を含めて、64号に対する向こう3年間の固定資産税の減免は、少なからずありました。旧末吉町におきましても。現在ないということでございますけども。この65号については、これまでおおむね大体どれぐらいのどの程度の法人等が適用を受けたのか、余り聞きなれない条例でありますので質問でございます。

以上、3点でございます。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず1番目の固定資産税の減免に対する地方交付税の措置でございますが、改正後も減収額の75％と変わらないところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

影響はないです。

それから、対象となる法人は広がったが、地方交付税の措置でございますが、これも対象となって広がった法人につきまして、75％の地方交付税措置ということはあるところでございます。

それから、65号の不均一の条例でございますが、これも不均一額に応じまして、地方交付税の措置が75％でございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

各事例で。

65号につきましては、不均一課税ですので、不均一課税よりも全額減免のほうが有利ですので、不均一課税に条例による適用はないところでございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第67号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第４、議案第67号、曾於市教職員住宅条例の一部改正についてを議題といたします。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第５ 議案第68号 市の境界変更について

日程第６ 議案第69号 字の区域変更について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第５、議案第68号、市の境界変更について及び日程第６、議案第69号、字の区域変更についてまでの２件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○１９番（徳峰一成議員）

68号の市の境界変更についてでございます。質問の第１点でございますが、この議案については、基盤整備促進事業、大隅町の立馬地区にかかわる境界変更についての議案でございます。

質問の第１点、基盤整備促進事業立馬地区についての事業の概要等を説明してください、これが第１点。

それから第２点目、前後いたしますが、今回この境界変更については、必ず法律の根拠があると思っています。この法律はどういった法律が今回の提案の根拠となっているのでしょうか。その法律のできたら内容についても説明してください。これ質問第２点目。

それから、第３点目、関連いたしますが、ほかの市町村等の編入に伴う境界変更ですね、過去もこれまで都城市等ありましたけれども、法律上一定の制約、縛りがあるんじゃないかと思っております。

今回はこの前も市長提案にありましたけども、霧島市との関係では、一応面積は11.5haということで、全く変更後も変更前と比べて面積の差異は違いはないわけですよ、確認でございますけども。仮に差異があることを含めて法律上、制約があるのでしょうか。一定制約があると思っておりますけども、その点については、法律上は市町村がさまざまな事業に伴って、今回のように隣町の市町村と境界変更行

う場合に、面積等を含めて、一定の法律上の制約等縛りがあるのであったらお答え
願いたいと考えています。これが議案68号の3項目の質問であります。

それから議案の69号、まず質問の第1点でありますけれども、この県営農村振興
総合整備事業、末吉の地区の二之方の八反の換地ですね、これについて、事業の概
要について、先ほどと同じように説明をしてください。事業規模等を含めて、事業
内容等を含めて説明してください。

それから質問の第2点目、当然字が変更になるということは、地権者にとっては
幾つかの今後、手続等の変更が、つまり自分の所有する土地等が地番が変更になる
わけでありますので、ですから、登記簿等を含めて、一定変更を余儀なくされます。
これについて具体的には地権者にとっては、何と何、例えば登記簿はもちろんそう
でありますけれども、変更しなければならないのか。関連して、それに対する必要な
負担等はどうなるのかどうかについて説明をしてください。先日若干、市長答弁も
ありましたけれども、確認方々の質問でございます。

以上です。

○大隅支所産業振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

議案第68号に関しての御質問でございます。この事業につきましては、基盤整備
促進事業という事業でございます。区画整備、圃場整備でございまして、面積が
11.5ha、事業費が2億3,430万円。

（何ごとか言う者あり）

○大隅支所産業振興課長（富吉浩幸）

受益戸数が34戸で、負担率は国の負担が。

（何ごとか言う者あり）

○大隅支所産業振興課長（富吉浩幸）

2億3,430万円、受益戸数が34戸、負担率は、国の負担が55%、県の負担が15%、
地元の負担が30%であります。

それから、市の市境の変更に係る地目等については、田と水路であります。

それから、2番目の法的根拠ですが、土地改良法53条第6項に換地は1筆の土地
の区画が2つ以上の市町村、大字または字にわたるように定めてはならないという
ことから、今回提案するものでございます。

それから、この圃場整備におきましては、曾於市、霧島市それぞれ1,434.79m²と
なっておりまして、面積の増減はございません。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○大隅支所産業振興課長（富吉浩幸）

面積については、もし変更がある場合はあると思うんですけど、今回の場合は。

（何ごとか言う者あり）

○大隅支所産業振興課長（富吉浩幸）

はい。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、議案第69号についての御質問についてお答えいたします。

事業内容につきましては、区画整理面積が2.46ha、事業費につきましては、5,938万円、地権者というか受益戸数になりますが20戸です。それから、負担率につきましては、国の負担が50%、県の負担が29%、地元の負担が21%であります。また今回の字界変更に係る地目等につきましては、水田と道路と水路でございます。以上です。

（何ごとか言う者あり）

○耕地課長（小松勇二）

字界変更に係る負担は特にございません、地権者の負担は特にございません。圃場整備をしますと、当然換地計画書をつくります。それは先ほど申し上げました、地元の負担21%のうちの、これ地元の負担なんです、直接の受益者の負担は5%になります。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

議案の69号について、再度同じ質問をいたします。1点だけでございます。こうした事業に伴って字等が変更になりますよね、名称が変わりますよね。変わるための今回提案でありますから、これを土地を持っている地権者、地主にとっては、自分の法務局に登録している登記簿等の住所等も番地等も変わるでしょ。それは何と何が変わるんですが、その登記簿等だけですか。それは、誰がやるんですか、負担はどうなるんですかという、そうした単純な質問です。これだけなんです。

○耕地課長（小松勇二）

大変失礼しました。換地計画書の中で、それは土地改良団体事業連合会のほうに委託をしますので、当然受益者はしなくて土改連のほうがその手続をすることになります。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目の質問であります、地権者にとってはやはり土地というのは、所有する所有権者にとっては、これは大事な財産でありますので、やはりそれを中身はともか

くとして地番等変わる場合も一定の、これは土地改良、それ代行するのはどこかわかりませんが、一定の契約書というか交わした上で代行して行うということになると思うんですけど、そのあたりはどうなんですか。

本来だったら、例えば自分が土地を売ったり買ったりする場合は、自分が例えば代書さんを通して、そして一応所有権等の移転登記等を行います、移転じゃなくても番地等変わる場合も、当然だからあらかじめ前もって一定の了解を文書でもって取り交わさないといけないんでしょ。そのあたりを含めて、どこがどういった形でやっているのか。そして、所有者にとっては、負担は全くゼロであるのかという質問確認でございます。

○耕地課長（小松勇二）

お答えします。

先ほども申し上げましたが、換地計画書というのを土地改良事業団体連合会のほうで作成します。それに基づきまして、当然ながら受益者の方にもごらんいただきまして同意を得た上で換地手続をするわけでございます。当然受益者の負担はそれについての負担はないところでございます。

（「どこがやるんですか」と言う者あり）

○耕地課長（小松勇二）

土地改良事業団体連合会です。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第71号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第7、議案第71号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）を議題といたします。ここで議長席を副議長と交代いたします。

（議長交代）

○副議長（山田義盛）

地方自治法第117条の規定により、原田賢一郎議員及び渡辺利治議員の退席を求

めます。

(何ごとか言う者あり)

○副議長（山田義盛）

議長だけです。

(原田賢一郎議員、渡辺利治議員 退場)

○副議長（山田義盛）

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の第71号のゆず搾汁センターについて七、八項目質問いたします。

この指定管理制度ができてから22年経とうといたしております。まだ日が非常に浅いということもありまして、やはり議会サイドから見ても幾つかの改善すべき問題点も少なからずありまして、昨年も含めて、これまで旧池田市政を含めて、改善をしていただきましたけども、率直に言ってまだあるように思います。これらを含めて質問いたします。

まず、質問のゆず搾汁センターについて、社長を初めとした役員について報告してください。

それから、質問の第2点目、選定委員会について構成メンバーを説明してください。

それから、選定された期日についても説明してください。

次に、この指定管理料並びに指定期間ですね——答弁がありましたけども——について。さらにはゆず搾汁センターの収支状況、あるいは利用状況についても概要を説明してください。

次に、やはり議会サイドから見て、今後まだ改善すべき点があるのじゃないかという点の、本日は2点に絞って質問いたします。

まず、第1点でございます。曾於市の場合は、この旧町時代から、例えば請負契約に代表されるように、立派なというか、大変充実した内容の条例等が幾つかございます。その中では、その前提として、曾於市の契約規則というのがあります。これが大もとになっております。この契約規則の中で、市が締結する売買、貸借、請負、その他の契約に関する責務の取り扱い云々とあります。

質問でございますが、今回提案されている、あるいは後ほど提案される指定管理等についても、この市の契約規則が該当対象となるのか、これが質問の第1点でございます。私は対象とならなければ、ほかに対応する規則等、条例等がないわけでございますので、対象となると理解しておりますが、そのように解釈確認していい

かの立場からの質問でございます。

次の質問、今回、議会議決を仮に最終本会議でしたとして、市は速やかに、これは指定管理の条例の中にあります、速やかにという表現です。速やかにこの団体に対して通知しなければならないとあります。

そして、一方においては、条例10条あるいは施行規則4条、あるいは標準書式の6条等におきまして、指定団体に対して、指定の取り消しができるともあります。

質問であります、指定の取り消しができるというのは、正式に協定書を結んでから、つまり協定書は平成30年度の4月1日になります。来年の4月1日、3月31日まではできません。昨年まではこれは混乱しておりました。是正されました。4月1日以降だったら協定書等に基づきまして、指定の取り消しができます。

質問であります、協定書が締結される指定通知を受けてから、来年の3月31日の間においては、市としては何らかの予期せぬ事情等によりまして、指定の取り消しができるのかどうかの質問でございます。

関連して、3回しか質問がございませんので、できるとしたら、それは条例上何を根拠としてできるのかどうかの質問でございます。

以上について答弁をしてください。

○農林振興課長（竹田正博）

議案第71号について、農林振興課の関連する部分について答弁をさせていただきますというふうに思います。

まず、1番目の御質問が役員体制ということでございました。

この役員体制につきましては、メセナ食彩センターが引き受けておりますので、食彩センターの役員を答弁させていただきますが、取締役会長が、市長であります五位塚剛でございます。それから、代表取締役社長が、株式会社ナンチクの社長でございます福田博史さんでございます。それから、常務取締役としまして、常勤の福満常務がおられます。それから、あとは出資団体であります取締役として、園芸振興会の代表として渡辺利治氏、それからナンチクの代表として勝目睦夫氏、それからユズ栽培同好会から代表として松永安雄氏、それからJAそお鹿児島から代表として森岡雄次氏、それから議会代表として議長の原田賢一郎氏、そして、監査役に副市長であります大休寺拓夫氏と、ナンチクのほうから監査役として新留利美氏、以上が役員でございます。

それから、管理料と期間でございます。

収支につきましてもでもございますが、この指定管理料につきましては、考え方といったしまして、無料としているところでございますが、このゆず搾汁センターにつきましては、メセナ食彩センターの二次加工と一連とした考え方で指定管理を行

っている関係でございまして、このメセナ食彩センターの収支が、28年度の決算で、純利益2,519万4,957円となっているところでございまして、いわゆる一連の一次加工と二次加工という形でございます。

したがいまして、このゆず搾汁センター、実質稼働が1年のうちに約1カ月半ぐらの稼働だということでございまして、指定管理料はゼロ円という形をとらせていただいているところでございます。なお、施設の、いわゆる建物の災害保険でありますとかは、市のほうで管理をしているところでございます。

そういったことで、メセナ食彩センターとの一連の、いわゆる施設という考え方で、この金額は無料ということで設定をさせていただいているところでございます。以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、選定委員会のメンバー等について、御報告させていただきます。

選定委員会の開催日もございました、開催日が平成29年10月16日でございました。選定委員会は10名からの出席で行っております。メンバーにつきましては、両副市長2名、それと各課長8名で、選定委員会を行ったところでございます。

それから、引き続きまして……。

（「選定委員長」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございませんでした、選定委員長は八木副市長になっております。

それから、今回、契約の関係でございますが、曾於市としましては、指定管理につきましては、まず指定管理の指定、第6条でございますが、指定しなければならないとあり、速やかにその旨を告示するとともに、当該団体に対してその旨を通知するものとするというのがございます。で、第7条の中で、協定の締結というのがございます。指定を受けた団体は、市長と当該契約の管理に関する協定を締結しなければならないという形となっております。これに基づきまして、基本協定書を締結いたします。その後、平成、今回ですと、30年4月1日付で、年度協定を結ぶような形で推移する形になると思います。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございませんでした。契約規則については対象となるかということでございますが、今回、指定管理指定手続きに関する条例がございまして、その条例に基づきまして行いますので、契約規則は該当してないところでございます。

それと、指定の取り消し等につきましては、第10条にありますとおり、その指定

管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められたとき等につきましては、自治法の第244条の第2項第11項により、指定管理者の指定を取り消すということになっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの、農林振興課長から説明がありましたように、今回のこの提案については、指定管理料は無料ということでございます。いわば、例外的な扱いですね。市の財産、そして今後もいろんな点で、市が負担しなければならない分野が少なからずあるかと思っております。

市長に質問でありますけれども、無料についても、十分、市では議論されていると思います。今回のこの提案に限らず。これは、収益性を伴う事業であります。公民館等と違います。収益性を伴う団体で、しかもこれは非公募でありますので、する場合には何らかの、やはり一定の市の基準をつくるべきじゃないかと思うんです。これは固定的に、ずっと今後5年、10年後も無料ということにあってはならんでしょう。それやったら何のための、この収益を伴う事業であるのかというそもそも論の議論にぶつかります。

ですから、やはりこの会社が今後発展する、前進するためにも、それを願う立場からの質問であるんですけども、やはりこの無料についての基本的な考え方、指針を持つべきじゃないかと思っております。この会社に限らず、市としての、その点についての考え方を示してください。

それから、第2点目、先ほど公募、非公募と言いましたけれども、質問でございますが、これは財政課長ですか、現在この曾於市が指定管理を行っている団体は、全部で幾つありますか。だいぶ少なくなりました。

そして、第2点目、その中で、公募されて指定管理を受けている団体が幾つ、あるいは非公募の、今回のような団体が幾つあるか、これ分けて教えてください。

次の質問でございます。

市の契約規則は一応適用しないということでございました。再度の質問でございます。課長、よく聞いてください。課長の1回目の答弁というのは、あくまでもこの正式協定を結んでから、年度協定を含めて、それに基づいて、もし問題があったらこの指定取り消し等を行うことはできます。しかし、来年の3月31日までは、何らの、請負契約で、いわゆる仮契約も結んでいないんですよ、仮契約も。いわば更地の状態なんですよ、白紙の状態。

やはりお互い人間がすること、また人間が行う団体でありますから、やはり理論的にも、実際上も、今後、あと1月、2月、3カ月、まだ3カ月以上あります。だ

から、予期せぬ事情等で取り消しざるを得ないということもあり得ると思うんです。これは相手の責任に帰す問題、あるいは相手の責任に帰さない問題を含めて、あり得ると思うんです。これはもう議論を待たないことでございます。

その場合に、この取り消し等は、何の根拠に基づいて行うんですか。まだ協定含めて、何一つ、仮文書も結んでないわけでございます、来年の4月までは。行政を行うのはおこがましい言い方ですけど、何らかの根拠が1行たりともなければできないんですよ。これが日本の法治国家ですよ。何を根拠に取り消しができるんですかという、こういった単純な質問なんです。お答え願いたいと考えております。もう2回目でございますので、よく議論して答えてください。

○市長（五位塚剛）

今回のゆず搾汁センターの管理の問題でございますが、指定管理料については、施設の管理をお願いするわけですから、当然、市から予算をとってお願いをするわけですけど、この施設については、株式会社メセナ食彩センターがユズ農家の収益を上げながら、また付加価値を高めた、市からの第3セクター的な会社でありまして、それに対しては、指定管理料というのはとっていないところでございます。

また、施設についても市の持ち物でありまして、収益を上げるために、市からの事業で、例えば今回もラインの増設をいたしました。そういう形で、市から、当然、出すものは出して、やっているところでございます。

今後の問題であります、基本的には、この施設については公募でするようなものになりませんので、引き続き、同じような形で続けていきたいというように思っております。

あと、その事業についてのものですが、私が市長になってから、この指定管理については、当然、当初のときに、債務負担行為をちゃんと結んでおります。これが、基本的にはそういう保障になるというように思っております。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、お答えいたします。

指定管理の29年4月1日現在の内訳になります。18施設ございまして、うち、公募が5施設、非公募が13施設となっております。

それと、先ほどありました、予期せぬという形、場合の取り消しについてということでございますが、今回、指定管理の指定を行います。その後、議会の議決を受けた後に、速やかに告示をします。その後、基本協定書の締結をするようになっております。ですから、その中で話し合いをするという、その基本協定書に基づきまして、何らかあったときには対処するという形になってまいります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これはもうどちらでもいいですけど、副市長に答弁してください。

まず、この指定管理料をゼロとするか、ゼロとしないか、やはりこの外郭団体じゃございませんけども、この外郭的団体といってもいいと思うんです。市がお金を出して、今後とも、市長答弁ありますように、必要な投資を行うわけであります。

ですから、そもそもから考えていただきたいんです。やはりこれは市民にとって、こうした団体等はさらに前進を願っていると思うんです、私もその1人ですよ、発展しなきゃいけないと。ですから、とにかく収益を上げなきゃいけないというか、利用者がたくさん利用していただけないといけないというか。これはもう、どなたも同じ考えだと思うんです。

そうした場合に、やっぱり最終的にはこの指定管理料がとれるぐらいに、金額はともかくとして、やはり利用者をふやして収益を上げてもらうというか、これが最終目標であると思うんです。だから、5年後も10年後も15年後も、やはり指定管理料ゼロといった、いわば定まった固定的な考え方は、恐らく副市長も持っていないと思うんです。

ですから、私の質問とは単純なんです。だから、指定管理料については、ゼロとする場合に、何をこの基準としてゼロとするか、よく議論した上で、思いつきと言ったら失礼でありますけども、文書でもって答弁していただきたいと思うんです。あるいは時々の市長が交代しても、次の市長、その次の市長のときも、こういったことで、曾於市の場合は、指定管理料は、こういった場合は一応無料としますということ。

もう既に申し上げましたように、指定管理制度ができてから、もう12年たとうといたしていますので、やはり議論の積み重ねが必要じゃないでしょうか。ですから、そうした、まずは文書でのゼロとする、ゼロというのがやはり基本であってはいけないと思うんです。指定管理料は幾らかでもとるというか。これはやっぱり原則とする、あるいは目標とすべきじゃないでしょうか。そういった観点からの質問でございます。

両副市長がやはり指定管理の代表でありますので、お答え願いたいと考えています。今後の課題として、今回はともかくとして、今後の課題として、答弁をしていただきたいと考えています。これが質問の第1点。

それから、質問の第2点目。

来年の3月31日までに、予期せぬさまざまな事情等によって、取り消し等の、あるいは取り消しじゃなくても損害賠償等の、損害賠償は来年の4月だからいいとし

て、取り消し等の事由が出た場合に、債務負担というのを昨年から答弁があります。もちろん債務負担そのものは必要でございました。ですから、昨年度からだったですか、一昨年度ですか、採用されるようになりました。これは一歩前進であります。

しかし、債務負担でこれが片づけられるのでしょうか。私は不十分だと思っております。先ほど、2回目答弁で、財政課長は債務負担ということじゃなくて基本協定書と言われましたよね、課長。もう既に、市長は債務負担行為、担当課長は基本協定ということで、はっきり言って食い違いが見られるんです。基本協定は来年の4月1日以前に結ぶことはできますか。結ぶことはできないと思うんです。これも去年までの議論の中で、結んでいるところもあれば結んでないところもありました。

ですから、私は本会議で指摘して、もう4月1日以降になったいきさつがあるんじゃないでしょうか。私の勘違いでなければ。ですから、基本協定書はそもそも結べないのではないのか。また、債務負担行為だけでも十分対応はできないんじゃないかと思っております。あくまでも、債務負担というのは来年の4月1日以降のことでしょう、5年間の指定期間だったら。債務負担行為を、さかのぼって29年度にできますか、法律上も、理論的にも。これも検討した上で答弁してください。このことを含めて答弁してください、何を根拠とするのかどうか。最も大事な問題でありますので。

○市長（五位塚剛）

基本的なことです。先に私のほうから答弁させていただきたいと思います。

指定管理については、やはり毎回議論になりますけど、市としては債務負担行為の提案もしております。

それと、いつまで無料にするのかということですけど、この間、末吉の道の駅についても同じようなやり方でしておりまして、しかし、収益性があるところでありますので、当然収益がたくさん出た場合に、この間、市への寄附という形でお願いして、返していただいております。今5,000万円返していただきました。今後、この食彩センターも一定の税金を払っても収益がたくさん出るようでしたら、市へのそういうような形でのお願いも、今後進めていきたいというふうに思っております。

あとは、副市長に答弁させます。

○副市長（大休寺拓夫）

今、市長が申し上げたとおりであります。ゆず搾汁センターにつきましては、先ほど申し上げました3,000万円弱の収益が出ておりますので、ここずっと出ております。そういうことでもちまして、そういうところについては、指定管理料は発生しない。

逆に申し上げますと、市の財政も大変苦しい状況です。市長が申し上げたと

おり、黒字が出る分については寄附なり、そういうものをもらっております。メセナ温泉交流センター、あそこが一番いい例なんです、そういうことで、収益が出ているところについては、指定管理料は発生はしない。逆に、余裕があれば寄附をしていただくという、そういうスタンスです。

搾汁センターにつきましては、先ほど申し上げたとおり、建物保険料とか、あと施設の改善、改修、そういうものについては一般会計のほうで見ておりますので、指定管理料のほうは要らないのかなと思っております。

あと、生産者へということでありましたので、生産者につきましては、30年度からも増植をしていきますので、そういうことで、ユズの植栽、そういうものについても一般会計で対応してまいりますから、指定管理料はなくても大丈夫ということでございます。

○副議長（山田義盛）

ほかに質疑ありませんか。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

収支が黒字なのでゼロということです。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

お答えいたします。

済みません、先ほど私の言葉が少し足りませんでした。市長が申されましたとおり、今回予算で上げております債務負担行為、これに基づきまして、次年度以降の予算の確保をお願いしているところでございます。

また、今回議案で出されております指定管理の選定につきましてのお願いをしているところでございます。

今回、先ほど言いましたとおり、債務負担行為と、今回お願いしました指定管理の団体が選定された場合、この団体と早急に、基本協定書の締結を行います。基本協定書の締結を行う中で、先ほどありました指定の取り消し等、こういうものが生じてきた場合には取り消し等を行えるとなっておりますので、その中で対処したいと考えております。

○副議長（山田義盛）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。原田賢一郎議員及び渡辺利治議員の入場を許可します。

(原田賢一郎議員、渡辺利治議員 入場)

○副議長（山田義盛）

ここで、議長席を議長と交代します。

(議長交代)

○議長（原田賢一郎）

ここで、10分間休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午前11時09分
再開 午前11時18分
—————・—————・—————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————・—————・—————

日程第8 議案第70号 指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）

日程第9 議案第72号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第8、議案第70号、指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）及び日程第9、議案第72号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）までの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

財部の温泉センターは文厚委員会に付託になるでしょうから、一応、質問をカットいたします。もう一つの議案の、この清流の森大川原峡について、先ほどの質問に沿った形で質問をいたします。

まず、質問の第1点は、この指定団体の候補団体となっております、この財部の北地区の公民館の役員体制についてお答え願いたいと思います。

それから、第2点目、この公民館は登記がされているのかどうかです。あるいはされていないとして、こういった正式に議会に出た場合は登記は必要ないのかを含めて答えてください。

それから3点目は、指定委員会について、先ほど課長から答弁がありましたけども、もし違っていたら、この指定委員会の委員長を含めてお答え願いたいと思って

おります。ついては、選定した期日についても教えてください。

それから、今回は公募の団体をとったということですが、しかし、結果的にはこの公民館、1団体であるということでありましたが、これ確認かたがたの質問であります。それから、指定管理料についても説明してください。あと、指定期間は3年間、通常、新しい団体等が指定となった場合は、3年間がおおむねこれまでの原則で対応だったと思いますが、その立場での3年間というふうに理解していいのかどうか。2回目以降はもう5年間というふうになっているようでありますけども。

次の質問でございます。この指定管理料に関連して、この大川原峡の収支、利用状況についても説明してください。

次に、先ほどのこの契約状況に関連して質問をいたします。どなたでも答弁よろしいです。市長は答弁の中、債務負担行為ということを再三答弁があります。これは副市長が、もっと法律的な観点から答弁してください。一応、この議会で議決を経た後、いわば速やかにというか、指定管理団体の指定を通知することになりますよね。そして債務負担行為を定めたとして、基本的には債務負担というのは、今回の場合は3年間です。3年間の指定期間であったら、年明けて平成30年度4月1日以降の、向こう3年間の期間の債務負担行為となるのじゃないかと思っております。例えば、年明けて1月は某日に債務負担の行為を設定したから、さかのぼって平成20年度の途中も債務負担行為はできるのかどうか、これは法律論に属しますけども、私はできないと思うんですが。できるとしたら、その判例を含めて根拠あると思うんです。お答え願いたいと考えております。これが質問の第1点であります。

それから、質問の第2点目、関連いたしまして、財政課長は再三、基本協定書を結ぶとあります。これも関連して、基本協定書を平成29年度中に締結できるんでしょうか。私もこれはおかしいと思うんです。やはり来年の平成30年4月1日以降でないと、この締結は結べないと思うんです。実際に、法律上どうなのでしょう。そのために、請負契約というのは長年の、無数の全国の市町村が行っている仮契約とあるんですよ、仮契約というのが。これが指定管理の場合ないというか、じゃあ仮契約にかわるのが何があるかというのは、今後、今回を含めて研究すべき課題じゃないでしょうか。今回、結論が出なかった、私も、何が何でもという気持ちではないんです。せつかくの指定管理制度でもありこれをより、やはり法律上も改善点を改善しながら充実していくという観点からの、私、質問なんです。そのあたりを含めて答弁をしてください。難しい答弁だったら、時間を押して、委員会審議もありますので、きょう答弁しなくてよろしいですので、検討課題として答弁をしてもいいんです。答弁してください。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、議案第72号につきまして、農林振興課の答弁分を答弁させていただきますが、まず、北地区公民館の役員体制でございます。館長が富岡英治氏でございます。それから副館長が田畑博利氏、それから主事といたしまして新留正和氏、それから会計が丸田安弘氏となっておりまして、そのほか、運営審議員というのを置かれております。運営審議員の方々が9名いらっしゃるということになっております。

それから、この地番が登記されているのかということでございますが、登記はされておられません。これにつきましては、市の所有の土地、建物でございます。

（何ごとか言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

公民館としての法的な登記というのではないというふうに考えておりますが、この公の施設の指定管理につきましては、地方自治法の244条の2項の中で、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があるときに、条例に定めるところにより法人その他の団体」というふうに書いてございますので、この指定管理者になるべき要件としては問題がないものと解釈をしているところでございます。

それから、収支の状況でございます。これは大川原峡の収支の状況ということで理解をさせていただきますが、平成28年度におきましての収支でございますが、指定管理料が805万円ということになっております。利用料を含みまして収入、支出合わせまして1,053万7,000円ということになっております。利用状況につきましては、施設の利用者数が年間2,511人、そのうち宿泊者が390人ということでありまして、その利用料の収入が248万7,670円ということになっているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

それではお答えいたします。今回、指定管理を選定した日でございますが、平成29年10月の16日でございます。選定委員は、先ほどと同じく10名で、両副市長2名、それから課長8名となっているところでございます。

（「委員長は」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございませんでした。委員長は八木副市長になっております。

それと、先ほどありました債務負担行為の関係についてでございますが、今回、債務負担行為を上げたことにつきまして、議決を得た後には、平成30年度4月以降の契約ができるものということで、予算計上を行っているところでございます。それに基づきまして、今回、指定管理の団体の指定をお願いしているところでござい

ます。先ほども申しましたが、指定管理の団体の指定を、今回、議決をいただいた後には、速やかに基本協定書を締結し、その中で何がしかの4月の1日までに、その指定した団体が、予期せぬことで取り消しをしなければならない場合は取り消しをする、そういった形で考えているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、質問の第1点でありますけれども、これは昨年の12月議会だったですか、提案されて、結果的に否決されました。共産党議員団は2人とも賛成いたしました。市長に質問でございますけれども、過去、これまで、今回、直営というつなぎの期間がありましたけれども、森林組合がやっておりましたけれども、これは地域の地元の公民館に、いわばバトンを譲るというか、公募という形にはなっておりますけれども、いうことについてどういったことを理由というか目的にして、今回、議会に提案されたのか、昨年も同じ質問をしたんですけれども、一応、答えていただきたいと考えております。これが質問の第1点であります。

それから、質問に入る前に、課長答弁では、これは登記していなくてもこういった指定管理の場合も契約ももちろん何ら問題ないということを、これも一応、答弁よろしいです。そのように受けとめておきます。

質問の第2点でありますけれども、いずれにしても地域のこの公民館が、もしこれが指定を受けて、今後、平成30年度から取り組むことになると、やはり幾つかのやっぱ努力していただきたい、取り組んでいただきたい課題があらうかと思っております。これは当然、市としてもこの間の段階で、話し合いをしているんじゃないかと思っております。今後も、協定等を結ぶ段階、やはりいろいろ注文をしていくことになろうかと思っております。現段階で、特に、どの点とどの点とどの点をやはり努力していただきたいということで、一応、当局としては考えているのかどうかです。せっかく、結果的に、今後、向こう3年間仕事をやっていただくんだしたら、やはりこれまで以上に利用者をふやす、これまで以上にサービスも向上するということを含めてやっていただきたいと思っております。その点からの市の考え方を答弁してください。これが質問の第2点目であります。

それから、質問の3点目でございますが、一応、くどいようでありますけれども、一応、債務負担行為については、だから、もし予期せぬ事情とかあった場合に、来年の3月までに債務負担行為では、一応、この取り消し等はできないということで、一応、確認していいですね。どなたでもいいです。それが質問であります。

関連いたしまして、課長はこの基本協定ということを再三答弁がありますけれども、来年の3月31日までの日付でもって基本協定書を結ぶことはできるのかという、初

歩的というか基本的な私の疑問と質問なんです。できるということを前提に答弁してありますけども、本当にできるんですか。年度協定にしろ基本協定にしろ、来年の4月1日以降のいわば契約になりますので、来年の4月1日以降でなければできないと思うんですが。本当に、理論的にできますか。断言して答弁していいですか、本当に。もっと検討期間が必要じゃないですか。私は、先ほども言いましたように、何が何でもきょう答弁してくれちゅうことはないんですよ、まだ委員会がありますのでそれまでに検討を、きょう含めて十分議論した上で答弁していただきたいと思うんです。私はこの制度、せっかく軌道に乗せたいという気持ちからの、いわば親心的な質問なんです。ですから、その点を含めて答弁してください。できたら、まあできたでいいんです。できなかったら、それにかわる、やはり3カ月間の期間がありますので、何らかのやはり、行政が行うやり方だから、やはり対応策をまた新たに考えないといけないと思うんです。そうしたことを含めて、やはり総合的に検討すべき課題やないかと。

くどういようでありますけども、限られた指定管理、だいぶ少なくなりました。これをより前進させる立場からの、私、質問なんです。足を引っ張る質問じゃございませんので、毛頭。その点で十分考えた上で、きょう答弁ができなかったら、今後、課題として答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

昨年、大川原峡の管理を、地元公民館のほうに提案をいたしましたけど、残念ながら合意ができませんでしたので、今は、29年度は、3月31日までは市の直営でやっております。その中で、この間、いろいろ協議を進めてまいりました。基本的な考え方は、この施設を悠久の森まで含めて、やはり地域の方々が中心となって、さらに市民並びにまた曾於市外からたくさんの観光客を呼んでいただいて、地域の発展のために中心になっていただきたいということが基本であります。

同時に、今の状態の状況では、どうしても夏場だけの施設になっておりまして、1年間通して観光客が来れるような施設にしたいというふうに思っております。そういう意味では、釣り堀をつくって子供たちに魚釣りをしてもらおうとか、また、小動物、ヤギ、ロバ、ウサギ、いろんな小動物を養って、子供たちの触れ合いの場所としていただきたいということやら、また、もくもく館という施設がありますので、ここで、できたら地元のいろんな手づくり料理をしていただいて、収益をふやしていただいて頑張っていたきたいというのが大きな狙いであります。

このことについて、この間、何度も協議をいたしましたら、地元公民館としては審議会を経て、地元のためにどうしても地域活性化を目指したいという前向きな姿

勢がありまして、このような提案になったとでございます。

指定管理の問題について、今、言われておりますが、今回、予算書の中に、債務負担行為の予算という形で提案をいたします。これが、まず基本であります。予算を認めてもらうということです。同時に、当然、4月の1日から運営をしてもらいますので、その前に当然、話し合いをして基本協定を結んで、しかし、30年の4月1日から事業はお願いをするんですよということが基本的になると思います。当然、準備期間がありますので、そのような形で、基本協定は前もって結んでおかないとできません。そういう意味での経過がありますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。あとは、担当課長から補足説明をさせたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、今後の努力点、現段階でのサービス向上の考え方ということであります。先ほど市長のほうから答弁がありましたけれども、大川原の整備につきましては、今後、釣り堀の整備、それから小動物園の設置、そういったものを手始めに、今、考えているところでございまして、夏場だけではなく年間を通して、子供たちを含めて来場者がふえるようにというようなことで、とりあえずは、来年度は釣り堀の設置を、今、考えて具体的な計画に入っているところでございます。

もちろん、北地区公民館、今回、同意いただきましたら、そういった形で打ち合わせをしながら進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

基本協定書等については、まだ今後、私も勉強していきたいと思っております。

質問の3回目で1点でございますけれども、1回目の答弁の中で、この指定管理料については、ベースとしてまず805万円、プラス利用料として細かくは248万7,670円ということで、合わせて1,053万7,000円という答弁でございました。質問でありますけれども、805万円は、一応固定したものと理解いたします。利用料については、年によって変動があると思うんです。その場合に、向こう3年間でありますけれども、前年度の利用料を、この実績をベースとするのかどうかということを含めて、もっと丁寧に答えていただきたいと考えています。これは第1点。

それから、第2点目、最も大事な一つでありますけれども、人的体制です。これはもちろん、基本協定書を含めて協定書の中でもしっかりと、これはうたわれると思っております。常勤を含めてです。これまでもさまざまな指定管理団体について、決算議会を含めて問題となったのが、いわば協定に基づく人が配置されていないという。あるいは、正規での職員でなければいけないのに、臨時職員で対応していると。結果的に利用する方あるいは団体にとっては、非常にサービスが劣ってきてい

るという不満が議会議員にも寄せられて、今回の決算、昨年の決算でも議会側から厳しく指摘がされました。今回も初めての、最初の、もし議会議決を受けたとして、締結になりますので、そのあたりはやはり継続的な体制、さらに前進するための体制が必要じゃないかと思っております。その点で、人的体制、配置についてはどのような考え方を持っているか、もちろん協議の上での今回の提案であろうかと思っておりますので、説明をしてください。

○市長（五位塚剛）

人的な体制でございますが、大川原キャンプ場を中心とした施設になりますので、地元の方々を中心として働いていただきたいということでお願いをしたいと思えます。その前提として、今、市が直営でありますけど、シルバー等を通じて地元の方々に、今、協力をいただいて森林組合からの引き継ぎをしながら、問題がないように、今、教育を含めてお願いしておりますけど、非常にうまくいっているところでございます。今後も、協定が結ばれたら、地元の方々を中心として、雇用体制をちゃんと確実に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、その指定管理料の805万円の考え方ということと、前年をベースにするのかということでございますが、今年度は直営でございますので、28年度で申しますと、先ほど申し上げた数字になるわけですが、収支といたしましては、この中に指定管理者の管理手数料というものも含まれております。事実上は若干の黒字が出るような形でというふうに考えてはいるところでございますが、もちろん、収入料が少なくなればその分を勘案して、指定管理料もまた次年度の予算で増額するなり、そういったものについてはお願いをしなければならないと思っておりますし、また、債務負担についても、また変更しなければならないだろうというふうに考えております。

あと、人的体制についてでございますが、現在、直営でやっている中で、昼間の管理棟の管理を3名の方で交代で行ってもらっております。それから、掃除とかの管理に7名ほどお願いしておりますけれども、この方々が、今、全て北地区に居住の方々でございます。もちろん、これを次年度以降、北地区が請け負うということになりますと、そういった形で、現在いらっしゃる方々からの引き継ぎでしっかりとした人員体制でやっていくという考え方でいるところでございます。

以上です。

（「3回しかないから、805万円と利用料ということでいいのかどうかと。利用料とは何年をベースにするのかという質問です。それと、人的体制も3人と7人

というのは、これは常勤の3人と7人でいいのかということです」 という者あり)

○農林振興課長（竹田正博）

すみません。この利用料金につきましては、もちろん前年度を対象にしたいというふうに思っておりますので、そういった形での次年度以降の指定管理料という形で、年度協定書の中で金額を決めていきたいというふうに思っております。

それから、今の人員体制については、昼間は常勤が3名でございます。そして、この7名の方については、宿泊客等がありますので、そのお部屋の掃除であったり、施設の周りの環境整備であったりということで、大体、この方々がほとんど出られているということですが、ただ、平日等はそういった作業が少ないときには人数は減りますけれども、事務所の中には常時2名から3名の方がいらっしゃるという形でございますので、そういった形で次年度以降もお願いをしたいというふうに思っているところです。

○議長（原田賢一郎）

次に、宮迫勝議員の発言を許可します。

○7番（宮迫 勝議員）

まず、議案第70号の指定管理の指定（財部温泉センター）について伺います。

非公募の理由として、平成27年4月1日から管理運営を行っており、良好な管理運営を行っているためとあります。しかし、平成28年4月に3人の欠員が生じて問題になった経緯があります。アルバイトやパートを含めて、シルバー人材センターの一時的な配置ではなく、所定の決められた人員が、今現在、ちゃんと配置されているのか確認を求めます。

2つ目に、これまで一般的な指定管理は何年であったのか、私は、当然3年だったのかなと思っていますけども、今回、指定管理が5年になった理由を伺います。

次は、議案第72号です。清流の森大川原峡です。まず、1番目に、この1年間、どこが管理運営をしてきたのか、先ほど、若干答弁ありましたけども、重複しますが、答弁を求めます。

2番目に、候補者を財部北地区公民館にした理由を簡単に述べてください。

それと、昨年度の否決となった理由として、曾於市森林組合との関係がありました。今回、この森林組合との関係はどうであったのか、これを伺います。

4番目には、北地区公民館の館員の皆さんで指定管理の業務に携われる人員は何人ぐらいと見ているのか。全部役員ですとは思えませんので、つかんでいたらそれを答弁してください。そして、今までこの1年間を通じて手伝い等をして経験された方がいるのか、これの確認も求めます。

5 番目に、責任体制は整っているのか。先ほど、代表者を含めてありましたけども、これも再度確認のために答弁を求めます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

それでは、私のほうから議案第70号の1、指定管理者の指定についての①財部温泉センターでございますが、所定の決められた人員が配置されているかということについてお答えいたします。

27年度は、職員8人、パート4人の計12人で行っていました。男女別では、男性が4人、女性が8人ということでございます。現在は、職員が7人、パートが3人、アルバイト2人、シルバー人材センターより1人の計13人です。男女別では、男性5人、女性8人となっております。職員1人の求人募集をしておりますが、現在、採用に至っていない状況でございます。

人員配置につきましては、シフトを組んで業務をしております。その時間帯ごとに必要な人員を配置しているところでございます。

続きまして、②でございますが、これまでの指定の期間及び指定期間が5年になった理由についてお答えいたします。

まず、指定期間につきましては、平成22年度から26年度までの5年間、株式会社総合人材センターを指定管理者に指定をしております。現在の指定管理者であります株式会社メセナ末吉とは、平成27年度から今年度までの3年間でございます。この間、株式会社メセナ末吉では、従業員の研修会を重ねまして、何より利用していただくお客様に対する意識改革に努められていると考えております。また、担当課と株式会社メセナ末吉社長及び支配人との間で、運営管理等の協議ですとか、打ち合わせを頻繁に重ねております。より良好な運営、管理をお願いしてまいりました。

現在の指定期間につきましては、株式会社メセナ末吉への指定が初回だったことから、3年間としたところだと思っております。今回は、2回目でございますが、より安定して管理をお願いしたいため、指定期間を5年間という形をお願いするものでございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうから、議案第72号の指定管理の指定についてということで、この1年間の管理運営ですけれども、曾於市シルバー人材センターのほうへ委託をしたところでございます。

続きまして、2番目の、候補者を北地区公民館にした理由ということでございますが、今回の指定管理の候補につきましては、公募という形をとらせていただき

ました。9月の1日から10月の13日まで、ホームページ上にて指定管理の公募を実施いたしまして、結果といたしまして北地区公民館が1団体、応募があったということで、選定をいただいたところでございます。

3番目に、曾於市森林組合との関係はどうであったかということでございます。昨年、この議会でも議論をされた部分でもございましたので、森林組合のほうとは、1年間直営をして、次年度公募をという形をとらせていただきたいということも申し上げてまいりました。その旨の連絡もいたしたところでございますが、結果的に公募をされなかったということでございます。

それから、4番目の、北地区公民館の館員で指定管理の業務に携われる人間は何人いらっしゃるのかと、あと、手伝い等を経験された方はいらっしゃるのかということでございますが、現在、シルバー人材センターのほうの委託で管理業務と、それから清掃業務も含みますが、3名の方をお願いをしております。それから、先ほど申しましたとおり、清掃片づけ業務等を7名の方をお願いをしているところでございまして、この方々は全て大川原地区の方々でございます。指定管理の承認後につきましては、公民館のほうで公募はされるということも聞いておりますけれども、現在のこの10名の方には、引き続きお願いをしたいという意向であるということでございます。

それから、5番目の責任体制は整っているかということでございますが、公民館に指定管理ということになりますと、いわゆる損害賠償及び不可抗力等についてというのがありますが、これにつきましては、基本協定の中で明記をするところでございまして、あと、施設の管理運営上の責任体制あるいはマニュアルづくり、そういったものについては、今、北地区公民館の中で、この管理運営に関しましては検討委員会を立ち上げているということでございます。今、2回ほど会合をされたということを知っておりますけれども、この指定管理議案が可決されましたら、指定管理の開始までに必要な整備が整うように、事務局といたしましても協力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため、宮迫議員の質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、宮迫議員の質疑を続行いたします。

○7番（宮迫 勝議員）

では、2回目の質問に入ります。まず、議案第70号財部温泉センターです。従業員を決められた数の配置をするということが雇用の確保、それと来館者の方へのサービスの提供という意味があると思うんです。この意味でいけばやっぱりさっき言われた7名の所定の従業員の方、あとパート、アルバイトの方が含まれているという答弁でありました。やっぱりここは所定の従業員の確保へ向けて努力されるべきじゃないかと思います。まずこれが1点です。

それから、第72号清流の森の大川原峡、私のイメージとしては、北地区公民館の館員さん、大勢の方が御参加されていくのかなと思っていました。例えばきのう中谷校区の豊作祭りがありましたけども、これは一般の方が、地域の方全員が参加して盛り上げていくんです。こういう感じで、少ない人数じゃなくて、限られた人数じゃなくて、大勢の方が参加していきながら地域を盛り上げていくんだらうなという私のイメージでした。しかし、さきの答弁だと3名とか7名の方が専門的にキャンプ場の掃除も含めて業務するんだということでありました。同じ人が携わるのか、それともローテーションを組んでこのキャンプ場の仕事を行っていくのか、まずこれが確認です。

役員の方、公民館長含めてこれらの方はこの管理運営にどういにかかわり方をされていくのか、これと、それから役員の多分改選があると思うんです。役員の交代があったときにも、この指定管理も継続をされていく、これの確認はとれているのか、以上お尋ねします。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

温泉センターでございますが、従業員のほうが今1人欠員になっているところで、ハローワークにももちろん出しておりますが、なかなか確保に至らない。面接までは行った経緯はあるんですけども、残念ながらそのときに採用に至らなかったということで私たちも非常に苦慮しております。福祉事務所は就労支援も行っておりますので、相談あった方々で、そういう温泉とかに就職できないものかということも連携をとってくれということで、常々言っておりますが、現状のところでございます。今後も努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、北地区の方の限られた方かということでございますけれども、通常の管理

業務に関しては、先ほど申しました管理人さんに3名程度、あと清掃業務とか、そういった方々という7名程度というふうに考えております。もちろんその点も富岡館長さんにお問い合わせをさせていただきました。今検討委員会を2回立ち上げられて、2回ほど検討していますということでございましてその中ではやはり公民館の中でも公募をしたいということでございました。もちろんいろんな行事があるときには、この18の自治会の方々、臨時総会でも了解を得てということでございましたので、協力体制は敷けるものだというふうに考えております。あと、役員の方々のかわりにつきましては、館長、副館長、主事初め、この運営審議会の方々が応分にはかわりを持たれるということになると思います。あと、改選のときに継続できるかということでございますか、館長のほうは、ゆくゆくはNPO法人を立ち上げたいという考えがあらわれるようであります。そういった形で法人化して、その指定管理の運営ができればというふうに考えておられるようでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

○17番（谷口義則議員）

午前中より同僚議員のほうからも質問がありましたが、私はこの議案書を見る限り、先ほどから話になっておりますように、昨年の12月定例会で提案された議案書、ほとんど一緒だというふうに思っております。あえて違っているといえば、この指定の期間だろうと思います。ほかに何か変わったものが、いわゆる変わった事情があつてといいますか、議案書が全く一緒ですので、全くと言っちゃいかんですね。ほとんど一緒ですので、提案理由の説明からです。昨年の12月に提案されてから今日までどういう変化があつたから指定管理をまた同じ形で提案したいというふうにされたのか、そこら辺がどうも議案書を見るだけではよくわからない、参考資料見ても全く一緒なんです。1年前と状況がどういうふうに変わっているのかわかりませんが、私ども議会としては、議決に対する責任というのがありますので、なるほど、議案書を見て、これはやっぱり指定管理をせんないかんのだなという感覚が浮かんでこないんです。そこら辺の説明はどういうふうにされますか。

○市長（五位塚剛）

昨年も財部北校区のほうに指定管理をお願いしたいということで提案いたしました。残念ながら昨年は同意いただけませんでした。大きな理由は、森林組合との関係がまだまだ理解できていなかった部分があるのではないかなと思っております。昨年も、指定管理については、森林組合長とも十分相談をして、理事会のほうにも相談をされたということでしたけど、その経過の中でなかなか合意ができませんで

したけど、今回については理事会のほうでも基本的には、森林組合がこの指定管理について再度手を挙げることはいたしませんということでありました。それで、先ほども言いましたように、この地域を地域の方々が一番よく御存じでありますし、この間、夏のランニング大会、秋のウォーキング大会、また、夏場のキャンプ場を含めていろいろと地元の方々に協力してもらうことがたくさんありました。そういう意味で、地域活性化をさらに進めるためにこの間協議をしてきまして、地元の方々も自分たちの地域の財産であるから、さらに力を入れて活性化を目指したいという強い要望がありましたので、しかし今回は公募という形でいたしましたけど、北校区以外は募集がありませんでしたので、今回このような形でお願いをするところでございます。

以上です。

○17番（谷口義則議員）

この議案の中身を見る限り、森林組合がどうこうということ言ってるんじゃないんですよ。森林組合がされるされないということじゃない。公募されているんですから、1つしか公募がなかったわけですから、この北校区の地区公民館が指定管理を受けることはどうしても認められないという意味じゃない。私は、地区の公民館の指定管理については市の方針として、今まで地区公民館の管理を校区公民館にしておったものもこれからは方針としては市でまた見ていくんですよという方針にかわったというふうに理解をしておりましたので、そうであれば、ある程度これ逆行する考え方になりやせんかと、あえて地区公民館に指定管理をすることが指定管理の市の方針からは逆行していくんじゃないかという考え方で我々はあのとき私は反対したと思っていますんです。別に北校区のその財部北の地区館が応募されて、これが悪いということは絶対言ってるんじゃない。ここがそれにちゃんと適合するかわからないか、やってみにゃわからんことですけど、ただ、基本的な方針がこれからの地区館が例えばよそのほかの地区の公民館がこれを指定したいと、盛り上げるために指定管理をさせてもらいたいといった場合に、同じような方針でいかれるのかどうか、というのがよくわからないと。そこを申し上げているわけで、曾於市の森林組合との関係で、私ども議会は議論する余地がないというふうに思っているんですか、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市民の中には、今まで長いこと森林組合が指定管理を受けてまいりましたので、当然住民としては、なぜ森林組合から地元のほうのこのような形での提案するのかという疑問はあると思います。そのことをちゃんと説明をこの間してきたつもりでございませう。ただ、残念ながら昨年、認めていただけませんでしたので、当然なが

ら指定管理する相手がありませんので、直営という形でこの間、市民やら業者に迷惑かけないようにしてきました。しかし、もともとの考えはやはり、地域活性化を進めるために中身をさらにもっと、1年中やっぱりあの施設を利用できるようなものにしたいということで、その強い思いと、それはやっぱり地域住民の方々が積極的に参加する中で、これは達成できるんじゃないかという思いを持ってこのような提案でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○17番（谷口義則議員）

例えば北地区の公民館が指定管理を受けるとした場合に、課長の説明では、今までシルバーに委託してシルバーの人たちがやっていた作業を今度は北地区公民館が、ただ指定管理として、同じ人たちがやるんです。先ほどの市長の話の中に何も問題はなかったと、うまくいっているんです。今のシルバーに委託して事業をやっててうまくいっていて、何も問題がないのであれば、あえて市の方針として地区館に指定管理をさせなきゃならないのかという疑問が出てきませんか。ほかの例えばある校区の公民館が指定管理を受けて、公民館の管理をしていた、しかしこれは市の方針としてこれからはしませんよということで解約されたじゃないですか。それは、地区公民館に対する指定管理については、今から市としてはしないですよという方針に私どもは受けとめたと、そこを言っているだけで、これからも地区公民館がそういった例えばその地区に似たような事業が起ころうとしたときに、私どもに指定管理をさせてもらいたいといった場合はこれからも認めていかれるんですかというところをはっきりしていただきたいということだけなんです。

○市長（五位塚剛）

現在は、今も申し上げましたように、市の予算の中でシルバーの方々にお願いして、こちらから業務の人的な形でのお願いをしていただいております。ですから、その人たちは、限られた範囲の中での1日の管理をしてもらうという形でございますけど、今後は、地域の方々に知恵を出していただいて、積極的にいろんな取り組みをしていただきたいという、その違いは当然出てくると思います。ほかの指定管理についてはやはりその場その場によっては、なるべくなら市の手から離れて地元の方々が積極的に指定管理をしていただきたいという要望はありますが、そのときにはまた考えて、可能であればそういう方向もあるというふうに思っております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第73号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第10、議案第73号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、歳入の2ページの財政調整基金が今回8,587万1,000円新たに繰り入れまして、その総額が11億6,703万円となっております。

質問であります、これはおおむね財政当局にとっては予想していた範囲の中の繰り入れであるのか。

第2点目は、今回の財調からの繰り入れ、これで最終と考えていいのか、29年度。第3点目は、本年度の決算剰余金、来年度に対する、はおおむね何億円と見越しているか、合併後の財政調整基金の取り崩し、あるいは積み立てを見ますと、最も金額で大きいのが言うまでもなく、今申し上げました決算剰余金でありまして、年によって5億円とか、あるいは6億円とかいった大変な金額でございまして、最終的に決算剰余金がどれだけなるかによって、結果として年度末、あるいは新年度当初の財政調整基金がどれだけになるかというのが決まります。その点で、決算剰余金についての考え方を聞かせてください。

次に、3ページの前年度繰越金についてでございます。今回3,756万1,000円前年度からの繰り越しで、結果的に現在、これを含めて6億9,274万5,000円でございます。

質問の第1点これも財政当局から見て当初のほぼ予想の範囲内の繰越金として考えていいのか、2点目、本年度これで最終というふうに理解していいのかでございます。この繰越金というのは、言うまでもなく昔から1つの考え方として、前年度の全体の一般会計における歳出総額に対しての5%以内を1つの標準的な考え方としておりまして、試算いたしますと、ほぼその範囲にとどまっております。繰越金に対する財政的な考え方1つの目安となっております。ただ、市の毎年作成されている財政計画、これを見ますと繰越金が捉え方が非常に弱いといえますか、点があ

ります。これは後ほど見ていただきたいと思うんですが、金額が良し悪しは別にいたしまして5,000万円で設置していますか。これが少ないとか大きいとかじゃなくて、財政計画の中での繰越金をどれだけ毎年収支計画に入れるか、基本的な議論がされていないというふうにしかな受けとめることはできません。なかなか繰越金をどれだけ財政計画の中に入れるかというのは難しい議論と問題でありますけども、もうちょっと議論していいのじゃないかと思っております。その点で、繰越金に対する市の考え方、どれだけ議論されて基本的な考え方を持っているか、お聞かせ願いたいと考えています。くどいようでございますけども、平成33年度から特例債がなくなりますので、その点でもやはりこの繰越金についてももっと深めた議論と、それをもとにした財政計画、そしてそれを踏まえた今回のような年度当初での予算計上のあり方がより望ましいのじゃないかと思っておりますので、そうした観点からの質問であります。次に、23ページの定住促進対策事業の中のいわゆる空き家バンク募集チラシに関係した質問でございます。このいわゆる空き家バンクについては、平成28年度に発足いたしました。2カ年でございますけども、率直に言って軌道に乗っておりません。前もって担当課長に聞いたところ、現在、登録件数はゼロになっております。寂しい状況でございます。そのための今回打開する一助としての募集チラシじゃないかと受けとめております。

質問でありますけども、この2年間の空き家バンクの利用状況とそして今後の見通し、やはり一定の目的性のある、あるいは目的意識性のある見通しを立てるべきじゃないかと思うんです。そうした目的意識性がある見通しに基づく今回のやはりバンク募集のチラシじゃないかと思うんです。その点での見通しについても聞かしてください。

次に、26ページ、普通財産の管理費の355万7,000円でございます。これも前もってお聞きしたところ旧大隅町のいわゆる松山電子跡の現在河鶴という漬物関係の会社が一応入っておりますけども、その発電設備が故障したことでこの予算計上でございますが、この経過と今回予算計上をせざるを得なかった点について説明をしてください。

質問でありますけども、こうした市有地に会社を含めて、設置されている土地を貸している事例が幾つかありますけども、こういった場合に、この種の工事費等についてはケースによるでしょうけれども、やはり今回の場合は全額市のほうで工事を行って、当然協定の中でうたわれていると思うんですけども、その点を含めて報告してください。

次に、52ページのお茶の振興事業でありますけども、お茶のこの間の貸し付け資金がいわばなかなか期日通りに支払いがされなかったということで、それに対する、

ありますように、いわば遅延の損害金の20万5,000円でございます。これを聞いて、金額はともかく、私も残念というか、記憶では、近年なかったことです。昔はありました。畜産関係が厳しい段階においてはという、最近ではちょっとなかったような感じがするんですけども、お茶を巡る経営環境の厳しさというのが背景にあるでしょうけども、質問の第1点であります、今回予算計上をせざるを得なかった経過を含めて内容説明をしてください。

2点目、やはり基本的には金額の問題じゃなくって、非常に残念なことでございます。こうした大事ないわば基幹産業の一つであるお茶関係について、やはり滞りが返済金について出ているということは、今後のお茶を振興するという点から見ても、やはり残念なことでございますけども、これらを含めて説明をしていただきたいと思っております。

次に、53ページの活動火山地域周辺防災営農対策事業の601万2,000円でございます。これは末吉の山口製茶に対する、機械等に対する補助でございます。これも内容説明からまずしてください。

それから第2点目は、一応内容の説明からしてください。

次に、58ページ畜産基盤再編総合整備事業の207万7,000円、これは財部の田代の莚平孝一さん、酪農家に対するいわば72.5%の補助でございますが、この補助についても説明してください。一般的に行政の場合は、農家等に対する補助は、共同で、例えば3人以上を名目としての補助になりますけれども、名前は莚平氏という1軒だけですけども、これも共同的な名称であるのかどうかも含めて説明してください。補助率が7割を超えるというのは、非常に補助率としてはいいといえますか、条件のいい制度であろうかと思いますが、説明してください。加えて、事前にお聞きしたところでは現在、ここのお宅は、私も昔から知っている農家の1軒でありますけども、親の代からやっております、今60頭を100頭に引き上げたいという目標を持っているようでございますけども、現在、旧町ごとに酪農家が何戸になっているのかどうか、お答え願いたいと考えています。経営環境がほぼ以前に比べたら若干今いい状況であるようでありますけども、一応説明してください。

次に、59ページの県営土地改良事業、シラス対策事業の101万5,000円、これは非常に大事な今後事業のいわば最初の予算計上でございます。いわゆる大隅の竹山地区、八合原、これまで私も含めて同僚議員が一般質問等でもとり上げてきたいわゆる排水等を今後改善する一環としての最初の予算計上であります。1問の第1点であります、全体面積、2番目に事業の規模と内容、事業年度を含めて、そしてその事業を行うに当たっての財政的な負担割合等について説明をしてください。細かくは2回目以降に質問いたします。

次に、61ページの市単独土地改良事業費の153万8,000円です。末吉地区のここでは鶴路ってなっていますが、野田地区に近いところの排水関係の単独事業でございますけれども、これについても内容説明をしてください。

加えて質問いたしますけれども、曾於市内をいろいろ回りますと、やはりこの種の排水整備が必要ではないかと思える地区もたくさんございます。そして、これは今回市単独の事業でございますけれども、基本的には、規模といいますか、そう規模が大きいところじゃないんですけれども、今回の場合も。の場合はお金のかかる市単独で対応せざるを得ないのかどうか、ほかに補助事業はないのかどうか、全額一般財源とならざるを得ないんですね。そのことを含めて説明してください。内容的には非常に地権者地域住民にとってはありがたい喜ばしい事業でありますので、その点からの財政的な観点、あるいはこれに対する行政需要とか、いっぱいあると思いますので、その点からの質問でございます。

最後に、63ページの災害です。災害について、農地災害でございますけれども、基本的な内容説明と、これは全て年度内に終わる予定であるのかどうか、大隅町含めて、対応する業者は対応できるのかどうか。さらに、関連して土木災害が全くございませんけれども、土木災害は先ほど台風を含めて全く予算計上しなくても大丈夫だったのかを含めて答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

最初に、繰越金の考え方についてお答えしたいと思います。繰越金は、事業した結果、入札の結果で出るものやら、また事業する中で職員の努力によるものとか、いろいろの背景がありまして、繰越金が出てまいります。これらについて当初から繰越金が幾ら出るという想定をして予算は計上しないところでありますので、非常に難しい部分があると思っております。

あと、空き家バンクについては、この間指示をいたしまして、空き家バンクの実際の状況はどうなっているかということを調査いたしまして、約1,000戸ぐらいの空き家があるということがわかりして、その後、地権者の方々と連絡を取り合って、意思を確認しながら活用ができるものについて何らかできないかということで、いろいろと今進めているところでございます。まだ、残念ながらいろいろ財産の処分とか、いろんな片づけ、いろんな名義の問題がありまして、即売買ができるとか、即賃貸ができるとか、少ないわけですけど、今何人かそういうのが今貸してもいいですよ、売買してもいいよというのが少しずつ出てくるようでございますので、今後さらに努力をしていきたいというふうに思っております。あとは、各担当課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、財政調整基金の繰り入れについて御説明申し上げます。

財政調整基金の繰り入れについては、予算の範囲内かということではございましたが、予算の範囲内じゃないですね。当初考えていた範囲内であるかということでもございましたが、あくまでも財源調整として繰入金を入れますので、結果的に今回の総額として繰り入れ金額になったところではございます。それから、最終的な繰入金と考えてよろしいかということでもございましたが、これにつきましては、今後急な歳出等が出てきた場合は当然財政調整基金を繰り入れる可能性がありますので、その分については、当然今後もあり得ると思います。

それと、人事院勧告に伴う予算計上等があれば、これにつきましても財政調整基金繰入金を考えておりますので、そちらのほうで対応したいと考えております。

それから、繰越金の関係について。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございませんでした。平成28年度末の基金残高について、平成29年度末の基金残高についてでございます。財政調整基金の。現在、この6号補正予算を繰り入れた後の財政調整基金の残高が23億2,356万1,000円となっております。今後、財政調整基金への積み立て金等につきましては、3月補正予算の繰り戻しによる取り崩し金の減額及び専決処分による補正予算の積立金等を計上しているところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

額につきましては、目標としておりますのは、年度末の基金残高を約30億円程度にしたいとは考えております。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

今年度の決算剰余金につきましては、先ほど議員のほうからもありましたとおり標準財政規模の3%から5%が……

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

おおむね6億円程度を考えているところでございます。

それから、繰越金についてでございます。繰越金につきましては、今回出しました6億9,274万5,000円、これが全額になっているところでございます。財政計画では5,000万円という捉え方をしているということでもございましたが、当初予算を

計上する段階の予算ベースで財政計画は計上しておりますので、5,000万円という数字を出している所ではございます。

それから、繰越金の考え方につきましては、今後実質的な最終的な実質単年度収支、そういったものが出た後に繰り越すわけですが、その額を、そのたびの予算計上に合わせて繰越金を予算に計上いたしまして、今回のように使っていきたいと考えているところでございます。

以上です。申しわけございませんでした。

○企画課長（橋口真人）

私のほうからは、空き家バンクの利用状況と今後の見込みについてお答えいたします。

まず空き家バンク制度でございますが、平成28年度に創設したところでございますが、これに申請された物件につきましては、鹿児島県宅建協会と連携協定を結んでおります。ゆえに宅建協会が仲介する物件として公表し、売買や賃貸借についても県宅建協会に登録した業者が手続を行う制度となっているところでございます。それでは申請状況でございます。28年4月からでございますが、6件の申請がございました。その中で賃貸借が成立した物件が2件、本人が自分で契約に至り取り下げた物件が1件、県宅建協会が保留としていた物件が3件となっており、現時点では登録物件はゼロ件となっているところでございます。今後も市報、あるいは自治会使送便等で広報しながら、空き家バンクへの登録をお願いしてまいります。今回予算で固定資産納税者に募集チラシを送りたいと考えております。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

まず見通しでございますが、こういう状態でございますので、改革もしたいと思っております。まず、現時点では、県宅建協会が取り扱いを決定したもののみを空き家バンクに登録としておりましたが、物件の程度にもよりますが、県宅建協会が取り扱いする、しないにかかわらず申請された物件は全て曾於市のホームページに掲載していきたいと考えております。また、空き家バンクはないんですかと問い合わせもございますが、物件がない場合は、市内の不動産業者も現在紹介しているところでございます。

目標でございますが、28年の発足当時もありましたが、できましたら、常時10件程度は常に登録しておきたいと考えているところでございます。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（東山 登）

お答えいたします。26ページになりますけれども、工事請負費の高圧受電設備取

り換え工事内容につ御説明をいたします。現在本市が所有しております旧松山電子工場跡の土地、そしてまた施設を平成24年11月より株式会社河鶴のほうに貸し付けておりますけれども、ここに設置してございます高圧受電設備を更新時期の到来によりまして、機器の取りかえ工事を行うものでございます。更新になります。そして、経過になりますけれども、株式会社河鶴さんのほうで実施しております電気管理技術者によります保安検査によりまして、高圧機器が更新時期を超過しているため、更新による改修を保安技術者のほうから会社のほうに通知がされたところでございまして、その後、会社のほうから大変高額な費用となりますので、機器の更新につきまして市のほうに相談があったところでございます。会社のほうでは工事の実施をお願いできないかということで、こちらからはお願いしたところでございますけれども、会社の操業も緊縮して運用しておりまして、多額な金額は支払えないというような回答でございました。また、会社が撤退した場合は、この機器はどうなるのかというような回答もあったところでございまして、会社としては、工事の実施は非常に難しいということでございました。これを受けまして、私ども副市長交えて協議をいたしましたけれども、この受電施設は貸しつけた時点で25年が経過をしているところでございまして、そういったことや貸しつけ契約のほうに貸し付け物件の維持管理に要する費用は全て、株式会社乙のほうの費用とするということをやたつてございますけれども、この多額な支出それに当たりするのかどうかということも含めて協議をいたしました。それによりまして、やっぱり市のほうが支出することが適切であるとの結果を得たところでございます。

なお、この取りかえ工事を行なえなかった場合は、絶縁が完全にできないこととなり、火災や地域の周辺の方々に停電が起こるというようなこともございまして、そういったことも加味して出した結論でございます。

以上でございます。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうから52ページでございしますが、お茶の振興事業について答弁をさせていただきます。これにつきましては、曾於市茶業振興貸付基金に関する条例の中で、お茶の新植をされた場合に借入れをされるという、基金借入をされますけれども、それは7年後に返済ということになっております。今回この予算に計上いたしました件につきましては、28年度中に返済を迎えられた分でございまして、その方々につきましては曾於市債権管理条例、これが28年4月1日に施行されましたけれども、それに基づいてこの基金条例のほうも債権管理条例に沿った形で施行したところでございまして、今回初めてのケースとなりますけれども、こういった遅延損害金という形で基金利子に繰り出しをするものでございまして、お茶の情勢

ということでございますけれども、皆さんも御承知のとおりなかなかお茶の価格が上昇しない状況でございますけれども、ここ5年ほどお茶、全般期入れまして、平均でキロ当たりで800円前後ということで推移してきている状況でございます。経営状況としましては、苦しい状況ではあるのかと思いますけれども、今回、こういった形で条例に沿った形で遅延損害金を払っていただいたという経過でございます。

それから、53ページのほうでございます。これにつきましては、活動火山周辺防災営農対策事業ということで、末吉町の有限会社、山口製茶さんが摘採機能付除灰機という機械でございますけれども、これを導入するものでありまして、事業費が925万円、このうちの65%を県補助金として601万2,000円を計上しておるところでございます。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

58ページの畜産基盤再編総合整備事業負担金の内容についてお答えいたします。

この負担金は、鹿児島県地域振興公社が事業主体となり、事業参加者である畜産農家の飼料畑の造成と整備、それと施設整備等を実施するもので、国の補助率が50%以内、県の補助率が22.5%以内で残りの27.5%を事業参加者が負担するものであります。今回の負担金は、飼料畑造成費等の事業量増に伴う事業者負担金207万7,000円であります。

続きまして、今回の事業参加のことについてでございますけれども、この事業につきましては、国庫事業でありまして、曾於第3地区、曾於市、志布志市、大崎町この2市1町で曾於第3の地区というくくりの中で、草地造成・飼料畑造成そういうものをする事業でございまして、平成29年度から事業実施を開始しているわけですが、この事業につきましては、個人参加でいいというようなことで、ただし造成面積が地区内で15ha以上というような要件等があるところでございます。

続きまして、乳用牛の農家数でございますけれども、旧町ごとで申し上げますと、財部町が3戸、大隅町が2戸、末吉町が6戸、計11戸でございます。

以上でございます。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、私のほうから59ページの県営土地改良事業の内容について御説明申し上げます。今回の補正につきましては、県営の農村地域防災県債事業、通常シラス対策事業というっておりますが、竹山地区の負担金101万5,000円をお願いしているところでございます。この事業の内容につきましては、まず受益面積ですが、30haでございます。全体事業費が4億2,800万円でございます。事業実施の期間でございますが、平成29年度から平成33年でございます。事業内容につきましては排水路の整

備ということで、断面は上から下まで順に大きさが違うんですけども、総延長で5,450mになります。

この負担割合でございますが、国が55%、県が40%、市の負担は5%ということでございます。今回の補正につきましては29年度に採択となりましたので、30年度から事業を、工事のほうが始まるわけですが、その工事をするための測量設計を、ことし、県のほうで行います。それに対する5%の負担金ということでございます。

続きまして、61ページの市単独土地改良事業費の内容について御説明させていただきます。

今回の補正につきましては、当初予算で計上しておりました鶴路地区の排水路工事を実施するに当たりまして、想定外の湧水がございまして、それを処理するための構造物を設置する用地が必要になったことと、それから排水路を適正な高さに敷設する用地が必要になったことによるものでございます。

支出の内訳につきましては、用地測量業務委託料が110万円、それから用地取得費が43万8,000円でございます。

先ほどございました、同様の地区がたくさんあるんじゃないかということでございますが、確かにあるというふうに感じております。そのような地区につきましては、県営事業のほうでそういう対策をする事業があるんですが、事業費が1億円以上というようなのがございます。それで、今、我々のほうで調査をいたしまして、県のほうに、事業採択に向けて申請をする前の準備をしているところでございます。

続きまして、63ページの現年発生農地・農業用施設災害復旧費の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は9月17日の台風18号、それから9月22日の9月豪雨により被災した農地・農業施設の復旧に要する費用でございます。

まず、国の国庫補助災害につきましては、農地が7件で、1,540万円。それから、農業用施設が5件で、4,850万円。合計12件で、6,390万円でございます。災害の応急災害委託につきましては15件で、400万円でございます。このほか、用地取得費を含めて、合計6,794万円になったところでございます。

年度内に全部終わるかということでもございましたけれども、財部の南俣の耳取の頭首工と、それからすぐ近くの上村の水路、こちらにつきましては繰り越しをするということ、年度内完成が困難であるため、繰越明許費4,000万円の設定をさせていただいているところでございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課分の公共土木施設災害復旧についてお答えします。

6月、9月議会で補正をお願いいたしましたが、以後の災害の発生もなく、今回の災害の補正はないところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、前年度繰越金については、先ほども申し上げましたけど、財政計画では5,000万円ということで、毎年設定がされておりますけども、過去10年間の繰越金も、言うまでもなく、見るまでもなく、やはり二、三億円から今回のように6億、7億の、大変大きな金額でありますので、一般にこの予算を設定する場合の予備費扱いとかいうのとは、基本的に性格が異なる点があると思っております。

そのために、金額は、結果的に毎月大きな金額でありますので、財政計画をつくる場合は、今後、5,000万円という座置き的な設定では、そもそも財政計画の意味が薄れてくる点が、一つの側面としてありますので、その点はもっと議論を深めて考えていただきたいと思っております。もう答弁はよろしいです。

それから、空き家バンクについては2カ年でございますけれども、課長から毎年10件ほど、今後設定していきたいという前向きな答弁もありましたので、そもそも制度としては悪くないといえますか、もっと言って、いい制度でありますので、手直しを含めてやっていただきたい。これも答弁よろしいです。

次に、26ページの、この旧松山電子工場について、課長答弁にもありましたけれども、やはりこの当初の業者との協定が、今後、教訓点があるんじゃないでしょうか。市としたら、できたら業者がしていただけるんですかという経過も、課長、あったんですよね。そして、結果として、いや、業者は、もうそれはできません。で、いろいろ検討した結果、やはり市としてやるのが妥当かなという形で、ぶれが生じております、市の対応に。

だから、ぶれが生じるということは、やはり協定内容がはっきり明確にされていなかったから、こんななるんです。これは、ほかの関連する会社にはないでしょうか、そういった、いわばケースバイケースでどちらが負担するか、あるいはどれだけそれぞれ負担するかということについて、やはり協定内容が曖昧模糊とした点がないのかどうかを、今一度やはり分析して、生かしていただきたいと考えております。これは、市長もそうですけど、副市長ですか、やはり分析的に答弁をしてください、これは。

次に、お茶関係について。

課長答弁にもありましたけれども、これは、課長、7年後に返済ですよ。金額はともかくとして、返済が厳しかったということで、基金からの、いわば対応となりますよね、これは。質問でございますけれども、今後こうした心配は、恐れはな

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時06分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○副市長（八木達範）

それでは、徳峰議員の26ページの関係につきまして、お答えしたいと思います。

基本的なことは、支所長のほうで、今答弁をしたところでございますけれども、25年前、旧大隅町時代に契約をいたしておりまして、その条項が残っているというのが、今の現況でございます。更新時期を既にもう過ぎていているということで、再三、河鶴の本社にもお願いをしまして、河鶴さんのほうで何とかしてもらえませんかということを相談しましたけれども、どうしても、もし撤退をした場合はどうなりますかとか、いろいろ条件がありまして、そして、毎年家賃を87万7,000円いただいております。そのようなことをいろいろ総合的に判断しまして、いろいろ事故等も想定されたものですから、今回、補正予算でお願いしたという状況でございます。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（八木達範）

ほかにこういう施設が何カ所あるか、まだ把握はしておりませんので、できるだけ今後そういう契約内容等も実際調べて、今後は再度検討していきたいというように思います。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、お茶の基金の関係について、今後こういうケースは想定されないかということでございますが、おっしゃられるとおり、お茶の価格につきまして、ここ七、八年、低迷が続いている状況の中でございます。実際、こういった形で、昨年度返済予定の方が、延納を申し出られたということでございます。初めてのケースでございました。

今後につきましては、この曾於市債権管理条例の中にも、第8条の中で、やむを得ない理由、それから特別な理由があると認めた場合には、遅延損害金を減額または免除することができるという条項もございます。こういったマニュアルをつくるかということにかかわってきますけれども、茶業貸付基金の中でも審査会というのを設けておりますので、その中で経営状況等を診断をいたしまして、猶予あるいは減額といったような措置も講じられるのではないかと考えておりますが、まだ、今後、その分については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、県営シラス対策事業についての御質問についてお答えします。

まず、予算執行についてでございますが、今、測量設計のほうは県のほうでしていただいております。市のほうとしましては、負担金を納めるだけということでございますけれども、年度内に設計が終わりまして、30年度からは工事が着工できるというふうに思っております。

続きまして、断面でございますが、断面は非常に幅がございまして、300から、一番大きいところで1,800までの断面でございます。

それから、どこに排水路を流末で落とすかということでございますが、既存の排水路が月野川のほうに出ております。ただ、そこが断面が小さかったりしますので、そこを断面を広げるか、もしくはかさ上げをして、改修をするということでございます。

それから、流量はどれぐらいかということでございますけれども、これは県の設計基準のほうがございまして、曾於市は10年確率で、1時間の高強度が66mmを想定して、設計がされております。流量につきましては、ちょうどこの竹山地区の排水路の一番大きな断面、一番下になりますが、そこが1,800の1,400の断面でございますが、そこで毎秒約15トンの排水路というふうに設計がされているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

このシラス対策事業について、1点だけ質問いたします。

課長答弁ありましたように、大きいので1,400から1,800ということで、断面が、それを月野川のほうに、改修かさ上げ含めて、一応流す考え方でありまして、御承知のように、月野川は非常に川底が浅いです、昔に比べて。ですから、合併後見ましても2回、一応、豪雨等によりまして田んぼに水が流れております。新たにこれだけの水が、わずか数年の中で、事業が終わりますので、流れるとなると、またまたこの洪水といいますか恐れ、心配がございます。

そのほかにも、先ほど申し上げましたように、これで全てではなくて、八合原はほかの地域も今後排水を整備しなければなりません。ですから、質問であります、申し上げたいのは、今回のこのシラス対策事業と並行して、市は県に対して、あるいは国に対して、この月野川の川底をもっと深くするちゅうか、いうのを同時並行的にしなければいけないと思うんです。これも1年、2年で全部終わることにはならないと思うんです。そのあたりは、もう、議論を踏まえても方針は出ているんで

すか。県と話し合いはされているんですか。もししてなかったら、これ、緊急にすべきではないですか。県もそう即全面的にはできないと思うんです、この間の経過から見ましても。そのあたりはどうなのでしょう、お聞かせ願いたいと考えております。

○耕地課長（小松勇二）

御指摘のあった件につきましては、八合原の排水路、排水対策検討会というのがございます。その中で、建設課も含めて、それから県の土木事務所のほうも入っていただいて、検討をしているところでございます。まだ結論は出ておりませんが、寄洲状況なり、それから河川の改修、すぐにはできないかもしれませんが、そこら辺も含めて検討をいたしているところでございます。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

八合原台地の排水については、前からいろいろ問題になっているところでございます。当然、八合原台地の排水をどのようにしていくかということで、市役所の大隅の支所のほうの川、そちらのほうに分散するものと月野川と、これは両方ずっと検討してまいりました。県のほうにも強く要望しております。まだ、県のほうもいろいろ検討しておりまして、まだ確定はしておりませんが、災害が起きないように今後も強く申し入れをしていきたいというように思っております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第74号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第12 議案第75号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

日程第13 議案第76号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第11、議案第74号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから日程第13、議案第76号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月15日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時15分

平成29年第4回曾於市議會定例会

平成29年12月15日

(第4日目)

平成29年第4回曾於市議会定例会会議録（第4号）

平成29年12月15日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第1 上村 龍生 議員

通告第2 徳峰 一成 議員

通告第3 渡辺 利治 議員

通告第4 迫 杉雄 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 重 久 昌 樹	2番 松ノ下 いずみ	3番 鈴 木 栄 一
4番 岩 水 豊	5番 湊 合 昌 昭	6番 上 村 龍 生
7番 宮 迫 勝	8番 今 鶴 治 信	9番 九 日 克 典
10番 伊地知 厚 仁	11番 土 屋 健 一	12番 山 田 義 盛
13番 大川内 富 男	14番 渡 辺 利 治	15番 海 野 隆 平
16番 久 長 登良男	17番 谷 口 義 則	18番 迫 杉 雄
19番 徳 峰 一 成	20番 原 田 賢一郎	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 継 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 吉 田 宏 明
専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	外 山 直 英
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	東 山 登	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	吉 野 実	商 工 観 光 課 長	荒 武 圭 一

企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	桂 原 光 一	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	持 留 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農業委員会事務局長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一		

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、上村龍生議員の発言を許可します。

○6番（上村龍生議員）

おはようございます。創政会上村龍生です。今回は、徳峰議員のお譲りになっていただきまして、私がトップバッターを務めることになりました。よろしくお願いいたします。

また、本日の質問は、私の属する文教厚生常任委員会の所管に関する質問であります。地域医療に関する質問であるんですけども、曾於市の今後の地域医療のあり方に関する議論等含まれて、非常に大事な問題なのではないかと思っております。

したがって、地域医療に関する議論を、今以上に深めることによりまして、曾於市民の安心・安全を将来にわたり確保できる方向性を見出せることを期待をしまして、所管事務ではありますが、質問を行いたいと思います。

質問に入ります。1項目めです。

森戸救急クリニックについてであります。もし、病院名称等に間違いがある場合には、執行部のほうで訂正をお願いをします。

①ことしの初めぐらい、テレビ等の報道で市内に救急クリニックができるとの報道がなされましたが、今の進捗状況を教えてください。

②これまで、市に伝えられている範囲内で結構ですが、具体的な場所、設置者、開院の希望時期等わかる範囲で教えてください。

③24時間、365日体制で救急対応のクリニックと聞いていますが、ベッド数、医師の数はどうなっているか。

④24時間対応とは、昼間の時間帯は「かかりつけ医」としての対応、準深夜から朝方までは「夜間救急」対応となり、複数名の医師がいないと対応できないのではないかと思います。その対応はどうなっているのか。また、医師の専門は何か。

⑤これらを含めた現段階での進捗状況はどうなっているか。

⑥開院すれば、市民サイドからすれば、子供の発熱や腹痛等の救急の場合は遠方に行かなくても済むと思いますが、コンビニ受診などのデメリットも考えられる。当局で考えているメリット、デメリットを教えてください。

⑦普通感覚で行きますと、CTやMRIなど高度医療機器を配置し、これらの機器で必要でない検査等を行えば夜間診療は医療点数が加算をされ、医療の高騰が予想される。この点に心配はないですか。

⑧小さなクリニックが少人数の医師で、「24時間365日対応」の救急クリニックとのキャッチフレーズで開業することに対して、医師会の了承は得ているのか。

次に、2項目め、曾於医師会立病院についてであります。

①曾於医師会では、開業医の高齢化が進んでいると聞いておりますが、近年の平均年齢の推移を教えてください。

②曾於医師会立病院には、併設で夜間急病センターを設置していますが、夜間急病センターの運営方法、近年の利用者の推移を報告してください。

③夜間急病センターの医師確保の状況は。

④今、曾於医師会では、開業医の高齢化が進んでいることからして、夜間急病センターの医師確保が大変な状況を考えると、1項目め——これは森戸クリニックの件ですね——の質問の民間の救急クリニックの医師も昼間はかかりつけ医として勤務をして、夜は、曾於医師会立病院での夜間急病センターの勤務協力をするほうがベターだと思いますが、市長としてはどのように考えますか。

⑤医師会立病院自体の運営について、曾於医師会の開業医の高齢化を考えたとき、今の曾於医師会立病院が、このままあと何年存続できる、これ、難しいですけども、市長の考えをお聞かせください。

⑥今後の医師会立病院については、2つの選択肢しか残されていないのではないかと私は思っております。1つ目はこのまま何もしないで、何年後かに医師会立病院がなくなってしまうこと。これは、将来にわたり悔いを残すことになると思います。

2つ目は、今何らかの手を打って、今後も地域医療の要として存続させる、このことについて市長の考えをお聞かせください。

⑦曾於医師会立病院の存在意義については、これまで何度も議論いたしましたが、この地域に必要なことは論を持たないところであります。このことについても市長のお考えをお示してください。

⑧市民の安心・安全を守る義務は市町村にあります。その中の救急医療の確保義務も市町村にあります。現在行っている医師会の夜間急病センターの仕事は、本来

曾於市の仕事であります。

これらのことから、何としても医師会立病院の今後の体制は、曾於市として考えるべきだと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、上村議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、森戸救急クリニックについての①今の進捗状況についてお答えいたします。

平成28年11月に医療法人EMS松岡救急クリニックの松岡理事長が来庁され、曾於市に救急クリニックを開設予定である旨の話をされました。

市といたしましては、救急クリニックの開設は、曾於医療圏域の医療環境の改善に寄与するものと考え、平成29年3月に鹿児島県知事へ要望書を提出いたしました。

その後、救急クリニックの開設のため、平成29年6月に曾於医師会会長を訪問し、曾於市の救急医療の現状を説明し、救急クリニックの開設を支援してくださるようお願いをいたしました。

県によりますと、8月に医療審議会を開催する予定でしたが、救急クリニックの開設に関してさらに確認すべき事項が生じたために延期されております。

②具体的な場所、設置者、開院の希望時期等についてお答えいたします。

場所については、曾於市末吉町高松付近で、設置者は森戸清人氏、開設希望時期については、平成30年4月と聞いております。

③救急クリニックのベッド数、医師の数について、お答えいたします。

救急クリニックのベッド数は、救急用ベッド4床の予定であり、1泊2日を基本とし、医師の数については、1人体制で将来的には3人体制と聞いております。

④複数名の医師がいないと対応できないと思うがその対応はどうなっているのか、また医師の専門は何かについてお答えいたします。

24時間対応としてお話は聞いておりますが、その対応や医師の専門について、具体的な内容については、まだ聞いておりません。

⑤これらを含めた現段階での進捗状況について、お答えいたします。

診療所において、新たに一般病棟を設置または増床する場合は、知事の許可を要することとなっておりますが、今回の救急クリニックは、特例診療所としての開設であり、県の医療審議会の審議を経て、特例診療所として該当性が判断されます。

今後、県の医療審議会の諮問など、必要な手続きが進められていくものと考えております。

⑥開院した場合、メリット、デメリットについてお答えいたします。

救急クリニックの開設のメリットとして、曾於市における休日・夜間の救急医療

は、約半数が管外の医療機関が利用していることから、曾於市に救急クリニックが開設された場合は、遠方に行かなくても済み、市民にとって安心感が得られるものと考えます。

また、デメリットとして、コンビニ受診等における受診件数の増が懸念されます。

⑦医療費の高騰が予想される。心配はないかについてお答えいたします。

CTやMRIなど高度医療機器による検査は、医師の判断により必要に応じて検査されるものと思います。

現段階において、予想はできないところであります。

⑧曾於医師会の了解は得ているのかについて、お答えいたします。

救急クリニックの開設に係る手続は、県に対してなされているものであり、市といたしましては、曾於医師会に対して、開設を了解しているか否かは確認はしておりません。

2の曾於医師会立病院についての①曾於医師会の開業医における平均年齢の推移についてお答えいたします。

曾於医師会の開業医における平均年齢の推移は、各年度の4月1日現在で、平成27年度61.1歳、平成28年度61.7歳、平成29年度は62.2歳となっております。

②の夜間急病センターの運営方法、近年の利用者数の推移についてお答えいたします。

夜間急病センターは、管内2市1町が負担金を拠出して、公益社団法人曾於医師会が運営しております。

夜間急病センターの診療は、19時から朝の7時まで、診療科目として内科・外科の診療を行っております。19時から23時までは医師会会員の協力医師14人による当番制、23時から朝7時までには医師会立病院当直医、それぞれ1人体制で運営しております。

近年の利用者数につきましては、平成26年度981人、平成27年度997人、平成28年度890人となっております。

③夜間急病センターの医師確保の状況についてお答えをいたします。

協力医師14人と曾於医師会立病院の当直医の当番制で診療を行っている状況であります。

④救急クリニック医師の夜間急病センターでの勤務協力についてお答えいたします。

曾於医師会の開業医の高齢化により、夜間急病センターの医師確保や運営が難しいとは承知しておりますが、夜間急病センターへの勤務協力は、現段階では難しいと考えられます。

⑤曾於医師会立病院があと何年ぐらい存続できると考えているかについて、お答えいたします。

曾於医師会立病院があと何年存続できるかは、明確にお答えはできませんが、曾於医療圏の中心的役割を担っていますので、存続できるよう要請をしてみたいです。

⑥今後の医師会立病院について、どのように考えているかということについて、お答えいたします。

曾於医師会立病院は、地域医療の要として存続させるべきだと考えており、毎年、曾於地域医療確保対策協議会で鹿児島大学病院を訪問し、医師確保の要請活動を行っております。

⑦曾於医師会立病院の存在意義についてお答えいたします。

曾於医師会立病院は、地域住民に大きな安心と医療に対する大きな信頼をもたらしており、また救急医療、高次医療の拠点としての役割も担っており、地域に必要であると考えております。

⑧医師会立病院の今後の体制について、お答えいたします。

曾於医師会立病院の体制につきましては、曾於医療圏の拠点施設として重要だと考えておりますので、管内の2市1町、保健所、消防組合、医師会と連携し、将来にわたり存続できるよう検討してみたいです。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

1回目の質問にお答えいただきまして、ありがとうございました。大体の様子等わかることができました。

森戸救急クリニックに関しての2回目の質問に入りたいと思いますけれども、これも聞き伝えでの情報ではっきりしないところなんですけれども、この病院開設に関しまして、県の意向なり、意見なり、ちょっとお聞きしたことがありますけれども、これについて、市の当局として、掌握していることがあればちょっと報告していただけないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回の森戸救急クリニックについては、県のほうで、県の医療審議会で、審議を終えまして、特例診療所としての認定をされるわけですので、その申請がされておりますので、予定としては、年内に会が持たれるということを聞いております。

○6番（上村龍生議員）

これも、聞いた話なんですけれども、1回目のこれは、県の審議会、そのときには、一応、いろいろと県のほうからの意向がありまして、今回は取り上げられなかったという情報をいただいています。

その情報というのが、後ほど質問しますけども、地元の医師会サイドの意向なり、それから、今後の県のクリニック病院開設に関する方針なりというのをちょっとお聞きしているんですが、その辺のところは確認できていないですか。

○市長（五位塚剛）

今回の申請の中身について、県から詳しい回答というのは聞いていないところでございます。

○6番（上村龍生議員）

もし、このクリニック開設について、市の当局として必要であるという判断をされたのであれば、それは、私は違うんですけども、本当、後ほど申しますけども、もし、されたのであれば、積極的に地元である市長として、やっぱり地元の医師会なり等には、働きかけをされて開設に向けて動くという姿勢というのは、必要じゃないかという気がするんですが、その辺はどうですか。

○市長（五位塚剛）

曾於地域全体としても、鹿児島県で振興局を含めた9つの医療地域があるんですけど、最も私たちの曾於地域が医師の確保を含めて、非常に救急医療についても低い状況でありますので。また特に、私たち曾於市においても、それは、全く同じ条件でありますので、市民の命を守るためには、当然、こういう施設というのは、大事でありますので、そのために、県のほうにもお願いをいたしましたし、また、医師会のほうにも御支援をお願いしますということは、この間努力をしておるところでございます。

○6番（上村龍生議員）

曾於地区内の救急医療に関して、夜間急病センター、かれこれ救急医療に関して、より住民が使いやすくなって充実される、この方向性としては、皆さん多分恐らく一緒だと思います。

ただし、森戸救急クリニックについての質問をした大きなポイントというのは、一つには、救急クリニック、夜間診療体制のあり方をどう考えていけばいいのかというのをちょっと目標をもって質問をしました。

それは、確かにこの救急クリニックを開院をすれば、住民の方々にとりましては、子供さんとか御年寄りの方とか、近くにできることは、確かにこれは、便利になることはあります。

ただ、その反面、ちょっと質問でもいたしましたけども、これは、住民サイドも行政サイドも恐らく同じことになると思うんですが、メリットのかわりにデメリットも考えられるわけです。それは、質問にも入れましたけども、コンビニ受診、それから、高度な機械を導入されて、使い方はそれぞれ医師の判断によるんでしょう

けども、診療費がふえてくるのではないか。

これは、当然、コンビニにしても、診療費にしても、受診者個人の負担増はありますけども、それ以上に市としての持ち出し分もふえてくる可能性が、かなりあるのではないかなという懸念をしております。

そういう意味で、夜間の診療体制を整えるのであれば、今、報告いただきましたけども、曾於郡の医師会立病院の中の夜間急病センターを、これ、わざわざ設置してあるわけです。その中を充実して、より市民の方々が、使い勝手よくする方向の検討を進めるほうが、市としても得策ではないのかというような考え方を、私は持っているんです。

ただ、これは、県の仕事だということなんですけども、地元のやっぱり一番の安心・安全を与えるのは地元ですので、市長として、その辺のところの考え方なり、方向づけを決めていただいて、これはもう執行部全体で当たっていく仕事なんだろうと思うんですが。私はそっちのほうがより効果が上がるし、今後のためにもなるのではないかなと。県の意向はわかりませんよ、実際聞いていませんから。という意向を持っているんですが、市長はどのように考えますか。

○市長（五位塚剛）

基本的な考えといたしましては、志布志市、大崎町を含めて、2市1町で救急夜間診療に取り組んでおります。このことについては、毎年何回か会議をしております。充実をさせなきゃならないというのは、もう認識が一致しております。

そういう意味で、医師会のほうにもいろいろお願いをし、している状況ではありますけど、現実としては、残念ながら、今のような状況になっているというのがあります。それについては、引き続き提案をしまいたいというふうに思います。

○6番（上村龍生議員）

この森戸問題、救急クリニックの問題につきましては、今のその点が一番の大きなポイントだったんですけども、どのようにして考えていけばいいのか、市としての考え方なりをやっぱり整理をしておく必要があるのではないかなという意味です。

それから、もう一つのポイントというのは、これは、開設を30年の4月という希望があるということに聞いたんですが、これ、実際にできそうなんですか。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁でお答えいたしましたように、県に申請がしてありますから、県のほうで特定診療所として、許可ができなければ、これはかなり難しいと思いますけど、単なるクリニックとしては、これは県の許可をもらう必要はありませんので、診療所としてはできますけど、やはり特定診療所としても申請されておりますので、

県の判断の結果になるんじゃないかなと思っております。

○6番（上村龍生議員）

詰まるところは、最終的には、まだ決まっていないわけですね、今の状況では。こっちのほうは、そんなに大した問題でもないということでもないんですが、まだ、決まっていない時点で、何でテレビ報道発表をするのか。市民としては、皆さん、「ああ、そうなのか」という理解をしてしまいますよね。私たちもそうでした。

決まっていないところで——これはテレビだったですか——報道された。普通に考えるとおかしくないかという気がしますけども、そこ、ちょっとお答えください。

○市長（五位塚剛）

新聞社、テレビ局が発表されるのは、私たち行政が中止をするとか、しなさいとか、これはできないわけでありまして、現実、曾於市に来られて、こういうことを開設したいということで来られましたので、その状況について、マスコミも取り上げたと思っております。

当然、開設については、手順がありますので、最終的には、県の許可が決定されないと開院ができないわけですので、状況としては、そういうふうになっているんじゃないかなと思っております。

○6番（上村龍生議員）

少なくとも、市のほうの姿勢としては、状況までということは伝えられてもいいと思うんですけども、さっき申しましたように、もうできるというような方向での発表というのは、これに限らずなんですけれども、通常のことだと思うんですが、その辺はやっぱ慎重に今後とも取り扱っていただきたいというふうに思っております。

この救急クリニックの件につきましては、さっきの医師会立病院との絡みもありますので、2項目めの医師会の質問に入りたいと思います。

2つ目の②のところの夜間急病センターのところですけども、2回目の質問がありますが、現状を報告していただきました。

少し、夜間急病センターのついては、話といいますか視点を变えて、ちょっと質問させていただきたいんですけども。

先日、私個人的に大隅支所に保健課のほうに、人間ドックの申請にちょっと行ったときなんですけれども、椅子にかけて、見ていたんですけども、ちょうど受付カウンターの壁じゃなくて、カウンターの前のところにポスターがいっぱい張ってあるんですが、その中に、都城の医師会の夜間急病センターのポスターが大きく張ってありました。非常に目立ったんですけども「ああ、そうか」と思いながら読んだんですが。

僕が残念に思ったのは、地元はもう大隅支所でもありますし、松山の医師会立病院の夜間急病センターもあるんですけど、その地元の医師会、曾於医師会立病院の夜間急病センターに関する記事物というのが何もなかったんですよね。ですから、何か違うんじゃないのかなあという感じを持ちました。

実は私、この医師会の今の曾於医師会の夜間急病センターを立ち上げるときに、当時は曾於郡でしたけども、8カ町の保健課長さん方に集まっていただいて、取りまとめをして夜間急病センター設立へ動き出したときの仕事をした当事者でもありまして、そういう意味でも、夜間急病センターへの思い入れも、ちょっと違う面もあるのかなあと思ったんですが、今の状況では、恐らく曾於医師会立病院の夜間急病センターについて、余り知らない人が多いんじゃないのかなあという気がしているんです。

市長、ぜひ、協議会なり夜間急病センター、いろんな会合があると思うんですけども、それに関する、その中で、曾於の夜間急病センターのポスター等の印刷をお願いをしてもらって、各町それぞれの関係のある場所等に掲示をしていただいて、宣伝をしっかりしていただけるように医師会サイド関係のところに要請をしていただいて、職員にも広報の指示をしっかりするように指示をしていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

今、市民の方々が、夜間に救急医療に今どうなっているかといいますと、まず、地元の曾於医師会、また場合によっては、都城医師会、また都城の森山クリニックという形でどんどん広がってっております。

そういう意味で、曾於のこの夜間救急についてのポスター等がないということです。そのことについては、御提案を申し上げたいというふうに思います。

○6番（上村龍生議員）

ぜひ、それをやっていただいて、1人でも曾於地区の夜間急病センターの利用者がふえるように、努力をしていただければと思っております。

次の質問です。これは、保健課長のほうがわかるんでしょうか。最近の曾於地域の医療協議会、何回か会合があったのかな。年に1回か2回かわかりませんが、開催状況と内容についてちょっと報告をしてください。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、現在の協議会での議論の状況についてお答えいたします。

最近では、29年10月に曾於地域医療確保対策協議会が開催されました。その中では、決算、予算等が話をされましたが、病院等の建設等についての議論はされておられません。

○6番（上村龍生議員）

それから、次の質問ですが、今現在の医師会立病院の診療体制、医師の数は、先ほど出てきましたか、出でないですね。曾於医師会立病院の診療体制、医師の数等についての報告をしていただけますか。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、曾於医師会立病院の医師体制でございますが、平成29年度で申し上げますと常勤医師が4科で8名、非常勤で11科で11名、勤めていらっしゃいます。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

診療体制と医師の数に関連したまた質問なんです、これはわかる範囲で結構ですけれども。先ほど、大学病院等々につけて医師確保の努力をするというお話がありましたけれども、現在の特に常勤の先生方はわかるんですが、非常勤の先生方に関してが、主になるんですか。医師確保の方法について、わかる範囲で結構ですが、お答え願いますか。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、医師確保の方法につきましては、協議会の中で毎年、2月ごろに鹿児島大学病院へ訪問をいたしまして、要望書を提出しております。

要望した結果、平成27年度に腎臓内科医が非常勤として勤めていらっしゃいます。そして、今年度より麻酔科の常勤医師が勤務されたことによりまして、常勤医師の1名増となっております。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

診療科目、恐らくまだ、地元としては満足している状況ではないと思うんですが、医師の確保にしても、麻酔医がふえた、常勤がおられるというのは、非常にいろんな意味で助かってくるとは思うんですけども。全体的に見ますと、やっぱり、曾於医師会立病院に関しては、先ほど来、報告をしていただきましたし、これまでの経緯からしても非常に厳しい状況であるというふうに認識をしております。

先ほどの1回目の質問でもお答えいただきましたけども、曾於郡の医師会立病院があと何年存続できるかということをお答えられる人は、恐らく誰もいないと思うんです。ただ、言えることは、このまま何もしなければ、確実に継続維持はできなくなってしまうのではないかということは、容易に想像の範囲ですけども、できることではないのかなあというふうに思っているわけです。

何らかの存続の要望は出していきたいという市長の答弁がありましたよね、さっき。ただ、要望を出すというか、私がいつも申し上げていることは、市長として、

行政として、お願いをするのではなくて、主体的に、この場面は立ち回っていかなければ、存続というのは非常に厳しい状況であるのではないかというふうに思っているんですが。

再度、その辺のところ、お聞かせください。

○市長（五位塚剛）

この間、医師会の先生たちを交えての会というのはありました。医師会の先生たちも非常に将来的なことを心配されております。同時に医師会に加入されている先生たちまた病院も、自分たちの病院がいつまでどのように、存続できるかということも同時並行で心配をされております。

そういう意味では、曾於の医師会立病院の今後のあり方について、本格的に議論すべきだというに思っております。そのことも本音で語りましょうということも、実際言っております。

曾於市といたしましては、なるべく私たち曾於地域に近いところで、お願いしたいという意見も出しております。市の土地もありますので、そういうのも提供もできることもあるんですよというお話もしておりますけど、2市1町で、これは利用しておりますので、志布志市、大崎町の行政の考え方、また、向こうのほうの病院の先生たちの考え方、いろいろありまして、なかなかまとまらないのが現実であります。

○6番（上村龍生議員）

そこのところまでの状況について、私も理解をいたします。できると、できるといふか、今後努力をしていただきたいんですが。

ここで私は、今後の医師会立病院のあり方について、一つの提案をしたいと思っております。これは、個人的な提案でありますので、とりあえず聞いていただきたいと思うんですが。今後、10年、20年先、曾於市民が後悔をしないために、今、考えられる一つの方法だと思っております。ただ、冒頭に市長がリーダーシップをとらなければ、実現できないということを確認をさせていただきたい。ですから、市長がリーダーシップをとられるということを前提にした提案になると思っております。

提案の1つ目なんですが、1つ目は、病院の建設主体については、これは行政が行う、具体的には、曾於市、志布志市、大崎町、2市1町の建設を行う。その建設のやり方は、都城市郡医師会病院がありますが、都城方式もありますし、それとは違う、今度は、この2市1町での一部事務組合形式等というものもあります。その辺は、いろいろ検討されればいいと思うんですが、都城方式でいきますと、これは近隣の市と町から志布志まで全て負担金をいただいて、建設をしているという状

況で、どっちがどうなのかというのは、はっきり今申し上げることはできないんですけど。いずれにしても、建設主体は行政サイドが行うと。これが1点目。

2点目の、今度はその病院の運営の中身ですが、これは、都城でもそうですし、恐らく曾於市でもそうなるのではないかと思うんですが、これはもう運営自体は、医師会サイドが中心になると思うんです。

もし、高齢化でなかなか厳しいということでもあれば、そのときには、外部の運営団体、これ、結構探せば、探せばというか、手を挙げてされているところはあるというふうに聞いております。これは、医療関係の関係者、当事者等からのお話しなんですけども。運営の中身は、医師会中心、内容的には。

それから、3つ目のところ、これ、非常に大切なところなんですけども、医師会病院にしても、一部事務組合にしても、公的病院になるんですけども、公的病院の運営で最大のリスクといいますか赤字要因は、医師不足と言われております。

これは、どういうことかと言えば、当初の配置——当初、つくるときに計画して配置をした医師が、1人抜ける、欠けると1人当たりの医師で2億から3億円程度のその病院自体の収入減になると言われております。これが、最大の経営リスクにつながって、全国的にも公的病院の経営破綻を来しているのは、この医師不足、医師がいなくなる、という状況というふうにお聞きをしております。

そこで、大事になるのは、医師確保のできる立地条件、場所がかなり重要になってくるのではないかと。そこを見ると、曾於地区内といいますか、志布志、大崎、曾於市ですけども、大体、この中心に近いところ、北の外れとか南の外れとかいうところは、なかなかこれは、厳しいと思うんですけども、中心、真ん中付近に近いところを考えれば、曾於市内で鹿児島市から通勤可能な高速のインターチェンジ近く、具体的には曾於弥五郎インターの近くになるのかなと、それから八合原付近まで、どの辺になるかわかんないですけど、あの辺にも市の土地等もあるようであります、具体的な医師の確保のできる場所というところも、これも私の提案の3つ目なんですけど。

4つ目につきましては、経費負担についてなんですが。都城市郡医師会病院は27年4月だったですか、新しくなったのは。27年4月1日、このときの建設費が当時の規模で、大体78億円程度と聞いております。

曾於地区の場合、専門家といいますか、当事者とか、関係者に話をそれぞれ伺ってみますと、曾於地区の場合には、そんなに大きいじゃなくて、都城市医師会の半分程度、40億程度もあれば、コンパクトに救急病院に特化したやつができるのではないかと。これは、関係者の話です。それは内容的にも最低でも、脳外、整形外科と最低限の科目を備えられて、救急病院として設置できればいいのではないかと

いう話なんです。その前提で、40億円程度の建設費を見込んだとして、これは、ここから先はちょっといろいろとあると思うんですが、通常の一般単独事業債でいくとすれば、充当率75%で手出し一般財源が25%ぐらい。手出し分の25%というと40億の中で掛ける0.25で10億円程度。これ、2市1町の経費負担です。

ただ、ここはいろいろ検討する必要があるまして、まだ有利な部分も多分あると思います。ただ、一般的なところで言うと、40億の事業を見込めば10億円程度が2市1町の持ち出し分、一般財源ですね。

ここから先がみそなんですけども、もし、曾於市内にインターの近くに誘致しようとしたときに、これは話の中身ですけども、曾於市がこの10億の中の半分ないし、半分ちょい5億から6億程度負担をしてもいいですよという話。もし、できれば、そういう話ができれば、であれば、その負担分は今後の財政計画等の中で、ある程度準備ができるのではないかと、積み立てかれこれも可能になるのではないかとということを考えてみました。

これは、あながし、実現不可能な話ではなくて、実現可能性のある話ではないのかなあということなんです。

5番目の提案、最後のところですが、これらのことを3市町のトップ会談、志布志市長、それから大崎の町長、五位塚市長、トップ会談で方向性を決めていただいて、曾於地域の医療協議会にも図る。これは、個人的な提案なんですけど。

先ほど申しましたけども、あながし実現不可能な提案ではないと思っております。ただ、これは、一つの考え方でありまして、このような具体的な方策ではなくても、ある程度、3トップで話をさせていただいて、方向性は考えていくべきなのではないかと思っております。

さらにつけ加えますと、私は、この医師会病院の今後のことについては、五位塚市長の在任中に、市長の今の在任中に、方向性を決められなければ手遅れになるということを確認的に思っております。ですから、具体的な話をしたんですけれども。

市長、どういうふうに感じられましたか。

○市長（五位塚剛）

きょう、今初めて、上村議員の私的な見解をお聞きいたしました。当然、今後考えられる一つの案だというふうに思っております。岩川小学校の移転改築について、その中でも、そのようなあそこにできないかという声も出ておりました。

また、2市1町の首長を交えて、医師会の先生たちとも、この間議論いたしました。今のところに新しく建てかえるという一つの案。それと、小規模化した特化した病院をどこにか、縮小、移転、新築ができないかという声。それと今のところを、全面改装をして使えるものを改装してやろうという3つが、意見が交換されました。

最終的には、まだ、そのことについての結論は全く出ておりません。

医師会の先生たちが、やはり今後の曾於の医師会病院のあり方を、どうするかということ、まだまだ議論がされておられませんので、ここに私たちも行政も加わって議論しないと、今言われた提案は、曾於市が中心的に建物をつくるべきだということと言われましたけど、これについても、いろんな方法がありますけど、今、上村議員が言われたこの事業については、地方交付税で後で返ってくるという保証がないようでございます。そうすると、やはり市の持ち出しが非常に大きくなるという意味でも簡単にはできないものがあるんじゃないかなと思っておりますけど、一つの提案としてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○6番（上村龍生議員）

市民の安心・安全、それから、暮らしと命を守る最終的な責任は市町村です。ですから、この救急病院に関しても最終的には、行政のサイドで音頭をとっていくべき問題であると思っております。

したがって、3市町のトップ会談あるいは曾於地域の医療協議会の中で、市長の積極的な発言ないし提案を私自身としては、強く強く望みまして、私の質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、上村議員の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

私は、共産党議員団を代表して、大きくは4項目にわたり質問をいたします。

最初に、国民健康保険税の来年度30年度からの値上げは抑えよについて、これは、さきの9月市議会の一般質問でも私は取り上げました。

そのときの市長は、値上げを抑えて市民生活を守るといった市民の胸にストンと落ちる答弁ではありませんでした。

一方、ことしの9月市議会では、平成30年度は、国民健康保険税の値上げは抑えるべきとの文教厚生常任委員長が報告が了承されております。このため市長は、議

会の総意を尊重して、さらには、市民の暮らしを守ることを優先して、平成30年度からの国保税の値上げはしないことをここではっきりと示すべきではないかと思います。改めて、市長の見解をお聞きいたします。

2点目、介護保険の値上げは抑えよについて。曾於市は、平成27年度に介護保険料を14.3%標準額で月額707円引き上げました。大幅な引き上げであったため、現在2億2,266万円の基金を保有いたしております。ほかの市町村に比べても曾於市の介護保険特別会計の財政状況は安定をいたしております。一昨日の文教厚生委員会での質疑の中でお聞きしたところ、平成29年度から30年度への繰越金は4,000万円になるようでございます。一つの安定した財政の側面でございます。

ところが国では、平成30年度から市町村の介護保険の65歳以上のいわゆる1号被保険者の負担割合を1%引き上げる動きがございます。これに合わせて曾於市では、介護保険料を再び引き上げることが検討されていないかお聞きいたします。

いずれにいたしましても、前回の大幅な引き上げからまだわずか2年もたっておりません。仮に、来年度から1号被保険者の負担割合が引き上げられたとしても、この場合、一方で2号被保険者については、負担割合が1%引き下げられる、引き上げではなく、引き下げられるとも聞いております。

これらも考え合わせ、さらには2億2,266万円の基金の取り崩しを含めて、総合的に、そして、全体的にこの問題是对応すべきではないか。さらには、市民感情等も考慮して、なぜかと言いますと、市長選挙、市議選挙もあったわけでございます。

こうした市民感情等も考慮して、平成30年度の介護保険料の値上げは抑えるべきではないかと、市長の見解をお聞きいたします。

3点目、水道料金は引き下げをについて、この問題は、私は2年前の12月議会の一般質問でも取り上げましたが、前に進んでおりません。改めて、今回質問いたします。

現在、曾於市の水道事業は、毎年数千万円以上の剰余金、いわゆる黒字が、この間出ております。市は2年前に水道事業の会計処理の見直しを行いました。そのために、内部留保金が会計上、2億円近い減額となりました。しかし、それでも、平成28年度末の内部保留金は9億4,721万円、大変な大きな保有額であり、また、この間、数千万円ずつ毎年剰余金がふえ続けております。

これが、水道事業をめぐる今の財政状況でございます。

一方、曾於市の水道料金は、都城市や志布志に比べて高いのではないかという点が以前から言われております。例えば、4人家族で1カ月33トン、33トンは28年度の曾於市の大体平均的な使用料でございます。33トンを使用した場合に、曾於市は4,460円、都城市は4,406円、そして志布志市になりますと3,284円ではないでしょ

うか。

このため市は、膨大とも言える金額になった内部留保金の一部、私から言いますとほんの一部です。ほんの一部を取り崩して、当面都城市並み、少なくとも、都城市よりも安く水道料金の引き下げを行うべきではないか。

2回目以降の質疑で討論しますが、大きな財源はそれほど伴いません。引き下げは可能と私は受けとめております。これは、市長の考え方、決断ではなくて、考え方でも対応できます。見解をお聞きします。

4点目、イノシシによる被害対策の強化を、田畑を中心に市内の随所でイノシシによる被害が年々広がっております。さきの一般質問の私直前にも同僚の土屋議員からも言われました。

市のこれまでの対策について、報告してください。イノシシの被害は、旧町を越えて市内全域に広がっております。イノシシの被害はこんなに広がっておりますが、これまでの対策だけでは、十分ではなかったということも一つとして、私たちは考えるべきではないかと思います。

このため、新たな対策を含めて、あるいは、これまでの対策を含めて、あらゆる立場からの総合的な検証と、そして、取り組み対応が必要ではないかと思います。

今後の対策強化等をお聞きをいたします。

これで、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1、国保税の値上げは抑えよの①平成30年度の国保税についてお答えいたします。

平成30年度の国保税の税率改正は行わないと考えております。しかしながら、今後の国保財政を維持していくには、税率改正を視野に入れながら検討していかなければならないと考えております。

2、介護保険料の値上げは抑えよの①市長の見解を聞きたいということについてお答えしたいと思います。

御指摘のとおり市は、現在、2億2,266円の基金を保有しております。これらの基金は平成30年度からの第7期計画の財源にする予定です。また、制度改正により、第1号被保険者の負担割合が1%上がることにより、保険料の決定に直接影響し、1年で約5,000万円、1期3年間では1億5,000万円になります。また、サービスの給付費は年々増加していますが、市民の生活を第一に考え、基金を投入して保険料の大幅な値上げは抑えていきたいと考えております。

3、水道料金は引き下げをの①内部留保金の一部を取り崩して、水道料金の引き下げを検討すべきではないかについてお答えいたします。

本市の水道料金につきましては、3町合併後、曾於市水道事業運営審議会へ諮問がされ、各水道事業の経営分析等の審議を経て、この答申と現状を踏まえて、平成24年度より現在の料金体系に至っております。そして、今後は、人口減少に伴って収益の減少が予想される中、水道事業の健全なる維持と発展を図りつつ、利用者の利便性を図るためにも、慎重に検討してまいります。

また、内部留保金については、借入金の元金返済等の補填財源の確保や今後の建設改良等を年次的、計画的に進めながら緊急時の連絡管の整備や老朽施設の整備、耐震化を進めてまいります。

4、イノシシによる被害対策強化をの①市のこれまでの対策と今後の対策強化策についてお答えいたします。

有害鳥獣対策につきましては、全国的な問題となっております。本市においてもイノシシによる被害が一番多いところです。

これまでの対策として、電気柵の購入補助、猟友会への有害鳥獣の捕獲に対する補助、箱わなの購入、わな免許講習料の補助を実施しております。

今後の対策としては、電気柵の広域的な設置推進と捕獲従事者確保のため、わな免許取得の推進を中心に進め、また、農業者へは、餌場となる作物残さの処理を啓発してまいります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

じゃあ、2回目以降の質問に入ります。まず、第1点は、国保税の値上げを抑えよについては、答弁の中で、30年度の国保税の税率改正、いわゆる値上げは行わないと考えておりますということで、いわば、現行の据え置きというふうに解釈理解していいのか、まず、その点からの質問でございます。

○市長（五位塚剛）

1回目で答弁したとおり、税率改正はしないということです、値上げはしないということでございます。

○19番（徳峰一成議員）

これ、後の質問、後といいますか、県の統一の動きにも関連いたしますので、数項目関連して確認かたがたの質問をいたします。

現在、曾於市の国民健康保険会計は、高齢化が進む中で、御承知のように国民健康保険に加入する市民は年々少なくなっております。

少なくなった分、その分の国民健康保険のいわゆる医者にかかる給付費は減っております。その点も一応念頭に入れるべきだと思います。

一方で、医療費は伸びているまた一つの側面もございます。

質問の第1点でございますが、これは、課長がよろしいでしょうか。本年度平成29年度の国民健康保険の会計の医療費の伸びは、現在の段階で何%と見込まれるかでございます。

ことしの3月の当初予算審議の中では、課長の私の答弁では、29年度の医療費の伸びは、4%程度ではないかといった答弁がございました。これを割っていると受けとめておりますが、現状では何%か、まずその点からお答えください。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、医療費の伸びにつきまして、療養給付費について述べますと、今現段階で一般被保険者、1人当たり31万3,864円、2.84%の伸びと見込んでおります。

また、退職被保険者等につきましても、1人当たり33万2,902円で前年度と比較しまして、4.81%の増と見込んでおります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

このように、国民健康保険会計の財政を考える上で最も大事な医療費の伸びを含めた医療費がどれだけ占めるかでございます。これが、3%前後ではないでしょうか、退職組も含めて。当初の4%より1%少ないと。1%少ないだけで、もう御承知のように数千万円違うんです。ちなみに、28年度は6%でありました。こうした、これは、いいことです。財政状況も一つは考えなければなりません。国民健康保険に入っている加入者が少なくなる中で、さらに2点目として医療費も思ったよりも少ない。

次の質問であります。29年度、本年度、国民健康保険税の収入状況について伺います。これも非常に大事な点でございます。

非保険者が今国民健康保険は入っている方が、1万1,000人でございます。その中の収入状況はどうでありますか。お聞きいたします。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、29年度の国保税の歳入につきまして、11月1日現在で申しますと、一般被保険者分は、1人当たりの調定額は8万1,749円、前年度に伸びまして7.33%の伸び、1世帯当たりの調定額は13万2,906円で前年度と比較しまして4.48%の伸びとなっております。

また、退職被保険者分につきましても、1人当たりの調定額は9万6,194円で前年度と比較しまして21.73%の伸び、1世帯当たりの調定額は11万899円で前年度より17.61%の伸びとなっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

このように、収入のほうも予想以上にふえております。なぜ、ふえたかは、時間の関係上、ここでは、また質問になじまないですので、質問いたしませんけれども、いずれにいたしましても、予想した以上に収入のほうもふえております。こうしたまた、一つの側面がございます。

さらに、国民健康保険は曾於市だけでなく、どの市町村も今では一般会計から国保会計に援助しなければ繰り入れなければ、対応はできません。これは、合併後、例外がございません。本年度の場合、29年度は1億5,000万円を繰り入れております。

ちなみに課長にお聞きします。28年度までの過去4年間は、毎年どれだけの会計からの繰り入れをやっておりましたか。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、過去4年間の繰り入れについて申し上げます。25年度は2億円、26年度は1億2,000万円、27年度9,000万円、28年度2億5,000万円となっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

このように、本年度29年度含めて、9,000万円から2億5,000万円の範囲の中で、一般会計から繰り入れしたら、国保税は医療費が伸びていた年度においても、思うように収入が入らなかった年度においても据え置かれているんですよ。そういった点も現段階での財政状況の一つの側面として考えなければいけないと思っております。

最後に、何といっても気がかりなのが、今後の国民健康保険が基本的には、市町村運営から県の統一として、さらに今後移行してくる問題でございます。

課長に質問いたしますが、平成30年度から特に財政との関係で心配になる点があるか現段階でありますか。報告してください。

○保健課長（桐野重仁）

国保の県内市町村統一につきましては、これまで、県で担当事務を開催してきたわけです。今後の課題としましては、平成30年1月に国民健康保険事業納付金と標準保険料率が確定します。それで、市町村に納付金等の通知がある予定ですけど、それが、県の示す参考ですので、税率につきましては、市町村の判断となります。

そのほか、協議会の中で、現行の賦課方式の4方式が3方式になるという、すり合わせがございます。これも、今では、6年間にかけて段階的にやっていくということで平成36年度からは県内統一で3方式となるということでございます。

また、今後も平成30年度以降、定期的な検証、見直し、改善を図るために、検討部会を年4回程度、協議検討するために開催する予定であります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

再度確認いたします。国保の県への統一の動きの中で、平成30年度において、特に曾於市にとって財政運用上マイナスとなるデメリットとなる点は、今のところ見られない、考えられないということで、理解してよろしいでしょうか。この確認でございます。

○保健課長（桐野重仁）

今の段階では、市長が申し上げましたとおり、値上げはしないということなんです。1月の確定が係数が来た段階でしか、今のところ、お答えできません。

○19番（徳峰一成議員）

いずれにいたしましても、今までの財政的な側面を申し上げましたが、このように一般会計からの一定額の繰り入れを行うということを前提にして対応するならば、国民健康保険税は値上げしなくても対応できる、これは客観的にも言える点じゃないかと思います。それを踏まえた市長答弁ではないかと受けとめております。市長の答弁自体は率直に評価をしたいと思います。

次に、介護保険料の値上げを抑えよ、についてでございます。この答弁につきましては、国保に比べて、すっきりいたしません。

例えば、平成30年度から1号被保険者、65歳以上の方が加入しておりますけども、1号被保険者の負担割合が1%。1%というのは、全体の収入の中の1%ですから、これは、お互い誤解しないことが大事じゃないかなと思っております。被保険者の負担が1%じゃなくて、全体の総収入の中の1%上がることによって、概算で年間約5,000万円、3年間で1億5,000万円ふえる見通しであると。この点で、市民生活を第1に考えて、そして、2億2,000万円を超える基金を投入して保険料の大幅な値上げは抑えていきたいと考えております。

一つの説明ではございます。もちろん間違えではございません。しかし、2つ目3つ目の側面からこうした複雑な問題は考えるべきではないか。

特に、議員は市民の代表でありますのでやはり市民の立場も考えての質問にならざるを得ない点がありますので、2回目以降、質問をいたします。

まず、質問の具体的な内容に入る前に、国保と同じように介護保険の特別会計の曾於市の現在の財政を中心とした状況について、これは、お互い共通の認識を持つために確認を幾つかいたします。

現在、曾於市の介護保険特別会計は、今言いました65歳以上の1号被保険者が約1万4,000人でございます。

国民健康保険は、高齢化に伴って年々約500名前後、減っておりますが、しかし、

介護保険の加入者は、大体おおむね横ばいであります。1万4,000人の中で、認定されている方々が約3,000人前後でございます。これも、大体横ばいでございます。

質問の第1点でございますが、曾於市では、全国的にもそうではありますが、毎年3年に1回税率の見直しを行っており、これが来年度でございます。平成30年度でございます。ですから、私も質問に立っております。

3カ年ごとに全国的に曾於市でも、事業計画を立てており、例えば、平成27年度から本年度の29年度の3カ年間で第6期介護保険制度ができてからの第6期のこの保険の事業計画が立てられて、それを踏まえた運営がされております。冒頭申し上げましたが、3年前、27年度においては、曾於市では14%を超える大幅な値上げが行われました。共産党議員団はこれには、強く反対いたしました。値上げ幅が1つは大きすぎるということも反対の理由でございました。

そのために、これが全面的ではございませんけども、一つの側面として、そのために、3年間の29年度を含めた曾於市の介護保険特別会計は、少なくともほかの市町村に比べたら財政的にいい意味で安定している、ある面では余裕がございます。

ですから、1億5,000万円の基金も2億2,000万円にふえました。申し上げた1点は、この3年間のいわゆる6期の事業計画の中では、当時1億5,000万円あった基金は、毎年、5,000万円ずつ取り崩して、この3年間の保健事業に充てるといった計画でございました。ですから、私は、3年前の文厚委員会の審議に中でも、いわば余ったお金は、一部は、保険料の引き下げに回すべきではないかということも、申し上げつつ、市のほうで3年間に合わせて11億5,000万円基金を取り崩して事業に充てたいといった説明答弁でもあったために、それを了承した経過がございます。

しかし、御承知のように、本年度29年度を含めて、1億5,000万円は全く取り崩しておりません。取り崩さなくて対応できたのでございます。これが、事業計画の財政的な側面の一つのはっきり言って見誤りでございます。

質問でございますが、なぜ、1億5,000万円——これはたいへんな金額です、それも全額取り崩さなくてよかったんです。なぜ、取り崩さなくてよかったのか。これは、担当課長ですか、端的に答弁してください。

理由は幾つもございます、なぜ取り崩さなくてよかったのかお答えください。これは質問の第1点でございます。

○介護福祉課長（小園正幸）

それでは、お答えいたします。

なぜ取り崩さなくてよかったのか。端的に言いますと、保険料が要するにサービス料が、その計画のところまで達していなかったということになります。要するに予算ベースで考えたときの見込みと決算ベースで不用額が出ますので、その不用

額の分という形で取り崩す必要がなかったということになると思います。

○19番（徳峰一成議員）

課長、それだけで充分ですか。理由は2つあるんじゃないですか。

課長、今、課長が言ったのは一つの側面ですよ、これは、もちろん、私も肯定いたします。十分計画を取り組まなかったって。もう一方では、思っていた以上に考えていた以上に、保険料がたくさん入ってきたという側面はないですか。そういった側面もあるでしょう、28年度決算を見ても、2つ目の側面として。これは確認の質問でございます。

○介護福祉課長（小園正幸）

お答えいたします。

当然、収入が、支出、要するに費用に対する収入、保険料ですが、設定をした保険料がうまい具合に運営ができたという。

（「計画以上にですよ」と言う者あり）

○介護福祉課長（小園正幸）

計画以上に収入が見込めたという。これは、もちろん、保険料の設定もございませうけども、再三言うように、調整交付金というのがございます。調整交付金の実は、5%が基準ですけども、曾於市の場合は、御年寄りが多いということで11%以上の調整交付金が入ります。この調整交付金は、そのまんま保険料のほうに反映をしますのので、この調整交付金を例えば、大まかに見ると11%ぐらいくるかなということですからここらは確定はいつもしていないんですけども、これが例えば11.3%とか、きますと、非常にその分が保険料に影響してその分が余裕ができるという形になりますので、この調整交付金というのが、非常にありがたいお金でありまして、この調整交付金のおかげで収入のほうがうまく運営ができたということになります。

○19番（徳峰一成議員）

いずれにいたしましても、事業計画の中での歳出面が100%対応できなかったという側面があると同時に一方で歳入の中で、やはり調整交付金を含めて、結果として、つまり14%を超える値上げがあまりにも大きかったということ計画上に剰余金、黒字が出てしまったという側面がございます。

関連して2点目の質問でございます。平成28年度、昨年度でございますので、はっきりした数字が決算で出ております。これは、特に大変な黒字だったですよ、昨年度は。7,000万円剰余金が28年度で出ております。

7,000万円というのは、合併後なかったことじゃないでしょうか。介護保険制度ができてから。一方で、7,000万円にさらにおつりが出ているんですよ。黒字のおつりが。おつりというのは、予備費です。予備費というのは、最初の段階じゃ

1,000万円、2,000万円、1,000万円そこそこしか、予算計上しておりません、当初予算では。それが、28年度末の予備費は7,500万円でございます。積み立てるだけではおつりが出て予備費を7,500万円出しております。これは間違いないかどうか、課長に確認の質問でございます。

○介護福祉課長（小園正幸）

御指摘のとおりでございます。

○19番（徳峰一成議員）

そうした中での来年度の被介護保険料の値上げをやるかやらないかの私は質問でございます。

市長答弁にはありましたように、繰り返しますが、確かに政府の動きとして、1号被保険者を1%分上げた場合は、単純計算で約5,000万円前後、毎年、財政の負担が大きくなります。これは、私も否定いたしません。一方で2号被保険者、65歳未満、40歳から65歳までも、やはり市民の方々は職業の違いを超えて、介護保険料を払っております。この方々は、1%逆に下がるわけでしょう。下がる分は5,000万円とは言えなくても、おおむね年間どれぐらいの軽減になりますか。

○介護福祉課長（小園正幸）

お答えいたします。

1%ですので、これは費用に対する1%、曾於市で考えますとそのまんま1号の増額になった分は、そのまんま2号の減額になるという形で収入の面で考えますと、同じ金額になります。ただし、この2号被保険者というのは、医療保険の中で、徴収をされることになっております。国民健康保険に入っている方は国民健康保険という中に負担割合がきます。共済組合、健保協会、そういうものに入っている方には、その協会に新たな組合は、こっだけ払ってくださいというふうに負担の割合がきますので、実際、40歳から64歳の方々と、自分は介護保険料として幾ら徴収されたのかというのを負担はなかなか目立たないところでございます。ただし、申し上げますように、1%ふえた分は1%減りますので、曾於市の全体の収入の中では、その分がそのまんま反映されて減った分は2号のほうからふえるという形になります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

単純化して数字を突き合わせますと、1号被保険者は5,000万円負担増になる。2号被保険者は約数千万円軽減となると、そのように単純化して考えたらいいいですね。

ですから、市長に質問なんです。値上げばかりじゃないんです。相殺したらぜ

ロと言わなくても、ほとんどゼロに近い状況なんです。そして、冒頭、再三申し上げたように、介護保険をめぐる財政状況は、はっきり言って余裕があります。

私は、3月の当初予算の文厚委員長の報告の中でもあえて潤沢という言葉を使いました。ことしの3月の文厚委員長の介護保険の報告の中では、「潤沢とも言える財政状況にある」と。潤沢と言えるかどうかは別にして、それほど余裕があるんですよね。

そして、2億2,000万円があると。さらに言いますと、私は2億2,000万円を今後の、第7期が平成30年度、31年度、32年度に、仮に取り崩しの計画にあったとしても、現状ではそれは、さほど私は信用できません。この3年間も1億5,000万円の経過がありながら、取り崩しはゼロであるからでございます。

さらに、もろもろの財政状況も考えた場合に、そう大きな取り崩しはあったとしても必要なんじゃないかと。よっぽどの異変がない限りにおいては、というふうに受けとめております。

そうした側面等を考えた場合に、来年度、30年度からの介護保険の値上げは、少なくとも曾於市の場合は抑えるべきじゃあないかと思っております。

曾於市の場合は、他の市町村はともかくとして、厳しい市町村も少なからずあります。曾於市の場合は、抑えても対応できると思っております。市長はそうように受けとめておられませんか。お聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

介護保険については、市としてもいろいろ検討いたしまして、グループホームの方々に対する支援ということで、独自でやっております。今回6月の補正でお願いいたしましたように、さらに充実をさせました。そのような形で市民への軽減を図っております。ただ、3年間の7期が始まりますけど、3年やった後の8期が今後どうなっていくかよくわかりませんので、やはり基金というのは、非常に大事であると思っております。大幅な値上げというのは考えておりません。

○19番（徳峰一成議員）

ちょっと答弁、不十分ですね。まず、これは、課長に質問いたします。グループホーム等に入所する際の国を含めた独自の補助によりまして幾らか少なくなっております。これも7、8年来、私も一般質問で再三取り上げて、池田市政当時に、これは、当時南九州では初めてでございましたけども、取り入れられました。

課長に、例えば本年度29年度の場合に市の一般財源の持ち出しは何百万円、1,000万円割っております。何百万円でありますか。お聞きいたします。

あわせて、市長に質問いたします。大幅値上げを行わないと、これは当然至極のことでございますが、なぜ、値上げをせざるを得ないか、検討せざるを得ないか、

もっと根拠のある説明というか、私だけでなく傍聴者にも納得いくような、説得性のある答弁をしていただけませんか。

私は、ですから、るる財政状況を含めて、また、この間の状況も含めて、あるいは、今回の1号被保険者、2号被保険者の値上げ、一方では軽減策を含めて、お聞きしたのでございます。それもなぜ、値上げを検討せざるを得ないか、説得性のある答弁を再度求めます。

○市長（五位塚剛）

介護保険についても、利用者が今後どのような事業を進めていくかによって、収入と歳出の関係が変わってきます。今の状況で、2億ウン千万円の基金は今後3年間の中で5,000万円ずつ、一定取り崩しをしなければならぬ状況になってくるだろうと思っております。

事業がいろんなものができれば、当然財政的にも厳しくなります。曾於市の場合はほかの市町村と比べても、介護保険料については、まだ安い方になっているというふうに思っております。その関係で、やっぱり8期以降のことも考えると、どうしても大幅な値上げはする考えを持っておりませんが、一定の支援、負担をしてもらわきゃならないかなというふうに思っております。

○介護福祉課長（小園正幸）

グループホームの件なのでございますが、グループホームは、南九州では、今言われたとおり本市独自の政策でございまして。これも介護保険の中から賄っているという形になります。介護保険は、国、県から負担金がありますので、曾於市の負担と言いますのは、これに対する負担は、約700万円になるのではないのかというふうに考えております。

それから、曖昧なところで私も考えておるんですが、要は、これから先、平成37年に団塊の世代の皆さんが全て75歳以上になるわけです。そうしますと、認知症の方もしくは介護を必要とする方というのは、数字的には、ふえないんですけども、その方々の対策というのが、非常に大切になってまいります。

そのときに、6年先、7年先に、8期、9期のときに少しでも余裕金を持っていないと、そのときになって、介護サービスが物すごく必要になったときに、介護保険の負担は誰がするのか。

当然、1号被保険者のところは、みんなで割るという形になっておりますので、その分の負担を大きくさせないためにも、少し、今回7期で少しは余裕を持って進めていかないと8期、9期、高齢者が、またより年をとってくる平成37年度以降の介護保険を見据えますと、やはりある程度の増も考えられるのではないのかというふうに考えております。

先ほど言いましたように、調整交付金もまだ見直され、制度的には計算の仕方が見直されることになります。調整交付金が今までのように11%代を保って、これが11%の後半まで交付がされまるとこの結果的に例えば余裕がまだあるんじゃないかとかいうふうになるかもしれません。

これは、調整交付金は国の計算の中でまいますので、これが11%を切るようなことになりますと逆に非常に政策が難しくなるということになります。

それから……。

○19番（徳峰一成議員）

端的に答弁、端的に。

○介護福祉課長（小園正幸）

なら、以上で終わります。（笑声）

○19番（徳峰一成議員）

国会答弁を聞いているみたいなので端的にと申し上げたんですよ。

今の課長の説明は、一つの側面としては、私も肯定いたしますが、しかし、一方では、肯定したくない点もございます。なぜかと言いますと、曾於市の高齢者も絶対人口は減っているんです。減っている中でももちろん、介護保険サービス給付費はふえております。

両面を考えなければいけない。特に施設が1つ2つふえますと、介護保険料にも響きます。これも、もう現在、大体限界状況じゃないでしょうか、曾於市内の場合は。今後は、むしろもう今満杯になっている大体入所者でいっぱいになるところも入所者が少なくなると経営上困難になるんじゃないかという心配される点が出てくるでしょう、客観的な側面として。今、ピークなんですよ。

そういった点で。もろもろが考えて総合的に。これからピークの部分もあるし、これも下がっていくのもありますので、総合的な、曾於市内はピークなんです。

毎年人口が500名ふえているんです。500名は、ほとんど若者はほとんどいないでしょ。高齢者、介護を受けている方なんです。そうした側面も考えなければいけないと思うんです。

先ほどの独自のグループホーム補助も国、県の補助もありまして、1年間に700万円で対応できるんです。

ほかの市町村が、言葉悪いですけど、頓着ないんですよ。まあ、やろうと思ったら全部やれるわけじゃなくて、もちろんいろいろ条件はありますけれども、どこの市町村でやるわけではないけども。そうした、もろもろを考えて、私は、市長選挙も終わった直後、知事選挙も終わった直後、これを行っていいのかどうか。

これは、金額は関係ございません、金額は。敬老祝い金の3,000円の支給だって、

金額に関係なく全員が喜ばれているって。やはり、市民感情、特に高齢者の気持ちや感情はそうした問題なんですよ。何%以内だから、もう致し方ないという方々もおられるでしょう。しかし、大方は私はそうじゃないと思っております。

こうした市民の声も、市長は、聞くべきじゃあないでしょうか。もう、これ以上は質問いたしません。

共産党議員団は、先週、一応、五位塚市長に来年度の国保と介護保険料の値上げは行わないよう文書で申し上げましたけども、そうしたやはり市民感情や市長選、市議選挙直後のことということもあるんです。その点も考えて対応していきたい。来週は同僚の宮迫議員もそうした立場で厳しい質問があろうかと思しますので、譲っていきたいと思っております。

私の答弁では、大幅値上げを行えないけれど、一応、値上げは検討せざるを得ないということで、受けとめておきます。変更があったら答弁してください。ないですよね。はい、一応ないということで。あとは……。

○議長（原田賢一郎）

一旦打ち切りましょう。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

次に、私の質問の3項目め、水道料金は引き下げよについて質問をいたします。

1回目の市長答弁では、人口減少に伴って利益の減少が予想される中、水道事業の健全なる維持と発展を図りつつ、利用者の利便性を図るために慎重に検討してまいりますと、踏み込んだ答弁がありませんけども、これは後ほど質問を具体的にいたします。

曾於市の水道事業は、給水戸数が約1万4,000戸であります。末吉、大隅、財部の3つの上水道を中心としてあと末吉を中心とした簡易水道で成り立っております。

水道事業は、答弁にもありますけども、平成24年度に実質値上げがございました。現在まで、好調な財政状態であります。特別会計の中では最も財政状態がよい会計でございます。現在、質問にもありましたけども、9億4,720万円の大きな積立金を保有いたしております。

私は、好調な財政運営、毎年数千万円を超える剰余金が出ている、この問題にどのように対応するか、2つの側面からこれまで委員会を含めて申し上げてまいりました。

一つは、10億近い、このままでは10億円を超えます、もう一、二年中に。膨大な基金をいかに市民に還元するかでございます。一つは老朽化している各施設をやはり計画的に年度計画を立てて、一応、投資を行うと、そのことが大事じゃないかと思えます。

これを土台に据えるべきじゃないかと思っております。この点は、市長も考え方が——後ほど質問いたしますけども——同じじゃないかと思っております。

2つ目は、きょうの質問の一つのテーマでもあります水道料金がとにかく高い、お隣の都城市に比べても高い。志布志市と比べたらもう大変高すぎる、そういった点がありまして、膨大な積立金がある以上、その利益の一部です、ほんの一部は、やはり引き下げで回して、少なくとも都城市よりは安くすべきではないかという2つの点からこの財政問題、積立金問題は対応すべきじゃないかと考えております。

まず、最も大もととなる、今後の老朽化した施設に対する対策と取り組みでございます。率直に申し上げて、課長、この間の本年度を含めてのやはり老朽化対策は、私は金額を含めて弱かったのじゃないかと思っております。

例えば、平成28年度昨年度は、例年になくたくさん積み立てました。投資を行いました。当初予算では3億1,000万円でございます。これが、不用額が2億円から出ましてもっと少なくなるんですが、いずれにいたしましても大きな予算を立てましたけども、結果的には、5,000万円を超える新たな剰余金が出ました。つまり、3億円のかかなり大きな投資でありましても、5,000万円を超える剰余金が出ております。

29年度、本年度の場合は2億4,000万円の予算でございます。これは、答弁よろしいですが、本年度の場合は剰余金はやっぱり4,000万円以上になるでしょう。課長、答弁よろしいです。つまり、数千万円はなるんです。その点で、新たな、やはり積極的な投資を可能な限り行うべきじゃあないかと思っております。その点で、まず市長の基本的な姿勢をお聞きをいたします。

○市長（五位塚剛）

水道事業につきましては、市民の生活を守る大原則でありますので、施設を含めて安定した水道を供給するのは、市の仕事であります。また、国の指導もありまして、簡水も一本化になって、財政上も一本化になり、そうなったときに、いろんな問題が発生してきます。簡水については、国から地方交付税がありますけど、このことがなくなります。今後もいろいろな計画を持っておりますので、どうしても一

定の積立金がないと事業が運営できないという状況もありまして、現状のままで。ただ、今言われるように、老朽化しているところもありますので、そのあたりを計画的に進めてまいりたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

計画で行うというのは、このさきの3月議会の当初予算に対する文厚、建設経済委員会、当時同僚議員の伊地知議員でありましたが、質問に対して文厚委員会の3月の当初予算審議の中でもそうした議員から意見が出されてという、私に対する委員長答弁がありました。これ、私だけでなく、ですから、議会全体のやはり総意とも言うべき意見ではないかと。それを踏まえたまた市長の答弁ではないかと。この点では確認をするまでもなく認識は共有一致いたしております。

その点で、具体的な質問に入りますけれども、では、今後の特に課長、平成30年度以降そのような新たな積極的な計画的な事業計画になっているかどうかでございます。なっていないんじゃないかと私は受けとめております。

例えば、一つの指標として、平成30年度の総合振興事業計画を見ますと30年度は1億3,000万円この事業計画になっています、私の誤りでなければ。31年度も1億3,000万円となっております。

ちなみに29年度は、2億3,000、2億円を超えております、この総合事業計画では。これに盛り込まれていないんですよ。盛り込めないまま、いきなりもう予算編成の時期に入っております、平成30年度の。新たな取り組みはできんでしょう。大きな事業は年度途中からできないですよ、性格的に。ですから、そのようになっていないんじゃないかなと。

さらに言いますと、これは、財政課を担当する八木副市長もお目通し、後ほどしていただきたいんですけども、曾於市の財政計画の中でも……。お持ちですか。財政計画の中のこの基金、基金の中の別表2、一番最後のページで、別表2を見たいと思うんですよ。課長、見てください、別表2。別表2を見ると、水道事業について、いわば、起債額をどれだけ毎年取り組むかによって、28年度までは1億1,000万円とありますけども、29年度から30年、31年、32年もずっと水道事業はゼロになっています、ゼロに。つまり、議論がされていない。ましてや、議論を踏まえた計画が盛り込まれていないんじゃないんですか。先ほどの市長の答弁と全く裏腹なんですよ。答弁が実際に計画に組み込まれていないんですね。

具体的にお聞きますけども、平成30年度あるいは31年、これ、2カ年だけで直近のよろしいです。どのような事業の計画を総額でお持ちですか。まず、この点からお聞きいたします。

○水道課長（徳元一浩）

計画についてお答えいたします。

30年度につきましては、29年度の4月に統合の問題が浮上いたしまして、以前からあったんですが、30年と31年に向けまして、一応、末吉浄水と……。

○19番（徳峰一成議員）

トータルでいいです。30年度の水道事業のトータルの総額は幾らですか。

○水道課長（徳元一浩）

事業に対しての総額は、3億円ぐらいを計画しております。

○19番（徳峰一成議員）

ぐらいじゃいかんですよ。これは、本会議だから、ぐらいと言うことは、絶対に禁句ですよ。議事録にぐらいと言うのが出るんですよ。

明確な資料に基づいた答弁をしてください。資料がなかったら資料がないということで答弁ください。過去の議会審議だから過去の資料に基づいた答弁ください。

○水道課長（徳元一浩）

すみません、今ちょっとここに資料を持ち合わせておりません。すみません。

○19番（徳峰一成議員）

じゃあ、副市長、答弁してください。統括する。

○副市長（大休寺拓夫）

南之郷、深川簡水整備につきましては。

○19番（徳峰一成議員）

副市長、トータルでいいです。平成30年度と31年度の水道事業における事業費のトータル。

○副市長（大休寺拓夫）

南之郷、深川簡水整備で、30、31年度で約4億5,000万円を予定をしております。30年度の予算につきましては、今当初編成時期ですので、また、詳しい数字は固まっております。2年間で4億5,000万円です。

○19番（徳峰一成議員）

2年間で幾らですか。

○副市長（大休寺拓夫）

2年間で4億5,000万円になります。

○19番（徳峰一成議員）

ちょっと答弁が弱いですね。やはり、基本は特別会計を含めて、やっぱり事業計画に組み入れるという、これは基本の基本でしょう。そして、あわせて財政計画も入るって。それを踏まえて、当初予算で予算編成を行うという。これは、物事のイロハというか順序です。ですから、遠い将来はともかく間近な直近の来年度平成

30年度は、幾らですか、そして加えて31年度は幾らですかということお聞きしているんですよ。そのしっかりした事業計画というか、計画はないんですか、なかったらなかったで答弁してください。

○副市長（大休寺拓夫）

はい、計画はございます。計画はありますので、前回測量委託料とかお願いしたわけですよ。今、当初予算に予算編成中ですので、これは確定をするのが、2月末ごろになるということですよ。

○19番（徳峰一成議員）

予算は聞いていないですよ。計画は幾らですか。今の段階で。

○副市長（大休寺拓夫）

今の段階で計画は4億5,000万円という数字。

○19番（徳峰一成議員）

30年度が4億5,000万円ですか。

○副市長（大休寺拓夫）

いや、違います、30年度と31年度。事業の関係もございまして、2カ年間かかりますよという話なんです。当然、継続になろうかと思えます。

○19番（徳峰一成議員）

4億5,000万円が財政計画には入っていないですよ。財政計画、ゼロになっています、起債は。これは、どこに責任があるんですか。どなたでもいいから答弁してください。

まあ、ありえんですよ。29年度は事業はゼロ、31年度もゼロとなっているから、こういった初歩的な、基本的な質問をしているんですよ。これではいけないんじゃないかということを私は申し上げたいんですよ。やはりしっかりした計画を立てて財政計画を立てて、そして、なぜかと言うと、先ほど市長答弁にあったように、今後は、時期はともあれ、簡水も交付税の対象とはもうならない心配のおそれもあるんですよ。ですから、しっかりと財政計画に入れるというか、いうことを私は申し上げたいんですよ。どなたか答弁してください。今後の一つの教訓として、市長でもよろしいですよ。これ以上は、この点の質問は、一切いたしませんので。

○市長（五位塚剛）

水道事業につきましては、笠木簡水が終了いたしました。これも大きな事業でありました。今後、全体を見て、どこが一番予算を組むべきかということで、検討しております。今、副市長が答弁したように、2カ年の4億5,000万円という事業は、計画を今いたしております。

今後のほうも、いろいろとどこの地域が早く手を入れなきゃならないかというの

も、今検討をしております。

当然、財政計画また事業計画についても、場合によっては、その計画以外にもたくさん出てきます。そういうことを含めて進めてまいりますけど、今後、必要などを担当課の意見を聞きながら、また、財政課と詰めて、提案はしていきたいというに思います。

○19番（徳峰一成議員）

本当だったら、それをもとにして私は、引き下げ問題も含めて議論したかったんですよ、本日は。だから、調べたところ、これがもう、前提が崩れていますから、深みのある質疑ができんとですよ、残念ながら。先ほどの副市長の答弁によって、質問をせざるを得ません。

30年度と31年度に合わせて4億5,000万円ですね。4億5,000万円というのは、例年に比べて多いですか、多くなっていますか、例年並みですか、これを確認いたします。どなたでもよろしいです。

○水道課長（徳元一浩）

一応、例年並みになっております。

○19番（徳峰一成議員）

市長を含めて、考えていただきたいと思うんですよ。先ほど、市長は積極的な老朽化対策を含めて、今後対応したいということでありましたけども、今現在の来年度予算編成に入っております。そして、再来年度の事業計画は課長答弁であられるように4億5,000万円は例年並みなんです、例年並み。これでは、もうどう考えても、さらに今後も毎年、数千万円の剰余金が出てくるんですよ。

ですから、先ほども申し上げたように、10億円いくのは時間の問題なんですよ、時間の問題。

ですから、これは市長、副市長、課長もそうでありますけども、早急に議会との関係において、やはり、市民との関係においても、しっかりした来年度以降の事業計画を立てて、議会に示してください。そうでないとかみ合った深みのある議論ができないんですね、残念ながら。できないんですよ。市長の答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

今、計画をいろいろ検討はしております。細かい、今後必要な事業というのも水道課のほうでつかんでおりますので、こういう事業を今後やりたいということを担当課長から一応答弁させます。金額については、今後、詰めなきやなりませんけれど、いろんな問題がありますので、計画だけを答弁させます。

○水道課長（徳元一浩）

今後の計画について申し上げます。一応30、31年度につきましては、先ほど副市

長も申しましたように、南之郷、末吉上水の整備を行います。その後は今、耐用年数があと数年で耐用年数にきている古いところがありますけど、古いところから順次計画をしていくように思っております。

○19番（徳峰一成議員）

やっぱり答弁が弱いですね。4億5,000万円では、だから例年並みということであります。ですから、それ以降についても、一般論的な答弁ですよ。一般論的な答弁。時間は月々進んでいるですよ。今度は来年度の予算編成がもう来年になると終わるんですよ。ですから、まとめて答弁してください。もうこれ以上は地団駄踏んだ質問したくないから、全体の計画の見直しを含めて何年の何月をめぐに一応議会に示したいということ、答弁してください。どなたでも、副市長でも、市長でもよろしいから。

○市長（五位塚剛）

計画について、今、精査しておりますので、その事業がどれぐらいの規模になるかまだ、確定をしておりません。その南之郷のあとについて、しかし、今後地震が起きた場合にも水道管の耐震に対する布設がえというのが当然必要になってまいります。

また、末吉上水の橋野の地域のポンプの関係も当然また見直しをしなければならない時期に来ておりますのでそのあたりを十分精査して、来年度中には、具体的に全体の簡水も今後は市の水道会計で全て見るようになりますので、総合的に来年度中に計画を発表したいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

平成30年度中にということで、一応受けとめておきたいと思います。

それは、それとして、やはり2つ目の質問、水道料金の問題です。水道料金は例えば、都城市並みに引き下げた場合、わずか54円ということで、きのうもある方から私のところに厳しい意見がありました。「徳峰さんも54円という何でそんな小さな質問をするんか」ということですね。かなり厳しい質問がありました。はっきり言って、志布志市とは、遠い問題でございます。ですから、私、少なくとも都城市並み、都城市より以下って、これは、最低限のことじゃあないでしょうか。もう、膨大な基金があることだし、2年間で4億数千万円の投資を行ったとしても、もうまず確実に10億円以上になります。ですから、まず、都城市並みあるいはそれ以上でもありがたいんですけども、やっぱり引き下げるとして、課長に質問いたします。どれだけの予算が年間必要ですか。

先ほど、意見交換しておりますから、すぐ答弁できると思います。

○水道課長（徳元一浩）

お答えいたします。

今、都城市と曾於市の1カ月当たりの単価の差が54円なんですけど、それを曾於市の給水戸数をかけますと、給水戸数が1万4,356戸でありまして、月に77万5,000円程度になります。年間12カ月をかけますと、約930万円程度の料金が、収入が減るということになります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

市長、課長答弁でありましたように、都城市並みに条例改正を行ったとして、年間に930万円前後あったら財源で対応できるんです。これは、私、必要最小限のことじゃないかと思うんです。一方で膨大な基金があるわけだし、今後、かなり積極的な投資を行ったとしても1,000万円に近い財源は対応できるんじゃないですか。これは、市民感情から見ても。

特に、市長自身は、あるいは、副市長自身は経験があるかどうか、私の場合は長年の中で、議員活動の中で志布志市からあるいは都城市から末吉に入って来られた方、あるいは、特に橋野に行く機会が多いですけども、橋野は御承知のように都城と地域的に一応ダブっているために、両方の水を人によっては別々に使っている家庭も見られます。ですから、都城市のほうが安いんじゃないかということで、問い合わせを含めて、不満も含めて、少なからず長年の中では寄せられております。

ですから、ささやかでありますけども、都城市並みには、私はせめてすべきじゃないかと思っております。その点で市長の答弁をしていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

都城市並みに下げてほしいという御意見であります。この水道料金についても、副市長を交えて検討はいたしました。

事業をしながら、いろいろな今後の大きな事業費を出すためには、やっぱり一定の基金がないとできません。また、この間、当局水道課を含めて、私たち三役に水道料金が高いということで、苦情というのはほとんど聞かれておりません。ですから、また金額的な問題もあるでしょうけど、きょう引き下げることについては、今検討はしていないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

率直言って、これ以上は質問いたしません。五位塚市政に対して、市民にこのまま広報いたします。もう失望と残念感が広がると思います。10億円近い積み立てがあって、そして1,000万円も足りない対応で、やはり引き下げが検討できないということは。もう、これ以上、質問いたしません。これは、もう私自身が非常に失望

感でいっぱいでございます。最も市民に大事な、やっぱり市民の命を守るって、生活ラインでやはり温かい目線で対応するって、これがなぜできないのかということでございます。これ以上、この問題、質問いたしません。

私は、冒頭では、市民の胸にストンと落ちる答弁してくださいと言ったのは、このことが頭にあったからなんです。政治的な観点からの答弁もしてください。

最後に、イノシシによる被害対策について質問いたします。

まず、担当課長に質問いたします。イノシシの被害が広がっているこの点は議論を待たないことでございます。課長はこの間私との意見交換の中、イノシシの被害は広がっているけれども、イノシシの頭数自体は多くなっていないんじゃないかということでもございました。具体的な根拠は、調査をしていないんですけども、それは、今でも気持ち変わりませんか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

先般、議員とお話しさせていただきまして、私どものほうも担当のほうで、各猟友会の会長さんへ聞き取りの調査を行わせていただきました。その中で、財部の猟友会につきましては、捕獲数、それから被害というのは横ばいで恐らく個体数は例年と変わらないんじゃないかということでもございます。

それから、岩川、月野の猟友会につきましては、捕獲数は近年横ばいだ、しかしながら個体数は若干増えているんじゃないかという回答をいただきました。

それから、末吉の猟友会と南之郷の猟友会につきましては、捕獲数については、例年と変わらない。しかしながら、個体数についても恐らく例年と一緒ぐらいだろうという回答をいただいたところでございまして、私ども、猟友会の会長さん方とお話をさせていただく中で、やはり大隅地域については、個体数がふえているという回答を得たところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

全体としては、曾於市内のイノシシの頭数はふえていないということで一応確認してよろしいですね。

○農林振興課長（竹田正博）

私どもが、お伺いした中では、いわゆる財部、末吉地域については、猟友会長さんたちのお話しの中では、個体数はふえていないと。ただ、大隅地域については、若干ふえているという認識でございます。

○19番（徳峰一成議員）

私はこの質問に先立ちまして、あるいはこの半年間ですけども、末吉だけでなく財部、大隅の方からも、特に農村部から聞きました。それは、もちろん、個々

観的な、一応経験を交えた意見であります。また同僚議員の数名の皆さんからも財部、大隅を含めてお聞きいたしました。

例外なく、やはり、経験に基づくあるいは、見聞に基づく意見で主観的な要素があるとはいえ、どなた1人として、ふえていないんじゃないかという意見はありませんでした。

課長の答弁も非常に根拠の一つの弱いというか、答弁じゃないかと思います。ですから、質問でありますけれども、やはり、実態調査が一つは必要じゃあないでしょうか。まあ、完全とは言わなくても、その点で答弁してください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

先般、議員とのお話しの中で、個体数の調査をしたほうがいいんじゃないかということが出されたところでありまして、この猟友会の方々にもお聞きしましたが、個体数を調査するのは、非常に難しいだろうという回答をいただいております。

といいますのが、山に入れない国有林野というのもございまして、そこに生息しているイノシシ等もございます。

今、この近辺に大体何頭ぐらいいるだろうという推測はつくけれども、全てを頭数を把握していくというのは、厳しいだろうと。

私のほうでも、そういった全国事例はないか調べましたけれども、いわゆる産学官の中で、大学等との連携で個体に発信機をつけて調査をするとかそういった部分が出てきましたけれども、個体数の把握をするというのは出てこなかったようでありまして、非常に調査的には難しいのかなというふうに感じております。

○19番（徳峰一成議員）

現状では難しいというふうに受けとめておきます。今後も、私も勉強いたします。

2点目でございますが、やはり、これまで、条例等もありますけれども、一定の補助金も出してきましたが、それでもやはり頭数は一応脇におきまして、被害は、地域は拡大いたしております。これは、間違いなくまぎれもない事実でございます。ですから、効果が一定はあったけれども、全面的でなかったという点でございます。もう、答弁よろしいです。

ですから、質問でございますが、これまでの補助を含めて、やはり再検討が、当然必要であります。これが、1点。そして、その中で具体的に補助が、補助金額を含めて十分であるかのまた検討も必要でございます。

この2点を、今後、対応していただきたい。答弁をしてください。

○農林振興課長（竹田正博）

今までの補助を含めての再検討ということでございます。平成29年度からイノシ

シと鹿につきましては、本市は1万2,000円から1万5,000円という形で捕獲の助成金を3,000円上乗せをさせていただきました。猟友会からの希望もあったわけですので、そういった形をさせていただいております。

補助金のあり方についても、今後、私どもが今思っているのは、やはり電気柵を、今助成をしておりますけれども、これを御一人御一人ではなくて、やはり四、五人単位で1haなり2haなり、そういったくくりのいわゆる電気柵、そういったものが非常に効果が上がっておりますので、そういった部分で推進をしていきたいと。

あと、補助金額につきましては、今電気柵で8万2,000円ほどかかる電気柵を2分の1助成しておりますけれども、やはり、これを大区画のものにさせていただいて、2分の1の助成額はずっと続けていきたいというふうに考えております。

また、先般、新聞に載っておりましたけれども、いわゆる通信機器を使つての捕獲などの監視、そういったものも検討してまいりたいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

申し上げたかったのは、だから、今まで行ってきた施策の再検討、それがもちろんベースになろうかと思っております。その中で不十分な点は、補助金の金額の見直し、増額を含めて、対応していく、そして、また新たな施策——若干答弁にありました——については、やはり対応していくという、そうした答弁として、理解いたしております。

最後に、やはり、関係団体が幾つかあるかと思えます。身近なのは猟友会ですよ。猟友会です。猟友会とのやはり意見交換含めて関係団体、市民の方々との今後のやはり意見交換、協議は必要じゃないかと思っております。そうしたことについて考えておられるか、答弁してください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

具体的には、今そういった検討はしておりませんが、先般、新聞記事の中に高知県の事例が載っております、JAさんが連携していわゆる営農指導員という形ですけれども、その方々が同じ見回りで協力体制をしくというような記事も載っておりました。

私、非常にいい取り組みだなあと思いましたので、今後また農協さん等へも打ち合わせをしながら、各巡回される指導員の方々にもそういった情報提供なり、協力、そういったものを要請できればというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

時間がないですけども、この最後に、やはり一つは猟友会の今後の対応が強化が大事でありますけども、御承知のように、高齢化の中でなかなか若手が育っていな

いということを含めてあります。

猟犬は育てるのには、いろいろお聞きしますと数十万円から高いのでは100万円かかるそうでございます。これに対する市の補助ができないものかといった要望も私のもとにも寄せられておりますが、これらを含めて、やはり、今後、総合的な対応、検討が必要じゃないかと思っております。

最後に市長の考え方を聞かせください。

○市長（五位塚剛）

市といたしましても、イノシシ対策についても、積極的に予算の計上をしてまいりました。イノシシをとった後の加工の仕方も含めて、今、大事だと思っております。引き続き、農家の声また猟友会の声またそれを加工される方の声なんかを聞きながら市として、何ができるかということのをさらに協議を進めていきたいというに思います。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 3 5 分

再開 午後 1 時 3 7 分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○14番（渡辺利治議員）

14番、創政会派の渡辺です。通告に基づき、3点について質問いたします。

合併いたしまして12年がたち、市民一体となって、今日の曾於市があります。これまで、さまざまな問題を抱えながらも住んでみたい町、住んでよかったまちづくりを目指している今、先般9月29日に市報10月号が届けられ、28年度決算が議会に認定された旨が報告されております。

これらを踏まえ、2期目をスタートされた市長は、本市の財政状況をどのように捉え、どう見ているのかを伺います。

次に、基金について触れてみます。そもそも基金とは、何ぞやと、基金についての考え方を伺います。定額、特会、ありますが、今回は特定品目基金のみの答弁を求めています。

次に、鳥獣対策について伺います。

まず、本市が取り組んでいる対策状況、予算執行状況とその成果について、どん

な結果が出ているか、それに対する市長の見解を求めます。

次に、動物社会と我々人間社会とのかかわりについてですが、野生の鳥獣、ペットとしての鳥獣、野生化した鳥獣とありますが、これらの鳥獣に対して、市長はどのようなかかわりを持っているのか、どのように接していくのか、考えを伺います。

次に、これまで、有害の文言はあえて使いませんでしたが、人間社会が勝手に有害鳥獣と決めつけておりますが、これからふえ続けるであろうと推測される鳥獣に対して、どのような対策を講じていくのか伺います。

次に、市道、農道の管理のあり方に伺います。

まず、本市が管理する市道、農道、それぞれ長い距離があり、日常市民が使用する、利用する道路に対して、市長として市民に対しては、何を求めているのかを伺います。

2番目に、高齢化する地域社会、人口が激減する地域、こんな地域がどんどんふえていること、実感していると現実ですが、こんな現状を踏まえ、市民への対応、対策はどのようにしていくか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の一般質問にお答えしたいと思います。財政状況についての①現状をどう見ているのかについてお答えいたします。

市財政の現状認識については、平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の4指標全てにおいて、国が示す基準を下回っており、現在の財政は健全であると判断しております。

②各基金についての考え方と平成25年度末との比較についてお答えいたします。

平成28年度末における市の基金は27基金あり、このうち特定目的基金が13基金であります。主な基金の考え方と平成25年度末の比較について申し上げます。

初めに、財政調整基金は、住民サービスの向上に対する歳出において不足する額を取り崩して活用する基金であります。平成28年度末基金残高は31億4,020万6,000円であり、平成25年度末と比較して4,596万8,000円の減であります。

財政調整基金は、当初予算における取り崩し額10億円と災害発生における取り崩し額20億円を想定し、約30億円を基準としているところであります。

次に、減債基金は公債費の償還対策として積み立てるものであります。平成28年度末基金残高は、7億731万4,000円であり、平成25年度末と比較して326万円の増であります。

平成28年度の公債費は30億387万2,000円でありましたが、今後の大型事業の実施

に伴い、公債費が増額されていくことを鑑み、年度末に繰り上げ償還を行うか、基金積み立てを行うか、検討を進めたいと考えております。

次に、ふるさと開発基金は、市の施設整備事業や公共用地取得事業または地域づくり事業に必要な資金として積み立てて活用する基金であります。平成28年度末基金残高は、11億9,933万6,000円であり、平成25年度末と比較して1億771万9,000円の減であります。

ふるさと開発基金積立の目標額は特に定めていませんが、今後の事業の緊急性や必要性を検討しながら、必要な事業の一部財源として基金の取り崩しを行いながらも当初見込みより増となった歳入分や歳出の執行残見込み等を積み立てていく予定です。

次に、思いやりふるさと基金は、ふるさと納税における寄附金を積み立てて活用する基金であります。平成28年度末基金残高は、7億2,044万3,000円であり、平成25年度末と比較して、7億105万4,000円の増であります。

今後もふるさと納税に対する活動を充実し、本市の全国的なPRに努め、思いやりふるさと基金の市民生活の向上のために活用していく予定です。

次に、まちづくり基金については、平成21年度から積み立てを行っており、平成28年度末基金残高は、19億6,688万1,000円であり、平成25年度末と比較して、1億6,021万1,000円の増であります。

平成28年度末基金残高のうち、18億5,250万円は合併特例債を借り入れて積み立てを行ったものです。

まちづくり基金を創設した理由としては、合併特例による普通交付税の減額に備えて積み立てを行ったものであり、現在のところ平成31年度までの取り崩しは予定しておりません。

最後に、特定目的基金の総額について、平成28年度末基金残高は90億6,431万9,000円であり、平成25年度末と比較して3億443万9,000円の減であります。

2、鳥獣対策についての①動物社会と人間社会とのかかわりについてお答えいたします。

動物と人間とは、古き時代から共存しており、人間の食生活の中では、動物・植物の命をいただきながら生活をしております。

その観点から言いますと絶やしてはならないし、生態系を崩してもいけないし、適正な頭数を生息域を維持することが重要だと考えます。

現況の取り組みと成果についてお答えいたします。

②現在の鳥獣被害に対する取り組みとして、電気柵の購入補助、猟友会への有害鳥獣の捕獲に対する補助、箱わなの貸し出し及びわな免許講習料の補助を実施して

おります。

成果といたしましては、平成28年度において電気柵の設置数が68基、有害鳥獣捕獲実績としてイノシシ338頭、鹿37頭、カラス76羽、タヌキ484頭、野ウサギ49羽となっております。

③今後の取り組みについてお答えいたします。

今後の対策としては、電気柵の広域的な設置推進と捕獲従事者確保のため、わな免許取得の推進を中心に進め、農業者へは、餌場となる作物残さの処理を啓発してまいります。

3、市道、農道管理のあり方についての①市は受益者に対して何を求めているかについて、お答えいたします。

市道については、道路管理者として、交通車両に支障を及ぼさないよう安全性を確保し、道路を常時良好な状態に保つよう努めております。

景観については、自治会による清掃や草刈り作業等の協力により、市道の環境や景観が維持されているところです。自治会の協力を感謝し、今後も継続して作業していただけるようお願いをしております。

農道については、草払いや側溝の泥上げのように農道を利用するために必要とされる日常的な維持管理は、原則として地元の皆様をお願いしております。

3、②現状を見つめ対策はどうするのかについてお答えをいたします。

市道については、日常的なパトロールと市民からの要望や通報に対して、きめ細かな対応により安心できる環境づくりに取り組んでいます。

道路清掃は、自治会によって過疎化や高齢化のため厳しい作業をお願いしておりますが、今後も作業を継続していただけるよう、自治会の意見を十分聞き、相談しながら、良好な環境を維持していただけるよう対応してまいります。

農道については、原則として地元の皆様に維持管理をお願いしておりますが、人口減少や高齢化が進み、地元での維持管理は年々厳しさを増していると感じております。

しかしながら、地域においては、国の多面的機能支払交付金事業を活用して、農業者と地域住民が一体となって維持管理に勤めていただいております。

市といたしましては、この活動を支援し、広げていければと考えております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

財政状況については今詳しく報告がありましたけど、やはり、毎年査定で減額されながらの積み金になったりいろんなことがされておるわけですけど、交付税等も多分少なくなっておりますよね。2.4%の減、これ、数字ではパーセント的には2.4

だから少ないんですけど、実際金額を数字であらわしますと、約2億円という大きなお金でございますが、やはりこれも多分本年度超える交付税の減収は避けられないと思うんですが、これは、どうでしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

今の質問にお答えいたします。

今回、今現在平成30年度の当初予算編成をしている段階でございます。昨年度、平成29年度の当初予算措置額が79億3,000万円でございます、普通交付税が。今現在のところ、平成30年度の普通交付税の措置額を77億4,900万円ほどと考えておりまして、昨年より1億8,000万円ほど予算計上額を少なくして考えているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

やはり年々下がっていく財政、これはやはり厳しいものだ和我々も思っております。

23年度から、横ばい状態でほとんど30億から31億円という財調が取り崩ししながらもまた積んでいきながら、30から32億とちゃんともとに戻しておりますが、果たしてこれが本当に30億円というお金にこだわる必要があるのか、それを伺います。

○市長（五位塚剛）

財政調整基金は、御承知のように、曾於市のいろんな事業に自由に使えるお金であります。市の入札の結果とか市の職員の努力によって、剰余金が出た場合、一番財調に積むのが一番いいわけでありまして。ただ、この間30億円をめどにずっとしてまいりました。どうしても30億円でならんといかんということではありませんけど、一つの目安として、もっているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

当然目安としてされていることは重々わかっておりますが、ただ、これを仮に去年の13億9,000万円ぐらい、積み上げで約30億になりましたよね。だからその結果、大体31億円に近い数字が出ているわけなんですけど、これを例えば、13億9,000万円のやつを10億円基金のほうへ回して、あと、3億9,000万円。これを市民のここに当然書いてありますように、市民のためにできるようにと住民サービス向上に対する文言も書いてありますから、そっちのほうへ回せないものでしょうか。

先ほど、私が、議長に許可をもらって提出しておりますその写真を見ていただければ、もちろんタブレットで見たほうがより鮮明に危険ということがわかります。それらの観点から見て、必ずしもそこにあるからそんだけせんにゃいかんということじゃなくして、幾らかをそっちのほうに回していただけるような考えはないんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市道、農道について、この間の台風に対しても早急に対応できるように、処置いたしました。ただ、まだ対応できていない部分もあるようでございます。それについては、もう建設課のほうで十分市道については把握しておりますし、危険のあるところについては当然予算化して進めるべきだというふうに思っております。

○14番（渡辺利治議員）

最もらしい答弁なんですけど、なかなか進まないのが現状で、現場を見てみますと、田んぼの時期になりますと水が転倒井堰の近くにある関係上の今この写真で見ると、深さが1mか1.3mになるんですよ。このガードレールで市民が安心して、市民の命を守れますか。何らかの形で早い対策をしていただければならない現状なんです。だから、あくまでも、財調30億円じゃなくして1億円、2億円、3億円でもいいですから、回せる考えはないですか。幾ら、耕地課、建設課にお願いをしておる段階というと言いますが、これを一遍にじゃなくても、ごく短期間でいいんです。

よく事業するときに費用対効果をよく言われるでしょう。これをパッとすれば市長の費用対効果はぐうっと上がるんです。そう思いませんか。

○市長（五位塚剛）

市道、農道について、危険箇所については、当然担当課がつかんでおります。それで緊急性のあるもの、市民にとって非常に問題が起きそうなどころについては、ちゃんと対応できるように指示がしてあります。今度の予算の査定の中でも当然そういう必要なものは、担当課で予算を計上してあると思っております。

○14番（渡辺利治議員）

昨年の16号ですか、記憶に新しいと思います。普通ならば、南側が災害を受けるやつをこの場合は、逆に北側のほうが相当ひどかったですよ。これは皆さん、もちろん、ここにおられる議員の皆さんも、今回選挙中に地域をくまなく見て回って、お願いしたはず。その間に悪いところ、いいところちゃんと見たはず。

それを痛感している中での私はその中の一般質問になりますけど、そういうところを3番の市道農道に対するのとちょっと絡むような気もするんですけど、やはり、基金の中からことしの単年度で、一般会計からどうこう言うんじゃなくして、基金の中のほうからの支出をもうちょっとふやしてもらいたいんですよ。その考えを伺っているんですよ。だから、「よし、わかりました。じゃあ、これを3億はこっちに回しましょう」と市民が一番喜ぶんですよ。そういう考えを示してください。

○市長（五位塚剛）

当初予算の、今、査定に入りますけど、当然ながら、先ほども言ったように、こ

の間の台風については、ほぼ工事が終了しておりますけど、市単独事業でやらなきゃならないものも今つかんでいると思います。

当然、予算の査定が入りますので、予算が足らなければ、基金を取り崩してでも、それはやっぱり当然必要になってくるというふうに思っております。

○14番（渡辺利治議員）

今が、正解なんです。足りないところは基金から持ってきてくりゃあすぐ終わるんですよ。ですから、今度の当初予算で、はっきりと去年の災害は積み残しのないよう進めてお望むところです。了解いたしますか。

○市長（五位塚剛）

今ここに写真が渡されましたが、これが、この前の16号台風の結果なのか、私もちょっとわかりませんが、担当課長のほうから状況をつかんでいるのでしたらまた予算のことを含めて答弁をさせます。

○耕地課長（小松勇二）

資料を出していただきましたこの写真のガードレールの部分なんですけど、これにつきましては、平成30年度予算のほうで計上させていただいているところでございます。

このガードレール部分は把握をしておりますが、その上のほうの写真はちょっとまだこちらのほうでは把握をしていないところでございます。

○建設課長（新澤津順郎）

申しわけありませんが、この場所を確定することは、私はできないんですが、ただ、今回こういう箇所と言いますか、側溝とか路肩の崩れだとかたくさんありますが、日常的なパトロールで対応していると思いますので、もし、こういう状態で今のままある状態でしたら、早急に対応したいと思います。

○議長（原田賢一郎）

渡辺議員、この状況を全部説明してみてください。

○14番（渡辺利治議員）

わかりました。市長から言われるとが、逆質問になろっかな。

1番、これは市道のちょうど269、岩北郵便局あるいは飯塚原に上がるあの坂の途中、谷口さん家の手前下。大体、道路幅が、これはカウントせんでよかだな。半分ぐらいになって本当危険極まりない。だから、ここを通過して畑仕事に行く方は全て迂回路です。

2番、3番は、これはもう市道の中の側溝の決壊です。4、5、6、7、8につきましては、岩崎の獅子込川、岩北の消防分団詰所から、東に向かって、曾於市斎苑に向かう川沿いの道路があります——副市長はよく、あそこジョギングします

ね——あの途中です。全て、これは、台風16号によって上の山が崩れて、土砂、田んぼの砂、全て取り除き倒木も除いた後、これが本当に復旧作業ですかと目を疑うような、状況です。しかも、ここは、本当通行量が多いんです。だからあえて言いました。

実際ほかの地区も見ているんですけど、他の校区地区に関しては、皆さん方いっぱいいらっしゃいますので、そういうことは、あえて取り上げておりません。ただ、この状況だけはよく頭の中に入れておいてください。そのための財政措置を早くしてくださいということです。

○市長（五位塚剛）

台風16号における市道、農道については、市民からもいろいろ、ここが崩れていますよというあれがありまして、基本的には全部調査をしながらやっておりますけど、それはもう当然、災害の認定を受けてやっております。

災害にかからないものについては、市の単独予算でちゃんとやっておりますので、この場所について、もう一回再度、調査をさせて、どうなっているのかということを引き続き努力をしながら、場合によってはもうガードレールについては30年度予算に検討しているということでございますので、市道についても当面早く修繕できるようにしたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

この場所は明らかに16号災害によるものなんです。そしてまた、市のほうでどういう予算を使ってどのようにしたのか、私は知る由はないんですけど、ただ、復旧した後に状況がこういう段階では本当に市民の命を守る、それがちょっとおかしいような状況でありますので、お願いじゃなくして、これを早急に変えていただきたい。それだけです。変えていただけますか。

○市長（五位塚剛）

基本的は、先ほど言ったように、市民の日常的な生活道路で危険性があるものについては早急に改修をしたいというに思います。

○14番（渡辺利治議員）

各基金が説明されておりましたが、土地改良基金につきましては、平成25年末で13億円ありますよね。それが、28年度末残高で約122万円。多分これは、払うべきものを払った、そういう結果だろうと思っております。多分そうだと思います。ですが、これは、畑かん等に使える特定のやつですけど、これをこのままの状態、基金の状態でおいていったいいものなのか、あるいは、これをまた、積まなきゃならない予測されるのか。だったら、積んでいかなければならない、それが発生しますけど、この観点はどう捉えておりますか。市長。

○市長（五位塚剛）

基金は、目的基金と財調のように自由に積み立てる基金といろいろあります。だから、目的基金の場合は当然目的があって基金を積み立てます。当然その基金がまた事業が延長されておればそれをまた事業の延長がありますので、使わなきゃなりません。この基金の今後の使途については、財政課長のほうから答弁をさせます。

○財政課長（上鶴明人）

今言われました、曾於市の土地改良事業基金のことでございます。取り崩しを平成27年度に行って、今のこの現額になっております。これは先ほど議員が言われたとおり谷川内ダムの直営事業の負担金17億3,300万円ほどの財源として充てたところでございます。

基金は条例によりますと、曾於東部地区及び曾於北部地区の土地改良事業の円滑な推進に必要な財源を確保し、財政の健全な運営にするため、基金を積み立てるとなっております。

そこで、今回、122万6,000円残っておりますけれども、これにつきましては、今後もし、この曾於東部、曾於北部地区の土地改良事業で事業が出てきた場合は、それに応じて積み立てをするなり、そういったものをしていかなければならないのではないかとは思っております。

○14番（渡辺利治議員）

当然、その様な考えがあって、積むべきであろうと思います。何もないとは、これはもう県の負担金等がございますので、国は直轄だからこれは負担はないでしょう。畑かんに関しては、ないですね。だから、県負担金が発生した場合は、やっぱりそれらのものを考えておかにゃいけんでしょ。だから、当然早めに検討すべきだと思います。これは、答弁いいです。

それに関連して、また、いいものはいいもので、21年度より開始しましたまちづくり基金、これらも当然積んでいいと思いますので、これは、そのままよろしいと思います。

あと次に、鳥獣のほうに移ります。

○議長（原田賢一郎）

渡辺議員、休憩しましょう。

○14番（渡辺利治議員）

休憩。水を差して。

○議長（原田賢一郎）

ここで、10分間休憩いたします。

_____・_____・_____

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時18分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き渡辺議員の一般質問を続行いたします。

○14番（渡辺利治議員）

動物社会と人間社会とのかかわりについてのお答えをいただいたわけですが、人間、癒しという形でペットを飼っておられる方が相当おります。もちろん、私も飼っております。そのためには、やはり去勢、避妊、そういうことをちゃんと手術しながら、適正な飼い方と言いましょ、県からの広報の中にも確か入っていたと思いますけど、記憶に新しいと皆さんも思いますけど、やはりこれを野生化を防ぐためのペットでして、飼って、それをまた飼い主がもし、飼えなくなった場合、そうした場合に野生化を防ぐためにはやはりこういう手だても必要なんでしょうけど、奄美のほうではもちろん世界自然遺産の関係もありますけど、そのような手立てをしておりますが、曾於市としては、これ以上の野生化を防ぐ、そのような考え、手だてというのではないのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今の市内で、飼っているペットといいますか、そういうものが、野生化して市民生活にいろんな支障を来しているという、そういうのはちょっと聞いていませんけど、もし、担当課長が聞いていましたら、お答えをさせたいと思います。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

現状を、だから全くわかりませんので、どうしようもありませんので、一応現状を聞いているか答弁させます。

○市民課長（内山和浩）

お答えいたします。

お答えになるかどうかわかりませんが、私どものほうでは、奄美の猫のこともございましたけれども、犬の登録。犬については野犬とかいう形で、このごろは少なくなっているかなあというふうに思います。あと、猫につきましては、大変餌をやる方が多くて、苦情がまいつているような状況でございます。あとの動物につきましては、希少性動物とかいろいろございまして、これにつきましては、いろいろ保護したりとか調査は少しずつやっているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○14番（渡辺利治議員）

犬の場合は、もし、いなくなった場合は、探してあげます。これは、害を加える危険性があるから。猫の場合は、これは、害を加える危険性がないからこれは、有線でも取り扱ってくれておりませんが、やはりこれから先当然ふえていくと思われます。ですから、これに対しての市の考え方はないかということでございます。

○市長（五位塚剛）

まだ、広報は出ておりませんが、1月号の市報で、ペットに関するちょっと特集を組んでいるようでございます。ですから、自分のペットといいますか、犬、猫についてもせっかく生き物ですので、飼われた方は、最後までちゃんと面倒を見ていただきたいというのは、もう市の考え方でありまして、それ以上のことをどうしろということについては、市としては、決めていないところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

当然、飼い主のこれは責務だと思っております。

次に、鳥獣対策の現況の取り組み、これが答えが出ております。しかし、これでは完全とは言えませんよね。答えは納得しますが、対策としてのこれがちょっと生ぬるいような気がいたします。

仮に、わな免許を取らして、これ推進しておりますけど、これを一人30個が限度ですか。わな、多分、わな免許取得、1人30個が限度ですか、これ。まあ、個数はいいんですけど。仮に、わなを10個20個かけたとします。明くる朝当然見に行きます。それがまた大仕事なんですよ。これを今タブレット関係使って、即時にあそことあそのわなにかかっているというのは、これは見れます。ただし、これも誤作動がありまして、入って逃げた場合は、これは入ったととられて送信されますから。これを仮にとったとしても、見に行くと、「わっ、でかいのがかかったな」と行っても、それからが大変なんです。どうします。猟友会に電話します。すぐ来れますか。その方ずうっと農作業ができないんですよ。

だから、わなの補助もいいんですけど、何らかの手だてが必要なんですよ。わなに限らず、箱も同じわななんですけど、猟友会の方々も本当に年々少なくなっていると聞いております。新聞でも出ているように狩りがある。あれも出ておりましたけど、何らかの形で抜本策を見出さなきゃならないと思いますが、本当に市長が1回目に答えた成果が出ているからという答えで本当によろしいのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

現在の取り組みの状況をお伝えいたしました。これで全て解決できるというふうには思っておりません。ですから、徳峰議員の答弁にもいたしましたように、猟友会やら、またいろんな団体の方々といろんな意見を聞きながら、市がやるべき支援は何かあるかということも、今非常に農林振興課のほうでも努力をしております。

特効薬みたいなものがあれば、当然それもやりますけど、それを含めて、今後またさらに検討していきたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

確かに一朝一夕にできる問題ではございませんので、それと、農業者は餌場となる作物残さの処理を啓発しております。これは、やはり、そこに餌があれば当然集まってくる、これは、農業者へだけじゃなくして、一般のごみ、ちり置き場、ステーション、あれなんかとあわせて考えていかなければならないと思いますが、どう考えるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

イノシシについては、やっぱりカンショをとった後の小さな芋類を置いておくとかやはりこれは、イノシシを呼ぶようなものでありますので、それは処置をしてくださいというお願いをしております。

また、今言われるように、市民の生活の中で、生ごみの問題については、カラスやら、タヌキやらいろんな鳥獣が出てきますので、それについても、やっぱり市民の意識の向上という形で早く処理をするかまた網をかぶせるかいろんな方法があると思いますけど、それについても、市民課のほうで啓発はしているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

イノシシ等による被害による営農意欲の低下、これも当然あるんです。田んぼに出てきて稲を食い荒らして寝転がってしまったのは、これは、においが移りついて食用になりませんよね。そして、唐芋だって、もう植えて実のならないうちから片詰めてずうっと掘り起こしていく状況です。当然これも生産意欲がわかないわけですよ。

ある場所に行って私が気づいたのが、二晩、犬を畑に2匹、向うとこっちでつないじょったら、二晩でも、ことしの秋までカライモ終わるまで来なかったです。そういう方法もあるんですけど。これを市に補助せいは、言いませんけど、いろんな知恵等もありますので、十分こういうのは考慮してください。

あと、ジビエのことがちょっと先ほどの質問の中に同僚議員の中あったんですけど、これが、日本ジビエサミットが来年1月25から27日、鹿児島市を中心として、行われるんですけど、先ほど市長答弁がありましたように、ジビエのほうも考えていきたいということでしたけど、これに、市職員の派遣というのは考えておりますか。

○市長（五位塚剛）

ジビエの職員の派遣というのは、まだ考えておりませんが、当然イノシシをとった後の処置について非常に皆さん、困っております。当初、私たちも市内で食肉

加工ができないかということも検討いたしましたけど、阿久根のほうでも、市の持ち出しが毎年5,000万円ということで、多大な費用がかかるようでございますので、何らかの形でできないかということを今検討はしております。

場合によっては、それをふるさと納税にできないかということを含めて検討しておりますので、何らかの強化はしたいなと思っております。

○14番（渡辺利治議員）

全国のサミットですから、当然職員を派遣すべきなんですよ。全国の知恵ある方々が、この新聞にも11月二十何日ですか、27日月曜日の分に「ジビエ普及拡大に期待」として、「県民挙げて鳥獣対策」という見出しで書いてあります。

その中にも全国サミットがあるということで、いろんな先進地から来るわけですから、当然それは、職員を派遣して、勉強させるようにする。その方が得策なんですよ。人から聞くよりも、ここで聞くよりも、そういったのは、どんどん取り入れていただきたいと思います。答弁、いいです。

次に、市道、農道の管理のあり方、これは1回目の答弁で自治会による清掃や草刈り作業等の協力により、市道の環境や景観が維持されている。また今後、これには感謝しており、今後も継続してもらおう。また、農道については、草払い、側溝の泥上げを原則として地元の皆さんにお願いする。これは、今までこうだったんですよ。ただ、今後高齢化する。特に機械も使えなくなる。地域によっては、70歳以上は出役を免除されることもあります。こうした中で、どうしても今までのとおり、市道管理したからといって、助成金をいただくんですけど、そういうお金の問題じゃあないんですよ。人的面を、市はどのように考えておるんですか。

○市長（五位塚剛）

各自治会にお願いしている道路清掃については、基本は今の様なやり方でお願いしたいということで、この間も答弁をしております。ただ、自治会によっては、もう高齢化でできないということと、延長をどうしても「協力はするけど、短くしてもらえんですか」というところもあります。それは、十分にその状況を見て、なるべく軽減できるものは軽減して、そのかわりにシルバーからの対応また建設業社に対する事業の拡大という形で進めていきたいというふうに思っております。

○14番（渡辺利治議員）

この前の全協の中で専決が執行部のほうから説明がありました。その中に何件かはやはり、この清掃作業中の事故とかありました。やはりこれを防ぐにもやはり何らかの手だて、それを地域住民は当然自分たちの地域内はきれいにしようという気持ちは十分あるんです。だからそこを一時でも早く市のほうで、建設業なり、シルバーなりにそれに対応すると、検討すると言われましたんですけど、これを明確に

もう1年1年進んでいるわけですから、当初予算でも、今からでも組んでも遅くはないですよ、その分に関しては、それは、考えないんですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、先ほど言ったように自治会にお願いをしたいというのは、もう変わりません。自治会の方々も、自分たちが利用している道路だから協力したいという気持ちもたくさんありますし、市で全てやるというわけにはいきませんので。

また、今後の状況について、建設課長がちゃんとつかんでいるでしょうから、答弁をさせたいと思います。

○14番（渡辺利治議員）

細かい数字はいいんですよ、これは。何を求めているかということ、やはり地方、山間部に行けば、特にひどいんですよ。のり面はあるは、やぶは上から来ているはと、こっちの下の方もあるはと。

じゃあ、こっちの人だけ我慢せにやいかんということですか。町なかを見てください。草生えていませんよ。だから早く早急な対応が必要なんですよ。その観点から答えをお願いします。

○市長（五位塚剛）

同じ市民で、街部の市民と農村部の市民の方々に対して、そのような道路清掃含めてボランティアの差があるというのは、もうよくわかっております。かと言って、街部の方々に農村部の道路清掃を手伝いしてくださいと、これは、できるものではありません。

ですから、基本的には、そういう声はあるというのはわかっております。ですが、先ほど言ったようにどうしてもできないことについては、ちゃんと市は長さを少なくするとか、かわりにシルバーで対応するとか、いろんな方法は取っているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

これからとりますじゃなくして、とっておるところでございませうという答弁ですけど、実際減っていないんですよ、これが、距離が。減っていないですよ。やっぱり同じなわけです。20年前とは違うんですけどね。人間1年1年、年をとっていきますよ。だから早急な答えが欲しいんですよ。町なかの人を地方部のほうへ行って加勢をせいと誰も求めておりません。

クリーン作戦等については、老若男女誰でも参加できていいんですよ。ただ、こうした重労働になる、道路清掃なんかは非常に大変です。

また、耕地課が抱える農道関係につきましては、これは、当然、受益者が負担という前提になっての舗装工事関係もしておるんですけど、もう、それすらできなく

なっておりますので、そこ辺りを聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

具体的に、どこどこ地域の自治会で距離を何人で、平均年齢で、何キロして、非常に困っているということで、具体的に出てきているところについては、具体的に対応しております。だから、一般的に今言われても、なかなか回答ができないところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

そのような旨、議会広報等使って出させていきます。そうすることによって、当然解消するわけですね。今の答えからいきますと、そうですね。

○市長（五位塚剛）

考え方としては、市道についても、自分の地域の市道の農道の清掃をしていただきたいというお願いであります。それについては、ちゃんと報償金という形でお願いをしております。どうしても、高齢化、また病気の方々、いろんな支障のある方については、市のほうでも十分検討はしたいというに思います。

○14番（渡辺利治議員）

農道に限らず、市道に限らず、マインドロード、これだって同じなんですよ銭の問題ではないんです。もうこれは、多分同じがかえってくると思いますので、もう早急にこれは解決してください。でないと、次、次、次と質問を続けます。次の議会から。

この中で、市長の答えに国の多面的機能支払交付金事業、私の地域でも使っております。本当に助かります。市の持ち出しがその分少ないわけですから。いいんですけど、それすらまたこれもう、人的体制がだんだん弱まってきております。

これを取り入れたくても取り入れない地域もあるんです。これだけ、強調されても困るんです。使っているところは使っていてよいとわかっておりますから。だから、あと公平にこの事業に関係なくやってください。答弁はいいです。

これで、おしまいです。以上で私の質問は終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩	午後	2時39分
再開	午後	2時49分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

今回の第4回定例会の一般質問におきまして、私は2項目に9点の要旨で市長に質問いたします。

まず1項目めの道路行政についてであります。今回は通告7名中4名の議員が道路行政を通告しているようであります。私たち議員は、先般の選挙で市内全域を走り回りました。当然、道路だけでなく、環境や景観についても目にとまりました。そして交通アクセスについても考えました。また、曾於市の経済活動の観点からも考えたところであります。

まず、通告いたしております①であります。曾於市における市道・農道の改修について、未整備や道路に木々、竹等が多く生い茂る道路環境、並びに市外から本市に観光等でいろいろな方面から人々が入っていることを考えますと、少しでも自然の豊かさを保つべきと思いますが、本市が掲げております「豊かな自然の中で、みんながつくる笑顔輝く元気な町」、が基本に据えてあります。曾於市は志布志、都城、霧島の三峰に囲まれている地形であります。まずは①の市道・農道について現状と、今後、優先的にも必要な改修についての見解を求めます。

次に②であります。まず本市の経済活動や、観光の振興を考えますと、都城志布志道路へのアクセスが考えられますが、以前から都城市側に事あるたびに再三、申し入れている件であります。都城市が聞き流しているとした考えられません。市長の意気込み、所見を伺います。

次に③でございますが、本市においては12年前から、旧財部町から引き続いておる施策で、道の美化里親制度があり、道の美化里親ボランティア連絡協議会等がありますが、実態はどうなっているのか、どのような地域が参画して活動しているのか、状況を求めるものであります。あわせて、市長の見解を求めます。

次に④であります。環境や観光振興をかねての曾於市森づくり用桜苗木支給制度は、どのような対応がなされているのか伺うものであります。市長の見解を求めます。

次に集落内の狭隘な生活道路について、火災や災害時における消防車や緊急車両の進入に支障をきたす地域の道路整備についての、市長の見解を求めるものであります。

次に2項目めの、地域コミュニティについてであります。まず①で、我が国は、全国的少子高齢化の波が急激に進んでおり、曾於市におきましても高齢化率は、38%を優に超えてしまいました。地域の活力は目に見えて低下していきます。現状と今後の対応に、市長はどう取り組む考えなのか、見解を求めます。

次に②でございますが、曾於市地域コミュニティ活性化条例は制定されましたが、今年度の取り組みで、職員や集落支援員等の派遣はどうであるのか。推進、啓発の状況について伺います。

次に③であります。推進条例の審議会委員の委嘱について、並びに今日まで審議会は開催されているのか伺って、私、登壇しての1回目の質問を終わります。

(何ごとか言う者あり)

○18番(迫 杉雄議員)

ごめんなさい。以上でいいです。

○市長(五位塚剛)

迫議員の一般質問に対して、お答えしたいと思います。

通告用紙が出ておりますので、とりあえず全部一応回答いたしますので。はい。

道路行政についての①市道・農道の改修、管理、環境、景観等の現状に対する見解について、お答えいたします。

市道・農道の改修については、道路交通の安全確保と生活環境の改善に資することを目的に、地域の実情にあわせた計画的な整備を図っているところでございます。管理については、限られた予算を効果的に使うため、道路施設の損傷が軽微な段階で維持修繕する予防保全型管理への転換による長寿命化を図り、次世代に大きな負担をかけないように心がけているところです。

また自治会による清掃や草刈り作業等の協力により、道路の環境や景観が維持されていることに感謝し、今後も市民の御協力をいただきながら、計画的に道路整備を行ってまいります。

②、都城市への申し出についてお答えいたします。

都城志布志道路の都城梅北インターチェンジから金御岳インターチェンジまでが今回供用開始されますが、アクセスする道路の2路線については、県境区間で都城市が管理する市道です。現況は、幅員狭小で側溝も未整備な状態です。

これまで都城市と協議を重ねてきましたが、都城市からは、都城市にとってアクセスによる経済効果が少なく、都城市民から要望もなく緊急性も小さいとの回答があり、今後の対応については、緩毛原地区の道路は幅員を広げずに舗装の改修を計画し、また、割田地区の道路は用地取得が困難なため、改修せずに維持管理していくとの回答があったところです。

曾於市としては、インターチェンジへのアクセス道路として、市民の通勤・通学等の生活道路として大きな効果のある道路であることから、今後も都城市へ早期整備をお願いしてまいります。

③、道の美化里親制度の状況についてお答えいたします。

道の美化里親ボランティア活動は、市民の住みよい環境づくりの輪を広げることが目的としており、市全体で162団体2,024人の会員が活動に取り組んでおります。現状については、自治会や職場で構成された組織や少人数で活動されている組織などさまざまですが、活動される会員の皆さんは地域に愛着を持ち、道路を利用される方々に心地よい景観を提供されております。

1の④、美しい森づくり用桜苗木での道路からの景観づくりの見解について、お答えいたします。

美しい森づくりの桜苗木については、皆伐あるいは間伐山林の景観保持のために平成20年度から植栽しております。御質問のとおり、道路からの景観づくりには最適だと考えております。

1の⑤、集落内の狭隘な生活道路の整備について、お答えをいたします。

道路は日常生活だけでなく、消防や救急活動などに重要な役割を果たし、より使いやすい道路とする必要があります。道路のうち、都市計画区域内の幅員4m未満の狭隘な道路で、建築基準法の規定により特定行政庁が指定した道路を狭隘道路としております。

この狭隘道路については、整備要綱を施行している市町村は今まで県内にはなく、これまで道路に支障のある構造物の撤去や、用地の取得等に対応できない状況でした。今回、曾於市と県で協議を重ね、次年度から事業を実施するために準備を進めてきたところです。また都市計画区域外の狭隘な道路については、建築制限等の規制はありませんが、生活の利便性、安全性の確保を目的にこれまで農道や集落道として耕地事業等で整備したところです。

地域コミュニティについての①、まちづくりの基本となる地域のまとまり、活性化についての見解について、お答えいたします。

御質問にありますように、まちづくりは各地域で行っている活動を中心に形成されるものであると考えております。また、地域活動の多くが地域に根づく地縁組織である自治会によって実施されていることを考えますと、活気あるまちづくりには、自治会活動の活性化が不可欠であると考えております。

②、地域コミュニティ活性化条例による取り組み、職員等の派遣状況、推進・啓発の状況についてお答えいたします。

まず職員等の体制について説明をいたします。平成29年度から総務課内に施策推進室を設置し、兼務であります2係4人の職員を配置しております。また、集落支援員は、専任2人、兼任3人を任命して、事業の推進を図っております。

本年3月の条例制定時の計画は、平成29年度からの3年間で現状把握を行い、集合住宅等の居住者を含めた、新たな認定コミュニティ組織の設置を目指すことによ

り、自治会加入の促進と地域活性化を図っていくものであります。現状把握については、市内の集合住宅の業者、オーナー、部屋数はおおむね把握しております。

現在の推進状況として、集合住宅居住希望者・予定者に対する推進・啓発対策は都城宅建協会との協定締結を終え、入居相談や手続き時に本市の取り組んでいる施策や地域の紹介を行っていただくことになっております。また現在の集合住宅居住者に対する推進・啓発対策は、末吉地区において集合住宅の所在する自治会長への制度説明会を実施し、一つの集合住宅に対してはオーナーの協力をいただき、入居者説明会を開催したところであります。

市内全域を対象とした推進状況は、自治会長を対象に「自治会運営の手引き」、「自治会加入促進マニュアル」を作成し、各校区単位で説明会を実施している段階にあります。なお未加入者への加入促進としては年内を目指して、郵送により自治会の紹介チラシを配布する予定であります。

御質問の職員集落支援員の派遣状況については、現時点では、これまで述べてきた推進活動を通じて、自治会長やオーナーなどに協力要請などを行っていますが、今後は、個人情報に留意しながら、自治会未加入者に対して直接的に働きかけることも視野に入れております。

③、審議会委員の委嘱及び審議会の開催状況について、お答えいたします。

審議会については、地域コミュニティを総合的かつ計画的に促進するため、地域コミュニティ推進に関する、市の各種施策について調査審議する組織として位置づけております。現在の事業の進捗状況は、現状把握や制度の周知を行っている状況にありますので、現段階で審議会を開催する予定にはないところであります。よって、平成29年度は審議会開催の予算計上、委員委嘱の計画もしていないところであります。なお審議会開催予算は平成30年度に計上し、委嘱を行い、審議会を開催していく予定にしております。

4、コミュニティ活性化推進条例と加入促進補助金や、統合補助金等の活用によるコミュニティ推進と未加入対策の推進・啓発についてお答えいたします。

地域コミュニティの活性化には、地縁組織である自治会活動が基本となりますので、現在実施しております自治会加入促進補助金や自治会統合補助金を活用して、自治会の活力向上を図ることが重要であると認識しております。現在行っております自治会会長説明会においても、自治会への各種補助金を説明しながら推進している状況にあります。

平成30年度は集落支援員を各支所にも配置し、新たな推進方策も検討しながら、さらに地域に密着した推進を図っていこうと考えております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

それでは、続いて2回目からの質問をいたしますが、まず道路行政についての市の取り組み等とあるわけですが、市長の見解をもう1回、聞き出します。

市内の道路を、市道を走りますと、草やら木やら竹が生い茂ってですね、俗にいうトラックやマイクロバス等は本当に通りにくいという場所もありますし、また夏場からの草等、木の葉っぱも雨水溝に流れ込んでおる状況です。このまま冬場になるわけですが、このまま管理的なものがなければ、やっぱり全体が管理が行き届かないというふうに思います。

そこで市長は、そういう市道なり、県道国道はさておいても、そういうところを何力所か現段階で頭に入れておられますか。市長の場合は、恐らく役目柄、乗用車ばかりだから、枝が生い茂っても気がつかれないのじゃないかなという気がするところですが、見解を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市内の市道・農道について、私も市内を公用車で回ったり、また自分の車で回ったり、いろいろいたします。特に台風の後の、竹が倒れたり、いろんなのがありますが、日常的には先ほども言いました、年に1回、2回の地域の人たちの清掃作業と、あと各町ごと市道の管理についても、シルバーを含めたお願いをして管理をしております。また、高所的な植栽が車に邪魔なところについては、その高所伐採も要望のあるところを随時、伐採をして進めているところでございます。

どうしても予算の関係上、一挙に全部できませんけど、市道の改良工事も含めて、ずっとやっているとございます。

○18番（迫 杉雄議員）

ある程度、やっぱり市長という役目柄、市内を満遍なく車で動かれるわけですので、市内の道路の景観等は、十分目に入っていると思います。中には、日ごろ地域住民等が一生懸命、草刈り等もしているところもありますし、そことの格差があるなということを言いたいところです。

まず、道路の環境景観については、最近はポイ捨ての看板、もしくは空き缶、ペットボトルが極力目につかなくなったなど、ここ10年来のことですね。以前にやっぱりこの環境が悪化するまま、どこの町もでしたけど、やはりこのポイ捨てが目にはさわって、旧町時代もそこから道路行政のいろんな環境の対応がなされてきたと思っておりますが、そういうことで、やっぱり今、だんだんよくなってきてるという方向で、市長が捉え方はですよ、どういうふうに捉えるかですね。私はもう今、道路環境もだんだんよくなってきてるということで、以前とすれば、今後それ以上にどうにか対応していかなければいけないというのが、ここに立っての一般質問に

なってるところです。

その道路環境が前よりもよくなりましたよねという考えがあるんだったら、どうしてでしょうかという質問です。答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

市道につきましては、3町均衡的に道路の拡幅工事を含めて行っております。またその予算上、長さをちょっと、少しずつですけど延長しながら進めておりますけど、しかし今、言われるように、市道・農道沿いに、残念ながら空き缶等がかなりまだ捨てられております。地域の方々が空き缶拾いをされているところも、私も見かけますし、どのような方が捨てるのかわかりませんが、非常に残念な思いであります。

いずれにしても、地域の市道・農道の整備については、また努力はしていきたいと思っておりますが、市民の協力も必要だろうというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

何といっても人間が住む地域、市民の地域だから、やっぱり地域はきれいにせにゃいかんという心がけがあれば、その地域は少しでも、さっき言うようにポイ捨て等も空き缶のちりのためもなくなってきたという言い方です。そうするために、やっぱり地域は地域で守らにゃいかんし、自分の家の道路前は自分たちで、昔なら二、三m先までほうきで掃いとったという言葉もあるように、やっぱりその心がけはつくらにゃいかんと思いますが、それにはどうすればいいかなと。この場で道路行政ばかりでできるような問題じゃないと思います。

人間社会には、脚下照顧という言葉があります。足元を整理することだと。やっぱりこの人づくりの教育の一環に、社会の一隅を照らすという人づくりをしてもらえば、今言う地域環境的なものは、今まで以上によくなることだと思ってるわけです。そのような観点から、環境についても、やっぱり景観についても、市長の立場であれば、今後ずっと市長が在任中、先まで見越した目と真理を持ってもらいたいというふうに、今、質問をしておるところです。

それをもとに今後、対応をしてもらうということで、次の質問に入ります。

2番目に通告しておるのが、都城志布志道路へのアクセス道路ですね。これについては今さっき、答弁ありましたが、ここまでは来たわけですね。けど市長は、この答弁の前からこの問題は続いているんだということを認識しているのかなと。私は通告の中に、都城市側に強く申し入れて、再三申し入れてという言葉で通告しましたが、市長も申し入れはしてると思いますが、このさかのぼった過去の、平成七、八年を境に始まっているんです。

だから7年とすると、もう20年以上たっているんです。この歴史がある中で、こ

の問題を再三言うてるということを、今ここで言ってますが、市長がどこまでの認識で、市長につくまで、ついてからの認識、それなりの答弁をまずいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

末吉の深川地域から今町に抜ける割田橋につきましては、私も以前から利用させていただいております。本当になかなか整備が行われない状況であります。

迫議員からいろいろ要望がありまして、これについても市のほうからも、文書を持って都城市にお願いをし、またいろいろ改善をお願いしましたが、先ほどの答弁になったところでございます。

都城の方々は、どちらかというこの道路は余り利用されない状況でありまして、どちらかといいますと、私たち曾於市民が都城に行くときに利用する道路でありまして、そのあたりのことで、非常にうまくいかないのかなというふうに思っておりますけど、引き続き、またお願いをしていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

答弁書の中にも書いてありますが、答弁もされましたが、あの道路を都城市は全然利用価値がないとか、そういうふうに捉えているのか否かを、今、市長に聞いたけど、市長の認識がそこまでだかと思います。

まず1点は緩毛原堺線ですね、あそこは合併前、旧町時代に、末吉のほうで改修すれば、必ずや都城も沿って合わせて改修してくると、時の赤崎建設課長だったかですかね。あの人と話をして、ほうして末吉側は、それはマイクロでも離合できる改修はできてます。だけど急に、都城市に入れば、もう前のままです。はっきり言えば、側溝もついてないですね。

ほして今言う、経済的に都城の利用価値がないということになると、両サイドは都城の下でつくってるんです。あそこはもう緩毛原橋野あたりを、都城の人たちのほうが耕作してるんです。そして一方、269から深川のほうにおりる梅北有里線ですね、これについては先ほどから言うように、歴史があるんです。平成7年から都城、取り組んで、途中で共有地が出てきたということで、計画を一部だけして、あとは共有地をどうしてもできないということで延び延びになって、もう二十数年たってるということで。ここに平成10年その都城の設計図もあるんです。このままずーっとおって、建設課も見てるはずなんです。その中に書いてる文句を、市長の認識を高めるために私ちょっと読み上げますから、ちょっと御静聴をお願いしたいと思います。これに書いてあります。都城のほうのときの道路維持課の大迫副課長とかですね、返事を書いています。

この図面の赤色は、平成7年、岡留初男氏——これは都城住民です——と契約し

て、都城に登記済み。青色は平成8年前の部分、5筆は、深川東山林共有地管理組合代表柚下岩雄と契約。名義人山中貞則であり、都城市に登記済み。あとの部分、有川トシ子氏、契約した都城市は登記済みである。黄色い部分については、山中貞則氏以下15名。16名のことですね、15名の共有分であり、登記上で努力したが、全員の同意までいかず、未契約及び購入を都城市側が断念したとなっています。耕地としては大淀川の旧割田橋のところまでの、先ほど申しました岡留初男購入の分までを五、六十m広げただけです。

それいきさつが平成7年、8年、10年のことですね。これについて時がたって、今やはり総務省の対応も変わってきたわけです。変わってきておりますので、それを、俗にいう認可地縁団体の制度を都城市側に持ってもらくなり、そしてもう一方の橋野の、緩毛原橋野境線ですね、これについては、市長が認識とはちょっと違うと思います。都城志布志間道路についての完全なアクセス道路です。今度、金御岳インターができるなりすれば、あそこは必ず使います。それと今言う、梅北有里線の深川のあの道は、どちらでも使えるわけです。269に上がって、志布志道路のアクセスに使えるわけです。そして経済的にも生きてるんです。

もう一つ、つけ加えて答弁を求めますが、あの狭い道路を通勤等もしくは通学等もありますが、女性のドライバーはあたふたしてますよ、対向車で。おまけに上からは梅北の農家のほうの人たちがトラクターでおりてきますが、は一やっぱり、女性ドライバーは大変です。そういうこと等を十分認識してやってもらわなければ、市長が答えた、この答弁書のある内容だけでは前には進まないと思いますが、まず認識を伺います。

○市長（五位塚剛）

深川の道路については、どうしても登記がなおらなかったということをお聞きました。今後の展望について、課長のほうが交渉をしておりますので、もう一回、緩毛原のほうも含めて、課長の見解を答弁をさせます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは説明いたします。まず今までの経緯について簡潔に申し上げますが、この道路につきましては、都城市と曾於市の市境になるわけでございますが、この土地の隣接する土地につきましては、一部は曾於市、一部は都城市ということで、両市が管理協定を締結して、都城市が管理をする道路といいますか、市道になっているところでございます。

議員が言われました要望につきましては、ことしになってからでございますが、市長から市長への申し出、要望書をお送りいたしまして、ことしの6月に回答をいただいているところでございます。

この回答におきましては、2年ほど前からいろいろな都城市と協議を重ねているわけですが、先ほど市長が申しましたとおり、都城市といたしましては、インターチェンジにアクセスする幹線道路につきましては、既に整備をしてあるという見解であります。御存じのとおり、10号線から橋野のほうに向けましては、通称朝霧道路と言いますが、これについて整備は対応したということになっております。

あわせて、都城市民からは直接的なこういうアクセスする道路ということで、早急な整備をお願いするといったような要望はきてないということで、対応が今のところできないという状況にあるということでございます。

それにおきまして、曾於市といたしましては、今回、先ほども市長が申しましたとおり、インターチェンジが今回開設されますと、通勤・通学道路として、または生活道路として大きな効果を発揮しますので、今後とも都城市に早期整備を求めていくということになります。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今の課長の答弁は、ただ申し入れをただけですね。答えはないというのに等しいですね。もう以前からその答えに対する、俗にいう都城市側に押しच्छゅうのは全然ないわけですね。

そうしたらちょっと視点を変えますが、今、完全な市境を言うてます。それと緩毛原橋野境線の道路を頭に描いてみてください。あそこは曾於市の市道と都城市の市道をまたいでいますね。突き当たりじゃないですもんね。どのような感覚を持っているんですか。道は真っ直ぐ広げないかんとですよ。おいげえはおまげえと背中合わせやからच्छゅうてですね、対応しないच्छゅうのは、都城はどういうことですか。現場見りゃあわかってですがね。一方ほうは末吉町時代に、拡張して、あその幅だけ狭いと何百mははかればいいけど。そういう感覚で、都城が言うような、よほど皆さん方は都城に頭が上がりません。そこまでですよ。

ほいでですね、何で強く言うかと言うと、都城圏域の定住自立圏構想の段階からこの話は出ているのに全然、進捗しなかったわけですよ、わかりますか。都城を中心にして、定住自立圏ですよ。ここもアクセスにつなぐ道路はちゃんと整備するという項目はあったわけですよ。その時点からの話ですよ。ここ二、三年前からの、あなたが課長についてからの話じゃないですよ。

それともう1点ですが、269から梅北有里線に都城側から来れば、末吉に向かえば右に右折しますよね、わかりますか。マインドロードがあつて、右折になりますよね。あそこは、あなたは1回でもいいですから、雨の日に夜、都城市から末吉方

面に走ってみてください。右折するんですよ。どっから右折するのか、道路がわからないはずですよ。意味がわかりますか。その件もあなたに言ったはずだけど、あなたは対応してないですよ。去年でもないみたいだけど。

やっぱり、そういうこと事態も都城市側に、ぴしゃっともの言うべきですよ。あそこに、マインドロードのところに、1本、右折の標識なりですね、夜であれば蛍光的な看板でも都城市側に立ててもらうぐらい言わないかんですよ。わざわざ建設課に予算がありますから立てますというようなことじゃないですよ。そういうこともやはり、ぴしゃっぴしゃっと攻めてなければ、都城が言うには経済的に、もしくはそこは、その都城市の市道は使わないからという、そういう話やないと思います。

必ずやあそこは使うんですよ。桜秀青果も使うし、またさっきから言う市境であるから、車の離合ができないんです。それは、農繁期だけじゃないと思いますよ。トラクターが来れば、それは軽自動車でも一旦停止すると。けど、我々曾於市の末吉側はそうじゃないわけやから。どこにこの話を持っていけばいいですか。末吉の土地であれば、何年もかかって事業によせて拡張すればいいんですよ。都城の道路を改修する手だてはないわけですよ。

そういうことをです。ね課長、今、思い出したかもしれんけど、ちょっと答弁してみてください。

○建設課長（新澤津順郎）

今、議員が言われました標識につきましては、都城市役所のほうには伝えてあります。あともし、都城市が対応できない場合は、曾於市のほうで対応しますということも伝えてあるところでございます。

それから、都城市のその道路改良についてでございますが、先ほども言われましたが、インターチェンジへのアクセス道路としての整備は考えていないということでもございましたが、先ほど市長の答弁の中でもありましたように、道路をそう広げない程度、何と言いますか側溝を整備したり、それから路面の改修をしたりとした、そういう工事につきましては、できるだけ早いうちに対応するという回答をいただいているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

答えが半年や1年で出れという質問ではありません。再三言うての、その標識の問題も曾於市側が立てるのであれば、立てればいいですよ。再三、要望して、都城の土地に我々曾於市の交通何とか対策費どん、使う必要はないです。都城のほうに再三申し入れて、どうしても立てて下さい。都城の土地と、あそこは言うが、やっぱりこの経済的観点やら、通学路の観点やら、もしくはその経済的な観点を再三言

うて、お願いをすればいいですよ。

ただ利用度がないからって、あそこは、梅北有里線のほうは、地元の人、都城市民ですね、梅北の人たちは再三っていうよりも、ぴしゃっと都城市側に伐採をしてくれと要望はしている。私が出してるんじゃないんです。それは都城は聞いているわけです。ただ拡幅については、改修については、先ほどの問題があるところでストップしています。

じゃあ、質問を変えます。市長はやはり、今後のこの取り組みについて、認可地縁団体制度というのをどこまで認識されてるか、私もまだ勉強不足です。けど、再三言うように、都城市側に申し出るわけですので、この線でどういうふうな認識があるか、一つ答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今言われるように、非常に難しい問題もあるようでございますけど、その団体で、今、国が名義の直らないものについて、公共的な事業については、公的な機関で事業ができるというのを、今、法律改正をしようとしておりますので、さらに勉強をして、都城のほうにも再度、強く要請をしていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今、市長の答弁ですが、今のほうがよくなったといえませんが、平成27年には、向こうのいろんな中に書き込まれておるが、もう始まってるとし、その前からこの言葉はあったわけですね。それで、もう1本突っ込んで勉強するとなると、ここにある登記簿は、先ほど言うた山中貞綱はもう明治の人です。そして、貞綱から直ったのが大正の時代で、それが延々と残っているだけのことでありますので、こういう点は、どっかでこのいいアドバイスがあるような気がするんだけど。ただ、今はやりの共有地の名義変更は、造作がかかりますよと。そういう問題じゃないと思います。ぜひ、建設課長も、勉強してください。私はまだ勉強してないから、あなたが私に勉強させてください。

そういうことで、やっぱり私が言いたいのは、都城市側にしてもらうちゅうことですよね。ここでない袖を振れということじゃありませんので。そこんところをちゃんと受け取ってください。都城の市役所まで何度も足を運ばばいいことじゃないかと言いたいところです。

次に移ります。先ほどから言っている美化里親の件ですが、これについて、今、現状は答弁された内容だと思います。けど以前は、合併当時10年前は、この美化里親活動が末吉のほうにも浸透していたと思いますが、最近はこの浸透が見えないと。けど、数字はあらわれていますが。旧財部町はもとより、末吉、大隅あたりでどの地域が、あそこは人的、一生懸命やっているとこのを二、三挙げてみて、聞かせて

みてください。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは説明いたします。先ほど市長が答弁の中で、162団体、2,024名という会員がいるということを説明をいたしました、その構成につきましては、財部が67団体、540名、それから末吉が32団体、542名、大隅が63団体、942名の会員がいらっしゃるところでございます。

この道の美化里親ボランティア協議会につきましては、この3地区の旧町ごとに会を設置してあるわけですが、末吉の中でいきますと、いろいろな団体が頑張っているところにつきましては、道路の伐採等もされているところがあるわけですが、通常の場合、伐採等の保険が対応できないということで、道路上のごみ拾い、それ等を中心に年間を通じてやっていますところでございます。それらの団体の皆さんは、年間を通じていろんな意見交換をしながら、作業をされているところでございます。

先ほど幾つかの団体と言われましたが、ある地区の団体に行きますと、毎月、年間を通じて空き缶拾いなり、草刈りなどをされている箇所もたくさんいらっしゃいますし、マインドロードの清掃作業をされている団体もいらっしゃいますし、答弁の中にもありましたが、その団体の中には1人で清掃作業をされている団体もいらっしゃいますので、この輪が広がっていくように活動を、連絡をとりながら、協議をしながら、話し合いをしながら、進めているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今、課長の答弁をそのまま丸のみしますが、今、答弁の中に、それぞれの地域でやっていると。そして中には1人で、人員1人で道を掃除をしている人がおるんですよ。車の中から見たこっがあっていけばその人だって、この末吉かいわいでも、私が挙げれば四、五人います。ほとんど火ばさみを持って、袋を持っていますよね。

それでつかまえて、毎日御苦労さんですねと、週に何回ぐらやっているんですかと言えば、まあ2回、3回。こういう答えが1人で、いつもそうやっている人に尋ねます。その人やら、今、課長の答弁の中に出るように、一生懸命やっていると、そういう団体を広げていかなければ。先ほどから言う、やっぱりしいづもいという言葉で、最初、合併当時のこの施策が動き出したときは、かなり輪が大きく見えたけど、しいづもいになるということにつながるわけです。

ですから、やっぱり一生懸命やる地域、一生懸命やる人を、何かの形で表彰すればいいんじゃないかっち。これは一つの手だてだと思います。完全なボランティアです。1人でやってる人には、特に純ボランティアですね、どここの里親制度で

やってるところは、それなりの手袋とか、ちり袋っていうのはあるかもしれませんが、そういう方を引っ張り上げて、持ち上げれば、隣りの人もつられて、やっぱりいいことはみんなまねをすると。いいことはみんなしたいんです。そういうふうに広げて努力をすることこそ、道美化の里親になるんじゃないかなという考えです。それはほかの面も一緒です。

ただ、こういう規則条例がありますと。これだけでは曾於市はいつになったら、ほかの志布志、都城、霧島と違った環境がつかれるのかというところです。市長、答弁でいいですが、その人たちを課長が把握しているわけですね。そん中からでも表彰したりする考え、もしくは今後、この運動をまだまだ広げていかにやいかんという考えを、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

ことし、沖縄で全国市長会がありました。その中で、那覇市の市長さんが、那覇のこの美化運動について報告がありました。地域の方々がボランティア組織をつくって、町の中を含めて、また農村部も含めて、道路の整備と花を植えて、美化運動をしているという話がありました。非常に意識の高い組織だなと思っておりました。

今、言われるように、市内でもたくさんの団体がしておりますけど、本当にありがたいと思っております。しかし、昔からすると目に見える形がちょっと少ないのかなという気もいたしておりますので、再度、今、言われるような取り組みについて、私たち行政としても、もうちょっと力を入れた取り組みと、今、言われるような、一定のお礼を含めた表彰ができないか、このことも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

やっぱりボランティアでやってる人は、先ほど言いましたよね、一隅を照らしているんだと、社会の一隅を照らしてるんだと。どこでその人たちに日が当たるのかといったら、じゃあ私はそういうような広報はしてもらわなくてもいいっちゃう言葉がないにしろ、やっぱり一生懸命やっている人には1回でもいいから、広報の1ページに載せるぐらいの手だてをとれば、これこそいいことは人に伝染しなければいけないわけです。

やっぱりそういう考えのもとに、うんにゃあどうかなあじゃなくて、ぜひ上げてもらえばいいと思います。そういうことからやっぱり今後、曾於市の道路行政なら、道路行政を広げていく手だてを考えなければ、先ほどから出てるように、議員も一生懸命、道路は見ています。今回の4人の議員が一生懸命、言うはずですので、やはりこの道路は生活パターンの一番出口です。一つ、そういう観点で、また今後推移を見たいと思います。

あと次が、4番目になるんですが、平成20年からだと思いますけど、美しい森づくり用の桜苗木の支給制度が、10年たてば木も大きくなるわけですが、どのようなぐあいかですね。最初のころは私は委員会等で、あそこに植えられたというのを把握しておりましたが、やっぱりもう10年もたてば、ほかの木も追いついて場所がわからなくなったり、また追跡ができなくなったりという、いろんな角度から考えて、一つその取り組んでいる事業の場所等を、今、答えられるもんだったら、あの地域のあの場所ぐらいは答弁を求めたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。この事業につきましては、平成20年度から取り組んでおまして、平成20年度から25年度までは、年間300本ずつ支給しておるようであります。6年から1,800本、それから26年、27年につきましては、280本、100本、それで28年が60本という形で、今まで2,240本、支給しているようでございます。

地区につきましては、旧町単位で申し上げますと、末吉のほうが高之峯地区、それから南之郷の高岡、平沢津地区、それから新田山地区、それから大隅のほうが月野の川久保地区、神牟礼地区、弥五郎の里公園、それから太田神社等でございます。

財部につきましては、北俣のいわゆるキャンプ場の周辺地域、それから大川原、日光、中谷、そういったところが中心になっているようでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今、課長が答弁された地域は大体わかりますよね、地域的に。せっかくこの制度でやってきて10年ということですが、それを生かすのもやはり道路景観から、もしくは曾於市の観光へのつながりということ等についての見解はどうですか。

○農林振興課長（竹田正博）

この規則につきましては、いわゆる皆伐、間伐をした山林を中心ということになっておりますけれども、一部はやはり景観という形で、通行に支障にならない道路の近くとか、そういったところにも植栽がされているようでございます。

桜というのは、景観上は非常にすばらしい木でございますので、道路からよく見える場所、そういった場所に植栽をしていければ、非常に景観もよくなるのかなというふうな考え方を持っております。

○18番（迫 杉雄議員）

そのようにいろんな形で、我々議会サイドとも議論をしながら、やっぱりそれがまちづくりになるわけですね。強いて言いますと、さっきの美化里親もですが、この森づくりの桜苗もつなげていかないかん。1年でつなげるものは花やけど、やっぱり木やったら10年はかかるわけですので、そういう観点からつなげていくし。

市長、再三、道路かれこれを言っておりますが、2020年は国体が鹿児島だし、本市においても武術太極拳が開催されるわけですね。2020年という、もうかんずっひこないわけですよ。来年のこっじゃれば、しっちゃんばったんしても間に合わんぞというような考えですが、これに向けた道路はやっぱり町の顔だと、先ほどから言う、豊かな自然の中でどうのこうのというのも、道路は町の顔だという観点から、2020年に向けて、やはりちりも落ててないよ、空き缶も捨ててないよと、ある程度管理が届いているよというような感覚で、2020年の10月の何日かですがね、迎える考えはないですか。答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

2020年に向けて、鹿児島県どこの自治体も観光客を呼ぶために、いろんな取り組みが始まるだろうと思っております。曾於市もそれに向けて、今も基本的には弥五郎の里公園も含めて、桜の本当に見れるきれいな公園として整備も進めているし、財部の城山の日光のところも、古木の桜が倒れたりしましたので、新しい桜を植えておりますし、引き続き、できる限りの美化を含めた道路づくりを進めていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

そのように、あしたのことを議論しているわけじゃないですが、やっぱり今後はそういうふうに議論しながら、市政発展につなげてもらいたいと思います。

あと、道路行政についてですね、5番目に通告しておりますが、私がこの通告の中に狭隘な道路と、狭隘な生活道路という言葉が、ちょっとピントが外れたかと、今、手持ちをしておりますが、当然、曾於市、末吉町は田舎です。町の中のことを言っているんじゃないやありません。農村部のことを言っているつもりです。幅員の狭い道路のことを、そこに消防車が行くか、救急車が行くか、いざというときはという観点で。やっぱりそういう、もうどうしてもこう手をつけがならんと、先ほどの有里梅北線と一緒に、手をつけがならんというような場所もあるわけです。そういうところ等をうまく話し合えば、せめて幅員、3m、4mをつなげて、農耕車も通れるようになるという考えですが、そのような生活道路に期待している場所を把握しておられますか。なければ私が言いますけど、あったら教えてください。

○市長（五位塚剛）

この狭隘道路については、市内の民間の中で4m以内の道路のことを言っておりますが、宮迫議員から一般質問もありまして、毎年何人か、これについての要望があるようでございます。ですから、来年度30年度の予算で、具体的な予算措置を進めていきたいというふうに考えております。

○18番（迫 杉雄議員）

一方、進むわけにはありませんけど、やっぱり地方部田舎であれば、町なかと違って、その道は田畑につなぐ道、こうなるとまたほかの事業でもやれるわけですね。先ほど市長が答弁されとりますね、耕地課事業でも整備していきたいという答弁をされていますが、こういう感覚で何でも事業をやるとなると、地元が立ち上がらんことにはなかなか行政のほうが、してやるっちゅうことは難しいわけです。こういう事業でもやりますよということで、地元に立ち上がってもらわんな、またあとの効果がないわけからですね。そういう手だてのことは、理解してもいいです、私のほうは。

○市長（五位塚剛）

今、先ほど答弁いたしましたように、地域住民からこれの相談というのが毎年10件ほどあるようでございます。ですから具体的に、市のほうで土地の買収をして、整備をしていきたいというふうに考えております。

○18番（迫 杉雄議員）

ぜひ、努力ですので、新農総あたりでも事業を使って、地域が経済的にも動ける生活環境をつくってもらいたいと思います。

次に……。休憩。

○議長（原田賢一郎）

はい、休憩します。

ここで、迫議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時58分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

はい、続行します。

今、⑤までできましたけど、あと1点だけ、申し添えたいと思います。

やはりこの道路行政についてですね、一番肝心なことを一つ忘れていました。昨年に七村の上鶴橋が発見されましたが、あれについての取り組み等も、やはり行政が率先して、上を整備して、車が、マイクロでも通れるように、これはもう即、すぐやるかでやらなければいけないということを申し添えておきたいと思います。せっかくのいい観光につながる道路づくりというような観点からですね。

それでは曾於市のコミュニティ活性化条例に入りますが、答弁の中でいろいろ出

ておりますが、端的に自治会の活性化ということで、再三言って、やっとなことしの3月に条例が制定されました。その後の動きというのはまだ1年たっていないからどうのこうの言うわけじゃありませんが、やはり基本的にこのコミュニティ推進であれば、自治会が今479件でしょう。それについて今後の、この条例を生かすために、何かの形で目標を掲げて自治会数を減らす。もしくは、479件の中の三百幾らですかね、30戸未満のこれをどうにかせにゃいかんということで、今日まで取り組んできましたが、やっぱり一歩踏み込むなり、もしくは曾於市民の3万6,000人がですね、これは理解の足らないところだなというふうに考えておりますが、今後この条例で、未加入対策も含まれておりますし、もしくは自治会の件数を減らすと。もしくは統合して、せめて30戸、もしくは50戸というような考えについては、市長はどういう考えを持ちますか。

○市長（五位塚剛）

自治会の統合については非常に歴史がありまして、分離して新しい自治会をつくったところがたくさんあるようでございます。そのような方々についても今、今日、非常に昔と違いまして、少子高齢化になっておりますので、その実情を、やはり各自治会に説明会を始めてるところでございます。

聞くとところによると、若い人がもう2人しかいないから、2人で交代交代で自治会長しているというところも聞きました。またあるところは、60歳以上で、ほとんどもう若い人が毎回自治会長をしなければならないということも聞いております。

また一方では、大隅北校区のところでは、自治会の合併をするための、その話し合いもこの間進んでいるようでございます。基本的には、なるべく地域の方々の意見を尊重しながら、自治会で統合できるところについては、引き続き行政としても支援を含めてして、進めてきたというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

今、市長が答弁されたような内容で、やはり今日まで再三、努力してきたわけです。合併前、合併後も努力してきたけど、ここの条例制定までは行き着いたという感じが私はしております。そこからがまた始まり、スタートということで、今言やったご12月の8日でしたか、北校区の記事が新聞に載りましたが、これはまさに一歩二歩前に出たなと。これが市内いっぱい浸透させられるもんなら、早い時期に、先ほど言いましたように、479件なる自治会の再編統合もできていくと思います。

と申しますと、どうしてももう高齢化で自治会が何戸数、さっきも言いましたけど2人で1戸の自治会もありますが、そういうところでは、もう何もできないわけです。先ほどから言う、道の清掃ボランティア的なこともまずできないし、それをするには、やっぱりこの自治会再編統合ですね。これも推進していかなきゃいけな

いけど、何かの手だてで、集落支援員等で進めるべきだと思います。

そうすることによって、いろんな過去、今までに出てきた、あの自治会はこの自治会ということで、何かこう入会金があるんだと。入会金に10万円というところもあるわけだから、そういうところを一つやっぱり、この自治会再編で準会員なるものを後押ししていけばどうかなと思います。準会員になれば、もう自治会の人たちとコミュニティで行動するわけですので、これにまさるものはないんじゃないかなと思います。その準会員というところをどのように捉えて、今後動けるか。総務課長でも市長でもいいけど、答弁をしてみてください。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。準会員制度ということでございます。今、議員がおっしゃられましたとおり、既存の自治会には歴史がありまして、例えば、公民館建設に要した費用を、入会される場合はその分を数万円とりますよとか、あるところがございます。ですので、このような金額を今の若い人たちが支払うかという、それはなかなか厳しい問題もあるところがございます。というところで、今申されました準会員制度というのは、非常に有効な手段かなというふうに思っております。

今回の条例でも認定コミュニティということで、そういう制度もつくっているわけでございますけれども、例えば道路清掃なり、そういうところの協力をいただくことによって準会員に入っていていただくとか、そういうことを進めるべきではあるというふうに思いますが。また今の段階ではいろいろ調査をしている段階でございますので、これといった方策はまだ定まっておられませんけれども、今後十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

二元代表制の執行部と議会の当局で、ここで議論をするわけですので、しかと受けとめて、先ほどから言うように、すぐやれるものは、すぐやると、ほかの事業もですよ。1年先の予算査定がどうのこうのというよりも、できるものはどんどんやっていかなければ、先ほども出ました、一年一年ちゅう言葉も出ましたが、みんな年をとっていくわけです。そういうことを考えて、やっぱりコミュニティに関しては、そこは大事じゃないかなと思います。

これからこの曾於市が地形的に、若い者が入ってくる、子供たちがふえるという地形は、まず今のところ考えられません。そういう時点から、目指すものははっきり捉えてもらいたいと思います。

そしたら、今度は視点を変えますが、この活性化条例の中身について。答弁では、まだ審議員を決めてないという答弁でしたかね。審議員はまだ決めてないちゅうた

ですね。条例の中で見れば、やっぱりこの第7条については、集合住宅の住民の役割と、そして8条が事業者ですね、9条が議会の役割とありますが、ここをどうやって捉えるかですね。

まだ審議会委員が決まってないというから、私も知らないんだけど、議会はどういうような立場、審議会に議会は余り首を突っ込まないというのがほかの審議会の慣例です。ここ一番というところに、審議会に議会を、審議員として参画させませんか。もしくは議会が拒否するというのはさておいて、どう考えますか。議会が入っていったら、やっぱり議論やら発言やら、市内全体を見ているのは議員だと思いますよ。市長、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

議員の方々につきましては、たくさんの審議会がありますけど、今、余り入っていただいております。議会の役目は当然ながら、地域の代表者でもありまして、また一番市のこと、また地域も詳しいわけですので、そういう意味では、議員の方々が果たす役割というのは、地域において、そういう具体的な集落の合併とかそういうのがあったときに、いろんな意味での協力体制ができるのではないかなと思っております。基本的にはそういう考えでいるところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

まだ15名以内の委員を選定してないということですので、ここでの議論です。できるもんなら、議会も入れるべきだと。ほかの組織とは違う角度で、ほうしてやっぱりオール曾於で、地域のコミュニティをつくり上げていくんだと。議会の議員が一步横に見て、横にそれて、横から口ばかりじゃあ、どうも歯車が回らないという感じもあります。

その中で25条ですね、第25条。審議会の組織ということで、（1）から順番に10名書いてありますが、9番目に書いてあるのは、識見を有する者ですね。当然当てはまると思います。それとその10番が、その他市長が必要と認める者と、この項目はまだ議会にも一緒に、オール曾於でやろうというような言葉なり、空気を投げかけたらどうかと思っておりますが、再度、課長なり市長、答弁を求めます。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。今、申されましたとおり、ここにいろいろ事業者の代表とか、あるいは集合住宅の代表者とか、そういう方々から15人以内ということになっております。ですので、これにつきましては、平成30年度の当初予算に、この審議会委員の予算も計上しようと今、思っているところでございますので、30年度になりましたら、その審議会の委員を委嘱することになりますので、そのときにまた市長等と協議いたしまして、議員の皆様方を入れるかどうかというのを判断したいと

と思いますが、あとは市長の判断にお任せをしたいと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

はい、わかりました。再度、道路行政については、私の通告、質問は、都城市側をお願いする立場と、お願いは何回してもいいんだという考えで、頑張ってもらいたいし、手だてがないんじゃないかと、やはり総務省の対応が変わってきておりますので、総務省の改正があったわけですので、それについて、やっぱりボールは曾於市側から都城に投げてみる必要は十分あると思います。それについて、答弁をもらって終わりたいと思います。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしました、長年の地元からの懸案事項でありますので、最善を尽くして努力したいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は18日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時12分

平成29年第4回曾於市議會定例会

平成29年12月18日

(第5日目)

平成29年第4回曾於市議会定例会会議録（第5号）

平成29年12月18日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

第1 一般質問

通告第5 松ノ下いずみ 議員

通告第6 宮迫 勝 議員

通告第7 岩水 豊 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1 番	重 久 昌 樹	2 番	松ノ下 いずみ	3 番	鈴 木 栄 一
4 番	岩 水 豊	5 番	渕 合 昌 昭	6 番	上 村 龍 生
7 番	宮 迫 勝	8 番	今 鶴 治 信	9 番	九 日 克 典
10 番	伊地知 厚 仁	11 番	土 屋 健 一	12 番	山 田 義 盛
13 番	大川内 富 男	14 番	渡 辺 利 治	15 番	海 野 隆 平
16 番	久 長 登良男	17 番	谷 口 義 則	18 番	迫 杉 雄
19 番	徳 峰 一 成	20 番	原 田 賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 継 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 吉 田 宏 明
専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市	長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副	市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	外 山 直 英
副	市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総	務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	東 山 登	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博	
財部支所長兼地域振興課長	吉 野 実	商 工 観 光 課 長	荒 武 圭 一	
企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一	

財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	桂 原 光 一	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	持 留 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農業委員会事務局長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一		
選挙管理委員会委員長	澤 律 雄		

開議 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配布いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。順次、質問を許可いたします。

通告第5、松ノ下いずみ議員の発言を許可いたします。

○2番（松ノ下いずみ議員）

おはようございます。新人の松ノ下いずみでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先般、行われた曾於市議会議員選挙で、女性の声を、田舎の声を、町の声を施政に届けます、をスローガンに上げ、多くの市民の皆様から温かい御支持をいただき、この市議会に送り込んでいただきました。曾於市初の女性議員として、出会った人々のお願い事や、道路環境や生活環境に関し、一つでも解消できればと活動していきたいと思っています。市政や行政に関して素人の私ですが、今回の定例議会におきまして貴重な質問時間をいただき、ありがとうございます。ふなれな点は御容赦ください。

まず1点目の質問に入りますが、曾於市職員のうち、管理職につかれている女性は何名でしょうか。男女共同参画社会基本法が施行されたのが平成11年6月ですから、20年近くたっており、男女参画、男女雇用機会均等法など、いろいろ言われていますが、現場で生かされているのか。今後、女性を管理職に登用できる状況にあるのか、お伺いいたします。

2点目の質問は空き家に関してですが、今回の選挙中に、主に財部を回り、山間部は当然ですが、町なかまでも空き家が散見し、その状態も倒壊寸前のものから、まだ生活感の残る、空き家か見間違ふようなものまでさまざまでした。私の住む財部北校区には、財部北中学校閉校後にたからべ森の学校ができて5年がたち、曾於市に住みたくなった方も複数いらっしゃいます。現在、たからべ森の学校在生で、曾於市移住希望者がおられるのですが、この方が10月にインターネットで「曾於市空き家バンク」で検索したところ、登録はゼロ。つまり、空き家はあっても、移住したい人がいても、移住希望者のニーズに対応できていない現状が聞こえてきました。一昨日に再度「曾於市空き家バンク」で検索したところ、売り家、借

家ともに1件ずつ掲載されていましたが、まだまだ足りないように思います。現在の取り組み状況と、今後の取り組みについてお伺いいたします。

3点目の①の質問は、道路維持管理、道路標示についてですが、国道・県道・市道どれと言わず、センターライン、交差点内表示等が薄れて、目に余る状況となっています。このうち、事故につながる可能性が非常に高いカーブとか、交差点内、一旦停止表示実施の対策について、お伺いします。

3点目の②の質問ですが、畑かん工事後の道路状況についてです。財部町内において、特に陥没、隆起が目立つのが、県道2号線の大川原の徳石建設事務所より、霧島市側の1カ所と、正部から十文字自治会内を通る路線です。十文字線は市道にもかかわらず、大型車の通り抜け、スピードの出し過ぎの車両が多く、仕切弁、配水弁等のふた部分の陥没、隆起部の振動で、近隣住民の安眠妨害、瓦のずり落ちなど起きています。現状把握、対策をどの程度されているのか、お伺いいたします。

よろしくお願いします。

○市長（五位塚剛）

それでは、松ノ下いずみ議員に対して、お答えしたいと思います。

「1 女性管理職について」の「①現在の人数と今後の登用」についてお答えいたします。

現在の管理職は28人であり、うち1人が女性課長管理職であります。今後の登用につきましてはこれまでと変わりませんが、基本的には管理職としての能力を有する職員であれば、男女を問わず管理職へ登用していくことにしております。

「2 空き家対策について」の「1 空き家に対する現状の取り組みと今後の取り組み」についてお答えいたします。

空き家対策について、取り壊す場合は危険廃屋解体撤去補助金により、取り壊しへの支援を行い、活用については空き家バンク制度を平成28年度に発足させ、登録された空き家を購入、または賃貸借した後に住宅リフォームを行った場合は、住宅リフォーム補助金により空き家の活用を支援しております。しかし、空き家バンクへの登録は、市報やホームページ、自治会等での活用や鹿児島県宅建協会と連携するなどして広報しておりますが、登録数はなかなかふえないところです。

今後も市報等で広報を行うとともに、新たな試みとして、来年5月の固定資産税納付書の発送時に、今回の補正予算でお願いしております「空き家バンク募集チラシ」を同封し、周知を行いたいと考えております。

「3. 道路維持管理標示について」の「①市道・県道のカーブ、交差点等の事故につながる箇所の対策」についてお答えいたします。

交通安全施設には、警察が整備するものと道路管理者である市が道路管理のため

に整備するものがあり、両者が協議の上で交通の安全・円滑の確保を目的として、道路標識や路面標示等を実施しております。特に通学路においては、緊急な対策を必要とする危険箇所は、現地調査を実施し、区画線、外灯などの安全施設を設置するとともに、危険な交差点については、関係者の立ち会い、協議の上で交通事故防止等のための信号、標識、路面標示等の設置を検討しております。

また、見通しの悪い急カーブについては、道路の局部改修工事やカーブミラー設置等で対応しております。

3の「②畑かん工事後の道路の現状」について、お答えいたします。

御質問のありました道路のふぐあいについては承知しております。対策といたしましては、国営事業部分については国営事業が完了していることから、市に管理が移管されておりますので、市道部分については建設課で、農道部分については耕地課で年次的に補修を行ってまいります。また、県営事業部分については、ふぐあい原因を確認の上、県と市で協議し、いずれかにおいて補修を行います。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

では、2回目の質問に入ります。

市の職員数に占める女性職員の割合をお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。現時点で354名の職員がいますが、そのうち男性職員が257名、女性職員が97名ということで、率は27.4%でございます。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

ありがとうございます。それでは、課長に登用するための資格は、課長補佐を24カ月以上の経験が必要だと認識しておりますが、課長補佐として働いておられる女性職員は何名おられ、補佐としてそれぞれの勤務月数をお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。まず課長補佐を24カ月以上しなければならないというのは、ないというふうに認識をいたしております。

課長補佐が今現在、女性が2名いるところでございますが、ちょっと手元に資料がございませんが、1人の課長補佐は、ことし1年目でございます。もう1人が3年目……2年目ですかね、申しわけありません。2年目と認識をいたしております。

以上でございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

ありがとうございます。済いません、私の認識違いもありましたので、申しわけ
ございません。

男女平等とは言われていますが、まだまだ男性社会の中に入っていくわけですか
ら、大変だと思います。家族の理解、職場環境を踏まえ、管理職として働きたい女
性職員がおいでなら、まだまだ登用していったほしいものです。よろしくお願いいたします。

それと2点目の質問に入らせていただきます。空き家に関してですが、今回の選
挙中に、主に財部を回り、済いません、違いました。先の3月議会において、海野
議員が質問されていまし、先日の総括質疑でも出ておりました。曾於市空き家
バンク条例によりますと、空き家への補助は、改装工事額20万円以上に加え、片づ
け費用も含むとなっております。総額の100分の30で、50万円を限度に補助となっ
ており、条例から考えられるのは、空き家の販売を見込まないと、貸家でも改修で
きる投資金額ではないように思われますが、どのようにお考えか、お伺いいたしま
す。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁で、空き家バンクの登録を市民に広報し、その空き家を再利用する
方法で支援をすることにいたしました。

ただ、現状としては、最高50万円ではなかなか全体を改修して、貸家としてでき
る状況ではまだ少ないとは思いますが、まず第一歩として提案したところでござ
います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

市のほうでも空き家解体に関し、補助金を出されていますが、すぐにでも住める
空き家に関しては、補助金を出せる政策が整っていないようですが、状況把握はさ
れておられると思います。曾於市の課題の一つである人口減対策にもつながると思
う、改装の必要のない、比較的新しい空き家は、片づけのみで住める状態のよいの
が各所にあります。

産業廃棄物業者の持つ鉄製の2m²ほどの箱ですが、何を詰め込んでも可能とい
うのもありますし、片づけだけで済む空き家に対しては、この鉄製の箱は処理費が
3万円ほどだということですので、費用補助で片づけ費用のみの補助というのも検
討されてはいかがでしょうか。

売り家、貸家、それぞれ違う対処のやり方はないものか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市内の空き家につきましては、市内の不動産業者の方々が行って、地主さんと連
携されまして貸家を貸してるところもあるようでございます。この間、実際、曾於

市内に空き家がどれくらいあるかという調査をいたしまして、あと地主さんが売ってもいいのか、また貸家として提供してもいいのかということも含めてアンケートをいたしました。

現実としては、いろんな課題があるようですけど、今、言われるような、すぐにも空き家バンクとして登録して貸すことができる条件のある方については、引き続き担当課のほうで交渉しながら進めていきたいというふうに思います。今のその3万円ぐらいの、要するに何でも処分できる、そういうものが現実に対応できるか、そのことも含めて検討はさせていきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

それはよろしくお願いいたします。

現状の空き家バンク制度は、市民に対しての周知が足りないように思いますが、先ほどの答弁で固定資産税納付書の発送にチラシを配るということもおっしゃっていました。これは必ずよくお願いしたいと思います。まだそのほかにもいろいろ周知する方法はあると思いますので、そちらのほうもまた、市のほうでいろいろ考えていただいて、よろしくお願いいたします。

曾於市に移住希望の方でも、地域環境、人間関係など、まずは借家住まいで暮らしていただき、その後、理想に合えば、自宅として購入、永住へとつながっていくものではないでしょうか。市のほうとしても、それはいろいろ考えてらっしゃると思いますけど、購入よりも先に借家を優先的にしていただけるような、そういう制度も考えてはもらえないでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

そのことについて、曾於市でも空き家バンクの登録制度を始めました。また民間の住宅の全国的な会社がありまして、そういう全国的な組織の中で空き家の売買を仲介している雑誌もありまして、曾於市内でも何件か、そういう売買された例があります。

空き家の、この市内の使えるものについては、これは財産でありますので、引き続き担当課を中心として努力してまいりたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

その空き家に対しては、よろしくお願いいたします。

3点目の①の質問に、2回目に入りますけども、私が財部地域の方から聞いていた場所が、初めに県道であります。旧財部高校下の財部ブロック横のカーブがありますが、末吉方面からおりてくる車がセンターラインが見えないために、非常に近回りしてきて、危ない目にあったということを聞きました。

2カ所目は大川原のミツワガラス、きたん市場の下の交差点の交差点道路標示で

ありますが、霧島市側から末吉方面への右折ゾーン表示がほぼ消えている状態で、ここもカーブしたところなので、非常に危険です。先日も接触事故が起きております。予算不足では済ませられない案件だと思います。

私が聞いた範囲の場所ですので、ほかにもたくさんあると思います。道路標示の早期表示を県にお願いしたいのですが、対策をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市内の県道・市道を含めて、ラインが消えているところがあるようでございます。市のほうは計画的にライン引きをしております。県道につきましては、要望があったところについては、県のほうにつないでおりますけど、建設課長のほうからどのような形で進めているかということを答弁をさせます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。県道についての交通安全施設につきましては、毎年、例えば舗道に設置とか、それから舗装が悪いとかいろんなことにつきましては、まとめて、例えば曾於地区の土木協会なり、そういう場でいろいろなことを要望しております。その中で今回、今、言われました区画線等につきましては、年次的に補修をしていただくようにお願いをしているところでございます。

今言われた場所につきましても、財部支所のほうで把握していると思いますので、対応していきたいと思います。また県のほうにもお願いをしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○2番（松ノ下いずみ議員）

大きな事故が起きる前の対処、よろしくお願いいたします。なるべく早くお願いいたします。

次は市道に対してですが、初めに財部温泉横から都城側へ行った川内集落へ向かう道路との水田の中の交差点では「とまれ」の道路標示のみで、標識はありません。道路標示が消えていても、地元車は一旦停止をしていますのでとまりますが、入り込み車は知らずに通過します。それと2カ所目ですが、市道馬水高塚線の高塚近くの交差点で、ここも「とまれ」標識のない道路標示が路面にあるだけの場所です。これもほぼ消えております。

なぜここを取り上げたかと言いますと、T字路交差点なのですが、直線優先ではなく、曲がるほうが優先道路なので、地元民は優先順位を知っておりますが、入り込み車は知りません。このような危ない箇所もありますので、市道への対処についても、なるべく早くお願いしたいと思っておりますが、見てからのことではありますけども、いつごろこれができるか。なるべく早くしていただきたいと思っておりますけど、お伺いいたします。

○建設課長（新澤津順郎）

今、議員の言われました箇所については、早急に調査をして対応したいと思います。

言われました危険な場所につきましては、もちろん財部支所とも協議をして、現地も調査をするわけですが、市内たくさんの危険箇所がまだ残っているところがございます。調査をして、できるだけ早く対応できるように行いたいと思いますが、まず初めに調査をさせていただくということで、御了承いただきたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

お忙しいことと思いますけど、危険な場所たくさんありますので、早く調査して、解消していただきたいと思います。よろしくお願いします。

畑かん工事による道路の凹凸についてですけど、県道2号線の徳石建設より大川原よりの民家近くのマンホールはくぼみ過ぎたのでしょうか。セメントでふたの部分が塗り固めてあり、段差ありの看板が設置してありますが、スピード上げて走る場所ゆえ、民間の振動もひどくなっています。県への連絡と、対処法をよろしく伝えていただければありがたいと思います。

それと、十文字自治会のことなんですけども、十文字自治会の市道は、凹凸が激しく、凹凸はそんなに見た目ひどくはないんですけども、自治会内を通る市道で、すごく広い道路で、大型車の通過が多いところです。乗用車でもスピードの出し過ぎ、深夜の大型トラックなどの運転する車両等の影響で、住民の不満がたまっておられます。今までもいろいろ出てきたとは思いますが、何回も手直しされている箇所もありましたが、振動軽減につながっていないとの声を聞きました。

これからの対処法はどんなされるか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

財部のこの十文字地域の道路については、以前から大型車を含めて、スピードを出して通過する車が多いというのを聞いております。そのために、スピードを落として運転してもらうという、この規制は警察署でないとできませんということがありますので、再度、警察署のほうとも連絡を取り合って、地域住民の方が安心して生活できるように、要望を強めてまいりたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

この十文字地区、沿線に住んでいらっしゃる方が主なんですけども、本当、懇願されまして、私も一時ここいたんですけど、すごい大型車が多くて危ない地域です。本当になるべく早くの改善をしていただければありがたいと思っております。この道路の問題は、畑かん工事にとどまらず、いろいろ問題がありますので、今後

も取り組んでいっていきたいと思います。

短い質問ではございましたけど、市民の皆様の声を届けていっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（原田賢一郎）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前 10 時 29 分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第 6、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○7 番（宮迫 勝議員）

日本共産党の宮迫勝でございます。今回、私は大きく 4 つの点について、質問いたします。

最初は、介護関係について質問いたします。平成30年度は、3年に1度の介護保険料の見直しの年であり、政府は65歳以上の1号被保険者の負担を1%引き上げる方針です。このため曾於市は、介護保険料の値上げがされるのではないかと心配をされています。

今、市民生活は年金生活者を初めとして、厳しい生活環境にあります。共産党議員団は、12月7日に市長、副市長に対し、市民の暮らしを守るために、国保税、介護保険料の値上げは行わないことを強く求める申し入れを行いました。そこで市民の暮らしを守るために、今ある介護保険基金を活用して、介護保険料の負担軽減を求めるものであります。

次に、地域包括支援センターについて、お尋ねいたします。私は、介護だけでなく、高齢者にかかわる困ったことが気軽に相談できるところが地域包括支援センターだと思い、これまでもいろいろなことをお願いしてきました。曾於市では平成30年度からこの地域包括支援センターを直営から社会福祉協議会へ委託されるようですが、地域包括支援センターの役割と職責をどのように考えているのか、伺います。

次に、社会福祉協議会へ委託された場合の、包括支援センターの位置づけを伺います。

大きな2番目に、11月19日に市民にとって身近で大事な市議選が行われ、市民の代表としてここに20名の議員がいるわけであります。私は市議選を顧みて、改善で

きるところがあれば改善して、有権者から託された大事な一票を生かすために質問をいたします。

まず4年前の市議選と比較して、投票率が下がりました。今回の投票率をどのように見ているのか伺います。

2番目として、若い人たちの投票率はどうであったのか。

3番目に、期日前投票の投票率はどうであったのか。

4番目に、期日前投票で障がいのある方について、どのような点に注意しているのか。担当係員には、打ち合わせ等で周知されているのか。

5番目に、知的障がいのある方で、自筆投票ができない場合の取り扱いを説明していただきたい。

6番目に、期日前投票で、巡回投票の市民への周知方法を伺います。

7番目に、体育館での開票の中間発表を、マイクだけでなく紙に書くとか、スクリーンなどで表記してほしいという要望が出されました。改善できないか、伺います。

次に堆肥センターについてお尋ねいたします。畜産農家から、家畜のふんの回収が以前は3カ月に1回ぐらいだったが、最近は6カ月に1回ぐらいになってきて困っているという相談を受けました。原因はどこにあると思うのか、伺いたい。

最後に、セットバックについてお尋ねいたします。幅員4m未満の道路に接して家を新築する際に、道路の中心線から2m後退しなければならないという建築基準法があります。この行為をセットバックといいます。曾於市でもこのセットバックが適用されます。私は平成27年12月議会でこの問題を取り上げましたが、曾於市には要綱がなく、要綱を作成するように指示したい旨の市長答弁がありました。そこで、セットバックの要綱はできたのか。そしていつから実施するのか。

2番目に予算措置はどうするのかをお尋ねいたしまして、1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは宮迫議員の一般質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1、3、4については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の2については、選挙管理委員会委員長に後から答弁をさせます。

「1. 介護関係について」の「①介護保険基金を生かして、介護保険料の負担軽減を求めたい。」にお答えをしたいと思います。

現在、市は2億2,266万円の介護保険基金を保有しております。これらの基金は、平成30年度から第7期計画の財源にする予定です。また制度改正により、第1号被保険者の負担割合が1%上がることにより保険料の決定に直接影響し、1年で約

5千万円、1期3年間では1億5千万円になります。またサービスの給付費は年々増加しておりますが、市民の生活を第一に考え、基金を投入して保険料の大幅な値上げは抑えていきたいと考えております。

2、包括支援センターの役割と職責についてお答えいたします。

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康保持及び生活の安心のために必要な援助を行うことにより、保健や福祉の増進を包括的に支援する役割があります。高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種による包括的及び継続的な支援を行う、地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たす職責があります。

例えば、健康維持や介護予防については保健師、高齢者虐待や権利擁護については社会福祉士、介護予防の計画作成については主任ケアマネジャーが担当し、専門的知識を持った3職種が総合的に支援をいたします。

3、今後の包括支援センターの位置づけを伺いたいについて、お答えをいたします。

これまで以上にスタッフの充実を図り、地域包括ケアシステムなどの施策を更に推進するためのセンターとして位置づけます。そのため、地域包括支援センターは、来年度から社会福祉協議会に運営を委託する予定です。これにより、健康維持や介護予防については保健師、高齢者虐待や権利擁護については社会福祉士、介護予防の計画作成については主任ケアマネジャーが担当し、専門的知識を持った3職種が総合的に支援できるようにいたします。

「3. 堆肥センターについて」の「①原因はどこにあると思うか」についてお答えいたします。

有機センターは、平成11年に有機資源の高度活用施設として操業を開始しております。当初は末吉町有機センターとして設置されましたので、末吉町のみの畜産農家から原料を受け入れていましたが、平成27年度より曾於市全域より搬入するようになり、原料搬入農家がふえたところであります。そこで、原料搬入増に伴う対応策として、発酵速度を上げるために新しい発酵菌を使うとともに、毎月第1と第3の土曜日も操業するようにしたところであります。しかし、それ以上に原料搬入量が多いために、制限せざるを得ない状況であります。今後も有機センターと協議し、少しでも早く原料回収ができるように、製造過程の検証をまいります。

「4. セットバックについて」の「①セットバックの要綱の実施時期」についてお答えいたします。

セットバックについては、先日の迫議員の質問で狹隘道路としてお答えしたところです。狹隘道路とは法律上の定義はありませんが、行政が使用する場合は都市計

画区域内の、主に幅員 4 m 未満の道路で、建築基準法第42条第 2 項の道路を指し、狭隘道路として特定行政庁が指定したものを言います。道路は日常生活だけでなく、消防や救急活動などに重要な役割を果たし、より使いやすい道路とする必要性から、敷地の後退により将来的に幅員 4 m を確保することを前提に、建築基準法上の道路として認められております。この狭隘道路についての整備要綱は、県内で初めての取り組みであり、これまで県と協議を重ね、次年度からの事業実施を計画しているところです。

②、予算措置についてお答えいたします。平成30年度に、狭隘道路整備促進事業として、予算計上を考えております。

あとは、選管の委員長がお答えいたします。

○選挙管理委員会委員長（澤 律雄）

「市議選をかえりみて」の「①今回の投票率をどうみるか」についてお答えいたします。

11月19日に執行されました市議会議員選挙の投票率は63.42%であり、4年前と比較して5.09ポイント下回ったところでございます。国政選挙、地方選挙のいずれの選挙においても特筆すべき争点がある場合を除いて、投票率の低下は全国的な傾向であり、特に若年層の投票率が低いところに、全体の投票率が上がらない要因があると言われております。

本市においても同様の状況でございますが、その原因については一般的には「政治に関心がない」、「投票しても何も変わらない」、「ほかのことに時間を使いたい」などであると言われており、いずれにしましても今年度に連続して執行された3回の選挙の結果をもとに、詳細な分析と検討を行い、今後の投票率アップに向けた取り組みを行っていきたいと考えているところでございます。

②の若者の投票率はどうであったかについてお答えいたします。

今回の市議会議員選挙における各年代別の投票率は、10歳代の投票率は34.42%であり、20歳代の投票率は36.11%、30歳代の投票率は45.75%、40歳代の投票率は55.15%、50歳代の投票率は67.82%、60歳代の投票率は77.38%、70歳代の投票率は81.89%、80歳以上の投票率は55.90%でありました。

この結果を見ましても30歳代までの投票率が50%を割っており、若年層の投票率の低さが、全体の投票率に大きな影響を与えたものと考えております。

③の期日前の投票率はどうであったかについて、お答えしたいと思います。

今回の市議会議員選挙における期日前投票者数は7,858人であり、有権者数の24.72%、投票者総数の38.98%を占めたところであります。前回の市議会議員選挙における期日前投票者数は6,230人であり、有権者数の18.69%、投票者総数の

27.29%であったことから、年々、期日前投票制度が有権者に浸透してきていると考えておるところでございます。

④の期日前投票で障がいのある方についての注意点、担当係員の打ち合わせについてお答えいたします。

障がいのある有権者が期日前投票に来られた際には、本人あるいは随行者からの申し出により、選挙管理委員会書記が介助という形で援助を行っております。注意している点としましては、障がいのある方でも自力で投票をされる方もいらっしゃいますので、本人の意思を十分に尊重することを心がけておるところでございます。また介助の際には、選挙人の投票の秘密保持に細心の注意を払っているところでもあります。

なお、介助に携わる各支所の選挙管理委員会書記については、選挙前に集まり、制度の再確認と介助方法などについて打ち合わせを行い、共通理解を図っております。

それから⑤の障がいのある方で自筆投票ができない場合の取り扱いについてお答えいたします。

投票において心身障がいなどのために、自筆で投票用紙に候補者の氏名等を書くことができない方につきましては、公職選挙法第48条に基づく代理投票の制度が認められております。本人からの代理投票の申請があった際には、代理投票に該当する事由があるかどうか投票管理者が決定し、代理投票の事由があると認められたときは、投票立会人の意見を聞いて、選挙人の投票を補助する者を2人選任いたします。選任された補助者の1人に、選挙人の指示する候補者の氏名を記載させ、ほかの1人に立ち合わせなければなりません。選挙人の投票を補助する者については、選挙人の投票内容に直接触れることから、手続には相当の厳格性が求められておるところでございます。

御質問にあります知的障がい者の対応であります。知的障がいの有無につきましては、本人等からの申告がないことから、職員においては判断できないところでございます。よって本人が自筆投票できない場合は、先ほど申し上げました代理投票手続により投票していただいているところでございます。

⑥の期日前投票での巡回投票の市民への周知方法は、についてお答えいたします。

投票所再編に伴う支援措置として、平成27年7月の参議院選挙から投票所でなくなった15地区において、移動式期日前投票を実施しておるところでございます。

今回の市議会議員選挙においても、告示後2日間かけて1カ所につきそれぞれ1時間開設しております。市民への周知方法でございますが、この移動式期日前投票は、投票所再編により他の投票所と統合され、廃止となった投票所に開設してお

り、該当する地区への投票日や投票時間の周知方法は、自治会加入者に対しては自治会使送便により全戸配布を行い、自治会未加入者に対しては個別に郵送をしています。当該地区の選挙人しか投票ができないことから、混乱を避けるために、FM放送や市報などでは広報していないところでございます。

それから、⑦の開票中間発表の表記についてお答えいたします。

市議会議員選挙における開票中間発表につきましては、開票所内でのプロジェクターによる映写を行い、掲示を行っているところでございます。しかしながら、掲示場所が体育館入口の報道関係者席前の1カ所であり、観覧者の多くが見ていらっしゃる場所からは見えにくかったと思っておるところでございます。今後、開票状況が速やかに観覧者に周知されるよう、中間発表のあり方を工夫・検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

ここで、宮迫勝議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、宮迫勝議員の一般質問を続行いたします。

○7番（宮迫 勝議員）

それでは2回目の質問に入ります。

今、答弁で介護保険基金を2億2,266万円保有しているとありました。この約2億2,000万円の原資、これはどういうものなのか。この6期までの介護保険の事業をする中で積み上げてきたものなのか、この確認を求めます。

○介護福祉課長（小園正幸）

それではお答えいたします。この基金につきましては、介護保険制度が始まって以来の中で、余剰金が出てきた分を積み上げているものでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

その基金を投入して、保険料の大幅な値上げは抑えていきたい、こういう答弁がありました。

では、基金を投入しない場合の1月の保険料は幾らなのか、もし試算ができていたらお答えください。

○介護福祉課長（小園正幸）

あくまでも現時点で、今で申し上げますと、基金を投入することによりまして1人当たり月額520円、年間で6,240円。1期3年では1万8,720円の基金で賄う部分がございますので、月額でいきますと、基準額で520円は安くできるという形になります。今の中で、5,816円が今、基準額でございますので、これに基金を投入することによりまして520円は安くなると。値上がりする部分がありますと、その部分より少し上がるという、520円引いても、なおかつ出てくる部分ということになります。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

今、基金から毎年7,500万円投入した場合の1月の保険料、約520円当たり減額になるんですね。

（「はい」と言う者あり）

○7番（宮迫 勝議員）

安くなるんだけど、この1月の保険料というのは、これは数字が出てますか。

○介護福祉課長（小園正幸）

試算では月額で、この520円を引いて月額で150円台、158円ぐらいの値上がりが出てくるのではないかと思います。現在5,816円ですが、5,974円に基準額で。低所得者の場合は1月66円の増のお願いを、試算では出ております。年間で800円ということになります。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

現在より年間で約1,800円負担増になる、こういう数字でよろしいでしょうか。

○介護福祉課長（小園正幸）

1,900円になります。基準額で。はい。

○7番（宮迫 勝議員）

北海道のある自治体では、国保並みに一般会計からの繰り入れをして、介護保険料の値上げを抑えようという動きもあるようでした。曾於市では今までこういうことはしてないんですけども、国保並みに据え置くことが可能かどうか。そして据え置く場合に、あと幾らぐらいの財源が必要となるか、もし試算があったらお答えください。

○介護福祉課長（小園正幸）

お答えいたします。まず国保並みの一般財源投入というふうな考えもあるんですけども、一応、国・県の指導では、一般財源の投入は保険料を安くするための投入は避けなさいという指導がありまして、大体ほかの市町村も保険料と国・県の補助

金で賄っているところでございます。

あと、保険料の増でございますけども、あと幾らあれば保険料が上がらなくて済むのかということでございますが、介護保険の給付につきましては、最大限の給付が低サービス低下のためにしないように、最大限の給付を、大体マックスとして、それにある程度全部マックスじゃないんですが、見合った歳出を見ております。

歳入の場合は、最小の収入、国・県の最小の収入、大体を見ております。ですので、その差額というのは当然出てくるんですけども、予算を立てる上で歳入の裏づけというものがどうしても必要になります。その裏づけの中で、2億2,266万円全ての基金を投入いたしまして計算をしているところでございます。

なので、あと給付費用でいきますと、2,000万円ぐらいの収入がありますと、値上げのところまではカバーできるのではないかなというふうには考えております。ただし、予算ベースでございますので、決算になると不用額が出るということで、その分が不用額が残る場合もありますけども、それはまた次の、来年の、再来年のという形で、その財源になっていきますので、ひいては第8期の財源ということで計画を立てるときの財源になりますので、大きな増につながらないための、また一つの手だてということで考えております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

平成30年度から毎年7,500万円の基金を投入した場合、次の3年後、8期、9期のこの介護保険料の会計は、徳峰議員の質問のときも一応出ましたけども、会計は大丈夫なのか。この基金を全部、今回使い、3年間で使い切ったときに、3年後、6年後の会計は大丈夫か。ここの答弁を求めます。

○介護福祉課長（小園正幸）

お答えいたします。今、申し上げましたように、予算として成り立つのは7,500万円、7,500万円、7,000万円全ての基金を投入していくわけでございます。ただし決算ベースになりますと、その不用額が出ますので、その不用額というのもある程度は見込んでいるところでございます。それを投入することによりまして、不用額がまた翌年の繰越金という形でいくことによりまして、8期のときにそれをまた財源にできるということになります。

もし、これを全部使って、もう本当に全部サービスがそれだけいきまして、おてぱらになりますと、8期のときにかなりの大幅な値上げというのが出てまいりますので、それを避けるためには、予算上は今、均衡をとるための部分、そして決算では少し繰越金が残りますと、その繰越金をまた第8期のほうに充てていきまして、大幅な値上げにならないような仕組みというふうになっているところが介護保険制

度でございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

詳しくは3月議会での条例改正もしくは予算提案があるから、そこで詳しく、委員会も含めて審議していきたいと思います。

次に、地域包括支援センターについてお尋ねします。私は地域包括支援センターを直営、すなわち市の職員が担当することで居宅介護支援事業者のケアマネジャー、こういう人たちから市の職員の方と一緒にやるのが、このこと自体がメリットであるという意見をいただきました。それはなぜかという、バックアップ体制がとれて、措置入院とかいろんなことを含めて、迅速に対応してもらって、利用者も、そして居宅介護支援事業者の働く人たちも安心していただけるという意見でした。そして都城市や日南市の関係者からも、曾於市は直営でいいよねという、お褒めの言葉をいただいているところがありました。今回、30年度から社会福祉協議会へ委託する最大のメリット、これは何なのか、これをちょっとお答えください。

○介護福祉課長（小園正幸）

お答えいたします。委託によります最大のメリット、これは最初の市長の答弁にもございました、包括支援センターは包括的な支援、継続的な支援ということで、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、こういう専門職の方々が必要というふううたわれているところでございます。うちの場合は、保健師が今配置されておりますが、保健師、福祉を経験した保健師という形で、運用の中でできるということで配置をしておりますが、曾於市の人口、第1号被保険者の人口の割合から見て、そういう3職種の保健師が3名ずつ、一応9名が適当な数ということでございます。

県の指導監査なんかによりますと、もう少し人数をふやしてくださいということで、人数が足りないということでもあります。これで、委託をすることによりまして、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3人ずつを確保できるということで、さらに住民サービスの向上が図られるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

今の地域包括支援センターの担当は、社会福祉士がいない、こういう方を今回新たに配置をする、このことによってサービスが向上する、こういう理解でよろしいでしょうか。

○介護福祉課長（小園正幸）

そのとおりでございます。3職種の専門職により、総合的な支援をということでございます。

○7 番（宮迫 勝議員）

社協に委託した場合に、利用者、そして居宅介護支援事業者の方も含めて安心して相談ができる、こういうシステムをぜひ続けていってほしいと思いますし、身近で相談しやすい包括支援センター、これにしてほしいんです。やっぱり敷居が高いというのかな、それから場所が今、そお生きいき健康センターにあり、なかなか自分たちの目に触れません。やっぱりここも改善するところがあるんじゃないかなと思うんだけど、この点はどうなんですか。

○介護福祉課長（小園正幸）

お答えいたします。身近なセンターということでございます。当然、住民の方々、いろんな事業者の方々にとって身近な存在でなければ、サービスの向上にはつながりません。ということで、市と社会福祉協議会、委託はいたしますが、連携と協働という形になります。運営につきましては、委託という形になりますけども、その他の業務、保険者としてやらなければいけない業務というのは、さらに保険者機能を強化して、介護福祉課のほうでまた増員なりをお願いいたしまして、対応をしていくという形になります。つまり、丸投げにはならないということで、御理解をしていただければというふうに考えております。

あと、身近な存在でなければやっぱりいけないということで、以前から老人福祉法による在宅介護支援センターというものがあります。これも委託しておりますが、この在宅介護支援センターも、末吉は公民館、財部は中央公民館、大隅は大隅支所というふうに在宅介護支援センターを、この包括支援センターの連携機関という形で委託をしております。なので、生きいきまで行けない方はそれぞれの支所のほうに行っていただいて、支所のほうの介護関係係、またはそういう専門、そこにもいろんな介護福祉士や社会福祉士などの専門職を配置しておりますので、そこで相談をしていただく。そしてその相談が、地域ケア会議の中で、包括支援センター、市一体となったケースワークの検討会を行います。そのところで、また上がってまいりますので、そういう身近な存在として、なおかつできるというふうに考えております。

以上です。

○7 番（宮迫 勝議員）

今、丸っきり丸投げではないんだという答弁でありました。ということは、若干この市の職員もかわりを持つ仕組みになっているのか、確認を求めます。

○介護福祉課長（小園正幸）

お答えいたします。まず保健師につきましては、センターに残って全てやるわけじゃなくて、今までのノウハウをまた指導していきながら、保健師は2人は残す予

定でございます。そして介護福祉課にも包括センターの関連する人間を配置をお願いするということですので、さらに充実させていく計画でございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

ここで働く人たちの給料の面とか、こういうことに関してやっぱり働きがいのある、生活できる範囲での賃金保障、こういうのは議論はされているんですか。

○介護福祉課長（小園正幸）

議論をしております。今、社会福祉協議会で働いている方はそのまま、その給料が下がるとかそういうことがないようになっております。そしてそのほかに、ケアマネジャー等たくさんありますけども、その方々も身分保障につきましては、今までから下がることのないようにしているところでございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

次に、市議選を顧みてに入ります。今回の投票率が4年前と比較して5.09ポイント下回ったと、自分たちも実際この市議選終わってて、若干そういうのは感じましたけど、実際数字で見ると約1,000人ぐらいが投票に行っていないのかなという思いであります。

一般的には、市長選挙、それから総選挙、今度は市議選と、3回やったためにちょっと選挙疲れがあったのかなというのもありますけども、やっぱりこの選挙に関心を持ってもらうということに関して、市民の方から、この投票率アップと直接関係があるのかどうかわかりませんが、市議選と市長選を同日にという声も聞きました。

これについては、この選管長、もしくは総務課長あたりにはこういう市民からの声というのはなかったのか。

○選挙管理委員会委員長（澤 律雄）

ただいまの件につきましては、今回の場合につきましては、そういう声は届いていないところでございますが、以前、この本会議場におきまして八木議員ですかね、のほうからこの同時選挙は、というような形で質問を受けたことがございまして、議会の自主解散ですかね、そこらあたりでそういうことになれば可能であるというような答弁をしたような記憶を持っておるところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

私も余り先走って、これをして、これをしなさいというわけじゃなくて、ぜひこれを聞いてくれという意見があったんで、この声を紹介したところでした。

若い方の投票率が低いという結果ですね。やっぱり自分も反省しながら、若い人

たちが共感できる政策が示せなかったんじゃないかと思っています。これは私たち候補者自身が、やっぱり高齢者はもとより、若い人たちに対しても訴えていく政策、これをもう少し研究する必要があるんじゃないかなと思ったところです。

そして、次の4番と5番の期日前投票のことについて、障がいのある方のことについて伺います。この選挙の期日前投票に知的障がいのある息子さん、50歳代ですね、お母さんが80歳代で、ちょっと車もないから、送ってもらえないかという電話があり、役所まで行って車椅子の手配をして、期日前投票を行いました。

そこで1つだけ先に確認したいけど、このときに、この障がいのある方がメモなり、そして選挙用のはがきを出しますから、それを持ってこの人を投票したいんだけどという意味が示せれば、それは代理の方が代理投票ができるかどうか、これの確認。難しければ、総務課長お答えください。

○選挙管理委員会委員長（澤 律雄）

本人の意思、みずから候補者の氏名を書くというのが原則でございまして、それができない場合に、代理投票と、代筆投票とも言われておるところでございしますが、とにかく代理投票の場合は、本人の意思が確認できることが前提でございしますので、それが確認できるようであれば、何も差し支えないと考えておるところでございします。

○7番（宮迫 勝議員）

知的障がいがあって、普通のお母さんたちとの会話では普通に話ができるんだけど、こういうなれないところに行った場合にパニック状態になる。そして車椅子を押されて、誰に投票しますか、指してください。本人は手にメモを持っていたんだけど、パニックになってそれが出せなかったと。もしこのときにパニックでなくて、メモなり、それからのはがきを出して意思表示をした場合、それを意思表示とみて、代理投票ができるかどうか。これの確認です。総務課長でもいいですよ。

○選挙管理委員会委員長（澤 律雄）

今までの事例で見えておりますと、そういう方もいらっしゃいました。とにかくそういうものを持ってきて、この方をということで意思表示ができれば、投票としては成立するのかなと考えておるところでございします。

○7番（宮迫 勝議員）

もう一つ改善点がありまして、お母さんとこの知的障がいのある息子さんは、2人では会話ができて、意思の疎通ができるんだけど、ほかの人、なれないところに行くとうまく意思の疎通ができない。たまたまこのときは、運転していた人が車椅子を押してたもんだから、お母さんが受付でこの理由なんかを書いていたと。そのときに係員の人が車椅子を押して誰にしますかと、指してください。22名の中か

ら、とてもじゃないけど、できないわけですね。

やっぱりこういうときには、お母さんと一緒に、お母さんが車椅子を押して、補助ができるのかどうか、これの確認を求めます。

○選挙管理委員会委員長（澤 律雄）

そういう付き添い者ですかね、そういう方が投票所に入れるかというようなことでございますが、原則として代理投票をする場合は、投票場内におきましては選管の事務従事者、その2人で一応介助すると、手助けをすると、そういう形になっておりまして、付き添い者につきましては、投票場内には入れないと、そういうことで理解をしていただければ。

ですから、先ほども申しましたように、投票に、選挙人の意思ですかね、それがはっきりするような形で投票場においでいただければと思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

規則というか、わかるんですね。幾らお母さんでも、補助的なことはできないと。一緒に行った人もちょっと考えて、受付でちゃんとお母さんを先にしてこうすればよかったのかなという反省も聞きましたけども、やっぱりこういう方、これからも多分出てくるんじゃないかなと思うんです。

私たちはこの選挙の開票立ち会いなんかで疑問票のときの原則は、この人が誰に投票したいのか、それを優先して、その1票を生かすことだという立場でずっと臨んできました。だからこの投票行為も、この障がいがあるなしにかかわらず、有権者としての貴重な1票を託すわけだから、その辺は今回のこの事例を教訓として、できるところは改善して、お母さんが一緒に行くとかじゃなくて、受付の段階でちゃんと理解を求めるとか、そういうのがあってもいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（澤 律雄）

今回の市議選につきましては、かねて投票に来られない、そういう方も多分来られるだろうと、そういう想定のもとで、まず投票所の入り口ですかね、そこでしっかりと事務職員のほうで、どのような介助が必要なのかしっかり確認していただいて、自分で書けるか、あるいは立って書けるのか。そういう、どういう形で介助できるか、しっかり確認してもらった上で、投票をしていただくということで、職員には指示をしておったところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

これからは選挙いっぱいあるわけですので、今おっしゃった対応をこれからも続けていって、こういう障がいのあるなしにかかわらず、有権者の1票を生かす立場で業務に取り組んでいっていただきたいと思います。

次に、巡回投票について、お尋ねいたします。巡回投票は、投票所が廃止になったところで、約1時間程度の巡回投票をするわけですが、巡回投票ではないんですけども、投票所が遠いために車も手配できずに、ちょっと行くのが面倒になったという高齢者の方の話も聞きました。

そこで質問なんですけども、再編になって投票所が廃止になったところでなくても、この巡回投票は考えられないのか。この点についてお伺いします。

○選挙管理委員会委員長（澤 律雄）

この投票所の再編につきましては、議会の全協あたりでもよく説明申し上げてきたところでございまして、その中で交通弱者、廃止されるところの交通弱者ですかね、そういう配慮をというような質問もいただきまして、先進事例を検証しながら、この移動式の投票所ということで、導入したところでございまして、今のところはこの廃止したところにつきましては、この移動式のほうで十分対応できているのかなど。そのような形で考えておるところでございします。

○7番（宮迫 勝議員）

私なんかが、選挙が4年回ったのが25年の11月でしたんで、26年3月の全員協議会で曾於市の投票区再編の、この資料をいただいたわけですね。そのときはまだピンとこなかったんですけども、実際、この間の市長選、それから総選挙、市議選と続けて選挙があったときに、こういう影響が出てくるのかというのがよくわかりました。

このときの坂口議員の一般質問で選管長に、ぜひ先進地のほうへ行って、検証をしてくださいという質問でありました。そのときの前の総務課長は大窪課長で、県内よりも県外へ、予算を組んでも、補正を組んでもそういう先進地のいいところを、ぜひ研修してほしいということでした。私もあの坂口議員の一般質問を思い出しながら考えたのが、その廃止になったところだけじゃなくても、交通弱者に対する、そういう巡回投票はできないのかどうか。これもぜひ調査研究をしてほしいんですけども。もし、選管長が自分で予算を組めないんで、総務課長もここにいるわけですから、そういう立場での答弁をちょっと求めたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。今、おっしゃられましたとおり、15カ所以外につきましては、巡回の移動式の期日前投票というのは行っていないところでございます。

ただし、この移動式投票というのは、その車で回っていくわけですが、それぞれの1カ所に1つの投票箱を設けます。さらに投票管理者と投票立会人、そして事務、我々職員もついて、ずっと回っていく形になります。例えば市議選、市長選の場合は、7日間でございますので、通常は月曜日から期日前投票始まりますが、火曜日、

水曜日あたりでこの15カ所を巡回しているということになります。

これが例えば50カ所、60カ所できるかといいますと、時間的にもなかなかできないところがありますし、もう一つは、その15カ所の投票所に行ったときに、その方が投票してるかしてないかを、システム等で市のほうに、市役所のほうに電話をして、期日前を実際にしてないのかどうか。全ての人をそれに当たる必要性もございしますので、やはりその二重投票を防ぐとか、そういうような立場から考えますと、その関係はちょっと難しいのではないかと。別な方法もまたいろいろと検討していきたいなというふうに思っているところです。

以上でございます。

○7番（宮迫 勝議員）

システムのちょっと難しいのかなというようなのは、私も感じてましたけども、でもそういう交通弱者の方が投票に行けるような考え、やっぱりこれも考える必要があるんじゃないのかなと。投票率アップに向けての、そういう研究も必要だなと思っておりますので、これは引き続き研究をお願いしたいと思っております。

ちなみに紹介しますと、この投票所が廃止になったところでの巡回、これは高齢者の方に非常に好評でありまして、遠くの小学校の投票所まで行かなくて済むということで、非常に評判がいいんですね。これはやっぱり今まで以上に周知方を図って、広めていってほしいなと思っています。

それから開票中の改善ですけども、そういえば入り口にありましたね、スクリーンが。私は今回、ここに、体育館にいた方がマイクだけしかなかったんで、ちょっと聞きづらかったというのを聞いたときに、そうだね、スクリーンもしくは紙に書いてやればいいよね、ということで取り上げたんですけども、やっぱりこれも選挙に興味があって、関心があるから体育館まで行くわけですから、今言われたこれをぜひ検討して、改善してください。

次は堆肥センターについてお伺いします。これ有機センターなんですけども、ちょっと私が、名称を間違いましたけども、やっぱりクリーンセンターと一緒に、末吉町の農家の方を対象にして最初につくった施設だなと、このことを、やっぱり農家の方も言っていました。やっぱり搬入量がふえたから、時間かかるんだろうねというのも理解してましたけども、このクリーンセンターは改修をしながら燃やせる量を、トン数をふやしていくという、こういう改善をやりますけども、有機センターについては、ちょっと規模を拡大するとか、そういう計画はないのか、この点をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

末吉町の有機センターについては、この間、原料の搬入は非常にふえてきており

ます。また非常に老朽化もしております。ちゃんと計画的に修繕をしておりますけど、全体を見直して増設するということについては、今しておりませんが、場合によっては、一次発酵の堆肥をストック場所を別に設けて、やはり搬入をふやして一次発酵のものを農家に安く提供はできないかということも、今、検討はしているところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

農家の方は、なかなかそういうところが見えてないんですね。だから今回、今、答弁であった一次発酵の問題とか、それから今まで以上に第1と第3土曜日も操業しながら頑張ってたよということを、チラシか何かつくって農家の方にお知らせするのも一つの手じゃないかと思うんだけど、畜産課長どうでしょうか。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。ただいまありましたとおり、平成27年度より曾於一円、財部、大隅分まで搬入していると、受け入れしているというようなことで、ただいま非常に農家さんのほうに御迷惑をかけておりまして、農家のほうからも我々にもそういう苦情等も来ているところでございますけれども、農家のほうには理解をいただくための説明は行っているところでございます。

ただいま御指摘のありました、そのような実態、そういうものを丁寧に農家さんのほうへは通知とかお知らせ、そういうものも今後、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

まず農家の方の理解を得る、このことも大事じゃないかなと思いますので、ぜひその点は取り組んでください。

次にセットバックについて、お尋ねいたします。整備要綱が次年度からは事業実施を計画しているところだとあるから、建設課長、もう要綱はもうでき上がった、それともまだ手を加えるところがあるのか、これの確認を求めます。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。要綱については、素案はできているところでございますが、今庁舎内で検討をしているところでございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

でも平成30年度からは、もうこの要綱を確立して実施をしたい、こういうふうで理解していいですか。

○建設課長（新澤津順郎）

30年度の当初予算のほうにお願いするということで、市長ヒアリングなんかも受けてるところでございますので、一応、今からですがお願いをしていくということになります。

○7番（宮迫 勝議員）

私が平成27年の12月議会で取り上げたあの事案についても、この要綱が使えるのかどうか、その確認です。

○建設課長（新澤津順郎）

議員が以前、相談といいますか、件につきましては、このセットバックにつきましては、遡及をするといいますか、そういうことはもちろんしないわけですが、改めて本人といいますか、地権者といいますか、のほうから改めてもう1回申請をしていただいて、対処していくということになります。

○7番（宮迫 勝議員）

じゃあセットバックで後退した部分について、市民の方からこれについて、市のほうに提供したいという申し出があればこの手続をとる、こういうことでいいですか。

○建設課長（新澤津順郎）

はい、そのとおりでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

ぜひ、この事業はこれからも出てくると思うので、3月の当初予算に出てくることを期待して、私の質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後はおおむね、1時再開いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第7、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○4番（岩水 豊議員）

新生会の岩水豊です。今回、3件について伺います。

まず初めに、地域振興対策についてであります。人口対策、小規模校の存続、過疎地の活性化に、また地域コミュニティの維持に地域振興住宅や宅地分譲は非常に

重要であり、これからも継続的に進められていくべきだと思っております。このことを踏まえ、①今後の地域振興住宅の計画について、どのような計画を持っておられるか、伺います。

また現在、宅地分譲事業が進められていますが、②今後の住宅分譲地の計画はどのような展開をお持ちか、伺います。

次に、道路の管理について伺います。現在、市内の主要幹線道路であります東九州道や、都城志布志道路は順調に整備が進んでいるようですが、市が管理する市道・農道については、主要な市道は少しずつではありますが、改良・整備されております。一方では、市民の身近な生活道路である市道・農道の整備や、維持管理に多くの市民の皆さんから、道路の陥没や路肩の決壊、通行に支障がある高木伐採の要望があります。そこで伺います。①現在の維持管理の現状について説明してください。

②路面の荒れた道路、路肩の決壊した箇所の早急な修繕工事の実施について、昨年の台風被害による箇所だけではなく、日常的な修繕工事の実施状況について伺います。

最後に、宅配サービス事業の現状と課題についてであります。なかなか成果の上がない状況であるようですが、①現在の利用状況について、どのように推移しているか伺います。

②に、来年度事業は見直しされるのか伺います。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは岩水議員の質問にお答えしたいと思います。

1、地域振興対策についての「①今後の地域振興住宅の計画」についてお答えいたします。

地域振興住宅については、人口の増加及び定住促進を図り、地域の活性化に資することを目的に、低廉な家賃で賃貸する住宅として計画されたものです。本年度末完成の6棟を含めて、合計で133戸となります。来年度以降は縮小の方向で、これにかわる事業を検討しているところです。

②の今後の住宅分譲地の計画について、お答えいたします。

現在、大隅南校区公民館から、用地の取得や今後の分譲地販売等への協力を含めて、分譲地建設の要望があり、平成30年度当初予算編成の中で検討中であります。また、財部地域については、現在実施している農業振興地域の見直しが終了した後に、候補地を選定していただき、考えているところです。

「2市道の管理について」の「①市道の維持管理の現状」について、お答えいた

します。

市道については、良好な生活環境の維持と改善に寄与することを目的として、適切な維持管理に取り組んでおります。限られた予算を効果的に使い、予防保全型の維持管理へ転換し、次世代に大きな負担をかけないよう心がけております。

道路の景観については、自治会による清掃や草刈り作業等の協力により維持されているところです。しかしながら、自治会から過疎化や高齢化により、伐採作業が困難であるとの相談が増加している状況にあります。また道路管理者としての課題は、道路上に隣接地から樹木が張り出して、歩行者や車両の通行に支障をきたし、交通事故の原因になることも予想されるため、対応に苦慮しているところであります。

②の路面の荒れた道路、路肩の崩落箇所の修繕工事の実施について、お答えいたします。

市内の市道につきましては老朽化により路面の荒れたところが多く、大隅町月野地域内におきましても多く見られます。軽微な箇所については、道路維持班の作業により、その都度、補修をしておりますが、それ以外につきましては局部の舗装補修工事を実施しているところです。

月野地区では、今年度においても上勢井・八合原線、広津田線等の舗装工事を実施する予定であり、工事延長の長いほかの路線については年次的に整備する予定です。また、平木・岩元線の正心寺付近の路肩崩落箇所につきましては、軽微な路面補修だけでは対応できなかったため、次年度においてのり面を含めた路肩復旧工事を計画したところです。実施については、天神領土地改良区の大用水路が隣接することから、田植え時期を考慮して早急の実施する計画です。

「3 宅配サービス事業の現状と課題について」の「①現在の利用状況」についてお答えいたします。

登録者数につきましては12月1日時点で、道の駅たからべが16人、道の駅おおすみが27人、道の駅すえよしが26人となっています。年度当初4月の登録者数は、3道の駅合計で54人でしたが、12月の登録者数は、3道の駅合計で69人となり、本年度だけで15人ふえております。

次に、本年度の各月の平均売上と平均配達回数を報告します。

まず道の駅たからべ分は、月平均2万9,292円の売り上げで、配達回数は、月平均13.75回です。次に、道の駅おおすみ分は、月平均4万4,376円の売り上げで、配達回数は、月平均18.63回です。次に、道の駅すえよし分は、月平均6万4,230円の売り上げで、配達回数は、月平均31.75回です。

②、来年度の見直しについてお答えいたします。

宅配サービス事業は、おおむね65歳以上の高齢者又は身体障がい者に食材等の宅配サービスを行い、安否確認などの生活支援を行うことにより、農村の活性化及び地域住民の交流を図ることを目的としております。登録者数につきましても、着実に増加傾向にあることから、来年度も事業を継続したいと考えております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

地域振興住宅の件ですが、今後も転入を条件として移住希望地を踏まえ、要望のある地域に建設する考えか、伺います。

○市長（五位塚剛）

この事業は、農村部の小学校の生徒をふやす目的で始めまして、具体的に子供連れ、または将来的に曾於市に入ってきて生活をしたい、子供たちを地元の小学校に入りたいという希望者があるところについては、戸数自体は少なくなりますけど、事業は一応進めていきたいというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

今、来年度の予算編成時期だとは思いますが、大体、市長の考えとしては、来年度、何戸ぐらいの状況を考えてらっしゃいますか、伺います。

○市長（五位塚剛）

ことしの状況を見ましたら、やはりだいぶ減ってきておりまして、来年度は5戸前後を検討しているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

減ってきてるということは、希望者が減ってきているということでしょうか。それとも、募集戸数を減らしてきてるということでしょうか。

○市長（五位塚剛）

希望者も減ってきておりますし、実際これまでもつくったところにおいて、そこからほかに移転をされるというケースがちょっとふえておりまして、現状としては希望者も少なくなっているというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

それでは具体的に、28年度ですかね、29年度建設分、希望者を具体的に何名だったか、教えてください。

○副市長（大休寺拓夫）

28年度が、申込者が30名であります。それに対しまして8戸ですね。今年度が、29年度ですが、申し込みが18件で、戸数を8棟を考えております。申しわけありません、6件です。申しわけありません。

○4 番（岩水 豊議員）

28年度が30名に対して8戸、今回は18名に対して6戸の建設ということですが、この数字はやはり、減ってきているという判断でしょうか。希望者は18名はあるわけですね。18名に対して6戸ということになれば、約3分の1の方の、新しく曾於市に転入ということを考えれば、残りの12名の方、12件の方に関しては、まだ可能性としては曾於市に入ってくような考えがあつて、その人たちが入ってくることに関しては、例えば家族3名であれば、30名から40名の人口増対策にもなると思えるんですが。

ここについては、市長、せっかくの希望者があるわけでありまして。また、これによって確実に人口はふえてくるわけでありまして。いかがでしょうか。もったいないような気がします、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市にまだ、今回の場合も18人いらっしゃいましたけど、中身を分析いたしましたら、子供さんがいらっしゃるとか、小学校に行く人がいらっしゃるとか、そういう人たちは最優先をいたしましたけど、残念ながら、そういう方々は余り少なかったようでございます。

また市内の方々も申し込みもあったようでございまして、本当に曾於市以外から子供さんを連れて入居したいという希望が小学校におった場合は、最優先のほうを進めてまいりました。そういう中でも、最終的には減らしても問題はなかったところでございます。

○4 番（岩水 豊議員）

例えば結婚をしてもらって、例えば旦那さんが市外に居住をしてらっしゃった方、もしくは奥様が市外に居住してた方が結婚して、確か2年でしたかね、2年以内だった場合は、この地域振興住宅に申し込みができるという条件、確かだったと思うんですが、間違いなかった場合、そういう方なんかも含めて、やはり転出防止にもなるし、せっかくの希望者があると、市内に住みたいという希望者があるということに関しては、すごくもったいないような気がするんですが。具体的に市長が言われた、小学生とか子供がいる家庭を優先して対応しているということでありまして、ということであれば残りの12件、12名の家族の皆さん方の申し込みについては、そういう子供さんいないとか、もう子供さん卒業した方とか、そういうような方だったんでしょうか。具体的にもうちょっとわかれば、説明をいただきたいんですが。

○副市長（大休寺拓夫）

本年度は18件ということで、これはそれぞれの地区で数は違うんですが、一応、予算上は8棟予定をしておりましたので、その中で8棟の優先順位ということで、

漏れた方にも当然お子様もいらっしゃいます。地域性を考慮しまして、その優先順位、その中のまた子供の数とか、そこを考慮して1位から18位まで順位をつけて、その中の予算が6件でしたので、そういう決め方をしております。漏れた方にも当然、子供さんがいらっしゃいます。

○4番（岩水 豊議員）

それじゃあ市長、先ほどの市長の答弁と副市長の説明とは、若干ニュアンスが違いうように感じるんですが、せっくなことですから、希望者18件、全員というわけではないですが、毎年希望者、住みたい場所を含めて希望があるのであれば、ぜひ、確実にふえるわけです。

ただし、市長がちょこっと先ほど言われました、今回、地域振興住宅の空き家の募集がホームページで出ておりました。確か2棟でしたかね、と思ったんですが、そういうのを踏まえての事情も幾分かあるかとは思いますが、せっかくこの確実にふえる人口増対策、非常にもったいないような気がするんですが、いかがでしょう。もう少し踏ん張ってみる、もう少しこの戸数を希望者にのっとなってふやす考えはないか。

もしくは、そうでないとした場合、この地域振興住宅の建設自体を、以前、見直したいという考えが出ておられます。先ほどの1回目の答弁でも、縮小の方向で、これにかわる事業を検討しているということであります。やはり、かわる事業を検討しているのであれば、かわるまでは今までのように進めるということとはできないものでしょうか。

○市長（五位塚剛）

ここ数年、諏訪校区も深川校区、また柳迫校区も地域振興住宅に入ってた方が転居されました。ですから、その後また中の整備をして、希望のある方に再度声をかけて、前住んでたところですけどいいですかという希望のところを、それでもいいですよという形で入っていただきました。

そのようなことがここでちょっとふえておりますし、現状としては5棟ぐらいで特に農村部の小学校の複式学級を解消するとかいろんな状況の中で、農村部の小学校でいいですよという希望のある方を、最低5棟以上はちょっとやっていきたいというふうに思っております。同時並行的に、宅地分譲をことしから柳迫と大隅北を具体的に始めておりますので、同時並行に、また地域における協力を得ながら、宅地分譲というのを進めていきたいというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

ちょっと整理させていただきたいんですが、地域振興住宅については、当面5戸程度は継続してくと。そしてそれと合わせて宅地の分譲計画を並行的に進めていく

という考えでよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

ここ数年、地域振興住宅の希望の状況を見守りながら、最終的には地域振興住宅はなくして、ちょっと別な形での支援をしたいなと思っております。

というのは、1戸当たりつくるのに1,500万円の一般財源をつくるというのは、非常に大きな財政負担を伴っております。1戸1,500万円ありましたら、まだ人口をふやすための手だてがいろいろ今、検討されておりますので、そういう総合的な事業に進めていきたいというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

ちょっと整理させていただきたいんですけど、では5戸以上、ここを当分、例えば3年とか4年とかは進めていかれるのか。それとも早いうちにここを今任期中にぐらいには、振興住宅は取りやめにしたいという考えなのか、そこを1点だけ、お願いします。

○市長（五位塚剛）

いつまでで中止するというのは、まだ検討はしておりませんが、日にちはですね。もう担当課、また市の職員の中からも、地域振興住宅の果たした役目は大きなものがあつたんじゃないかなということで、もう今は廃止の方向で、5戸を続けながら別な事業にかわるという方向で今、内部では検討しているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

別の事業を検討しているということですが、具体的にここで説明はできませんか。

○市長（五位塚剛）

具体的には、まだ発表はできませんけど、今、内部でどのような支援の仕方が一番いいのかということで、例えば、民間の方につくってもらって、場合によってはそれに月1万円の補助はできないとか、そういうことも含めて、それは幅広く支援ができるんじゃないかなという、一つの案でございます。

○4番（岩水 豊議員）

はい。振興住宅についてはわかりました。

次に、振興住宅とあわせまして、今の住宅分譲が、先ほど言われた大隅北と柳迫でしたかね、2カ所造成工事が行われているようでありますが、工事の進捗状況を説明してください。

○企画課長（橋口真人）

今年度の分でよろしいですか。はい。今年度の分の予算につきましては、柳迫の堂園地区に1区で7区画。それから大隅の坂元地区で1分譲地7区画を今整備中でございますが、先週入札が終わりまして、工事の終了予定はどちらも来年3月16日

終了予定となっております。

○4番（岩水 豊議員）

3月完成ということであれば、分譲地の販売募集状況を説明してください。

○企画課長（橋口真人）

販売のスケジュールについて、申し上げます。まず、これ終わった件ですけども、11月にこの地区につきましては、大隅北校区公民館、あるいは柳迫公民館と販売とかそういうのを協力を行いたいということで、連携協定の申し入れを行っております。それから11月の15日に、大隅北校区と柳谷校区の自治会に分譲地ができますよというお知らせをしております。

それから来年の2月に、市報そおで分譲地販売を一応、掲載いたします。それから3月に、実際完成と同時ごろに販売チラシを曾於市内、あるいは都城市、霧島市等へ新聞広告を入れたいと考えております。

それから第1回目の分譲申し込みを、4月の中旬から5月で行いたいと思います。その後は順次、申し込み順に販売したいと考えているところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

分譲地の購入に関しての何か特典とか、分譲地の住宅建設の条件や特典とか何か、設けてあるんでしょうか。

○企画課長（橋口真人）

新規の分譲地につきましては、今、当初予算の中で検討中でございますが、今のところまだ、28年度と変るところはまだないところでございます。28年度までは分譲地につきまして、あるいは分譲地、保留地、市有地につきましては、5年間を経過したものにつきましては、市有地購入補助というのをつくっております。これは新しい分譲地に適用するかどうかは、今検討中でございます。

○4番（岩水 豊議員）

それでは今の、今回29年度に新たに分譲地を計画しているところについては、購入条件として、土地購入後、何年以内に建築としないといけないとかいう条件等は、まだ具体的には決まっていないということでよろしいでしょうか。

○企画課長（橋口真人）

まず分譲地の購入条件でございますが、これは曾於市定住促進住宅用地分譲条例に基づいて販売する計画でございますが、この条件としましては、年齢は20歳以上60歳以下を条件としております。また家族構成を2人以上の家族としております。そして、住宅を3年以内に建築することと条件にしております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

私としましては今、分譲地を造成中ですね。鹿児島あたりでマンションとか団地の造成が始まれば、でき上がる前に募集が始まって、特にマンション等については、ほとんど完成した時にはもう80%、90%、場合によっては100%になる購入者契約がもう整うというようなことになっておりますが、見通しとして、分譲地の販売の展開ですね、これは何年ぐらいをめどにしているか。現在、何年ぐらいで分譲地が完売できるか、そういう計画はお持ちでしょうか。

○企画課長（橋口真人）

分譲地の販売計画でございますが、この堂園分譲地、あるいは坂元分譲地、ともに小規模校の地区でございます。販売努力はしますが、また地元とも協力関係を續いていきますが、何年以内に全区画販売という目標は持っておりませんが、随時努力していきたいと考えております。

○4番（岩水 豊議員）

募集は、基本的には造成がある程度進んでからと。進んでからといいますか、もう完了してからの募集になるということではありますが、やはり人の移動時期というのを考えますと、2月、3月が特に移動の時期になりますね。学校も新たに学年が変わったりとか、新入学になったりとかいうことで、生活のリズムとして考えた場合、3月ぐらいちゅうのは、一番みんなそういうことというのは、考えやすい時期じゃないかと思うんですね。

ですから、いかに早くホームページ等を利用したりしながら、市外に関しても完成予想図なんて簡単にできる今この時代ですので、つくって早目の募集に入るべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

当初は私のほうも、まだその整地をしてない段階で早く図面をつくって、価格を決定して出したらどうかという指示もいたしました。ただ総合的に検討した結果、やはり区画がわかると、実際の状況がわかると、希望者も現地に来て、自分のどれぐらいの家をつくりたいということはイメージが湧くだろうということで、最終的にはある程度の区画ができた段階のほうがいいだろうということでしました。

当然、希望者の方々は都城との比較、いろいろされると思います。そういう意味では、私たちのところはなるべく安く、坪単価を安くしたいというふうに思いますので、希望者はふえてくるんじゃないかなと思っております。

希望があった方は、やっぱり家をつくるためには3カ月から、場合によっては半年ぐらいかかる住宅もありますので、そのあたりはこれでいいのではないかなというふうにしております。

○4 番（岩水 豊議員）

そうなんです。検討するためには皆さん、自分の城を構えるということであれば、3カ月、半年という長い時間をかけて、みんな考えるんです。ですからできるだけそういう対応ができるように。例えば簡単じゃないですか、これぐらいの模型でもつくって、分譲地の模型とか、地図とか、今CGを使ったりしてパソコン上でカラーの図面とか、簡単にできます。今、若い方については、そういうのを見なれておりますので、一刻も早く、それに取り組んだほうが、せっかくお金をかけて造成するわけです。大きなお金をかけるわけです。

先ほど言われた、地域振興住宅も費用対効果の件を市長も言われました。それとあわせて考えると、いち早い販売の取り組みをしていくべきじゃないでしょうか。民間のマンション建設等については、もうまだ着工もしていないうちから募集を始めておりますよ。ですからそれぐらい我々行政も民間感覚を取り入れて、いち早い取り組みにしたほうがいいんじゃないですか。そのほうが費用対効果も早く出ると思われませんか。

いかがでしょう。検討の余地はありませんか。

○市長（五位塚剛）

もう現在のところでも、この柳迫についても市のほうで宅地分譲するということは、ある程度伝わっているようでございます。地域の方々もぜひ募集したいという声もあるようでございます。その区画については、やっぱり最終的には希望をとって、その区画の抽選をしてなると思いますので、先に申し込んだ人が優先順位ということにはならないというふうに思っております。

なるべく早く募集をかけるようにという指示はしてありますので、というのは同時並行で、市道の排水路整備と道路整備をするものですから、どうしても2月から3月にかけての工事が始まってきますので、なるべく早く募集はかけれるようにしたいというふうに思っております。

○4 番（岩水 豊議員）

市長が前向きな答弁ですが、抽選をして分譲しなければならないという状況が発生するという想定をされておるようですが、私としては完売することに対して、非常に心配しているわけであります。金をかけた以上、完売しないわけにはいきませんので、それを考えれば、いち早い取り組みを要望したいと思っております。

また今後の計画についても、南校区の話が出ておりますが、この分譲地に関しては、新規転入者希望に限るというものではないと考えてよろしいか、伺います。

○市長（五位塚剛）

今計画している市の宅地分譲というのは、曾於市以外からだけでなく、曾於市内の方でも希望があれば分譲を進めたいと思っております。

特に南校区の地域については、非常に優良農地が多くて、若い人たちがその校区内に農家住宅をつくると思っても、建設ができないという状況がありまして、この方々の支援も考えて、市民の方が買えるようにしたいというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

それは坂元、柳迫地区についても同じように、市内居住者も購入できるということとよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

はい、そのとおりです。

○4番（岩水 豊議員）

それを踏まえてお伺いしたいんですが、私も大隅南校区だけではなく、転出者防止ですね、そしてまた過疎地に、言われたように小規模校地域や農地の宅地転用が厳しい、難しい農業振興地域、通称農振地ですね、住宅建設の希望があると聞いております。ですので、住宅建設を前提として、分譲を先にするという考えではなく、実際に分譲地が有効に活用されるためには、住む人がいないといけないわけですので、そこに居住したいという、新しく家を建てたいという方の希望を、ある一定の人数募ったところで、分譲地の整備をするということが、一番費用対効果が出ると思われるんですが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

柳迫にしても、大隅北にしても、やはり何戸建設が可能かということが前提になります。農村部でありますから、少し余裕を持った分譲地にしたいというふうに思っております。南校区にしては、場合によっては農家住宅と農業用倉庫もつくりたいという希望が出てくると思いますので、そういうこともいろいろと検討しながら、区画の検討に入りますけど、それはまず土地を30年度の予算で、この1部分だけ買うというわけにはまいりませんので、地権者の要望に沿って全部購入して、全体的には南校区の地域の発展のために検討を十分したいというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

やはり坂元にしてもしかり、分譲地ありきじゃなくて、そこに住みたいという人、実際に家を建てるという見通しが明確になったところでの分譲地整備に入るというのが、一番費用対効果というのはあると思うんです。

ですから100%、この土地を購入、地権者がおられるでしょうから、その土地を全部購入して、100%完売するというのが前提でとまでは言いません。ある一定の、70%なりとか、80%なりとかいうような販売が確実視されるという条件のもとで行

うというほうが、一番効率的な市民の要望に沿った分譲地になると思うんですが。

ただ分譲地を一応つくろうと。何件か要望あるけど、明確な数ではないけど分譲地をつくろう。そして今でも坂元のウッドタウンもなかなか一時期、売れない時期も確かにありましたね、ありましたでしょう、市長。そういう土地を、いつまでもたっても売れない。そして地域振興住宅を建てたりというようなこともありました。

ですから、やはりこれだけの大きな金を出すということになれば、ある一定の数売れるという確証まで、我々、大事な市の予算をあずかる立場ですので、どうでしょう、それぐらい自信を持ってやれないものでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私たちはやはり、曾於市の人口をふやす、地域の活性化をするために、いろいろ検討して事業を提案いたしました。その前提として、議会も承認をしていただきましたので、当然、議員の方々もこれに向けての、いろんな協力ができていただけるんじゃないかなと思っております。

私たちも一生懸命努力いたしますので、また市民の皆さんたちの御協力もお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

売れるかわからないままの、希望があるかないか判断せずにの宅地分譲造成工事というのに着工するということは、十分ないように。これについては要望したいと思います。

次に、市道の管理について、お伺いいたします。今回、私を含めて12月議会で7名の一般質問者のうち5名の、セットバックの宮迫議員の質問を踏まえて、5名の方が市道・農道の現状について質問しておられます。

市長、これをどう捉えられますか。市民の皆さんの多くの方が道路行政について不満を持っているということだと思います。いかがでしょう、伺います。

○市長（五位塚剛）

議員の方々が今回の市議選を通じて、市民の声をたくさん聞かれたという結果であるというふうに思っております。私はこういう議会で、いろんな問題を提供されるということは非常にありがたいことだというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

これは、市民の皆さん方が非常に道路行政について不満を持っているんじゃないかと、私は受けとっております。先ほど市長のほうから、私の地元の月野校区については、現状について説明をいただき、また今後の計画についても説明をいただいたところではありますが、渡辺議員や迫議員が言われた道路、本日の松ノ下、宮迫議

員、そして私。市内全域で市民は道路の維持管理事業に、非常に不安、不満を持っております。

どうでしょう、もう少し道路の維持費等の予算についても、30年度の予算編成に当たってると思いますが、これだけの状況があるわけです。台風被害での問題だけではない部分というのも相当あります。以前、亡くなられた坂口議員が言われたことがありました。おかべがうったがれた。卵が割れたとか、市道を通る車で通って割れたとかいうことを言われたことがありますが、そういう道路というのが市内に相当数あるということですね。

ですから、市民の皆さん方は、大きな道路をつくってくれとか、立派な道路をつくってくれとかいうお願いではないと思います。日常的な維持管理を言ってるんです。例えばズボンが破れたら、また縫ってもらうとか、そういう程度の話だと思うんですね。新しいズボンを新調したいというような話ではないんですよ。ですから、もう少し市民が日常使う道路ですので、経営者的な配分を、もう少し重点をどこに置くかということを考えて、これだけの議員が質したということです。来年度の予算編成について、その辺の再考はできないものでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市民の生活道路、また作業用の道路、農道ですね、これはたくさんの要望があります。ですから、私たち行政は緊急性の高いもの、また市民からの要望の強かったところを優先しながら、ずっと計画してまいりました。また、陥没しているところについては補修案を入れて、修繕をしたり、場合によっては専門の業者に舗装のやりかわりをしたり、いろいろ今、手を打っております。そういう意味では、新しい道路の改良工事を含めて、計画的にずっとやっております。緊急のところは市民から直接言ってもらえば、そこについてはすぐに対応はしたいというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

市民から要望があればということではなく、我々はやっぱり市道を管理する側として、日常的なパトロールを含め、そしてラインが消えたりとかいう、昨日もありました渡辺議員のガードレールがああいう悲惨な状況になってるというのが放置してあるわけです、放置してあるんですよ。ずっと倒木とか、土砂を撤去した後、今まで放置してあるわけです。ですからもう少しそういうところを、市民からの要望があつたらしめすではなく、管理者として日常的にもう少しパトロールの強化と、日常的に整備ができるような計画、そういうのをもう少し詰めた形でできないものでしょうか。

これは要望ではなくて、市民からの苦情なんです。困ってらっしゃるんですよ。

ね。困ってるという話と要望では全くないと思うんです。ですから、もう少しそういう面についての配慮というものは考えられませんか。

○市長（五位塚剛）

市内の市道・農道についても、職員には常日ごろから、その担当課だけじゃなくて、市の職員が日常的に利用するものについては、気にかかったらすぐに連絡なりしなさいという指示をしています。それで建設課を含めて、耕地課も年内に随時パトロールしております。その中に計画をして、ガードレールの取りかえ工事、ミラーの取りかえ工事、ラインの引き直し、ずっと計画にしております。

具体的に建設課長がことしの予算の中で、どのようなことをしているか、答弁をさせたいと思います。

○建設課長（新澤津順郎）

それではお答えします。建設課といたしましては、先ほど議員もおっしゃいましたが、日常的なパトロールにより早期発見に努め、市民からの要望・通報に対しましては、事故が発生する前に、未然に処理するように努力しているところでございます。

その内容につきましては、一番市民から多い要望といいますか、苦情といいますか、それにつきましては、舗装面の老朽化による陥没といいますか、ポットホール、それから側溝や側溝ふたの設置、それから側溝の泥上げ、のり面の草刈り、それから道路の交通に支障がある支障木の伐採、それからカーブミラー、ガードレールの設置等がよく市民から要望が出されるところでございます。

これにつきましては、先ほども申しましたが、パトロールの中で気づいたときには、即修繕をするように対応をしておりますし、工事に伴うものにつきましては、請け負いによる業者への工事による指示をしているところでございます。また、改良とかそういう大きな工事に伴うものにつきましては、整備計画に基づいて、整備を計画的にやっておりますところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

今、建設課長より説明いただきましたが、パトロールをして計画的にやっているということなんですが、やはりこういう現状が今あるわけです。ということは、市民からの要望どおりにはできていないということじゃないでしょうか。100%とは言いません。100%何でもできるというものではないというのは承知です。しかし、もう少し住民サービスという面で、この生活道路、身近な市道・農道等の維持ですね。

私は新しく道路をつくってほしいという要望ではありません。現在ある市道の路面の老朽化、高木、支障木等の伐採等を計画的にやってほしいというのは、市民の

皆さん方から、した箇所については非常にありがたいと言われるんですが、してないところについては、まだしっくれん、いつしっくるとかというような要望が非常に多いんですね。

ですから、どうでしょう市長、この際、もう少し市内全域の総点検を踏まえ、そして来年度の維持費等の増額と、私は見る限り予算が足りないんじゃないかと。そのためにできてないんじゃないかというような気がするんですね。職員の皆様方も実際、一生懸命パトロールしてらっしゃる。しかし、現状としては今、私が述べたとおり、私を含めた5名の議員の皆さんが、今回7人中5人ですよ、非常に驚くべき数字なんです。これは選挙期間中の、我々が回ったからということではなくて、新人議員を踏まえて、そういう要望が市民の中にあるということです。

ですから、予算編成、いかがでしょう。もう少し踏み込んだ回答をいただけませんか。

○市長（五位塚剛）

今から具体的な30年度の予算編成の審査に入ります。またもう一部入っております。全体の曾於市の事業を考えながら、当然ながら必要なものはふやさなくてはならないと思っております。それは十分私たちはわかっておりますので、その全体を見ながら進めていきたいと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

わかってらっしゃるということですので、十分期待しておきます。私といたしましては、28年度も市の決算で剰余金等が出ております。ということを考えれば、その単年度の予算の執行に関しては、簡単な話、お金が余ってるんじゃないかと。執行残があったということです。ですから、私は計画したとおり、予算は執行されるべきだと思っておりますので、ですから剰余金が出るようであれば、本当を言えば、もう少しそういう日常的な維持管理のほうに予算の配分をしていただければとおるところですが、私どもとしても、市民の皆さん方からの大きな要望がありますので、この議会を通して、議員として要望しているところでありますので、今度の予算編成については、十分注視していきたいと思います。

次に、宅配サービス事業の現状について……。

○議長（原田賢一郎）

岩水議員、休憩しましょう。

ここで、岩水豊議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時02分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、岩水議員の一般質問を続行いたします。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、3番目の宅配サービス事業の現状と課題についてに移ります。

まずこの宅配サービス事業の財源に、2分の1の国庫支出金が入っていると思いますが、これはあと何年ありますか、伺います。

○商工観光課長（荒武圭一）

今現在、国庫の補助率が2分の1になっておりますが、これは平成30年度まで続きます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

はい、平成30年度ということになりますと、あと1年ではありますが、2分の1国庫補助をもって、今されているわけであります。先ほどの1回目の答弁で見ますと、年間約170万円の売り上げになっているようであります。

これで今後、国庫支出金が30年度なくなった場合を含めて、また継続的にこれからも進めていかれる計画でありますか。またその場合の財源については、どのように考えておられるか、伺います。

○市長（五位塚剛）

国の創生推進交付金で、27年度からいただきました。27年度は740万円ほどでしたけど、今は260万円ちょっといただいております。これが30年度で終了いたしますので、来年度の状況を見て、同じような宅配事業をしている組織がふえておりますので、その方々ができるのか、そういうことを含めて、総合的に考えていきたいと思っておりますけど、30年度で中止するということについては、まだ決めておりませんが、30年度中に決定をして、その後の事業の推移がはっきりしないと、中止するわけにはいきませんので、検討したいというふうに思います。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

30年以降が単独事業でするんだったら、一般財源になるというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

これを、過去の分を含めて推移を見てみますと、確かに全然ふえてないとは言いませんが、全体での登録者数、利用者数とも見て、推移はできるんじゃないでしょうか。3道の駅の合計で69名ですね、今現在が。ということになりますと、この状況でいきますと、来年度100名程度が限界ではないかと思われそうですが、いかがでし

よう。どういうふうに移を予測しておられますか、伺います。

○市長（五位塚剛）

この事業につきましては、専門の、各道の駅に1人ずつ配置しております。その方々が宅配をする中で、いろいろと頑張っていて、ふやしております。それなりにまた努力をしたいと思いますが、当初、市でこのような形での宅配事業をするときには、ほかの人たちの事業というのはほとんどありませんでした。しかしその後、同じような業者の方々がいろいろとされてきましたので、やっぱり競合する部分は出てきたのかなと思っておりますけど、総合的に検討していきたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

今後の移です。読めないですか。予想は立たないですか、移は。

○市長（五位塚剛）

先ほど、努力はいたしますと言ったとおりでございます。それで何名になるとか、そういうことは推測はできないところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

現在69名です。ですから……では質問の言い方を変えます。どれぐらいを目標にしてこの事業に取り組んだんだったんでしょうか。

○商工観光課長（荒武圭一）

お答えいたします。この事業については、平成27年度から始めておりますが、目標数値といたしましては、登録者数300名でございました。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○商工観光課長（荒武圭一）

失礼しました。50名ずつの3つで、150名ということで、訂正をさせていただきたいと思います。失礼しました。

○4番（岩水 豊議員）

細かい話になるようですが、150名、そうして考えますと、年間の、売り上げという表現でいいかどうかわかりませんが、利用者金額はどれぐらいの計画でありましたか。伺います。

○商工観光課長（荒武圭一）

利用者の利用金額の目標については、設置をしていなかったということでございます。

○4番（岩水 豊議員）

それでは再度確認いたしますが、国の地方創生でしたかね、の予算だと思います

が、間違いだったら訂正していただきたいと思いますが、その計画書を上げる場合には、そこまでの見通しは出さなくてもよかったわけなんですか。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。今回のこの地方創生交付金では、目標数値の設定でございまして、目標数値の設定につきましては、先ほど商工観光課長が答弁したとおり150件ということで目標を設定しておりますので、売り上げについての目標は設定しなくても交付金の決定を見たところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、平成30年度までに希望の150を達成できなかった場合、国庫への返還金とかいうのは発生しないのでしょうか、伺います。

○企画課長（橋口真人）

交付金の募集時点で、そういうことについてのペナルティーは一切ないところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

それでは今後も、30年度末に検証したときに、目標数値150件の登録に至らなかった場合も問題はないということで、国庫金の返納等が発生しないという考えでよろしいでしょうか。

○企画課長（橋口真人）

仮に目標を達成しなかったとしても、交付金の返納はないと、私どもは考えているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

150名といいますと、今の登録者数の倍以上になります。やはり事業計画を立てる場合、あくまでも目標値ではなく、実際に達成できる数字で上げてあると、我々は思っておりますが、努力してまいりますということになるとと思いますが、150名、平成30年度には達成できますでしょうか。どうでしょう、見通しは持っておられるか、伺います。

○市長（五位塚剛）

現状としては非常に厳しいのではないかなと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

私といたしましても、実際不可能に近い数字ではないかと思います。先ほどの市長の答弁でありましたとおり、今現在、J Aや民間の移動販売等が出ております。今、道の駅の宅配サービスと比べれば、利用されている方等に何ええ、非常に利用しやすいと。必要なものを注文するのが宅配サービスになってまいります、J Aが行っているサービスと民間の移動販売等については、そこの商品を見て、選んで、

自分で買えるという、非常に利点もあるし、またそういうところで民間の方なんかは非常に経営は厳しいということではありますが、継続してやっておられます。

どうでしょう。これを機会に30年度の状況を、29年度の最終の3月を踏まえて、30年度にこの見方をちょっと変えて、そういうところとの提携、そしてそういう民間、またJA等に対しての支援という形での宅配サービス。買い物難民を防ぐための対策としての方向転換というのは、考えられないか、伺います。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたように、この事業は30年度まで交付金事業はありますので、30年度中にどうあるべきかということを再度検討したいと思います。この間、シルバーのほうも同じような宅配事業を始めました。そういうことで、シルバーのほうと同じような形で移行はできるか、そういうことも含めて、JAさん、またいろんな宅配弁当も行っておりますので、総合的な見直し等も大事だというふうに思っておりますので、30年度中に検討したいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

今年度も624万2,000円という予算を使って、そのうち半分は国庫のお金が入っておりますが、それにしても売り上げとして170万程度、現在ですが、いって200万円かなというような気もしますが、これが本当に長期的にわたって継続できる事業か。

先ほどの地域振興住宅についてもしかりですが、大きなお金の活用の割には、効果という捉え方が適切かどうか、ちょっとわかりませんが、限られた予算ですので、効率的な活用を考えていく必要があると思うんですが、いかがでしょう。そういうところというのは、やっぱり念頭にありますか。伺います。

○市長（五位塚剛）

この事業の目的は、買い物に行けない方々に道の駅からの食材を、基本的には届けるという事業の中で、声かけする中で、その人たちの安否を気遣うという意味での、これは大きな目的がありました。それは十分達しているというふうに思っております。

今後も、一つの福祉活動の一環であり、また地域振興の事業の一環でもありまして、結果的にたくさんの売り上げはなっておりませんが、やはり曾於市の道の駅、また曾於市のお年寄りの見守り活動の一環として、十分役目は果たしているというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

私が言いたいのは69名の、今、登録者ですね、69名の。これが全体的な市全体の高齢者や、身体の障がいにある方の安否確認などの生活支援等に活用されているということを考えれば、69名ですよ。69名に対して620万円からの費用を使っている

わけですね。

そういうのを考えたときに、本当に同じ620万円使って、69名のそういう安否確認等を踏まえた生活支援を行うということであれば、まだ効率的な方法は見出せるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょう。まだ地域で見守りをしてくださる方々、いらっしゃいますね、各自治会等に。そういう地域社協等の方々が対応してくださる面等について、支援をしていくというような方向等を考えれば、まだこの予算が有効に使えるんじゃないかと思うんですよ。

食材等の宅配サービスに、今のところことしで170万円ですね、年間200万円ですね。それだけを行うのではなく、安否確認と生活支援を行うことが大事な目的であると、先ほど1回目の答弁でありましたが、それであれば、地域のそういう見回りをされている方々への支援、そういう対応等についての取り組みに切りかえるべきではないかと思うんですが、これについて、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市内のお年寄りの方々、また独居老人に対する見守り活動というのは、いろんな形で取り組みをしております。それに対する支援も行っております。この事業については、もともと目的は違いますので、国からの補助事業を受けながら進めてまいりましたが、さらに努力をしてまいりますけど、結果的にほかの方々と競合があるならば、当然、検討して引き受けていただけるんだったら、そのような形での総合的な判断は平成30年度中に検討したいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、一番最初に言いました地域振興住宅、分譲地等の見直し計画のあり方、そして道路行政に対する一般市民の声が、今回7人の一般質問の議員の中に5名いたということ。そして、この宅配サービス事業の効率的な活用、これが生活支援なのか、見守り活動なのか、食材の宅配サービスを行うということに重きを置くのか、そういうところをもう少し見きわめていただくことを含めて、30年度の予算編成に向けて、市民は非常に期待をしておりますので、今後、本日出た我々議員の多くの30年度予算に対する希望、要望等を踏まえて編成されることを期待し、一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、22日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時20分

平成29年第4回曾於市議會定例会

平成29年12月22日

(第6日目)

平成29年第4回曾於市議会定例会会議録（第6号）

平成29年12月22日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第6号）

（以下3件一括議題）

- 第1 議案第64号 曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 第2 議案第65号 曾於市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第66号 曾於市農村地域工業等導入促進条例の廃止について
(総務常任委員長)
- 第4 議案第67号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について
(文教厚生常任委員長)

（以下2件一括議題）

- 第5 議案第68号 市の境界変更について
- 第6 議案第69号 字の区域変更について
(建設経済常任委員長)
- 第7 議案第70号 指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）
(文教厚生常任委員長)
- 第8 議案第71号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）
(建設経済常任委員長)
- 第9 議案第72号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）
(建設経済常任委員長)
- 第10 議案第73号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長)

（以下3件一括議題）

- 第11 議案第74号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第75号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に

について
第13 議案第76号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
（文教厚生常任委員長）

第14 議案第77号 平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

第15 同意案第25号 教育委員会委員の任命について

第16 同意案第26号 監査委員の選任について

（以下2件一括議題）

第17 同意案第27号 副市長の選任について

第18 同意案第28号 副市長の選任について

（以下2件一括議題）

第19 議案第78号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

第20 議案第79号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

第21 議案第80号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について

（以下7件一括議題）

第22 議案第81号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

第23 議案第82号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

第24 議案第83号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

第25 議案第84号 平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

第26 議案第85号 平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について

第27 議案第86号 平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

第28 議案第87号 平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

第29 発議第4号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書案

第30 閉会中の継続調査申出について

第31 議員派遣の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1 番	重 久 昌 樹	2 番	松ノ下 いずみ	3 番	鈴 木 栄 一
4 番	岩 水 豊	5 番	湊 合 昌 昭	6 番	上 村 龍 生
7 番	宮 迫 勝	8 番	今 鶴 治 信	9 番	九 日 克 典
10 番	伊地知 厚 仁	11 番	土 屋 健 一	12 番	山 田 義 盛
13 番	大川内 富 男	14 番	渡 辺 利 治	15 番	海 野 隆 平
16 番	久 長 登良男	17 番	谷 口 義 則	18 番	迫 杉 雄
19 番	徳 峰 一 成	20 番	原 田 賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 継 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 吉 田 宏 明
専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (25名)

市	長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副	市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	外 山 直 英
副	市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総	務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長		東 山 登	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長		吉 野 実	商 工 観 光 課 長	荒 武 圭 一
企 画 課 長		橋 口 真 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長		上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長		桂 原 光 一	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長		内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長		桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	持 留 光 一
介 護 福 祉 課 長		小 園 正 幸	農業委員会事務局長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長		川 添 義 一		

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第64号 曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

日程第2 議案第65号 曾於市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第66号 曾於市農村地域工業等導入促進条例の廃止について

○議長（原田賢一郎）

日程第1、議案第64号、曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてから日程第3、議案第66号、曾於市農村地域工業等導入促進条例の廃止についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

おはようございます。総務常任委員長の宮迫勝でございます。総務常任委員会付託事件審査報告を行います。

総務常任委員会に付託された議案4件を12月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第64号、曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について。

本案は、平成29年6月の国の法律改正に伴い、関連する規定を改正するものです。法改正の背景と目的について。

地域経済は製造業、非製造業とも設備投資額がダウンしていて、その投資先は都市圏に集中している。その解決策として、企業立地促進法を地域未来投資促進法に、農村地域工業等導入促進法を農村地域産業導入促進法に関連法を改正し、地域の特性を生かした分野を指定して、高い付加価値と経済波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する事業を促進する目的であるとの説明がありました。

委員より、今現在、曾於市で該当する企業はあるのかとの質疑に対し、該当する企業はないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第65号曾於市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について。

本案は、国の地域再生法の第5条第6項が削除となり項が繰り上がったため、今回提案している条例第2条の認定地域再生計画に定義している地域再生法第5条第16項を15項に繰り上げるものであります。

改正前の地域再生法第5条第6項は、「農村地域の遊休工場用地等に工業以外の産業を立地する場合は、地域再生計画を作成し都道府県知事の同意を得なければならない」と規定されていたが、地方再生法が改正され遊休工場用地に工業以外の産業を立地する場合は、地域再生計画の策定の必要がなくなり、地域再生法の第5条第6項が削除され項が繰り上がったことにより、本市の条例に規定してある地域再生法の第5条の第16項を15項へ繰り上げることとなったとの説明がありました。

委員より、議案第60号と議案第64号の「地域経済牽引事業」との関連を問う質疑があり、これからは「地域経済牽引事業」もしくは「過疎条例」で対応していきたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号、曾於市農村地域工業等導入促進条例の廃止について。

本案は、農村地域工業等導入促進法の改正により、法律上の限定を廃止したことに伴い減免の必要がなくなったため、当条例の廃止が必要となったとの説明がありました。

委員より、廃止になったあとの対応はどうするのかとの質疑に対し、今後は地域牽引事業で対応したいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

この議案の第64号並びに65号、66号については関連性がありますが、当局の法律の改正に伴う条例の改正等あるいは廃止についてのあり方については、先日の総括質疑の中で若干の問題提起も行い、総務課長から今後検討したいという答弁がありましたので、それはよろしいです。

質問の第1点でありますけれども、ただいまの委員長報告にも若干重なりますけ

れども、今回の条例改正等につきまして、結果的に今後の曾於市内における誘致企業のあり方については、何ら支障、影響はないというふうに関日の本会議での答弁でもございましたけれども、改めて、非常に大事な点でありますので、委員会審議の中でその点が審議されていたら確認方、答弁を求めます。何ら今回の条例改正等において行ったとしても、誘致企業の今後のあり方については、支障、影響はないかどうかの確認でございます。

第2点目は、おととい、大隅町におきまして、誘致企業の落成式があったようでございますが、質問であります、この数年間、企業の誘致、一方で企業の閉鎖あるいは撤退もあろうかと思っております。誘致については市の広報で広報されておりますが、一方で撤退や閉鎖については全くそれが見られないために、実際、この数年間単位で見た場合に、我が曾於市内におけるこうした誘致企業の状況はどうであるのか、もし議論が深められていたら報告をお願いしたいと思います。

以上2点です。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

まず、さっきも報告しましたように、これからの対応としては、地域経済牽引事業もしくは過疎条例で対応していきたいというのが基本的な考えと認識しております。

それから、撤退もしくは閉鎖のことについては、委員会では特に議論にはなりません。そして、曾於市に新しく誘致企業ということであれば、今までの関連で言えば、横山食品の増設なんかがありまして、きのう、実際、調印式があったところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第64号、曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号、曾於市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、曾於市農村地域工業等導入促進条例の廃止について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第67号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第4、議案第67号、曾於市教職員住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

議案第67号については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案6件を12月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第67号、曾於市教職員住宅条例の一部改正について。

本案は、中園教職員住宅（昭和45年建設、木造）の老朽化による用途廃止と、これにかわる住宅を鹿児島県から旧岩川高校教頭（昭和47年建設、コンクリートブロック造）を平成29年5月に無償で譲与されたため、西中園教職員住宅として用途追加し、別表中、中園教職員住宅の項を改めるものであります。土地はもともと市有地であり、面積は284.20m²、建物の床面積は64.26m²であります。

教育委員会では、この住宅を改修することで、教職員住宅として利用する計画であります。

委員より、建物の建設は昭和47年と古いが、耐震化を含め、今後、長期にわたって利用できるかとの質疑があり、調査を行った結果、今後も利用が可能であるとの答弁がありました。

委員会では現地調査を行い、慎重に審議し、確認しました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第68号 市の境界変更について

日程第6 議案第69号 字の区域変更について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第5、議案第68号、市の境界変更について及び日程第6、議案第69号、字の区域変更についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案5件を12月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

まず、議案第68号、市の境界変更について。

本案は、基盤整備促進事業、立馬地区の事業実施に伴い、従来の区画に沿った境界を新区画に基づいて変更し、あわせて境界変更における面積上の清算を行うものであります。

事業内容は、事業面積が11.5ha、事業費は2億3,430万円となり、受益戸数は34戸で、負担率は、国55%、県15%、地元30%であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。事業は今年度で終了するのかとの質疑があり、今年度で終わるが、その後は管理面の補完工が残っているとの答弁がありました。

委員会では現地調査を行い、霧島市との境界を確認いたしました。

以上で審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可

決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、字の区域変更について。

本案は、県営農村振興総合整備事業、末吉地区八反換地区の完了に伴い、新たに字界を定めるものであります。

事業内容は、区画整備面積2.46ha、事業費5,938万円となり、受益戸数は20戸で、負担率は、国50%、県29%、地元負担21%であります。

委員会では、参考資料に基づき説明を受け、現地調査を行い、末吉町二之方八反と末吉町二之方横尾の字界を確認いたしました。

以上で審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第68号、市の境界変更について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、字の区域変更について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号 指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第7、議案第70号、指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）を議題といたします。

議案第70号については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第70号、指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）。

本案は、財部温泉健康センターの指定管理を株式会社メセナ末吉に対して、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、指定管理者に指定するものであります。

委員より、財部温泉健康センターは、過去、泉源施設の故障や従業員の不足、賃金の未払いなどの問題が起きていることを踏まえ、今後の対応についての質疑に対し、以下の3点にわたり答弁がありました。

①、従業員の安定した確保と配置については、今後、協定書等を締結して、それに基づく従業員の配置を行うよう指導をしていきたい。

②、泉源施設が故障した場合の泉源の確保や水質の状態については、現在ある2本の泉源で対応できる。また、水質は、現状では特に心配される点はない。

③、施設の老朽化と改修については、当面、大きな改修の計画はなく、個別的な回収については早めに予算を組み対応していきたい。

委員会では、大休寺副市長の出席を求め、株式会社メセナ末吉を非公募で候補者とした理由について質疑があり、この3年間、指定管理団体としての取り組みを評価し、実績等を考慮した上で非公募による候補者として提案したとの答弁がありま

した。

委員より、10月16日に選定委員会を開き、株式会社メセナ末吉を候補者と決めてから今回の12月議会から協定書の締結まで数カ月間ある。この空白期間について、仮契約あるいはそれにかわる何らかの契約を交わす必要があるのではないかと質疑があり、今後、検討したいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○7番（宮迫 勝議員）

1点だけ確認をしたいと思います。

前任者の鹿児島市内の人材センター、ここではいろいろ問題がありました。ここにかかわった経緯がありますけども、非常に安定して経営状態もいいというものの、万一何かあったときの協定、要するに契約を破棄もしくは変更できるという旨の協定書が、この委員会の中で、そういう中身については議論はなかったのか、この確認を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

委員会審議の中では、ただいま宮迫議員から質問がありましたことについては、かなり議論をいたしました。そのために、大休寺副市長の出席もいただきました。

結論として言えることは、先ほどの全員協議会でも関連いたしますが、指定管理制度ができてから、まだ14年から13年であるために、この協定書のあり方を含めて改善が必要じゃないかといった意見も交わりました。

大休寺副市長の委員会での答弁では、本日、この議案が議決された場合に、速やかに協定書を締結したいといった答弁でございました。あわせて、その協定書の素案についても質疑がありましたが、まだそれは準備されていないということでございました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第8 議案第71号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第8 議案第71号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）を議題といたします。

ここで議長席を副議長と交代いたします。

（議長交代）

○副議長（山田義盛）

議長が除斥となりますので、私、山田のほうで議事を進めさせていただきます。

地方自治法第117条の規定により、原田賢一郎議員及び渡辺利治議員の退席を求めます。

（原田賢一郎議員、渡辺利治議員 退場）

○副議長（山田義盛）

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

議案第71号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）。

本案は、曾於市ゆず搾汁センターの管理を平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、曾於市末吉町二之方371番3、株式会社メセナ食彩センターに指定管理を指定するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

市の寄附は使用料として経費で処理するのと税法上どのような違いがあるのかとの質疑があり、余剰金を内部留保金で蓄えておくと税の対象になるため、寄附した

ほうがよいと税理士から指導があったと報告を受けているとの答弁がありました。

施設故障等の対応内容は協定書に盛り込んであるのかとの質疑があり、修繕費30万円以下は株式会社メセナ食彩センターが負担する、それ以上は協議するという内容で金額の線引きがされているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

○副議長（山田義盛）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第71号について、数項目質問をいたします。

質問の第1点は、先ほどの議案の宮迫議員の質問にも関連いたしますが、この議案第71号が本日議決になった場合の今後の協定書等のあり方でございます。

この議案第71号は、年が明けて平成30年度の4月1にからの、いわば実施となります。その間に3カ月から4カ月の、いわゆる空白期間が生じますけれども、このことについて何らかの協定書等の、等と言ったほうが正しいかと思いますが、協定書等の締結がやはり必要かと思っています。その点で審議がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

3回しか質問ができませんので、関連して質問いたしますが、曾於市が平成19年の3月30日に告示第36号ということで、曾於市指定管理者協定書標準書式というのを策定いたしております。この中でも、今、私の質問に関連して、仮協定という表現もありますけれども、しかし、何回読みなおしても非常にわかりづらい内容であります。いずれにいたしましても、協定書等の締結について審議がされていたら報告をしてください。

これが第1点でございます。

第2点目は、この協定書等、あるいは本日の議案提案とも関連いたしますが、この議案第71号についての指定管理料は幾らということで審議がされたのかについてお聞きをいたします。指定管理料はゼロというふうにも伺っておりますが、このことを含めてお聞かせください。

3点目は、この指定管理料ともまた関連いたしますが、この議案第71号の施設について、平成28年度でも、何年度でもよろしいんですけれども、収支状況、経営状態が今どうなっているか議論がされていたら報告をしてください。

以上、大きくは3点でございます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

まず、1点目の指定管理団体との契約書の締結ということですが、これについて、

説明の中では出る出ましたが、締結後の内容につきましては、きょうのこの議決のあとの問題だということで、委員会では議論、また、説明等の中には入っておりません。

それから、指定管理料についてですが、言われましたように無料ということで、それ以上の追求、議論はされておられません。あわせて、報告の中にも入れたけど、寄附と、それから内部留保金ということで出ておりますので、無料についての議論はありませんでした。

あと1点が、経営状態について、過去さかのぼって、27、28年度等の状況等については報告に変えさせていただくというような説明の言葉であったと思いますが、中身について、委員会では議論、質疑は行っておりません。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

角度を変えて1点質問いたします。

非公募あるいは公募に限らず指定管理団体の指定を受けたいと希望している団体は、あらかじめ、前もって市当局に、五位塚市長あてに、指定管理者指定の申請書を文書で出すようになっております。指定管理者指定申請書でございます。これは、もちろん条例等に基づきまして一定の様式が、どれとどれは必ず入れなければいけないという項目があると理解いたしておりますが、その中に、例えば指定管理料は幾らであるとかを含めて入れるようになっているはずでございます。

この審議の中で、指定管理者、指定申請書について、提出を含めて委員会の、あるいはこれに基づいた議論がされていたら報告をしてください。なかったらそれではよろしいです。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

1回目で答えましたが、きょうの議決をもって、今後、当局のほうで指定管理者との協定書を進めるというふうに委員会の中では説明を受けておりますので、その先のことは議論に出ておりません。

○19番（徳峰一成議員）

私は、個人的には指定管理団体を議会が、あるいはおのおのの議員が認めるかどうかは、やはり幾つかの考え方、要素があると思うんですが、その1つは指定管理料についてじゃないかと思っております。それほど客観的にも指定管理を申請するに当たって、あるいは市当局が議会に提案する、さらには議会がそれを議決するに当たっては、指定管理料をどう扱うかというのは非常に大事な1つの、全面的ではないですけども、大きな要素ではないかと個人的には思っております。

もう3回目でありまして、この議案について、指定管理料については、一応

ゼロとなった根拠について議論がもしされていたら改めて報告をしてください。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

再度報告するようなものですが、協定の指定管理料等についての思惑は、修繕費が30万円以下であれば指定管理者、乙のほうの持ちと、あと、それ以上であれば、協議の内容で当局のほうが持つと、そして金銭的な線引きもしてあると、ここまでが公募の内容だというふうに委員会では理解しております。

以上です。

○副議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（山田義盛）

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

原田賢一郎議員及び渡辺利治議員の入場を許可します。

（原田賢一郎議員、渡辺利治議員 入場）

○副議長（山田義盛）

ここで議長席を議長と交代します。

（議長交代）

日程第9 議案第72号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第9、議案第72号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松ノ下いずみ議員の退席を求めます。

(松ノ下いずみ議員 退場)

○議長（原田賢一郎）

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

議案第72号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）。

本案は、清流の森大川原峡の管理を平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間、曾於市財部町下財部6650番地、財部北地区公民館に指定管理者を指定するものであります。

審査に際しましては、募集要項、申請書等の資料を求めて審査いたしました。

次に、質疑の概要を申し上げます。

公募内容と施設の管理体制について質疑があり、募集要項に基づきインターネット等で公募した。施設管理については、平成29年度は直営でシルバー人材センターが管理し、伐採等に男性3名、トイレ管理等に女性7名が従事した。今後は人員がふえる予定であるとの答弁がありました。

また、応募資格に該当するののかとの質疑があり、管理実績は有しておらず、選考委員会でも意見が出た。現在、管理業務に携わっている方々がそのまま財部北地区公民館として携わるということで選定したとの答弁がありました。

本委員会では、再度、選考委員会の委員長である八木副市長と執行部の出席を求め、応募資格の「大川原峡の管理運営を行う上で、人的及び物的管理能力を有し、今までキャンプ場の管理運営の実績を有している法人、その他の団体」に該当となった理由について、次のような説明がありました。

現在、管理されているシルバー人材センターで業務に従事している方々が北地区の方々で、1年経験を積んでこられており、引き続き財部北地区公民館にいうことで選考会では認めたとの説明がありました。

委員より、応募資格に対しての拡大解釈はいかなものか、地元に負担をかけることにもなる。また、社会的責任を果たすことが必要であり、事故等が起きたときの人的措置を整えるべきとの強い意見がありました。

以上で審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第72号について、数項目質問をいたします。

本案については、同僚議員の中の松ノ下いずみ議員が一応除斥の対象であるということ で除斥されました。

先ほど全員協議会の中での質疑に対して、こうした除斥の対象となる曾於市における独自の条例等、規則等がまだ明文化されていないという報告もありまして、今後の改善すべき1つだと受けとめました。これは答弁しなくてよろしいです。

質問の第1点は、先ほどと関連いたします。

本議案が、本日議決された場合、議決後の指定団体との協定書の締結について議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。ただいまの委員長報告の最後の中にもありますけれども、4ページ冒頭から、「委員より、応募資格に対しての拡大解釈はいかななものか、地元に負担をかけることにもなる。また、社会的責任を果たすことが必要であり、事故等が起きたときの人的措置を整えるべきだとの強い意見がありました」。これらは可能な限り、やはり協定書等に盛り込むべきだと思います。その点でも、私は協定書、あるいはそれにかわる仮契約を早期に結ぶことは非常に大事であるという観点からの1つの質問でございます。

第2点目は、指定管理料について質問をいたします。

平成30年度は具体的にどれだけの指定管理料を払うことで提案がされたのでしょうか。補正予算（第6号）の予算書では、債務負担行為は一応提案されておりますが、これはあくまでも今後3年間の、2,415万円の上限とする、限度額とする債務負担行為でありまして、結果的に指定管理料はおのずと数字が違ってくるかなと思いますので、指定管理料について質疑があったらお聞かせ願いたいと考えております。

3点目、この議案第72号の施設について、収支状況は、今、どうであるのか。この収支状況によって、指定管理料も少なからず違いが出てくるかなと思いますので、その点からも収支状況について議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

最後に、先日の議案提案で同僚議員の宮迫議員からも質問がありましたが、今回、北地区公民館に提案されるのは初めてでございますが、これがスムーズに、今後3年間運営されるということが非常に大事じゃないかと思っております。それについては、当然議論がされていると思いますので、もし、この管理をゆだねたとして、今後3年間、安定的に管理がスムーズにできるのかどうか審議がされていたら報告してください。

以上、4点です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

まず1点目、締結内容についてですが、締結については本日の議決後の内容だということで、その後の協定書等についての議論等はほとんど出ておりません。

2番目に、指定管理料の問題ですが、一昨年までは森林組合と、昨年が直営のシルバーということで、指定管理料については説明を受けておりません。そして、今回は805万円の指定管理料、議決されれば3年ですが、これについての金額は2,415万円という金額のようです。それについて、あと、いろいろな議論は出ておりますが、内容的には説明のもとと、それから、今申しましたように、当局のほうは議決してからの協定書の中で進めていくということになっております。

4点目に出ましたが、北地区公民館指定は今回で2回目の提案になりますが、今回までに北地区公民館としては、日置市のほうに研修に2回ほど出向いて対応してきたという説明を受けております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

最後の私の4項目の質問の、重ねての質問でございます。

今後3年間、公民館に管理をゆだねたとして、それが公民館にとっては初めての経験でありますので、やはり安定的に管理運営をしていただくというのが非常に大事かと思っております。その点で、職員の体制、あるいはローテーションを含めて、どのようなローテーションでもって、あるいは人的体制をもって運営をしたいということで公民館としては考えているのか、質疑はされていると思いますので報告をしてください。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

体制については、いろいろ議論の中で経験的な立場やら、いろいろ出て、一方、選考委員会のほうでも出たというふうにも報告いたしました。今出ている体制がトイレ管理等については女性7名、そして、あと周辺の伐採業務等について男性3名の応募になっております。あと、増員についても考えておるということで説明をして、中身が心配だという議論になりますが、1年間、直営でやってきた人たちが地元の人たちで、そのまま取り組むという説明を受けております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡辺利治議員）

ただ今の第72号の件につきまして、2点ほど伺います。

収支計画書の内容についてでございます。

管理料の中に雇用保険等の費用が入っていない、805万円を超えての予算は考えていないということでの、ゆうべ、タブレットを見て知りました。今後、労災、社会保険等の加入をお願いするとありますが、この2点を含めた提案が本来の姿であると思われませんが、これについての意見等はございませんでしょうか。

2点目、応募資格の件についてお尋ねします。

4項目めの応募資格でございますが、(2)の拡大解釈をどんな、執行部のほうが拡大解釈のほうについて執行部が申ししておりますが、委員会としては、これをどのような形で納得したのか説明をお願いいたします。

以上2点です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

802万円の管理料について、いろいろ内容的なもんですが、保険等についてもいろいろ審議されました。総合保険については市のほうで入っているが、そのほかの労災保険とか、今後の第三者賠償保険とか、社会保険加入等については、協定と同時にお願いをするというふうに説明を受けております。

あと、拡大解釈という言葉が議論されました。応募要項の中の第4条の2項の文言に基づいて、文言が、地元の経験済みのものでもよいのかというような議論もされましたが、やはり、そこに拡大解釈をするということで、選考委員会のほうでいろいろ議論して決定をしたという報告を受けております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（宮迫 勝議員）

委員長に2点だけ確認を求めます。

まず、昨年、この指定管理が否決になったときに、北地区公民館長が、ぜひ、自分の言葉で説明したい、話をしたいという希望がありました。今回、これを提案するに当たり、北地区公民館長の出席を求めて意見を求めたのか。

そして、2点目が、昨年の否決のときには曾於市森林組合のほうはまだあるじゃないかという意見も聞きました。当時の森林組合の参事の方にちょっと聞いたところ、今後、何があっても森林組合は手を挙げません、応募しませんということだったんだけど、今回の審査の中で、曾於市森林組合との絡みについての意見はなかったのか。

この2点を答弁してください。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

まず、森林組合との兼ね合い、これを先に言いますが、これについては委員会の中でも出ました。森林組合の確認は得ているのかとか、森林組合はどうしているのかということでしたが、今、議員が言われましたように、森林組合も1年前、前回と同様で、その後、理事会にも図って、受けないということはあったということで、当局のほうも話はしてあるということで説明を受けておりますので、森林組合の再度の公募は、そのあたりの理由でなかったというふうに委員会では議論を進めたところですよ。

北地区公民館長については、審査前にいかななものかということでしたけど、委員会を開会してからは呼ばないということは、もう議論されずに、そのまま当局と選考委員会の委員長を呼んだことになります。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○14番（渡辺利治議員）

議案第72号について、反対の立場で討論をいたします。

本会議場で執行部との質疑答弁の内容を聞く限り、反対の要素は何ら見えず、私はよしと思っておりました。

この議案は建設経済委員に付託され審議される、それが議会のチェック機関たるゆえんであります。議会のチェックとは、悪を見つけるものでなく、是は是、非は非としてよい方向に導き、するもので、これが重要な議員の責務であります。なあなあでやってはなりません。

それで反対とした理由を述べます。

清流の森大川原峡の指定管理者募集要項の中にありますように、4の（2）の大川原峡の管理運営を行う上で、人的及び物的管理能力を有し、今までキャンプ場の管理運営の実績を有している法人、その他の団体があります。これには該当いたしません。

また、7条の応募に関する留意事項（6）に、提出された書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類がそろわなかったとき、その他不正な行為があったときは失格とします。（2）に触れ、応募資格そのものはありません。

2条の指定管理者の事業内容について、1から4までありますが、（4）で、上

記に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業となっております。しかし、1から11のうちの2を除くほかには、市長が必要と認める云々とはどこにも記載されておられません。

管理料の中に雇用保険等の費用も入っていないし、805万円を超えての予算は考えていないという議事録がちゃんと出ております。今後、労災保険、社会保険等の加入をお願いすると答えております。これは、明らかに金額を超えております。

それと、拡大解釈の答弁であります。これは意味が全然違いすぎます。シルバー人材センターに席を置き、シルバー人材センターの一員として従事したことが応募資格の（2）に該当すべきものではありません。これは当たり前です。

財部北地区公民館に決して非はありません。執行部への、再度、修正なりして提案してください。必ず賛成の立場で表明します。

議員の皆さん、どうか議員の職務の内容を再考し、チェック機関の意味を踏まえ、判断をお願いします。

以上、反対討論とします。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

議案第72号について、反対の討論をいたします。

今、渡辺議員からありましたが、募集要項の4、募集資格（2）についての解釈については、公民館としての運営実績は何ら提出された申請書には記載されておられません。よって、これについて、募集要項に資格があると認めること自体に対しての問題があると思います。

また、事業計画の中のところでも、安全対策についての記載に、労働災害、第三者災害についての記載もなく、今、特に社会で言われております振動工具、ビーバーやチェーンソーを使用する場合の資格取得の経費、安全講習の費用、内容というのが全く記載されておられません。

また、収支報告書の中にも、労災保険、第三者賠償保険などの費用が含まれておらず、このままで財部北地区公民館が指定管理を請け負うとなった場合、北地区公民館の運営に非常に大きな負担を期すのではないかと考えられます。

再考されて、もう1回募集要項の見直し、それと、担当部署の適切な指導をもって、指定管理料805万円にこだわらず、北地区公民館が健全な運営、また、公民館

の活性化につながるような助言をして適切な申請書を提出されることを望み、北地区公民館の指定管理に対して問う以前の問題として、議案第72号について反対いたします。

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○11番（土屋健一議員）

私は、議案第72号に賛成をするものでございます。

まず、本件のような地域の財産を地域自身が応募して、この施設をしっかりと守りぬいていくんだという考え方、そのことに大賛成でございまして、今後もこのような取扱いというのは、財部大川原キャンプ場に限らず、清流の森に限らず、出てくる問題だろうと思っています。

今から市政は地域住民をどう取り込んで地域を発展させていくかということを最大限に考えていかなければならない、これは最善の方法だと、そのように考えております。

また、運営についての実績とか心配もありますが、これは当局と指定を受けた管理者と綿密に連絡を取りながら、あるいは必要な財政については再考をしながら進めていけばいいことであって、そういったことを背景に、私は力強く、これは賛成すべきだというふうに討論を申し上げたいと思っております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

賛成多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

松ノ下いずみ議員の入場を許可いたします。

（松ノ下いずみ議員 入場）

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 議案第73号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第10、議案第73号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

議案第73号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）。

財政課では、財政調整基金の平成29年度末残高で幾らぐらいを見込んでいるかとの質疑に対して、30億円を目指したいとの答弁がありました。繰り戻しの内訳で、普通交付税の決定で3億4,000万円、その他各課の決算剰余金等を充てたい。特別交付税は、6億円程度を見込んでいるとの答弁がありました。

ふるさと納税の状況は、12月10日現在で6億4,900万円の寄附金が収納されているとの説明がありました。

歳出の普通財産管理費で、旧松山電子工場高压受電設備取替工事一式については、旧松山電子工場を市が無償譲渡されたものを、（株）河鶴に土地、建物を87万7,700円で賃貸契約で貸し付けているものである。今までは、軽微な修繕等は相手方が行っていたが、今回は高压受電設備で工事費が高額なために、市のほうで行いたいとの説明がありました。

委員より、築年数、設備の耐用年数の質疑があり、築29年で設備の実用耐用年数は25年である。電気管理技術者から、災害や周囲の停電の恐れがあるとの提言を受けたとの答弁がありました。

市民課では、小規模水道施設整備補助金は、中谷水道組合の配管240mの布設替えの2分の1補助であるとの説明がありました。

曾於市クリーンセンター管理費は、ごみの量の増により、焼却用燃料が不足したための補正であるとの説明がありました。

総務課では、総務管理事務費は、タブレット用電子ペン60本分を購入するものである。タブレットに電子ペンを認識させるため、設定したタブレットでしか使用できないとの説明がありました。

次に、地域コミュニティの進捗状況はどうであるかとの質疑に対して、専任の集落支援員を2人、兼任を3人雇用して、集合住宅等の現状調査を終えたところである。今は24ある各地区校区公民館で、自治会長へ説明会を行っている。今後は、都城市の宅建協会と協議し、業者から自治会加入のパンフレットを配布し、啓発をしてもらう予定である。作業はほぼ計画どおりに進んでいるが、集合住宅居住者の自治会加入等は、思うようには進んでいないとの答弁がありました。

企画課では、債務負担行為で、市報とお印刷製本費で4月入札は難しい、早目に準備したいとの理由で860万1,000円、おおすみ弥五郎伝説の里指定管理料で、落雷により給水ができずに、水道量の増により93万6,000円プラスした変更の説明がありました。

空き家バンクチラシでは、枚数とどこに送るのかとの質疑に対して、約2万5,000枚を作成して、固定資産税納付通知書に同封するとの答弁がありました。これまでの実績として、6件受け付けして2件が成立、3件が宅建協会へ依頼、1件は決まったということで、取り下げがあったとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第73号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第6号）についての所管分。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係について、自立支援医療給付費372万円は、18歳以上の障がい者が対象の更生医療と、18歳未満の障がい児が対象の育成医療の増額分であります。

児童福祉事務費4,422万3,000円の増額は、平成28年度の児童福祉費の国・県への還付金であります。毎年12月議会で前年度分の還付金についての予算を提案しているとの説明がありました。

出産祝い金の270万3,000円は、第3子以降の出産には、1人10万円の祝い金を支給しています。当初予算では55人分を計上していたが、当初の推計を超えるため、今回27人分を増額するものです。委員より、もともと当初55人の推計が甘かったのではないか。来年度からこれまでの実績をしっかりと踏まえて、予算を計上すべきであるとの意見がありました。

生活保護総務費の2,448万8,000円は、平成28年度の生活保護費の国への還付金であります。委員より、生活保護受給者数と生活保護費について質疑があり、平成29年6月1日現在、生活保護受給者は370人、例年ほぼ横ばい、前年度生活保護費年

間 5 億 8,297 万円は、国が 4 分の 3、市が 4 分の 1 を負担しているとの答弁がありました。

教育委員会総務課関係について、教職員住宅管理費 486 万円は、議案第 76 号、曾於市教職員住宅条例の一部改正で提案された、西中園教職員住宅を改修するための工事費であります。改修工事はリフォームが中心であり、年度内に工事は完了できる見通しであるとの説明がありました。

中学校管理費 294 万 3,000 円は、末吉中学校屋内運動場の修繕費と座置分、スクールバス関連の増額分であります。

社会教育課関係について、図書購入基金 15 万円は匿名の方の寄附金であります。前年度から本年度にかけて、同じ方からと見られる 15 万円の寄附金が 4 回寄せられており、基金現在高は 1 億 618 万 3,585 円となります。委員より、図書購入には図書購入基金からの取り崩しにより、毎年 700 万円が使われている。このままでは基金残高が 1 億円を割りかねないため、図書購入基金の積み立てにもっと力を入れられたいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

議案第 73 号、平成 29 年度曾於市一般会計補正予算（第 6 号）について（所管分）。
本案の審査の過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

農林振興課では、岩崎地区農業研修センター研修室空調設備設置工事について、今まで空調設備がなく、新設するものであるとの説明がありました。市有林管理費の刈り払い機の購入については、現在 9 名の労務班で作業に当たっているが、先月 1 名がけがをしたため、安全装置のついた刈り払い機を購入するものであり、順次交換していくとの説明がありました。

畜産課では、畜産基盤再編総合整備事業は、事業主体が県の地域振興公社で、負担率は国 50% 以内、県 22.5% 以内、地元が約 27.5%。農家は事業参加者として負担金を支払い、事業に参加するものであり、草地造成や飼料畑地造成、施設用地造成に合わせて畜舎や機械等の整備を行い、増頭してもらうのが目的であるとの説明がありました。

耕地課では、現年発生農地・農業用施設災害復旧費の工事について、田植えまでに間に合うのかとの質疑があり、財部の耳取頭首工と上村水路については繰り越しとなり、田植えには間に合わないが、水の確保はできるとの答弁がありました。

建設課では、交通安全施設整備事業の外灯の新規設置要望について質疑があり、年次的に支所ごとに、10基から20基新設しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案についての採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず総務委員長に数項目、質問をいたします。

第1点は、一般会計の6号の段階での財政問題についてでございます。先日の総括質疑でも質問いたしましたが、重なりますが、同じ観点からの質問でございます。

議案の今回の6号では、1つは財政調整基金からの繰り入れ、一方、前年度からの繰越金の繰り入れがございます。これらを含めて、また各種基金が総務委員会サイドの、この審議の対象となっておりますが、これらをまとめて、現在の段階での曾於市の一般会計の財政状況について議論がされていたら、今後のことも含めて議論がされていたら、報告してください。

第2点目は、23ページのいわゆる空き家バンクについてでございます。先日、私の総括質疑でも、私は質問いたしました。また同僚議員の松ノ下議員も、一般質問で質問がございました。ただいまの委員長報告の中にも若干、触れられております。制度が発足して2年でございますが、これはやはり基本的にはよい制度でありまして、今後こうした広報活動だけではなくて、いろんな角度から研究しながら、これを前進させる必要があるのではないかと考えております。その点で、今後の新たな改善点を含めて、これを前進させる立場からの議論があったら、お聞かせください。

質問の第3点目、26ページの、このいわゆる河鶴のこの敷地内の電源関係の取りかえ工事の365万7,000円でございます。ただいまの委員長報告によりますと、こうした事故が発生した場合に、この協定書の中で、いわゆる故障等に対する負担をどうするかが、先日の議案提案でも当局が答弁が若干ありましたが、不明確であるようでございます。この委員長報告を見ましても、同じように不明確であるようでございますが、このあたり委員会ではどういった審議がされたのか。やはり不明瞭であったら今後ほかの施設を含めて、これは教訓化すべきだと思うんです。そのためのやはり議会審議であろうかと思っております。その点で議論が深められていたら、報告をしてください。

最後に、33ページの、金額は少ないんですが、クリーンセンター関係の20万6,000円でございます。平成30年度から本格的なクリーンセンターの改修工事が始まりますけども、この現在の段階で、もし委員会で審議がされていたら、その中心

的な内容について報告してください。審議がされていなかったら、よろしいです。

次に、建設経済委員長に数項目、質問をいたします。

まず第1点は、この52ページの20万6,000円。金額は少ないんですけども、このお茶関係の、いわば借入金に対して、なかなか借り入れた金額の償還が思うようにいかなかった、いわゆる遅延ですね。遅延したということで、一般財源で20万5,000円を対応いたしております。私は、これは金額の問題等の問題ではなくて、近年、こうした事例が見られなかったために、やはり曾於市全体のお茶を含めて、特にお茶関係の現在の、あるいは今後の経営を、曾於市としても引き続きバックアップする、支援するという立場から、この問題も考えていくべきじゃないかと、一つの側面として個人的には思っております。

その点で、現在と今後を含めて、こうした借入金等に対する現在のお茶農家の経営環境はどうであるのか、もし議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。これが第1点であります。

それから質問の第2点目は、59ページでございます。これも総括質疑でも、私は質疑いたしましたけども、金額は101万5,000円、県営の、いわゆるシラス対策事業、大隅町の八合原の竹山地区、これを特に来年度から本格的に数億円の事業で改修工事を行うということでございます。このこと自体は率直に評価したい点であります。が、質疑でも申し上げましたけども、一方で月野川にこの膨大な量の、豪雨時期に水を流した場合に、ただでさえ月野川はこの洪水の危険性があります。また実際、洪水があります。ですから、このことで今後、並行して、あるいは工事が完了するまでに並行して大規模な改修工事を行わなければ、これは大変な問題になると思うんです。

先日の私の質問に、市長は、今後も強く県当局に働きかけていきたい、改修工事を、ということでございました。それは当然のことでございますけれども、私は一方で、今回のこの予算が、来年度以降の事業計画を含めて、はっきりいたしております。ですから、改修工事についても、同時並行的に県に明確にさせるというか、おくれをとらないように、要望だけじゃなくて、はっきり県の改修工事を、改修事業についての計画を今の段階ではっきりさせるかどうか、そうした強い措置が、これは議会も含めて一体となって、県に働きかける必要があるんじゃないかと思っております。

非常にこの改修工事の位置づけを、もっともっと私は重視すべきという点からの質問でございますけれども、その点について、審議がされていたら、お聞かせ願いたいと考えています。

結果的に改修工事は行われたとして、この竹山地区の工事が先行した場合にどう

なるか。月野川流域の住民の人たち、あるいは地主の方々は厳しい批判が出ると思うのです。そうしたことにならないように、今の段階で、やはり議会も含めて一体となって、強力にこの事業については計画を持たせるべきではないかと思っておりますので、そのあたりの議論がされていたら、報告をしてください。

次に、62ページの畑かん関係の275万8,000円でございます。このこと自体は、この当局の先日の統括質疑でも、一応この水位計が2基ある中の1基が故障したために対する予算提案ということでございますけども、合わせて審議の中で、北部畑かんの今後のあり方について、議論がされていたら、その中心的な内容について報告をいただけないでしょうか。

以上、3項目の質問でございます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

まず財調のことでございますけども、最初説明があったように、第6号で8,587万1,000円の取り崩しがありました。これで29年度の合計の取り崩し11億6,703万9,000円。平成29年度末の見込み、財調の見込み額として、23億2,356万1,000円というこういう説明でありました。

財政課の考えとしては、30億を積み立てたい。その内訳として、当初で約10億円の取り崩しで当初予算を組んで、残り20億は年度途中で災害があったときに充てたいという、こういう内容で、約30億円を財調として積み立てたいという説明でありました。

そして繰越金については、予算書の3ページでもありますように、今回、3,756万1,000円を繰り越して、合計で6億9,274万5,000円。これがもう全額ではないかという、私はそういう認識であります。これを詳しくは議論はしていませんけども、そういう説明だったんで、私はそういう認識でありました。

あと各基金については、先ほど委員長の報告で申しました。やっぱりふるさと開発基金、ふるさと納税が話題になりまして、今、報告したとおりであります。

次に、空き家バンクについては、結構議論がありました。その中で、やっぱり応募が少ないのはなぜかなという中で、必要がないんじゃないかなという、空き家持っている方が実際非常に困っていないという人も多いし、それから必要と思っていない人がいるから、なかなかそういう応募がないんじゃないかなという意見がありました。

空き家の調査をした平成23年度の件数では、1,052件という数字も委員会審議の中で出てきました。実際、総務委員会では現地調査も含めてしたいなということで、1月9日に閉会中の審査をする予定であります。

次に26ページの365万7,000円、これは株式会社河鶴の漬物工場の受電設備の取り

かえであります。委員のほうから、やっぱり更新時について3年ということでありましたが、この中で、要するに売ればいいんじゃないかという意見もありましたし、それから、こういうことがあるからもう1回、協定を見直すべきだということもありました。実際に一般の民間の住宅の賃貸の関係での契約も含めて、議論は出たところであります。

あとは33ページ、多分クリーンセンターについて聞きたいと思うので、ここは株式会社虹技が名古屋まで行くための旅費の関係でした。クリーンセンターについて言えば、やっぱりごみの量がふえているということで、大隅の最終処分場、これの処分の仕方、そして生ごみが出た場合は、シラス残土で覆わなきゃいけないとか、そういうことまで含めて耐用年数まで出ました。今回はこの予算は、ごみの量がふえたためのA重油の追加という説明、それから、余り炉が熱くなってもいけないということで、冷却するための水道の予算だという議論でありました。

以上で、総務委員会を終わります。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

質問について、まず1項目めに、今回の茶業貸付基金償還遅延損害金ということでは20万5,000円ですが、これについての質問の内容が現状の茶業界はどうかということだというふうに思いますが、委員会の中では、なかなか茶業生産については兆しが見えてこないということ等があり、今回の遅延金に至ったのは、28年度に1回おくれたということ等で、今回、損害金を返還するものだということです。

今申しましたように、茶業界についての今後の取り組みについては、十分議論をしていって、議会サイドでの議論も必要だというふうに、委員会の中では進んでおります。

2点目に、101万円の竹山地区の件ですが、これについてもいろいろ議論が出ました。

まず簡単に申しますと、竹山地区のどのあたりかということ等については、桜ヶ丘地区ということで、今質問に出ましたように、月野川もしくは前川に流すには、いろんなものが、課題があるということ等が出ておりますし、出ましたのが、今年度、測量試験して、排水はどのほうの規模なのかということで、端的に言いますと断面が800から1,800等の断面ということで説明を受けておりますが、議論の中で、月野川か前川かということについては、まだ方向づけが決定していないというような説明議論でした。

谷川内ダムですが、これにつきましては、今後のあり方等についても説明のほかには議論が出ましたが、特段の北部、畑かんということ等の議論は進んでおりません。内容は以上です。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に1点、質問いたします。

先ほど1回目で質問すればよかったんでしょうが、忘れておりましたんで。この26ページの365万7,000円ですね、この協定書の提出は委員会に提出していただいたんでしょうか。協定書について、やはり問題点がなかったのかどうか、今後の改善すべき点がなかったのか、協定書を突き合わせながら議論をするのがよかったんじゃないかということでの質問でございます。なかったら、それでよろしいです。

それから建経委員長に重ねて、この59ページの101万5,000円の竹山地区のシラス対策事業についてでございます。1回目と同じ繰り返しになりますが、お互い考えていきたいと思うんです。もう今回、いわば測量関係の市の負担分が出されております。そしてこれを踏まえて、来年度以降2年、3年かけて本格的な、県が事業主体となる事業が行われます。

ですから4年後にはもう一応、計画では完成なんですよ。水を流すということになります。ですから同時並行的に前川に、あるいは月野川に流すにしても、現状ではいけないというか、一定の改修工事が必要でありますけども、やはり事業が、竹山地区の終了するまでに河川の改修工事の後になって支障が出ないように、同時並行的に改修工事を行うというのは、これは絶対条件じゃないかと、私は思っております。

その点で議論が深められてなかったら、今後の大きな、私は、特に第一義的には、当局の問題でありますけれども、議会にも責任があらうかと思っておりますので、大事じゃないかと思っております。

議論がどこまでされたのか、また今後の課題も含めて、もう1回報告をしてください。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

株式会社河鶴との協定について、口頭での説明は求めましたけども、協定書の提出を求めている審議は行っておりません。

以上です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

今、質問の内容等々ですね、委員会でも十分理解、また方向づけを持っておりますが、決定的に県との議論やら、そういうところまではいっておりません。委員会委員全員が、今質疑がありますように、月野川、前川のほうにはもうちょっと以前、増水しての前例があるということで、前川という言葉は薄いですが、端的に言いますと月野川ということの議論等で審議を終えております。

今後の行方については、なお一層、議会側も対応していかなければいけないと、

そこまでは十分、委員会では理解しております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案に対する各常任委員長の報告は、可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第11 議案第74号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第12 議案第75号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

日程第13 議案第76号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第11、議案第74号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第13、議案第76号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第74号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第75号、平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第76号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上3議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

まず、国民健康保険特別会計補正予算について、歳入歳出とも精算的なものであり、補正額は67万3,000円の増額、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ69億3,965万6,000円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算について、歳入歳出とも精算的なものであり、補正額は91万円の増額、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ5億7,361万1,000円であります。

次に、介護保険特別会計補正予算について、補正額が4,748万8,000円の増額、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ56億1,733万1,000円であります。歳入では、国庫支出金1,614万5,000円、支払い基金交付金1,381万3,000円の増額であります。

委員より、国庫支出金や交付金は、歳出での支払い等に支障なく入ってくるのかとの質疑があり、これまで特に支障が出たことはないとの答弁がありました。

一方、歳出では、居宅介護サービス給付費3,300万円の増額は、病院が運営している通所リハビリや定員18人を超える事業所が行っている通所介護サービスの利用者増によるものであり、地域密着型介護サービス給付費3,961万6,000円の増額は、グループホーム、定員29人以下の小規模の特別養護老人ホーム、定員18人以下の事業所が行っている通所デイサービス、小規模多機能型の介護サービスの利用者増によるものであります。

委員より、利用者がふえているサービスについて質疑があり、こうした地域密着型介護サービスの利用者や居宅介護サービスの利用者がふえているとの答弁がありました。

施設介護サービス給付費4,800万円の減額は、定員30人以上が対象の特別養護老人ホーム、老健施設、長期入院型の病床の介護サービス費の減額によるものであります。高原ナーシングややごろう苑などの老健施設は、入所者の利用は多いが、市外からの入所者が多くなり、市内出身の入所者が少なくなったため、減額になったとの説明がありました。

介護予防サービス給付費2,640万円の増額は、介護度の軽い要支援者の居宅での通所サービスや訪問サービスの利用者増によるものであります。

高額介護サービス費780万円は、自己負担分が高くなった場合に給付される費用で、所得によりランクに違いがありますが、月額4万4,400円を上限とする負担軽

減のための補正であります。

以上、審査を終え、本委員会としては議案第74号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第74号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第74号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第77号 平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第14、議案第77号、平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議案第77号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、休憩いたします。午後は、おおむね1時再開いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 同意案第25号 教育委員会委員の任命について

○議長（原田賢一郎）

次に日程第15、同意案第25号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第15、同意案第25号、教育委員会委員の任命について説明をいたします。

長野かおり氏の任期が平成29年12月26日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき提案するものです。なお同法第5条第1項の規定に基づき、任期は4年

となります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第25号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。

よって、同意案第25号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第25号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は、19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に九日克典議員及び伊地知厚仁議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配布漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

(投票)

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。九日議員及び伊地知識員の立ち合いをお願いします。

(開票)

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。投票総数19票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち賛成15票、反対4票。反対4票のうち、白票2票でした。

以上のとおり、賛成多数であります。よって、同意案第25号は、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

日程第16 同意案第26号 監査委員の選任について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第16、同意案第26号、監査委員の選任についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第16、同意案第26号、監査委員の選任について、説明をいたします。

野村行雄氏の任期が平成29年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、提案するものです。
なお、同法第197条の規定に基づき任期は4年となります。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第26号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。

よって、同意案第26号については、委員会の付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第26号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は、19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に土屋健一議員及び山田義盛議員を指名いたします。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配付)

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番。

(投票)

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。土屋議員及び山田議員の立ち合いをお願いします。

(開票)

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。投票総数19票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち賛成15票、反対4票。うち白票2票でございます。

以上のとおり賛成が多数であります。よって同意案第26号は、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

日程第17 同意案第27号 副市長の選任について

日程第18 同意案第28号 副市長の選任について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第17、同意案第27号、副市長の選任について及び日程第18、同意案第28号、副市長の選任についてまでの2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第17、同意案第27号と日程第18、同意案第28号を一括して説明をいたします。

まず、日程第17、同意案第27号、副市長の選任について説明をいたします。八木達範氏の任期が平成29年12月24日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき提案するものです。なお同法第163条の規定に基づき、任期は4年となります。

次に、日程第18、同意案第28号、副市長の選任について説明をいたします。大休寺拓夫氏の任期が平成29年12月24日をもって満了とすることに伴い、引き続き同氏を選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき提案するものです。なお同法第163条の規定に基づき、同氏の任期は4年となります。

以上で、日程第17、同意案第27号と日程第18、同意案第28号を一括して説明をいたしました。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○7番（宮迫 勝議員）

市長に1点だけ伺います。副市長の人事、1人でもいいじゃないかという意見もあります。今回2人を提案されましたけども、副市長2人が必要だという市長の見解を述べてください。

○市長（五位塚剛）

副市長の2人任命制については、基本的には今、市の仕事量の問題、また職員とのつながりの問題、また2人が果たしてきた役割を見ますと、当然ながら2人のほうが市政運営が非常にうまくいくというふうに思っております。また、鹿児島市内の中でも、県内の中でも、1人制から2人制のほうに今、副市長、またそういう形で進んでおりますので、基本的にはそういう考えでございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

確認を求めて、質疑いたします。今回の4年間の任期分の退職金は幾らに、それぞれなるのか。次期任期を満了した場合の退職金の取り扱いについては、どのように考えておられるのか。また担当部署は、それぞれの副市長のお二方の担当部署はどのように考えてられるのかを、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

副市長の退職金については、総務課長から答弁をさせたいと思います。

今回、議決をいただいたならば、次期の退職金については、まだ相談をしております。私としては、もし相談をいくんだったら、幾らかの相談はできるのかなという気持ちもあります。まだ全く白紙の状態であります。

担当課については、引き続き同じ担当をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。副市長1人当たり、739万2,000円でございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

次の4年間の退職金については、相談したいという、今、説明をいただいたんですが、ちょっと相談したいというのが、どういう意味か、ちょっと理解しがたいんですが、はっきり、どういうことをどういうふうに相談したいという内容を示してください。

○市長（五位塚剛）

基本的には全く考えておりませんが、市の財政も苦しい状況でありますし、また私自身の市長の退職金は引き続き受け取らないというふうに思っておりますので、そういう意味では、1割カットとか、そういうことも含めて、検討はしてもいいのかなという、そういうつもりはありますが、全く検討はしておりません。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。

よって、同意案2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず同意案第27号、副市長の選任について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。

○19番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、同意案第27号には賛成をいたします。この4年間、よく頑張ったと理解いたしております。

○議長（原田賢一郎）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第27号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は、19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大川内富男議員及び渡辺利治議員を指名いたします。

投票用紙を配布します。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番。

（投票）

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。大川内議員及び渡辺議員の立ち合いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。投票総数19票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち賛成18票、反対1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第27号は、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

次に、同意案第28号、副市長の選任について、討論を行います。反対の討論はあ

りませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。

○19番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、先ほどと同じように同意案第28号には賛成いたします。大休寺副市長も4年間よく頑張ってくれたと思っております。賛成です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第28号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は、19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に海野隆平議員及び久長登良男議員を指名いたします。

投票用紙を配布します。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願いま

す。

なお投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会議務局長（浜田政継）

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番。

（投票）

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。海野議員及び久長議員の立ち合いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。投票総数19票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち賛成17票、反対2票。うち白票2票でございました。

以上のとおり、賛成多数であります。よって、同意案第28号は、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

日程第19 議案第78号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第79号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第19、議案第78号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について及び日程第20、議案第79号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第19、議案第78号と日程第20、議案第79号を一括して説明をいたします。

まず、日程第19、議案第78号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について説明をいたします。

国は、平成29年8月8日の人事院勧告に対し、平成29年11月17日の閣議によって一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与の額を改定することを決定し、12月15日に法律が公布されました。本市においても国の給与改定に準じ、曾於市特別職の職員及び議会議員の特別給の給与改定を行うものであります。

第1条による曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と第3条による曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正、12月に支給する特別職及び議会議員に係る期末手当の支給割合を「100分の155」から「100分の160」に、0.05カ月分の引き上げを実施するものであります。何ですか。

（「160ですか」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

100分の160……。0.2カ月分の引き上げを実施するものであります。

第2条による曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び第4条による曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は、期末手当の支給割合を、6月にあつては「100分の155」から「100分の150」に、12月にあつては「100分の160」から「100分の165」に改めるもので、平成30年4月1日から施行するものです。

次に、日程第20、議案第79号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について説明をいたします。

平成29年8月8日の人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員の給与の額を改定することが平成29年11月17日に閣議決定され、12月15日に法律が公布されました。平成29年4月分の月例給について、国家公務員給与と民間給与を比較した結果、民間給与が国家公務員給与を上回ったために、昨年度に引き続き月例給と特別給の勤勉手当を引き上げることになりました。曾於市においても人事院勧告に準じて、給与改正を行うものであります。

第1条による「曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正」は、同条例第18条第2項に規定する12月期の勤勉手当を一般職の職員にあつては0.1月分、再任用職員にあつては0.05月分をそれぞれ引き上げるとともに、行政職給料表を平均改定率0.2%引き上げるため、別表の改正をするもので、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものです。

第2条による「曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正」は、6月期と12月期の勤勉手当の支給配分の見直しを行うもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で、日程第19、議案第78号と日程第20、議案第79号を一括して説明をいたしました。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

本来だったら、委員会付託で十分審議するほうがいいと思うんですけども、一応、即決の提案をした提案でありますので、一応まとめて7、8項目、質問いたします。

まず、質問が前後するかもしれませんが、御了承ください。

これは何年ぶりの条例改正であるのかですね、これが第1点。

そして、これを見る限りにおいては職員を含めて期末手当が、いわゆる引き上げになっておりますが、前後いたしますが、職員については、例えば市長から説明がありました勤勉手当についても再任用を含めて、一応引き上げとなっておりますが、一応期末手当以外では、職員の勤勉手当のみの、今回は条例改正というふうに受けとめていいのか。これが質問でございます。

そして、率にして何%の引き上げであるというのがわかっていたら、お答え願いたいと考えております。わかってなければよろしいです。

それから、これも質問が前後いたしますが、報酬等の審議会は当然のことながら、緊急であっても開かれるべきであって、開かれていると思いますが、これはいつ開かれたか。そのメンバーはどういったメンバーであり、どのような審議の過程と、そして答申が出されたのか、報告してください。

次に、今回のこの条例改正の大きな点は、それぞれの期末手当でございます。6月分は一応据え置きということで、12月分だけのみの、一応、引き上げというふうに理解いたしておりますけども、間違いでないのかどうかの確認と質問であります。

そして個別的に質問いたします。

特別職の中で、市長の、あるいは副市長、教育長の、それぞれですね、今回の条例改正によりまして12月の期末手当は、幾らから幾らにそれぞれなったのかどうか。

それから私たち議員の場合も、細かくなりますけれども、それぞれ議長を初めとして、どれだけの額となって、そして金額となったのか、個別に説明をしてください。

最後に、後ほど提案される補正予算ともかかわりがありますが、今回のこの条例改正によりまして、全部で総額どれだけの新たな予算額となっているのかどうか。後ほどのは、特別会計を含めて分かれておりますので、一応ここで1回目の質問とさせていただきます立場からの予算額についての質問であります。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それではお答えをいたします。

まず、何年ぶりの条例改正かということでございますが、議案第78号の特別職、それから議員の報酬につきましては、平成28年、27年も提案させていただきましたけれども、否決ということでございましたので、ここ2年間は改正はされていないところでございます。職員の分につきましては、昨年も改正をしていただいたところでございます。

あと、職員の勤勉手当のみの条例改正かということでございますが、まず特別職、それから議員の皆様につきましては、期末手当のみの改正でございます。職員につきましては、期末手当はございませんで、勤勉手当の引き上げ、それと給与を平均で0.2%引き上げるというような内容になっております。何%を引き上げるかということでございますが、それぞれの年齢、役職で違いますけれども、最高で1,000円、最低で400円、400円から1,000円の間でそれぞれ引き上げがされるところでございます。

報酬等審議会は、いつ開いたかという御質問でございますが、報酬等審議会につきましては、これは条例があるところでございますけれども、これにつきましては条例第2条のほうに、市長は議員報酬の額、並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめこの審議会を開いて意見を聞くものとするというものでございます。今回は手当ての改正であったために、会議は開いていないところでございます。

期末手当につきましては、12月分のみの引き上げかということでございますが、ここの分につきましては、6月は既に支給しておりますので、12月分を引き上げるというものでございます。12月分も支給はしているところでございますが、できれば年内にその差額分を支給したいと考えているところでございます。

それから市長、副市長、教育長の金額がそれぞれ幾らになるかという御質問でございます。期末手当の額が、合計で3.1月から3.15月に、0.05月ふえるわけでございます。これは増加分と、改正後申し上げます。市長におきましては、4万8,013円ふえまして……。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

はい、4万8,013円ふえまして、302万4,787円となる予定でございます。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

302万4,787円。それから、両副市長は同じでございます。3万7,950円ふえまして、239万850円でございます。教育長につきましては、3万5,248円ふえまして、222万592円の見込みでございます。

それから議長を初めということでございます。議長も同じように、議長等につきましても同じように3.1月が3.15月になるところでございます。

議長につきましては、2万2,828円……。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

はい。2万2,828円ふえまして、143万8,132円の見込みです。副議長につきましては、1万8,285円ふえまして、115万1,955円の見込みです。委員長につきましては、1万7,365円ふえまして、109万3,995円の見込みです。議員の皆様方につきましては、1万6,963円ふえまして、106万8,637円となる見込みでございます。

それから総額、新たな予算額は幾らとなるのかというものでございますが、今回は議員の皆様方の報酬につきましては、欠員等があったために予算が既定予算で足りましたので、今回の補正予算には増額予算はしておりませんが、その分をふえたということで申し上げますと、一般職員、それから4役、議員の皆様方を含めまして、1,783万6,000円の増の見込みでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの答弁がありましたように、私たち議員を含めて4役については、前回、否決いたしております。ただいまの総務課長からも説明答弁がありましたけども、今回の条例改正は総額、新たに1,783万6,000円の予算増となります。課長、これは間違いはございませんね。

そこで市長に質問であります。市長も同じ気持ちだと思っておりますが、私たち議員の場合、特に市民の目線感覚で考えて、特に議会では質問をしなければなりませんけれども、やっぱり1,000万円を超える新たな予算増額でありますので、これが妥当かどうかはまた別問題として、こうした少なからず金額の条例改正を行う場合は、報酬審議会ですね、次期はともあれ、やっぱりやるべきだと思うんです。

ただいまの課長から説明があったように、そうした規定になっていない。なっていないからいたし方ないというので、市民が受けとめるのでしょうか。そうならない

と思うんですね、一般の市民の感覚では。ですから、そうした市民の目線で考えるんだったら、今回はともかくとして、やはりこの種の条例改正については、当然のことながら緊急に審議会を開いて、そしてそれを踏まえた提案をするべきじゃないかと思っております。

これは市長の答弁になろうかと思いますが、お聞きいたします。これが第1点であります。

それから、第2点目は、ただいまの課長説明もありましたように、今回は4役と私たち議員の、12月の期末手当の引き上げ条例改正でございます。単純な質問でありますけれども、職員の場合は、なぜされなかったのでしょうか。ちょっと勉強不足でありますので、その辺についてもお答え願いたいと考えています。今後の動き等を含めて、これも当然市民から議員に質問が出る項目じゃないかと思っております。

いわば、市の4役と議員だけが値上げ賛成したって、この前選挙終わったばかりじゃないかと、当然そういったのは目に見えております。ですから、それやっぱり私たちも答えざるを得ない、答えなければならないという点で、職員の場合はどうであったのか。率直にお聞きいたします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

報酬等の審議会を開くべきではなかったかという御質問であります。担当課長から……。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

はい。給料、本給を値上げをする問題でありませんでしたので、しなかったわけですけど、今後については、値上げの幅とか、いろんな問題があるでしょうから、そのときに検討はしたいと思います。

あと職員についても、今回の値上げをしているというふうに思っております。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。今、市長が申されたとおりでございますが、議員の皆様方と特別職につきましては、勤勉手当ではなくて期末手当だけでございます。職員の場合は、期末手当、勤勉手当、両方あるところでございますが、職員につきましては、期末手当は今回引き上げはなくて、勤勉手当を、通常の一般職員は0.1月分、再任用職員が0.05月分引き上げるものでございます。

ですので、特別職につきましても、期末手当を0.05月分引き上げますので、同じような引き上げといいますか、職員のほうがまだいいかもしれませんけども、引き

上げをされるところでございます。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

先ほど私、勉強不足ということをあえて言いながらの質問だったんですけども、再度確認いたします。特別職と議員については、いわば期末手当の引き上げ条例改正でありますよね。一応、職員については、答弁にありますように、期末手当の条例改正じゃなくて、勤勉手当でしょ。もちろん引き上げは引き上げなんですけど、だから職員についての期末手当の引き上げは、なぜされなかったのか、今後の動きを含めて、考え方を含めて、初歩的な質問でありますけれども、お聞かせください。

当然、市民からそういった質問も恐らく確実に出るでしょうから、質問してるんです。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

失礼いたしました。お答えをいたします。これにつきましては、人事院勧告に基づく、それに準拠して引き上げを行うものでございます。今回の人事院勧告の内容が、一般職員につきましては、勤勉手当、それから月例給を0.2%引き上げというふうに勧告がされておりましたので、それと同様に勤勉手当だけを引き上げたものでございます。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

委員会に付託されませんので、二、三お聞きしたいと思います。

まず特別職の給与の改定でありますけども、10ページに給与の内払というようなことが書いてあります。これは今までなかった言葉じゃないかと思うんですけど、改正後の議員報酬条例の規定による給与の内払とみなすというのが最後のほうに書いてありますけど、この内払の中身をお答えいただきたいと思います。

それと今まで特別職の期末手当につきましては、平準化された方法で支給するというふうになっていたわけでありまして、今回支払いの方法等が変わった、その理由は何なのかですね、お答えいただきたいというふうに存じます。

それと職員等の給与の改定でありますけど、民間とのいわゆる格差の是正というようなことが今、言われてあるわけでありまして、どの程度の格差なのか、お

答えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。ちょっと2番目の質問がよく聞き取れませんでしたので、また後ほどお答えさせていただきたいと思います。

まず内払ということで、議案の10ページということでございます。議案の10ページの附則の第3項のところ、11ページにかけてだと思えますけれども、今回12月のこの期末手当、職員にとっては勤勉手当につきましては12月10日、休みでしたかね、10日を期日としてお支払いしているわけですが、今回はそれを超える月数0.1月、職員については0.1月、特別職につきましては0.05月超える手当でというふうになりますので、このときに支払ったものにつきましては、内払とみなして、今回追加してお支払いをするという意味の内払でございます。

2つ目はちょっとわかりませんでした、3つ目の民間との差がどれぐらいあったのかということでございます。これにつきましては、人事院勧告、国の人事院のほうで民間の業者の、50人以上の民間事業所、1万2,400事業所、53万人の実態調査をされたというところでございます。その民間事業所と国家公務員と比較した場合に、給与で631円、これが0.15%になるようでございます。

それから賞与のほうで0.12月差があって、民間事業所のほうが多かったということでございましたので、今回、給与については0.2%、それから賞与につきましては0.1月分上げるようにという勧告をしたところでございます。

2つ目の平準化された方法は、支給月数……。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

はい、済いません。

○15番（海野隆平議員）

特別職の、いわゆる期末手当の支給の方法だと思いますけど、今まで6月、12月ということで、同等に平準化して一緒に同じ金額の中でやってたわけですけど、今回12月分だけが、いわゆるふえたわけですけど、なぜそういうやり方をとったのかですね、お聞きするところであります。

それと、県内の19の市町村の状況でありますけど、県内の19の市町村の状況はどうであるのか、わかっていればお答えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。6月と12月、平準化された理由というふうに言われたとこ

ろでございます。特別職の関係で言いますと、現行が、6月が1.55月、12月が1.55月の3.10月でございました。今回これを改正するに当たりまして、平成29年度に限っては12月分を0.05月ふやしまして、6月分は支給してありますので、0.05ふやしまして1.60、合計で3.15月としたところでございます。

議案の第2条、第4条のほうに、平成30年度以降の月数も改正しますよというふうに書いてあるかと思えます。期末手当、6月を1.50、それから12月を1.65ということで、合計は3.15で、今回改正後と変わらないんですけども、やはり通常、こういうボーナス的なものにつきましては、6月よりも12月のほうが多いというのが一般通例でございますので、前、議会議員のほうからもその指摘は受けたというふうに聞いておりますので、今回、それを通常の並に0.15の差をつけて12月のほうを多くしたというようなところでございます。

19市の状況でございます。19市につきましては、11月30日現在の状況しかわかっておりませんので、それはそのとおりされているかどうかは、わからないところでございます。

失礼いたしました。11月30日現在で申し上げたいと思います。まず特別職についてでございますが、19市のうち、国に準拠して今回の本市と同じようにしようというところが曾於市を含めまして17市、あとの2市は未定ということでございますので、この動向については、ちょっと把握していないところでございます。

それから一般職についてでございますが、一般職員につきましては、国に準拠する19市全てでございます。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。

よって、議案2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず議案第78号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に議案第79号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩	午後	2時07分
再開	午後	2時16分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第21 議案第80号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第21、議案第80号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第21、議案第80号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について説明をいたします。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1,680万9,000円を追加し、総額を235億5,791万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要を配布しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、1ページをお開きください。今回の補正予算は、特別職の期末手当並びに一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳入から説明しますと、繰入金は、財政調整基金繰入金を1,680万9,000円追加しております。歳出については、給料職員手当等共済費繰出金を1,680万9,000円追加しております。

よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

一般会計と特別会計と分けての審議ということですね、これこそ一緒のほうが質問がしやすかったんですけど、一応分けてありますので、2点ほど質問をいたします。

今回のこの、先ほど可決されました条例改正についての予算措置のための議案で、第80号はあります。この補正予算書を見ますと、新たな補正額が1,680万9,000円ということでございます。まず質問でありますけども、この1,680万は、財政調整基金からの全額繰り入れで、一応賄うことになっております。このことで結果として、議決された後の、この財調の基金残高が23億675万2,000円になります。

先日の総括質疑の中で、この財調についての本年度29年度の考え方、今後の取り組みについて、一応、当局の答弁では、決算剰余金を6億円充てたいという財政課長答弁でありましたね。財政課長ですね。この23億円を6億円足したとして、あと1億円足りないんですけども、私個人は30億にこだわる必要ないと、基本的には考えていますが、一応質疑の関係上、そうならざるを得ませんので、教えてください。

残りの1億円については、今後のこの3月までの補正予算で、もうあと機会が1回か2回しかないと思うんですが、その中で繰り入れを考えているのかどうかな。少なくない金額なんですよ、1億円というのは。どのようにこの積み立てについては、決算剰余金のほかに考えているか。あるいは決算剰余金が6億円じゃなくて7億円ほどと見ていいのかどうかを含めて、今後の、本年度29年度分の積み立て等について、お答えください。これが第1点でございます。

それから第2点目は、今回提案されたこの1,680万9,000円というのは、あくまでもこの一般会計における特別職並びに職員の条例改正の伴うこの財源対策というふうに理解していいのか。後ほど提案されます各特別会計についての分は、また財源対策はまた別個な形での財源の対策になるのか、これは後ほどお聞きいたしますけれども、確認方々の質問でございます。

一応、2点です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは今、御質問のありました財政調整基金の関係について、まずお答えいたします。

先般、総括質疑で決算剰余金を6億円ほど見込むということでお話をさせていただいたところですが、今後6億円ぐらいは、程度は見込めるという形で考えているところございまして、その後の専決処分、そうした最終的な決算剰余金で、なるべくその30億円に近づけたいと思っているところでございます。

それと今回の一般会計のほうの財政調整基金1,680万9,000円は、一般会計職員分と、それと特別会計、中には国民健康保険特別会計、それから介護保険特別会計、それと後期高齢者医療特別会計、それと生活排水処理事業の特別会計、これに基づく人勧分の繰出金が入っております。そういったものと、それ以外にこの後出てきます特別会計の公共下水道分と簡易水道事業会計の分ですね、これについてはおのおのの会計で繰越金で対処をしているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

特別会計が提案されていないから、ちょっと質問がしづらいんですけども、後ほど質問いたします。

この財調について、6億円を決算剰余金、残りについては、今後1億円については、何らかの形で積み立てたいというところではありますが、ちょっと説明が不十分だと思うんです。お聞きしますが、その根拠があるんでしょうか。根拠があつての1億円でしょうか。そのあたり、根拠がないのかどうかですね、そのあたりを含めてお答え願いたいと考えています。

繰り返しますが、私は何が何でも30億円という気持ちはないんですよ。議論の展開上、質問しているわけであってですね、それは一応前提に答弁していただきたいと思っております。

○財政課長（上鶴明人）

今ありました、30億円に近づけたいための、今回でいきますと23億になりますので、約7億円足りないということで、この前申しました決算剰余金からすると1億円低いのではないかとということでございます。

この前お話をさせていただきました6億円につきましては、6億円は見込めるという形で答弁をしましたところでございます。今後につきましても、最終的な決算剰余金、そういうものを加味して30億円に近づけたいと考えているところでございます。ですから、確実にこの財源で1億あるのかと言われると、今のところでは、確実にございますとは言えないところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第80号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって議案第80号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第81号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

日程第23 議案第82号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

日程第24 議案第83号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて

日程第25 議案第84号 平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

日程第26 議案第85号 平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第27 議案第86号 平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

日程第28 議案第87号 平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第22、議案第81号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから日程第28、議案第87号、平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの、以上7件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第22、議案第81号から日程第28、議案第87号まで一括して説明をいたします。

まず、日程第22、議案第81号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額に31万3,000円を追加し、総額を69億3,996万9,000円とするものです。

それでは予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、3ページをお開きください。今回の補正予算は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳入については繰入金を31万3,000円、歳出については総務費を31万3,000円をそれぞれ追加しております。

次に、日程第23、議案第82号、平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の5ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額に16万3,000円を追加し、総額を5億7,377万4,000円とするものです。

それでは予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、4ページをお開きください。今回の補正予算は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳入については繰入金を16万3,000円、歳出については総務費を16万3,000円、それぞれ追加しております。

次に、日程第24、議案第83号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の9ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額に76万5,000円を追加し、総額を56億1,809万6,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、5ページをお開きください。今回の補正予算は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳入については繰入金を68万1,000円、歳出については総務費を66万1,000円、それぞれ追加するものが主なものであります。

次に、日程第25、議案第84号、平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の13ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額に10万3,000円を追加し、総額を1億8,610万2,000円とするものです。

それでは予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。今回の補正予算は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳入については繰越金を10万3,000円、歳出については公共下水道事業費を10万3,000円、それぞれ追加しております。

次に、日程第26、議案第85号、平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の17ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額に5万1,000円を追加し、総額を1億1,433万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので7ページをお開きください。今回の補正予算は、一般職員の給料及び勤勉手当の改正による追加であり、歳入については繰入金を5万1,000円、歳出については総務費を5万1,000円、それぞれ追加しております。

次に、日程第27、議案第86号、平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額に4万4,000円を追加し、総額を1,643万円とするものです。

それでは予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。今回の補正予算は、一般職員の給料及び勤勉手当の改正による追加であり、歳入については繰越金を4万4,000円、歳出については簡易水道事業費を4万4,000円、それぞれ追加しております。

次に、日程第28、議案第87号、平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の25ページをお開きください。第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に49万3,000円を追加し、予定額を5億5,338万2,000円とするものです。

それでは予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。今回の補正予算の収益的支出は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、水道事業費用を49万3,000円追加しております。

以上で、日程第22、議案第81号から日程第28、議案第87号まで一括して説明をいたしました。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

先ほどの一般会計の1,680万9,000円との関連で、特別会計について質問いたします。

先ほどの一般会計での補正額1,680万9,000円は、この特別会計の幾つかについても繰入金で計上されて、市長、説明されました勤勉等に対しての、いわば予算措置がとられておりますが、質問であります、この議案の81号から87号の7件の特別会計の中で、一般会計からの繰り入れによる財源補填を行っているのは、議案の第何号と何号であるのかが、まず質問の第1点。

この繰り入れが行われていない特別会計については、それぞれどういった財源措置を、金額は少ないんですけども、行っているのか、丁寧に答えていただきたいと考えております。

ちょっと何回も見たとこですね、わかりづらい点がありますので、お聞きいたします。

○財政課長（上鶴明人）

それでは今、議員からありました質問にお答えいたします。

一般会計の中で、財政調整基金と先ほどありました繰り入れをしておりますが、

その中で見ております他特別会計の分でございます。

まず第22号ですね、議案第81号、国民健康保険特別会計への繰出金。それから議案第82号、後期高齢者医療特別会計補正予算に対する繰出金。それから議案第83号、介護保険特別会計の補正予算に対する繰出金。それから議案第85号、曾於市の生活排水処理事業特別会計予算に対する繰出金が、以上4つの特別会計へ人件費分では繰り出ししております。

そのほかの第84号議案の公共下水道事業特別会計につきましては、繰越金で行っているところでございます。それと第86号、笠木簡易水道事業特別会計補正予算につきましても、繰越金で行っているところでございます。議案第87号につきましても、同じように、その会計内での処理で行っているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

ちょっとお待ちください。

(何ごとか言う者あり)

○議長（原田賢一郎）

暫時、休憩します。

_____. _____. _____
休憩 午後 2時34分
再開 午後 2時35分
_____. _____. _____

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○財政課長（上鶴明人）

大変申しわけございませんでした。水道事業会計の場合は、内部留保金で処理をしているということでございました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案7件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。

よって議案7件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず議案第81号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に議案第82号、平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に議案第83号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に議案第84号、平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に議案第85号、平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に議案第86号、平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に議案第87号、平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第29 発議第4号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書案

○議長（原田賢一郎）

次に日程第29、発議第4号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○4 番（岩水 豊議員）

発議第4号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

平成29年12月22日。曾於市議会議長、原田賢一郎殿。

提出者、曾於市議会議員、岩水豊、賛成者、同上、久長登良男、賛成者、同上、重久昌樹、賛成者、同上、宮迫勝、賛成者、同上、今鶴治信、賛成者、同上、伊地知厚仁、賛成者、同上、渡辺利治。

提案理由。道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率かさ上げ措置は、平成29年度までの時限措置となっています。引き続き道路事業予算確保のため、補助率かさ上げ措置の継続を要望する意見書を提出するものであります。

意見書については、別紙のとおりであります。お目通しください。

以上、御採択くださいますよう、お願いします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の

方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま、意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。

よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

_____・____・_____

日程第30 閉会中の継続調査申出について

○議長（原田賢一郎）

次に日程第30、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。

よって各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

_____・____・_____

日程第31 議員派遣の件について

○議長（原田賢一郎）

次に日程第31、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣の件については、会議規則第167条の規定により、次期定例会まで、お手元に配布のとおり、議員を派遣することし、変更が生じた場合は、議長において決定することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。

よって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において処置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回12月議会におきましては、11月の市議選挙後の初めての議会になりました。私たち当局から提案いたしました予算並びに人事案件を含めて、全て可決していただきました。

議会の皆さん、また市民の声を十分聞きながら執行してまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上を持ちまして、平成29年第4回、曾於市議会定例会を閉会いたします。

—————・—————・—————

閉会 午後 2時47分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 4 号	曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 5 号	曾於市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 6 号	曾於市農村地域工業等導入促進条例の廃止について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 3 号	平成29年度曾於市一般会計補正予算（第 6 号）について（所管分）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 7 号	曾於市教職員住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 0 号	指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）	全会一致 可 決
議 案 第 7 3 号	平成29年度曾於市一般会計補正予算（第 6 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 7 4 号	平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 5 号	平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 6 号	平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 8 号	市の境界変更について	全会一致 可 決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 9 号	字の区域変更について	全会一致 可 決
議 案 第 7 1 号	指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）	全会一致 可 決
議 案 第 7 2 号	指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）	賛成多数 可 決
議 案 第 7 3 号	平成29年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）	全会一致 原案可決

道路事業予算の総額確保等に関する意見書

少子高齢化による人口減少による人口減少が加速する中で、地方自治体が独自の特色を生かし、輝く「地方創生」を成し遂げるために、道路は重要な役割をはたすものである。

本市においても、高規格道路「東九州自動車道」の開通により物流の活性化が図られており、地方高規格道路「都城志布志道路」においても道路財源の確保により着実に事業進捗が図られていることに感謝を申しあげる。

また、橋梁・トンネル等の重要構造物は建設後50年以上経過するものが増加し、老朽化対策が喫緊の課題となっているが、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という）の規定による補助率嵩上げの措置は、平成29年度までの時限措置となっており、廃止となれば財政負担が増加し、地方の自治体にとって致命的な問題となる。

以上のようなことから、「道路財特法」の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続するよう強く要望すると共に、地方のネットワークを形成する道路事業への予算確保を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年12月22日

鹿児島県曾於市議会

衆議院議長	大島 理森 殿
参議院議長	伊達 忠一 殿
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿
財務大臣	麻生 太郎 殿
国土交通大臣	石井 啓一 殿